2018（平成 30 年度）

UNIVERSITY
ACCREDITED
2012.4~2019.3

学　生　便　覧

学校法人　順正学園

KUHW
Kyushu
University of
Health and Welfare

九州保健福祉大学

この学生便覧には、九州保健福祉大学の学生として、在学中に必要な学則その他事項が多岐に渡り書かれていますので、よく読んで下さい。

年間行事予定（平成 30 年度学年暦）

前　期

４月　２日(月)	在学生・編入生オリエンテーション
４月　２日(月)～　４日(水)	在学生　履修登録期間
４月　４日(水)	新入生・編入生オリエンテーション
４月　５日(木)	新入生・編入生オリエンテーション 新入生統一試験
４月　６日(金)	入学宣誓式
４月　９日(月)	前期授業開始
４月　９日(月)～１３日(金)	新入生・編入生　履修登録期間
４月１４日(土)・１５日(日)	健康診断
４月１６日(月)～２０日(金)	履修確認期間
４月３０日(日)	創立者の日
５月　１日(火)	７月１６日(月)海の日の振替休日
５月　２日(水)	学園創立記念日振替休日
５月　４日(金)	学園創立記念日
７月１６日(月)	海の日　通常授業（５／１振替休日分）
８月　３日(金)	前期授業最終日
８月　４日(土)～３１日(金)	夏期休業
８月　４日(土)～　８日(水)	予備日
９月　３日(月)～　７日(金)	追試験・再試験
９月　３日(月)～１９日(水)	集中講義・補講
９月１４日(金)	前期成績発表

後　期

９月２０日(木)	後期オリエンテーション・チューター面談
９月２１日(金)	後期授業開始
９月２４日(月)	通常授業（１／１８大学入試センター試験準備休講の振替日）
９月２１日(金)～２７日(木)	履修修正期間
１１月　２日(金)	九保祭準備のため休講
１１月　３日(土)・　４日(日)	第２０回九保祭
１１月２３日(金)	通常授業（１１／２休講祭準備休講の振替日）
１２月２２日(土)～２６日(水)	集中講義・補講
１２月２８日(金)～　１月　６日(日)	冬期休業
１月１８日(金)	大学入試センター試験準備のため休講
１月２９日(火)	月曜日後期１６回目の授業日
１月３０日(水)	金曜日後期１６回目の授業日
１月３０日(水)	後期授業最終日
１月３１日(木)～２月９日(土)	予備日
２月１２日(火)～１５日(金)	追試験・再試験
２月１２日(火)～２８日(木)	集中講義・補講
３月１９日(火)	学位記授与式
３月２０日(水)～３１日(日)	学年末休業
３月２２日(金)	後期成績発表

授　業　時　間

	午　　前		午　　後		
時　　限	１時限	２時限	３時限	４時限	５時限
時　　間	9:00 ～ 10:30	10:45 ～ 12:15	13:10 ～ 14:40	14:55 ～ 16:25	16:40 ～ 18:10

学校法人 順正学園

建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に
引き出し引き伸ばし、社会に有為な
人材を養成する。

加計

Mission Statement

Our aim is to maximize students' individual potential and develop good citizens in both local and international communities.

創立者　加計　勉

創立者の加計勉(1923 年-2008 年)は、戦後間もない広島の地に立ち、原爆投下で一面焼け野原となった惨状を目の当たりにし「資源の少ない我が国を復興させるには、まず教育による人材育成が急務である。大学を目指す若者たちの一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしたい。」との思いから、建学の理念として「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」を掲げました。
また同時に、世界中の人々と友達になれば戦争なんて起こらないと国際交流を積極的に推進しました。

主な設立校等　　※については退任後の設立

●学校法人順正学園
　吉備国際大学、九州保健福祉大学、吉備国際大学短期大学部（順正短期大学)、順正高等看護福祉専門学校、※九州保健福祉大学総合医療専門学校

●学校法人加計学園
　岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、※千葉科学大学、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校、岡山理科大学附属高等学校、※岡山理科大学附属中学校

●社会福祉法人
　順正保育園、(特養）グリーンヒル順正

●学校法人ゆうき学園
　ゆうき幼稚園

●学校法人広島加計学園
　英数学館小学校、英数学館中学校、英数学館高等学校

●学校法人英数学館

●学校法人吉備高原学園
　吉備高原学園高等学校

主な受賞

・春の園遊会（天皇陛下主催）に招待を受ける
・藍綬褒章を受ける
・高梁市より名誉市民に推戴される
・勲二等瑞宝章を受ける

「建学の理念」

学校法人順正学園理事長・総長

加計 美也子

岡山県において初となる女子高等教育機関として、明治１８年に創設された順正女学校に由来する伝統の灯を後世に伝えたいという地域社会の強い要望を受け、昭和４２年に創立者である加計勉により「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもとに、学校法人高梁学園（平成２２年４月に学園名を学校法人順正学園に改称）が設立され、順正短期大学および順正高等看護専門学院を開設、また平成２年４月には高梁市と本学園の公私協力方式により、吉備国際大学を社会学部のみの単科大学で開設いたしました。

平成１１年に、宮崎県延岡市との「公私協力方式」で社会福祉学部・保健科学部の２学部６学科でスタートいたしました本学は、その後、平成１４年に通信教育部ならびに通信制大学院社会福祉学研究科・保健科学研究科、平成１５年には質の高い薬剤師の養成を目指した薬学部を増設いたしました。尚、薬学部は平成１８年から６年制教育へ移行し、医療技術の高度化、新薬の進展などに伴う医薬品の安全管理といった社会的要請に応えることができる薬剤師の養成を行っております。さらに平成２０年に社会福祉専門職の養成をより高度なものへと発展させるために、系列校である吉備国際大学との連携により通信制連合大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程を、平成２２年には視機能療法学別科を、平成２４年には、大学院医療薬学研究科博士課程並びに臨床工学別科を増設し、平成２７年には臨床検査技師と細胞検査士の両資格を有する高度医療の担い手として活躍できる人材を養成する生命医科学部生命医科学科を開設いたしました。このように、本学はめまぐるしく変貌する我が国の多様なニーズに対応できる人材を養成するべく、教育内容の充実と拡充を常に図って参りました。

本学は知識と技術習得のみならず、学生一人ひとりの人間的な成長（人としての幅）を育み、自らの人生を価値あるものにできるよう、情緒豊かで信頼に足る人材を育成し社会に送り出せる努力をしております。九州保健福祉大学の伝統と歴史を築いていく皆さんの向学心溢れる意欲と熱意に対し、多大な期待を寄せております。

コミュニケーションとコラボレーション

九州保健福祉大学
学長　髙崎　眞弓

皆さんの入学を心からお祝い申しあげます.
教職員一同は、皆さん方一人ひとりの能力を最大限に引き出し、楽しく勉学できるよう全面的に支援いたします.

皆さんの最終ゴールは、国家試験に合格することでしょうが、それ以外にも在学中に学んで欲しいことがあります.

皆さんは将来、医療の場で働くことになると思います. 医療現場で働く人たちは、社会に必要不可欠です. そのため、医療機関や医療従事者を「社会的共通資本」と呼んだりします.

今日の医療は「チーム医療」で、いろいろな職種の人たちがかかわってつくり出す医療です. 一人の患者さんの診療に多くの人たちがかかわります. このかかわりが、滞りなく正確に遂行されるためには、コンピューターやメールで伝達するだけでは不十分で、医療従事者間の濃密なコミュニケーションが必要です.

馬術競技で馬をみごとに操り人馬一体となって跳躍する姿や、路上で盲導犬が目の悪い方をたくみに誘導する姿をみると、人と動物のすばらしいコミュニケーションに感激します. 皆さんがコミュニケーションを成立させなければならない相手は、患者さんまたは医療従事者です. 人対人のコミュニケーションですから、特段むずかしいことはありません. ただ、必要なときに、過不足なく、正確にコミュニケーションを成立させることが求められます.

本学は、最終ゴールとして国家試験合格を掲げる医療系の職業専門大学かもしれません。本学は、皆さんに必要な専門事項を余すところなく教授します. 数年後、国家試験に合格すると、専門的な医療従事者が誕生します. 専門家は自分の専門のことしかできませんが、それでも、専門用語で話が通じる世界に身を置くことは楽しいものです. ところが、月日が経つと往々にして固い殻に閉じこもった「専門バカ」になり、そこから抜け出せなくなります.

専門家は、専門用語が通じない人たちと密度の濃いコミュニケーションができなければ、画期的な仕事はできません. そのためには、学生時代に他者とコラボレーションする能力を涵養しておくことが大切です.

どうやって助け合うか、どうやって支援し合うか、どうやって一人では決して達成できないような大きな仕事を共同で成し遂げるか. そのために必要なのがコミュニケーションです.

現在の自分に満足することなく、本を読み、他人の意見を聴き、議論し、体を鍛えて、大きく成長して卒業されることを期待しています.

目　　次

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成の方針

スポーツ健康福祉学科 …… 1
臨床福祉学科　臨床福祉専攻 …… 3
臨床福祉学科　臨床心理専攻 …… 5
作業療法学科 …… 7
言語聴覚療法学科 …… 9
視機能療法学科 …… 11
臨床工学科 …… 13
薬学科 …… 15
動物生命薬科学科 …… 17
生命医科学科 …… 19

九州保健福祉大学の概要

順正学園・九州保健福祉大学沿革 …… 23
九州保健福祉大学組織図 …… 24

学則

九州保健福祉大学学則 …… 25

大学生として

学 生 心 得 …… 57
窓口業務一覧 …… 57
諸手続・相談 …… 58
学生への連絡 …… 59
　Universal Passport
　掲 示 板

学籍及び各種証明について

学生番号・学生証 …… 61
　学生番号
　学 生 証
学費の納入 …… 62
休学・復学 …… 62
退学・除籍 …… 62
異動の届出 …… 62
証　明　書 …… 63

学習要項

授　　業 …… 65
　授業時間
　休　　講
　警報発令時の休講措置
　公共交通機関等が不通になった場合の取扱い
出席登録 …… 66
　学生証による出席登録
公　　欠 …… 66
　公欠の範囲及び必要添付書類
単　　位 …… 66

履修登録 ……67
履修にあたって
履修の手続き
シ ラ バ ス
時 間 割 表
科目クラス
試験・成績 ……68
卒　　業 ……69
カリキュラム ……69
ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科 ……70
臨床福祉学科　臨床福祉専攻 ……75
臨床福祉学科　臨床心理専攻 ……79
作　業　療　法　学　科 ……83
言 語 聴 覚 療 法 学 科 ……85
視 機 能 療 法 学 科 ……87
臨　床　工　学　科 ……89
薬　　学　　科 ……91
動 物 生 命 薬 科 学 科 ……95
生　命　医　科　学　科 ……98
オンデマンド授業の履修について …… 101
みやざきＣＯＣ＋(プラス)授業の履修について …… 101
放送大学の授業科目 …… 102
学　　期
受　　講
通信指導
単位認定試験
受講申込
九州保健福祉大学社会福祉学部相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせ …… 103
九州保健福祉大学社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせ …… 104
九州保健福祉大学薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ …… 106
薬学部薬学科の授業科目履修について …… 106
単位の認定
進級と留年
学内実習における注意事項

資　格

資格一覧 …… 107
教育職員免許状 …… 110
Ⅰ．共通事項 …… 110
免許状の種類及び教科
教職課程で習得すべき科目の種類及び最低単位数
その他の条件
Ⅱ．中学校教諭 1 種免許状（保健体育）・高等学校教諭 1 種免許状（保健体育） …… 111
教科に関する科目
教職に関する科目（中・高保健体育）
教科又は教職に関する科目（中・高保健体育）
教育免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（中・高保健体育）
「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（中・高保健体育）
介護等体験の義務（中学校保健体育）
Ⅲ. 高等学校教諭 1 種免許状（福祉） …… 114
教科に関する科目（福祉）
教職に関する科目（福祉）
教科又は教職に関する科目（福祉）
教育免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（福祉）
「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（福祉）

社会福祉士国家試験受験資格 …… 117
精神保健福祉士国家試験受験資格 …… 119
介護福祉士（国家試験受験）資格 …… 121
公認心理師国家試験受験資格 …… 123
認定心理士資格 …… 125
障がい者スポーツ指導者（初級）資格 …… 126
レクリエーション・インストラクター資格 …… 126
スポーツ・レクリエーション指導者資格 …… 126
健康運動実践指導者認定試験受験資格 …… 127
健康運動指導士認定試験受験資格 …… 128
日本体育協会公認スポーツリーダー資格等 …… 129
JPSUスポーツトレーナー資格 …… 131
はり師・きゆう師国家試験受験資格 …… 132
食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格 …… 135
学芸員資格 …… 136
実験動物技術者認定試験受験資格 …… 137
動物看護師統一認定試験受験資格 …… 138
細胞検査士認定試験受験資格 …… 139

充実した学習のために

図書館 …… 141
E-Mail アドレス …… 144
情報処理室とＬＬ(Learning Laboratory)教室 …… 144
学内ネットワークへの接続 …… 144
　認証について
　認証申請とウイルス対策
　無線ＬＡＮ
　禁止事項
国際交流 …… 146
　教育交流協定学校紹介
　各学校のプログラム紹介

学生生活

学生相談 …… 151
　チューター制度
　保健室
　学生相談室
　意見箱
通学方法について …… 151
遺失物・拾得物について …… 152
アルバイトについて …… 152
奨学金制度 …… 152
　九州保健福祉大学奨学金
　順正学園教育後援会奨学金
　日本学生支援機構
　介護福祉士等修学資金貸付制度
　宮崎県育英会
　府・県その他育英会
教育・学費ローン …… 154
　国の教育ローン
　順正学園提携による教育ローン
喫　　煙 …… 155

課外活動（サークル活動） ……155
団体の結成
課外活動届
掲示物・印刷物
フィットネスルームの利用について
学研災・学研賠保険について …… 155
学生教育研究災害保険
学研災付帯賠償責任保険
ＡＥＤ（緊急用除細動器） …… 156
九州保健福祉大学ボランティアセンター …… 157
個人情報の取扱いについて …… 158

就　職

就　　職 …… 159
キャリアサポートセンターの業務
情報提供の方法
提出書類について
キャリアサポートセンターの利用時間・連絡先

関係諸規程

九州保健福祉大学学位規程 …… 161
九州保健福祉大学履修規程 …… 167
九州保健福祉大学公欠に関する申し合わせ …… 170
九州保健福祉大学納付金納入規程 …… 172
九州保健福祉大学納付金納入規程第７条に基づく分納許可基準 …… 175
九州保健福祉大学社会福祉学部進級に関する規程 …… 176
九州保健福祉大学鍼灸健康福祉コースに関する規程 …… 176
九州保健福祉大学介護福祉コースに関する規程 …… 180
九州保健福祉大学保健科学部作業療法学科進級に関する規程 …… 182
九州保健福祉大学保健科学部言語聴覚療法学科進級に関する規程 …… 182
九州保健福祉大学保健科学部視機能療法学科進級に関する規程 …… 183
九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科進級に関する規程 …… 183
九州保健福祉大学薬学部薬学科進級に関する規程 …… 184
九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程 …… 184
フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部留学規程 …… 185
九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科授業科目履修に関する規程 …… 185
九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科進級に関する規程 …… 186
九州保健福祉大学学生賞罰規程 …… 187
九州保健福祉大学学友会会則 …… 190

校舎案内図

大学校舎・敷地配置図 …… 195
講義室・実習室・研究室等配置表 …… 196
講義室・研究室等配置図 …… 197

学歌・学園歌

学　歌 …… 217
学園歌 …… 218
逍遥歌 …… 219

九州保健福祉大学

学　生　便　覧

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成の方針

九州保健福祉大学の概要

学　　則

大　学　生　と　し　て

学籍及び各種証明について

学　習　要　項

資　　格

充実した学習のために

学　生　生　活

就　　職

関　係　諸　規　程

校　舎　案　内　図

学　歌　・　学　園　歌

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成の方針

卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成の方針

社会福祉学部　スポーツ健康福祉学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

スポーツ健康福祉学科（以下、「本学科」）では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師きゅう師としての基礎学力に加え、人々の生活の質の向上に資する専門知識・技能・態度を修得し、社会に有為な人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（１）相手を慮り責任を持って行動できる力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゅう師として、対象者がもつ背景や属性、価値観等の多様性を理解し、相手の立場を尊重することができ、地域や多職種との連携・協働を行うことができる。

（２）社会や他者に能動的に貢献しようとする姿勢

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゅう師として、地域社会の動向をふまえ、福祉、スポーツ・健康運動および医療の現場において必要とされる実践力を身につけ、社会や他者のために自ら積極的に責任ある行動をとることができる。

（３）専門的知識・技能の活用力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゅう師として、各領域で必要とされる福祉・健康・運動・医療分野の体系的・相互関連的知識の学修成果を、状況に応じて総合的に活用することができる。

（４）問題発見・解決力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゅう師として、福祉、スポーツ・健康運動および医療の現場の諸課題についての問題を発見・理解し、問題解決に必要な論理的・実践的知識および資源を活用することで、問題解決のための実践的方法を選択・実行することができる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1　教育内容

（１）共通基礎科目を通して、社会人として基礎的な知識を身につけ、さまざまな場面において必要とされる思考力、洞察力、判断力を養成します。また、支援対象者や協働する多機関、多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結びつけるための基礎知識を学びます。

（２）社会福祉系科目を通して、福祉社会を担う者として、豊かな人間性と倫理観を身につけ、対人援助者としての使命感、責任感の育成を図ります。地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使して、課題の発見から解決方法を導き出していく実践力を身につけます。さらに、スペシフィック領域では、スクールソーシャルワークおよび医療ソーシャルワークに関す

る専門知識、技術について学びを深めます。

（３）スポーツ健康専門科目を通して、身心の健康の維持・増進を図り、すべての人々の生活の質の向上に役立てるために必要なスポーツ・健康運動に関する専門知識を修得し、実践力を養成します。

（４）鍼灸健康専門科目を通して、東西両医学からみた人体構造・機能の生理的・病理的状態に関する知識、ならびにそれらを基盤とした臨床医学の知識を修得します。実習を通して的確かつ安全な鍼灸治療技術を学び、人々の健康維持増進に貢献できる臨床態度および能力を獲得します。

（５）総合科目を通して、社会福祉、スポーツ・健康運動、鍼灸治療分野の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決力を獲得します。

２　教育方法

（６）専門領域の実習科目では、主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。

（７）専門教育科目においては、教室外学修の課題を課し、適宜形成的評価のためのフィードバックを行います。

（８）社会福祉士やはり師きゆう師、健康運動指導士等の国家資格や認定資格に必要な専門的知識の修得状況を、確認テストの実施によって継続的にモニタリングします。また、学科教員による国家試験・認定試験対策のための時間を開設し、段階を追ったプログラムを実施します。

（９）チューター教員との面談を適宜に設け、自己の学修成果と学生生活について「ふりかえり」を行います。

３　教育評価

（１０）2年生時のGPAおよび2年次までの修得単位数に基準を設け、スポーツ健康福祉学演習、卒業研究を履修する基礎レベルが修得できていることを求めます。

（１１）4年間の学修成果の評価は卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって評価ルーブリックを　活用し総括的評価を行います。

社会福祉学部　臨床福祉学科　臨床福祉専攻

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床福祉学科臨床福祉専攻(以下、「本専攻」という)では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、福祉現場のニーズに対応できる専門知識・技術を修得し、実践力を備えた福祉・教育人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

(1)　社会貢献力
福祉を担う人材として、社会的に課題を抱えた地域・人々に対して貢献することができる。

(2)　行動力
福祉社会を担う者として、思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観を身につけ、社会や他者のために責任ある行動をとることができる。

(3)　福祉実践力
地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使し、課題の発見から解決を導き出していくことができる。

(4)　コミュニケーション能力
社会的に課題を抱えた地域・人々、協働する多機関や多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結び付けることができる。

(5)　教育能力
地域社会の福祉力および社会福祉現場の専門性を向上させるための教育をすることができる。

(6)　研究能力
社会や福祉の現場の課題を的確に把握し、情報を集め、分析し、考察することができる。

(7)　自己研鑽力
福祉の進歩と改善に対応するため、社会や福祉現場の動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けることができる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。福祉専門職に必要な基礎的知識・技能・態度に加えて、福祉現場に対応した実践的能力を身につけることを目的にカリキュラムを構成しています。
履修系統図およびモデルカリュラムを示し、個々の学生が目的とする資格取得のための道筋をわかりやすく明示します。

1　教育内容

（1）4年間を通した学修の基礎となる共通教育においては、必修科目である「QOL概論と人間の尊厳」と「社会福祉の基礎」を中心に「英語共通」、「情報教育」、「総合教育」、「国際理解」、「人間と社会・文化」、「自然科学」、「健康教育」、「社会福祉の基礎」の8分野の履修を通して、現代社会における広範な問題の理解のための基本的視点・考え方を学びます。さらにそれらの学びを生かし、自らのキャリアを考えるキャリア教育科目を学びます。

（2）「英語共通」、「情報教育」、「総合教育」の3分野では、外国語科目、コンピュータ技術などを通して、情報収集を含むコミュニケーション能力育成をはかります。

（3）「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では、初年次教育をとおし、大学への適応をはかり、大学における基本的な学習スキルの獲得をはかります。

（4） 1・2年次において、地域における体験活動として「ボランティア活動」、「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の履修を奨励し、積極的に地域へ貢献する学外活動に参加します。

（5）入学時の専攻・コースで取得可能な資格・免許が取得できるよう、社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福祉士国家試験受験資格・介護福祉士国家試験受験資格・高等学校教諭一種免許状（福祉）などの取得に必要な科目を、1年次から体系的・系統的に配置します。

（6）国家試験合格に向けて希望者に対する学習機会を設け、各自の能力を分析し、主体的な学習を支援します。

（7）社会福祉や教育等の現場で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目を、1年次から4　　年次にかけて体系性・順序性を考えて配置します。

（8）「臨床福祉学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」および社会福祉・精神保健福祉・介護福祉の演習、実習をとおして、地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使し、課題の発見から解決能力の育成をはかります。

（9）「臨床福祉学科目」分野を設定し、「社会心理学」、「発達心理学」、「臨床心理」、「基礎カウンセリングⅠ・Ⅱ」などの心理系科目、「福祉住環境論」、「福祉施設とまちづくり」の福祉住環境科目、また、「運動療法」、「高齢者音楽療法」など、福祉周辺領域の科目を配置します。

2　教育方法

（１０）主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。

（１１）「ボランティア活動」「インターンシップ」などの学外活動では、福祉分野のみならず教育分野、環境分野、地域支援などの幅広い分野の中から自らが選択し、活動に参加します。参加時には活動目標を設定し、活動後には報告書を作成し担当の教員が添削します。報告書とともに報告会を実施し、気づきを深めます。

（１２）資格免許取得のための実習では、事前教育のなかで大学・実習施設・学生の3者で協議する場を設け個々の希望に合わせた実習教育内容を考えます。また、実習施設指導者や当事者を外部講師として招聘し、実習への動機づけを図ります。実習中は定期的に巡回指導を実施し個別の指導を徹底します。事後教育ではグループワークを中心とした実習の振り返りとともに、実習指導者や下級生の前での報告会を開催し、実習の成果を公表します。

（１３）社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などの国家資格に必要な専門的知識や能力確認のために、本学教員による国家試験対策のための時間の開設と受験対策の実施、外部テストの受験など、1年次より段階を追ったプログラムを実施します。

3　教育評価

（１４）社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高等学校教諭免許取得に必要な演習・実習の履修に当たっては、所定の科目の合格を求めます。

（１５）2年生終了時までの単位の取得状況を評価し、所定の条件を満たした学生には臨床福祉学演習の履修および卒　業研究の着手を認めます。

（１６）4年間の学修成果は卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって総括的評価を行います。

社会福祉学部　臨床福祉学科　臨床心理専攻

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床福祉学科臨床心理専攻(以下、「本専攻」という)では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、福祉現場のニーズに対応できる専門知識・技術を修得し、実践力を備えた福祉・教育人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（１）　社会貢献力

福祉を担う人材として、社会的に課題を抱えた地域・人々に対して貢献することができる。

（２）　行動力

福祉社会を担う者として、思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観を身につけ、社会や他者のために責任ある行動をとることができる。

（３）　福祉実践力

地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使し、課題の発見から解決を導き出していくことができる。

（４）　コミュニケーション能力

社会的に課題を抱えた地域・人々、協働する多機関や多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結び付けることができる。

（５）　教育能力

地域社会の福祉力および社会福祉現場の専門性を向上させるための教育をすることができる。

（６）　研究能力

社会や福祉の現場の問題を的確に把握し、情報を集め、分析し、考察することができる。

（７）　自己研鑽力

福祉の進歩と改善に対応するため、社会や福祉現場の動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けることができる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。福祉専門職としての業務に必要な基礎的知識・技能・態度に加えて、福祉現場をイメージした業務内容に対応した知識・技術・態度を身につけることを目的にカリキュラムを構成しています。
履修系統図およびモデルカリュラムを示し、個々の学生が目的とする資格取得のための道筋をわかりやすく明示します。

１　教育内容

（１）4年間を通した学修の基礎となる共通教育においては、必修科目である「QOL概論と人間の尊厳」と「社会福祉の基礎」を中心に「英語共通」、「情報教育」、「総合教育」、「国際理解」、「人間と社会・文化」、「自然科学」、「健康教育」、「社会福祉の基礎」の8分野の履修を通して、現代社会における広範な問題の理解のための基本的視点・考え方を学びます。さらにそれらの学びを生かし、自らのキャリアを考えるキャリア教育科目を学びます。

（２）「英語共通」、「情報教育」、「総合教育」の3分野では、外国語科目、コンピュータ技術などを通して、情報　収集を含むコミュニケーション能力育成をはかります。

（3）「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では、初年次教育をとおし、大学への適応をはかり、大学における基本的な学習スキルの獲得をはかります。

1・2年次において、地域における体験活動として「ボランティア活動」、「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の履修を奨励し、積極的に地域へ貢献する学外活動に参加します。

（4）入学時の専攻で取得可能な資格・免許が取得できるよう、社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福　祉士国家試験受験資格、認定心理士・レクリエーションインストラクターなどの取得に必要な科目を、1年次から体系的・系統的に配置します。

（5）国家試験合格に向けて希望者に対する学習機会を設け、各自の能力を分析し、主体的な学習を支援します。

（6）社会福祉の現場で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目を、1年次から4年次にかけて専攻やコースに体系性・順序性を考えて配置します。

（7）「臨床福祉学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」および社会福祉・精神保健福祉の演習、実習をとおして、地域社会や支援対象者に対して、社会福祉および心理学の知識、技術を駆使し、課題の発見から解決能力の育成をはかります。

（8）「臨床心理学科目」と「アニマルセラピー系科目」分野を設定し、1年次から4年次にかけて体系性・順序性を考えて配置します。

2　教育方法

（9）主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。

（１０）「ボランティア活動」「インターンシップ」などの学外活動では、福祉分野のみならず教育分野、環境分野、地域支援などの幅広い分野の中から自らが選択し、活動に参加します。参加時には活動目標を設定し、活動後には報告書の作成し担当の教員が添削します。報告書とともに報告会を実施し、気づきを深めます。

（１１）資格免許取得のための実習では、分野の選択は学生の希望を優先し、巡回指導においては個別の指導を徹底します。

（１２）社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格に必要な専門的知識や能力確認のために、学科教員による国家試験対策のための時間の開設、外部テストの受験、外部講師による受験対策の実施など、1年次より段階を追ったプログラムを実施します。

3　教育評価

社会福祉士、精神保健福祉士に必要な演習・実習の履修に当たっては、所定の科目の合格を求めます。

（１３）2年生終了時までの単位の取得状況を評価し、所定の条件を満たした学生には臨床福祉学演習の履修および卒業研究の着手を認めます。

（１４）4年間の学修成果は卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって評価ルーブリックを活用し総括的評価を行います。

保健科学部　作業療法学科

Ⅰ．卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

作業療法学科（以下「本学科」）では、本学の課程を修め、126 単位の単位修得と必修等の条件を充たし、有能な作業療法士として社会に貢献できうる実践力と、作業療法の発展に寄与できる研究能力を修得した人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（１）人間活動の科学としての理解

人間活動を、身体・精神心理・認知・環境・社会等のあらゆる側面における現象として捉え、活動の技法や意味を科学的に理解している。

（２）臨床コミュニケーション

対峙する対象者の真意を汲み取り、また、意志の自己表現が困難であってもその想いを推し量り、更に、理解が困難な場合は解りやすい手段を工夫して理解を得ようとする姿勢がある。

（３）共感

浅薄な同情や感情移入ではなく、障害を持ちながら生きていく対象者や家族の困難と悩みを客観的に理解し労わることができる。

（４）倫理観と遵法精神

医療人としての高い倫理観と遵法精神を持ち、対象者や家族の人権を尊重し保護することができる。

（５）医学的知識の理解と全人間的評価

種々の疾病についての医学的知識を理解･集積し、これを基に個々の対象者の障害（活動制限）となる医学的原因を特定し、その障害の質と程度および個人的・社会的背景を統合して全人間的な理解ができる。

（６）作業療法の実践

個々の対象者の障害の本質を理解して問題点を焦点化し、生活を再建あるいは再構築するための作業療法プログラムを立案し、実践できる。

（７）変化への対応

作業療法プログラム実施の過程における対象者の変化に気付き、それに応じてプログラムを再検討して修正できる。

（８）チーム医療

他職種の意義を理解し尊重し、良好な人間関係の維持に努め、対象者のためにリハビリテーションチームの一員として連携できる。

（９）作業療法の進歩への貢献（研究）

知識や技術の集積に留まらず、常に疑問を持ち可能性を探り、研究のテーマを発見し、計画・実施ができる。

Ⅱ．教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1　教育内容

（1）基礎科目群では、医療人としての資質の基盤となる教養として「コミュニケーション論・医療英語」等を学びます。また、健康に関する諸問題を科学的に捉える視点の基盤として、「QOL概論・健康科学論」等を学びます。

（2）専門教育科目のうちその基礎となる科目では、身体的・心理的な人間理解を目的に「解剖学・生理学・臨床心理学」等を学びます。また、障害の成り立ちとリハビリテーションを理解するために「一般臨床医学・リハビリテーション概論」等を学び、これらの科目の更なる理解を目的に「運動学・運動発達学」等を、疾病の理解を目的に「ハビリテーション医学・整形外科学・精神医学」等の臨床医学を学びます。

（3）専門教育科目のうち作業療法に直結する科目では、人間活動の理解と作業療法技法の基礎として「作業活動分析学・日常生活活動学」等を学びます。更に、5つの領域（身体・精神・老人・発達・地域）毎の障害についての理解と評価、および生活活動を主とした人間活動の再建や再構築を目的とした作業療法の実践について「身体障害作業療法学・精神障害作業療法学」等を学びます。ここでは、知識的・技術的側面だけでなく、形式だけに流れがちな「対象者を思いやる」ことや「尊厳を守る」といった重要な理念も具体的な行動として現し実践的に学びます。

（4）各学年で学外臨床実習を行います。1年次には「見学実習」を通して対象者の現実と作業療法部門の概要を学び、2年次には「体験実習」を通して対象者との対峙を学び、3年次には評価実習を通して障害評価の実践を学び、4年次には総合実習を通して作業療法介入の実践を学びます。

（5）ゼミでは、将来の研究の契機とすることを目的に、卒業論文を作成し研究の全体像を学びます。

2　教育方法

（6）各科目はシラバスに記載された内容と教育方法で行います。

（7）専門教育科目では、知識の定着と主体的な学び力および問題解決能力を向上させるために、アクティブ・ラーンニングを取り入れた教育方法を実施します。

（8）　対人関係能力を治療者患者関係能力に引き上げながら、作業療法士としての総合的臨床能力を養うために、学年毎に学外での臨床実習を取り入れます。

3　教育評価

（9）各科目は、シラバスに記載された方法で評価し合否を判定します。

（１０）各学年の専門教育科目（必修）で未取得科目が 3 科目以内である場合は，未修得科目の優先履修を求めます。

（１１）臨床体験実習、臨床評価実習、総合臨床実習前には専門教育科目の修得を求めます。

保健科学部 言語聴覚療法学科

Ⅰ. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

言語聴覚療法学科（以下「本学科」）では、本学の課程を修め、126単位の単位修得と必修等の条件を充たし、豊かな人間性、コミュニケーション能力、柔軟な思考力の基礎と、コメディカルに携わる専門職（言語聴覚士）に必須の知識・技能を身に着けた人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（１） 専門職としての基本的態度

言語聴覚障害や、言語聴覚士の基本的役割を認識し、専門職としての素養と自覚、責任感及び倫理観を持つことができる。

（２）コミュニケーション能力

患者さんや家族、他職種の状況を把握、考慮したコミュニケーションができ、適切な人間関係を築くことができる。

（３）言語聴覚障害者の評価

言語聴覚障害にかかわる知識・技能を用い、評価に必要なプロセス（情報収集・観察・正確な検査・検査の解釈・問題の抽出・全体像の把握）が遂行できる。

（４）言語聴覚障害者への支援

評価から得た情報や言語聴覚障害にかかわる知識・技能を用い、適切な訓練目標を設定し、目標に基づいた訓練プログラムを実施し、その結果から考察ができる。

（５）社会的貢献性

保健、医療、福祉、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援を行うことができる

（６）生涯自律性

医療、特に言語聴覚療法をめぐる社会的動向を把握し、生涯にわたって自己研鑽を行うことができる

（７）問題発見・解決力

常に問題意識を持ち、問題意識を解決するための視点を、研究を通じてもつことができる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1　教育内容

（1） 言語聴覚士養成校設置基準に基づき、豊かな人間性、コミュニケーション能力、柔軟な思考力の礎となる基礎科目と、コメディカルに携わる者にとって必須の知識を習得するための専門基礎科目、さらに、高い臨床的知識と技能を習得するための豊富な専門科目を学びます。

（2）専門職としての基本的態度を学ぶ科目として、学部共通基礎科目「人間と生活」や、1年次からの専門教育科目「臨床実習」などを通じて、言語聴覚士として必要な素養と自覚、責任感及び倫理観を養います。

（3）コミュニケーション能力を向上するために、大学共通基礎科目「総合教育」、専門教育科目「言語聴覚障害基礎ゼミ」、「臨床実習」などを通じて、適切な人間関係を築くためのコミュニケーション能力や、リテラシー能力（読み書き能力）の獲得をはかります。

（4）専門教育科目における各障害別の科目や「臨床実習」を通じて、言語聴覚障害の評価・支援にかかわる知識・技能の獲得をはかります。

（5）専門教育科目の「学外評価・総合臨床実習」では、保健、医療、福祉、教育の現場を体験し、言語聴覚療法をめぐる社会的な動きを把握することで、地域に根差した支援について学び、かつ、生涯にわたる自己研鑽をするための姿勢を身に付けます。

（6）言語聴覚障害専門ゼミでは、常に問題意識を持ち、問題を解決するための視点を、卒業研究を通じて学びます。

2　教育方法

（7）主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を、専門教育科目で実施します。

（8）専門教育科目においては、形成的評価のための期中のフィードバックを行います。

（9）専門教育科目におけるｅラーニングによる学習として、1年次の「言語聴覚障害基礎ゼミ」では、リテラシー能力を身に付け、4年次の専門教育科目「言語聴覚障害特講」では、国家試験対策における自己学習の推進をはかります。

（１０）専門教育科目「臨床実習」においては、１年次より4年次まで、見学から評価・訓練の実践までの学内・外における段階的なプログラムを実施します。

（１１）チューターとの面談を各年次で繰り返し行い、自己の学習や実習の「ふりかえり」を行います。

3　教育評価

（１２）各年次終了時には、それまでの基礎科目・専門教育科目の水準を習得し、言語聴覚士に必要な知識・技術が修得できているかを確認する「単位認定試験」を行い、不合格の場合は、再試験を課し、その合格を求めます。

（１３）４年間の学習成果は、学外総合臨床実習、卒業研究（言語聴覚障害専門ゼミⅢ）と重点模擬試験（言語聴覚障害特講Ⅱ）によって行い、複数の教員によって総合的な評価を行います。

保健科学部　視機能療法学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

視機能療法学科（以下「本学科」）では、本学の課程を修め、126単位の単位修得と必修等の条件を充たし、視能訓練士に求められる専門知識、技術および態度を修得し、眼科医療で活躍できうる実践力を身につけた人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（1）視能訓練士としての倫理観
医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳についての深い認識をもち、人々の生命と生活の質を守る使命感、責任感および倫理観をもって視能訓練士業務ができる。

（2）コミュニケーション能力
情報を適切に収集、理解、提供することができ、相手の立場を尊重した柔軟な人間関係を構築することができる。

（3）自律的で意欲的な態度
医療従事者としての目標を明確に持ち、協調性、主体性、自律性を身につけている。

（4）眼科医療における実践的能力
理論に基づいた実践的な専門知識・技術を有し、眼疾患、斜視、弱視など様々な視能障害をもつ患者の病態評価および訓練計画やリハビリテーション指導の立案ができる。

（5）研究能力
眼科医療における諸課題について、問題を発見し、調査、実験を通して、解決を導き出し、発信することができる。

（6）教育能力
指導的立場として次世代の人材育成に貢献する必要性を理解し、指導力とリーダーシップを発揮できる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

視能訓練士に求められる専門知識、技術、態度および眼科医療で活躍できうる実践力を身につけることを目的にカリキュラムを構成しています。

1　教育内容

（1）「科学的思考の基盤」分野および「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」の履修を通して、視能訓練士としての専門性を身につけるための基盤となる基礎的な科学力を身につけます。

（2）「英語共通」、「情報教育」分野の履修を通して、チーム医療に貢献するためのコミュニケーション能力や、医療の進歩に対応するための語学力と情報収集能力を身につけます。

（3）「総合教育」、「人間と生活」、「健康教育」分野の履修を通して、医療の担い手として、人々の生命と生活の質を守る使命感、責任感および倫理観を身につけます。

（4）視能訓練士に求められる専門知識、技術、態度および眼科医療で活躍できうる実践力を身につけるために、視能学を構成する 5 つの分野（「基礎医学大要」、「基礎視能矯正学」、「視能障害学」、「視能検査学」、「視能訓練学」）について、専門教育科目を 1 年次から 4 年次にかけて体系性・順序性を考えて配置しています。

① 1・2 年次は、「基礎医学大要」、「基礎視能矯正学」、「視能障害学」分野で、眼の構造と機能、視　覚　　のメカニズム、眼疾患について学びます。また「視能検査学」分野では、視能検査の基本的知識と技術に加えて、視能訓練士に求められる基本的態度を身につけます。

② 3 年次は、「視能障害学」、「視能検査学」、「視能訓練学」分野で、2 年次までに習得した内容を土台にし、より専門的かつ実践的な内容の学習を行います。症例分析、シミュレーション実習を通して、眼疾患、斜視・弱視など様々な視能障害をもつ患者の病態評価、訓練計画やリハビリテーション指導の立案に必要な知識、技術、視能訓練士に求められる態度を身につけます。

③ 4 年次は、視能学を構成する 5 つの分野を統合し、演習科目を通して、3 年次までに習得した専門知識、技術の補完・統合を行います。

（5）「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」を通して、眼疾患、斜視・弱視など様々な視能障害をもつ患者の病態評価、訓練計画やリハビリテーション指導の立案に関わる実践的知識、技術を身につけます。また、視能訓練士として、人々の生命と生活の質を守る使命感、責任感および倫理観を身につけます。

（6）「基礎ゼミⅢ」、「専門ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を通して、眼科医療の諸課題について、問題を発見し、調査、実験から得られた結果に基づき分析・考察を加えていく能力、発信する能力を身につけます。さらに、この一連の過程を通して、自主的にかつ共同して課題解決に取り組む態度、科学的、論理的思考力を身につけます。

2　教育方法

（7）各科目はシラバス（一般目標、到達目標、評価方法、オフィスアワー、授業内容などを示したもの）記載の教育方法に沿って行います。

（8）主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を基礎科目や専門教育科目で実施します。

（9）チューター（学生担当教員）制度を取り入れ、各科目の理解度について面談を通し、フィードバックを行います。

（１０）臨地実習の事前指導では、実習への動機づけをはかるとともに、学生の協調性、主　体性、自律性を引き出しながら、臨地実習で求められる知識、技術および態度の強化を行います。実習中は巡回指導を実施し個別指導を徹底します。また、臨地実習Ⅰの終了後に行う中間指導では、評価表をもとに個別面談で実習フィードバックを行い、臨地実習Ⅱの対策を行います。事後指導では、評価表をもとに個別面談で実習フィードバックを行い、課題解決に向けた卒業までの取り組みを考えます。またグループワークを中心とした実習の振り返りを行うとともに、実習報告会を開催し、実習の成果を公表します。

（１１）視能訓練士国家資格取得に必要な専門知識の修得度を確認するために、本学教員による国家試験対策のための時間の開設と受験対策の実施など、3年次より段階を追ったプログラムを実施します。

3　教育評価

（１２）学期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載した評価方法に沿って合否を判定します。不合格者には再試験を課します。

（１３）4 年間の学修成果は卒業研究（必修）によって行い、共通の評価スキルを用いて総括的評価を行います。

保健科学部 臨床工学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床工学科（以下「本学科」）では、本学の課程を修め、126単位の単位修得と必修等の条件を満たし、医療職の一員である臨床工学技士として求められる下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（1）自律性

医療者として必要な倫理観や責任感をもち、臨床工学技士の業務及び法令を遵守するとともに、医療の発展に貢献ができる。

（2）コミュニケーション能力

医療従事者として、他職種、患者様ならびにご家族と、医療を遂行する上で必要となるコミュニケーション力を発揮することができる。

（3）問題発見・解決能力

臨床工学の立場から、治療方針に対する提言ができる。

（4）多様性の理解

医療職の一員として他職種の考えを理解し、連携・協働ができる。

（5）専門的知識・技能の活用力

医療と工学の専門的知識をもとに、医療における安全管理体制を構築し実践できる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1　教育内容

（1）基礎学力構築

人間として必要となる倫理観、生命観を学ぶ。また、臨床工学技士としての心構えや責任感をもち、臨床工学技士の業務及び法令を遵守するとともに、医療発展に貢献するための自己研鑽能力の獲得をはかる。

（2）医療基礎分野教育

医学および医療の基礎となる人体の構造と機能ならびに病態生理を学ぶ。

（3）医工学基礎分野教育

医療機器の原理・構造の基盤となる医工学の基礎を学習し、医用治療機器ならびに生命維持管理装置の理解や操作につなげる。また、他の医療職に対して医工学全般の説明ができる能力の獲得をはかる。

（4）医用治療機器分野教育

医療現場において実際に使用される治療機器の原理・構造・操作について学ぶ。

（5）生命維持管理装置分野教育

呼吸・循環・代謝に関わる生命維持を管理する装置の原理・構造・操作について学ぶ。また、修得した専門知識を4年次の臨床病院実習につなげる。

（6）医療機器安全管理分野教育

臨床現場で使用される機器全般の安全管理技術を学習し、それを遂行する方法を学ぶ。

（7）チーム医療教育・総合学習

チーム医療の一員として、積極的にチームに参画できる総合的な能力を獲得する。すなわち、患者さんや病院のスタッフに対し、積極的にコミュニケーションをはかる。また、プレゼンテーション能力を身につけ、最終的に卒業研究や学会で発表することができる。その際、卒業研究を通して自ら考え、実験、考察し、卒業後は臨床工学的観点にもとづいた治療展開が提言できることを目指す。一部の学生については海外の大学との交換留学制度を利用し、4年次に半年間海外で卒業研究を行うことができる。

2　教育方法

（8）新入生のモチベーション向上のため、早期体験臨床学習を実施する。

（9）主体的な学びの力を高めるため、アクティブラーニングを取り入れた教育方法をすべての科目で実施する。

（１０）報告・連絡・相談が適切に行えるよう、Word、Excel、PowerPointが活用できるプログラムを実施する。

（１１）多くの科目において臨床に則した実験実習を取り入れ、自学自習ができる環境を提供する。

（１２）臨床工学技士国家資格に必要な専門的知識の能力確認のため、学内、学術団体検定試験および全国統一模擬試験を活用し、自己学習の推進や結果の継続的なモニタリングを行う。

3　教育評価

（１３）各年度末には学習の習熟度を個別に把握し、習熟度が不十分と判断した場合には十分な理解が得られるよう、さらなる学習を求める。

（１４）最終的な専門教育科目の到達確認は全国統一模擬試験により行い、合格を求める。

薬学部　薬学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学科（以下、「本学科）では、本学の課程を修め、186単位の単位修得と必修等の条件を満たし、地域医療や社会の期待に応え、個々の患者や生活者のニーズに対応できる薬剤師となる資質をもった人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（１）薬剤師としての倫理観

医療人として高い倫理観と豊かな人間性を持ち、患者、家族、生活者の人権や尊厳に配慮して、人の命と健康な生活を守るために行動できる。

（２）患者を中心としたチーム医療への参画

常に患者の立場に立ち、コミュニケーション能力をもって患者・患者家族・他の医療職種と相互の立場を尊重した人間関係を構築してチーム医療へ参画できる。

（３）最適な薬物療法の実践

医薬品・化学物質等の生体及び環境に対する影響を理解した上で、適切に管理・供給し、個々の患者に適した安全で効果的な薬物療法を実践できる。

（４）地域の保健医療への貢献

地域住民の視点に立ち、地域の保健医療のニーズを理解した上で、他職種と連携して人々の健康増進と公衆衛生の向上に貢献できる。

（５）医療の進歩への貢献

自己研鑽に努め、問題点や社会的動向を把握し、解決に向けて取り組む姿勢を持つとともに、次世代を担う人材の養成を行い、薬学・医療の進歩と改善に貢献できる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプローマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

各科目の修学習成果（DP）との関連性、カリキュラム体系・科目間の関連を示すために、履修系統図とカリキュラムマップとを明示します。

１　教育内容

（１）基礎学力構築

最適な薬物療法を実践するための基礎的な科学力を修得します。

（２）語学・情報教育

患者を中心としたチーム医療へ参画するためのコミュニケーション能力や、医療の進歩へ貢献するための語学力と情報収集能力を修得します。

（３）使命感・倫理観構築

薬剤師としての倫理観を獲得するための人権・尊厳・法令を配慮・遵守して行動する能力や、患者を中心としたチーム医療へ参画するためのコミュニケーション能力を修得します。

（４）化学・物理系専門教育

最適な薬物療法を実践するための医薬品や化学物質等に関する薬学専門知識を修得します。

（５）生物系専門教育

最適な薬物療法を実践するための生体メカニズムに関する医学・薬学専門知識を修得します。

（６）医療系専門教育

最適な薬物療法を実践するための医薬品の作用機序等に関する知識や、地域の保健医療へ貢献するための公衆衛生に関する知識を修得します。

（７）薬剤系専門教育

最適な薬物療法を実践するための医薬品の特性や使用法等に関する知識・技能・態度を修得します。

（８）薬事関係法規教育

患者の人権を守り、薬剤師に必要な倫理観を持って、最適な薬物療法を実践するための各種法令に関する知識を修得します。

（９）統合薬学教育

薬剤師としての倫理観、患者を中心としたチーム医療へ参画する能力、最適な薬物療法を実践する能力、地域の保健医療へ貢献する能力、医療の進歩へ貢献する能力を統括的に修得します。

２　教育方法

（１０）各科目はシラバス（一般目標、到達目標、評価方法、オフィスアワー、授業内容などを示したもの）記載の教育方法に沿って行います。

（１１）チューター（学生担当教員）制度を取り入れ、各科目の理解度について面談を通し、フィードバックを行います。

（１２）主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を学科基礎科目や専門教育科目で実施します。

（１３）薬剤師としての実践能力を養うためにフィジカルアセスメントを基盤とするアドバンスト教育を実施します。

（１４）薬剤師国家資格に必要な専門的知識・能力の確認のために、段階を追ったプログラムを実施します。

３　教育評価

（１５）学期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って合否を判定します。不合格者には再試験を課します。

（１６）４年次終了時には、「薬学共用試験（ＣＢＴ、ＯＳＣＥ）」の合格を求めます。

薬学部　動物生命薬科学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

動物生命薬科学科(以下、「本学科」)では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、動物及び薬の専門職としての基礎的学力と、臨床、研究等の職業的現場に対応した知識・技能・態度を修得することができた人材として、下記の力を身に付けた人に対して学位を授与します。

（１）問題発見・解決能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、問題解決学習法（Problem-based Learning：以下PBL）の手法を用いて、問題を発見したうえで解決する能力を身に付けることができる。

（２）論理的構築能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を修得している。

（３）協調性を伴うコミュニケーション能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、他者の立場を尊重しながらコミュニケーションを働きかけ、チームとして協働する能力を修得している。

（４）専門的知識・技能に関する実践能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、策定した計画をチームとして実際に行動する能力を修得している。

（５）グローバル化に対応する能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、国の内外からの情報を入手し考察して、国際社会に対応する能力を修得している。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連や科目内容の難易度を表現する番号をふるナンバリングを行い、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。

１　教育内容

（１）カリキュラムは、いわゆる学士力を高める基礎科目と本学科の専門を身に付ける専門教育科目から構成される。基礎科目は、さらに、本学の学生及び卒業者として修得すべき大学共通基礎科目と本学科の専門教育科目を理解するための学科基礎科目からなる。専門教育科目は、上級学年や留学に必要な専門基礎科目と本学科固有の専門科目からなる。

（２）動物を活用したPBL及びPBLの手法を用いた授業により、問題発見・解決能力を修得します。

（３）目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を身に付ける演習及び実習授業により、論理的構築能力を修得します。

（４）コミュニケーション・スキルを養いチームとして課題を処理する授業により、協調性を伴うコミュニケーション能力を修得します。

（５）実際に計画を策定し、チームとして結果を出す演習及び実習授業により、専門的知識・技能に関する実践能力を修得します。

なお、動物関連資格及び食品衛生資格については、初年次から4年次まで、学芸員資格については3年次及び4年次に当該科目が配置されています。

（６）初年次及び2年次に多くの外国語科目等を取得することにより、留学を含めたキャリアを形成し、国の内外からの情報を入手し考察して、国際社会に対応する能力を修得します。

２　教育方法

（７）多くの授業において、SGD(small group discussion)、小テスト、ワークショップ等を導入するアクティブラーニングの授業を実施します。

（８）問題解決スキル、グループ・スキル、学習スキル及び評価スキルの4スキルにわたった体系的なPBLの手法により、演習及び実習授業を実施します。

（９）エンカレッジ・キャリア教育により、自らを励ましながら学習し社会と自己の関係を考察するキャリア・マインドにより、就職、資格取得、留学等を視野に入れた授業を実施します。

（１０）eラーニング、英語村（English　Village）等による自己学習を通して、学習や生活に関する自己管理を習慣化します。

（１１）多様なフィールドワークに参加する実習授業やインターンシップにより、社会性を育みながら、動物及び薬の専門職を理解します。

（１２）筆記及び実技についての模擬試験等により、資格取得に必要な専門知識・技能・態度に関する能力を確認する授業を実施します。

３　教育評価

（１４）期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って合否を判定します。

（１５）資格養成科目の中間時（実験動物資格は2年次末、学芸員資格は３年次前期末、動物看護資格は４年次初頭）において、「到達確認試験」の合格を求めます。

（１６）４年間の学修成果は、必修科目である卒業研究及びGPAによって行います。卒業研究の評価は、卒業研究レポートによって行います。また、４年次修了時におけるGPAの最高点を取得した者は、「薬学部奨励賞」を授与します。

生命医科学部　生命医科学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

生命医科学科(以下「本学科」)では、本学の過程を修め、124単位以上の単位修得と必修等の条件を充たし、インターナショナルでグローバルな視野に立った教養と生命医科学の専門性の高い知識および技術を修得し、医療専門職たる細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者として活躍できうる実践力を有し、下記の力を身に付けた人に対して学位を授与します。

（1）自律的行動力

細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者として、自らの目標を明確に掲げ、医療・科学をはじめとした諸問題を、主体的かつ自律的に取り組める。

（2）人間力

豊かな人間性を持つと共に、医療行政や地域社会の動向をふまえ、医療・科学に必要とされる倫理観を身につけ、社会や他者のために責任ある行動を取れる。

（3）汎用的能力

細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者として、ジェネリックスキル(汎用的能力)を駆使して、対象(例えば医療現場では患者やその家族など)がもつ背景や属性、価値観ほかの多様性を理解し、相手の立場を尊重できる。

（4）問題解決能力

細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者として、医療・科学現場における諸課題について、様々な問題を発見し、理解できる。その上で問題解決に必要な論理的・実践的知識を活用し、また、独創的創造力を背景として、適切な研究・実践方法を選択、計画し、行動することができる。アウトカムズアセスメントを検証できるスキルを汎用的に活用できる。

（5）コミュニケーション能力

細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者として、円滑なコミュニケーション能力を用いて、相手の立場を尊重した人間関係を構築できる。

（6）プレゼンテーション能力

細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者として、諸課題の本質を的確にとらえ、情報を収集・分析・考察した上で、それらを効果的にプレゼンテーションできる。

（7）自己研鑽力

細胞検査士資格認定試験・臨床検査技師国家試験を受験するに値する十分な学力を有し、生命科学者として必要とされる統合的な学習経験と高度な専門知識、学修成果を状況に応じ総合的に活用できる。加えて、医学・医療の現状を認識しつつ、生涯にわたり、自己研鑽を継続できる。

（8）チーム医療推進実践力

細胞検査士、臨床検査技師として他職種(例えば医療従事者全般)の特性を理解し、連携・協働できる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1　教育内容

（1）4年間を通した学修の基礎となる大学共通基礎教育においては、必修科目「QOL概論」、「人間の尊厳」を中心に総合教育、情報教育、外国語(英語)の3領域の履修を通して、現代社会における広範な問題の理解のための基本的視点・考え方を学び、汎用的技能を培います。さらに、本学科の学修の基礎となる学科基礎教育においては、必修科目「生命倫理学」、「基礎免疫学」、「分子生物学」、「情報科学概論」を中心に生命倫理、基礎医学、情報科学の3領域の履修を通して、生命医科学の基盤となる科目を学び、創造的思考力を培います。

（2）英語教育ではアクティブラーニングを実践しながら、学生一人ひとりの習熟度を確認し、学生自身の学修進度にあった英語を活用したコミュニケーション能力の育成をはかります。

（3）医療・生命科学の分野で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目においては、必修科目「生命医科学概論Ⅰ・Ⅱ」、「医学概論」、「公衆衛生学」を中心に、1年次から3年次は専門知識または思考力、技術の基礎を固めることを通して、自身の将来の進路について目標を探る期間と位置づけ、4年次は専門知識、思考力、技術を深化させ応用力を修得しながら将来の進路目標を実現することを目指します。

（4）癌の早期発見または早期診断を目的とした細胞診断学の分野で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目においては、「臨床細胞学総論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を1年次から3年次にかけて修学します。加えて、「細胞診断学特論Ⅰ・Ⅱ」、「臨床細胞学演習Ⅰ・Ⅱ」を通して、身体各部に発現する癌細胞だけでなく異型細胞や前癌病変を顕微鏡で鑑別できる知識と技能を、アクティブラーニングを実践しながら習得します。

（5）医学または臨床検査学の分野で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目においては、必修科目「病理学Ⅰ・Ⅱ」、「臨床生理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「臨床免疫学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「臨床血液学Ⅰ・Ⅱ」、「臨床化学Ⅰ・Ⅱ」、「微生物学Ⅰ・Ⅱ」ほかを1年次から3年次にかけて専門性と順序性、合理性、効率性、生産性を考慮した上で修学します。加えて、即自的レリバンスを形成しながら、前述の各科目に関係する実習を通して、臨床検査の目的・方法・評価などが実践できる技能を習得します。「臨床実習」では実際の医療現場で臨床検査を体験します。4年次で開講される「臨床検査学演習Ⅰ・Ⅱ」では臨床検査技師国家試験取得を前提とした総合的な学習を実践します。

（6）現代の細胞検査士、臨床検査技師または生命医科学者には日常業務への従事以外に、研究活動を遂行するスキルが求められます。4年次で開講される「生命医科学卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では担当教員の指導の下、学生が自ら研究を計画し、それを遂行できるようになることを目的として、アクティブラーニングを実践しながら、科学技術リテラシーを培います。加えて、アウトカムズアセスメントをイメージさせながら、関係論文の検索から、研究実験、研究成果の発表に至る各手順を習得します。

（7）1,2年次、様々なEarly Exposure(早期体験臨床実習)を導入することで、学生一人ひとりに自分自身の将来像を提示し、ジェネリックスキルの育成をはかります。

2　教育方法

（8）専門教育科目においては、教育の質の確保および向上のためのPDCA cycleの実践に取組みながら、専門性の高い知識や技術の伝達を徹底します。加えて、自ら学びたいという学生の意欲に応えるような学習環境を提供します。

（9）実習および演習の科目においては、学生の主体的な学びの力を高めるために、可能な範囲でアクティブラーニングを取り入れた教育を実施します。

（１０）学生一人ひとりの学習習得度を評価するための評価試験、小テスト、レポートほかを積極的に実施し、それらを適正に評価した上で、期中にそれらを学生一人ひとりにフィードバックします。

（１１）学科教員は学生一人ひとりの修学状況を的確に把握し、細胞検査士または臨床検査技師の資格取得に対するアドバイスを適正かつ積極的に行います。

（１２）臨床検査技師国家試験に必要な専門的知識の能力確認のために、学内試験および学外模試の受験ほかを通して学生一人ひとりの修学状況のモニタリングを行い、適宜、資格取得に向けたアドバイスを行います。そのためのプログラムを計画的に実施します。

（１３）学生の授業評価の結果を真摯に受け止め、教育の質の確保および向上のためのPDCA cycleの実践に積極的に取組みます。

3　教育評価

（１４）生命医科学科が開講する諸科目において、科目担当教員は学生一人ひとりの修得度を厳格に評価します。

（１５）3年次の臨地実習前に履修済み専門教育科目の修得度を総合的に評価します。

（１６）4年間の学修成果は「生命医科学卒業研究I・II」によって総括的に評価します。

九州保健福祉大学の概要

順正学園沿革

九州保健福祉大学組織図

順正学園・九州保健福祉大学沿革

昭和 42 年（1967）　学校法人高梁学園設置認可（１月）
順正短期大学を開設（4 月）
順正高等看護専門学院を開設（9 月）

昭和 51 年（1976）　順正高等看護専門学院を順正高等看護専門学校に変更（4 月）

平成 ２年（1990）　吉備国際大学開学（社会学部国際社会学科、産業社会学科を開設）（4 月）

平成 11 年（1999）　九州保健福祉大学開学（社会福祉学部東洋介護福祉学科、社会福祉計画学科、臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、視機能療法学科を開設）（4 月）

平成 14 年（2002）　九州保健福祉大学通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科を開設（4 月）
九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設（4 月）

平成 15 年（2003）　九州保健福祉大学薬学部薬学科開設（4 月）
九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程開設（4 月）
九州保健福祉大学社会福祉学部社会福祉計画学科、臨床福祉学科 3 年次編入学定員各 5 名開設、臨床福祉学科保育士養成課程（定員 50 名）開設（4 月）

平成 16 年（2004）　九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程（通信制）保健科学研究科保健科学専攻博士（後期）課程開設（4 月）
九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科、福祉環境マネジメント学科を開設（4 月）

平成 17 年（2005）　九州保健福祉大学総合医療専門学校開設（4 月）

平成 18 年（2006）　九州保健福祉大学薬学部薬学科を６年制に移行、入学定員を 200 名に増員（4 月）

平成 19 年（2007）　九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科に臨床福祉専攻、臨床介護専攻、動物療法専攻を設置（4 月）
九州保健福祉大学社会福祉学部子ども保育福祉学科を開設（4 月）
九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科を開設（4 月）

平成 20 年（2008）　九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程を（通信制）連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程と名称変更し、吉備国際大学大学院との連合研究科を開設（4 月）
九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科福祉ビジネス専攻を開設（4 月）
九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を開設（4 月）

平成 21 年（2009）　九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻を開設（4 月）
吉備国際大学大学院（通信制）国際協力研究科国際協力専攻修士課程を（通信制）連合国際協力研究科国際協力専攻修士課程と名称変更し、九州保健福祉大学大学院との連合研究科を開設（4 月）
九州保健福祉大学社会福祉学部介護福祉学科の募集を停止し、臨床福祉学科臨床福祉専攻に介護福祉コースを開設（4 月）

平成 22 年（2010）　学校法人高梁学園を学校法人順正学園に名称変更（4 月）
九州保健福祉大学視機能療法学別科を開設（4 月）
順正短期大学を吉備国際大学短期大学部に名称変更（4 月）

平成 24 年（2012）　九州保健福祉大学大学院医療薬学研究科博士課程を開設（4 月）
九州保健福祉大学臨床工学別科を開設（4 月）
順正高等看護専門学校を順正高等看護福祉専門学校に名称変更（4 月）

平成 25 年（2013）　九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを開設（4 月）

平成 27 年（2015）　九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科を開設（4 月）

九州保健福祉大学組織図

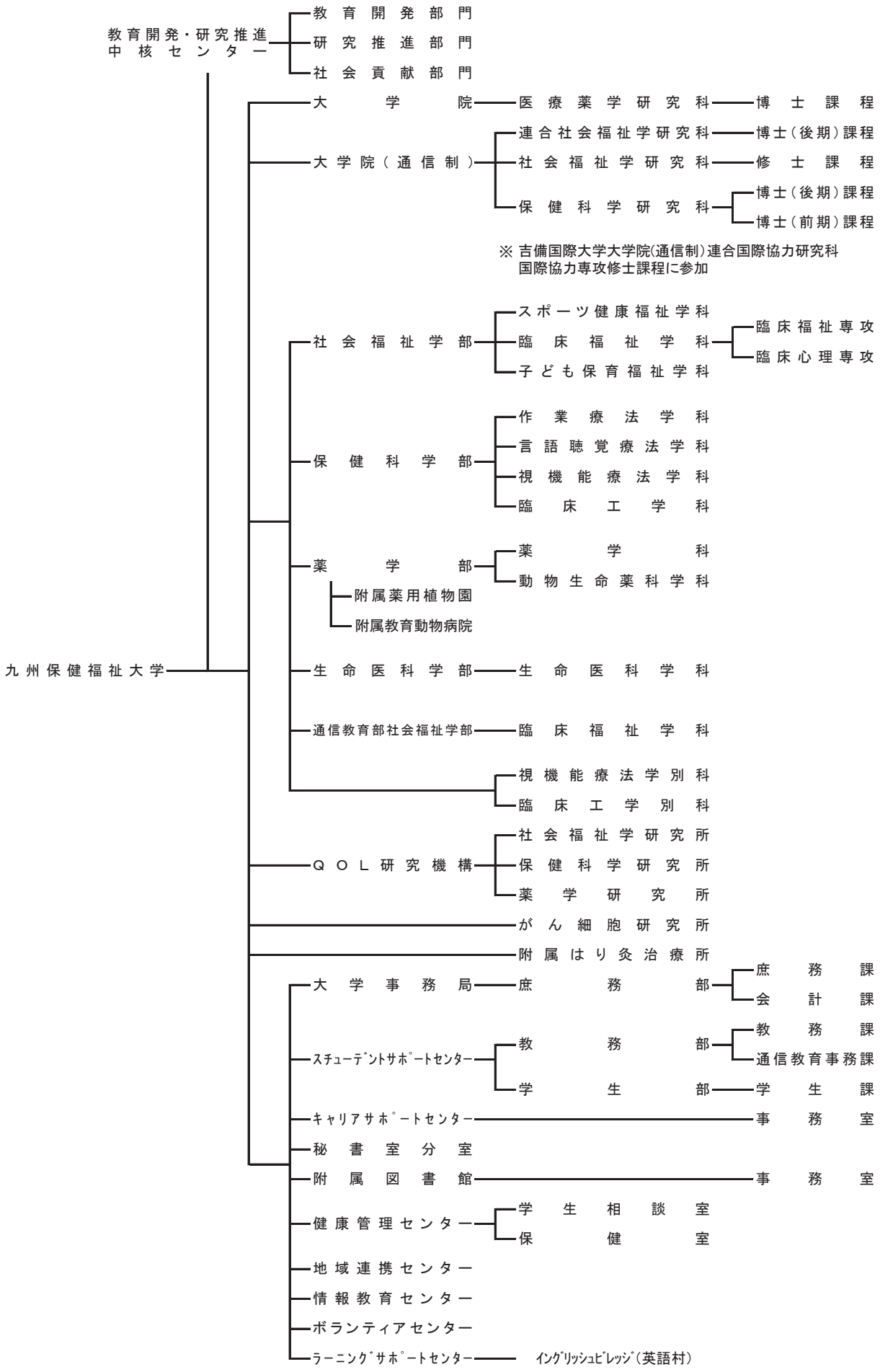

学　　則

九州保健福祉大学学則

九 州 保 健 福 祉 大 学 学 則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護･福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

2　本学の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学　部	目　的
社会福祉学部	社会福祉に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉分野等で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を目的とする。
保健科学部	医療・保健分野における高度な専門知識及び技術と科学的思考力を教授し、人に対する豊かな感性と強い倫理観を備えた対人コミュニケーション能力の高い専門職の養成を目的とする。
薬学部	高度な専門知識・技術とコミュニケーション能力を授け、生涯にわたって最先端医療に貢献できる薬剤師、また、薬学及び実験動物学の知識を持ち、科学的考察力と問題解決能力を備えた専門家の養成を目的とする。
生命医科学部	生命に対する深い関心と確かな倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師及び癌診断のスペシャリストである細胞検査士として、さらには疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療人の養成を目的とする。

3　本学の学科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学　部	学科・専攻		目　的
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科		社会福祉に関する知識と技術を有し、スポーツやレクリエーションの専門的技能を活かして、予防医学、健康保持の側面からも社会福祉の分野で活躍できる人材の養成を目的とする。
	臨床福祉学科	臨床福祉専攻	ノーマライゼーションの理念の基に、ソーシャルワークの専門的知識と心のケアに関する理論と実践を教授し、臨床実践能力を備えたソーシャルワーカーの養成を目的とする。
		臨床心理専攻	心理学の基礎と臨床への応用を体系的に教授し、人間の心と行動への深い洞察力を築き、精神障害の治療、対人関係やこころの健康を援助する専門家、また、他の分野においても心理学の知識を活用し活躍できる人材を養成する。
保健科学部	作業療法学科		科学的視点に基づいた高度な知識と技術を教授し、豊かな人間性と国際的な感覚を養い、チーム医療のリーダーとしての実践能力を備えた作業療法士の養成を目的とする。
	言語聴覚療法学科		言語聴覚療法に関する高度な臨床的知識と技術を教授し、豊かな人間性、コミュニケーション能力、柔軟な思考力を培い、リハビリテーションの一翼を担う臨床能力の高い言語聴覚士の養成を目的とする。
	視機能療法学科		視能学に関する高度な専門的知識と技術を教授し、豊かな人間性と実践力を培い、一人ひとりの視能を最大限に引き出し引き伸ばしチーム医療に貢献できる視能訓練士の養成を目的とする。
	臨床工学科		医療チームの一員として、医学や医療の知識、コミュニケーション能力を備え、発展していく医療機器の変化にも十分対応できる、柔軟性と即応性をもった人材の養成を目的とする。
薬学部	薬学科		「患者を中心とした医療」を実践するために、薬学に関する高度な専門知識と技術を教授し、臨床に係る実践的な能力を培い、倫理観、使命感、実行力を有し社会で即戦力となる質の高い薬剤師の養成を目的とする。
	動物生命薬科学科		薬学及び実験動物学の知識を基盤として持ち、医薬品、化粧品、食品、環境及び動物のさまざまな分野において、常に問題解決を念頭に置いて活躍することができる専門家の養成を目的とする。
生命医科学部	生命医科学科		生命に対する深い関心と確かな倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師及び癌診断のスペシャリストである細胞検査士として、さらには疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療人の養成を目的とする。

（自己点検評価）
第 2条　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2　前項の点検及び評価に関することは、別に定める。
（学部、学科及び収容定員）
第 3条　本学に次の学部及び学科を置き、収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員 2年次	編入学定員 3年次	編入学定員 4年次	収容定員
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	40名		2名		164名
	臨床福祉学科	65名		5名		270名
	臨床福祉専攻	(45名)		5名		
	臨床心理専攻	(20名)				
	子ども保育福祉学科	―				―
保健科学部	作業療法学科	40名				160名
	言語聴覚療法学科	40名				160名
	視機能療法学科	40名				160名
	臨床工学科	50名				200名
薬学部	薬学科	140名	3名		3名	864名
	動物生命薬科学科	40名				160名
生命医科学部	生命医科学科	60名				240名

2　社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを設け、鍼灸健康福祉コースに関する規程は、別に定める。
3　社会福祉学部臨床福祉学科臨床福祉専攻に介護福祉コースを設け、介護福祉コースに関する規程は、別に定める。
4　本学に次の別科を置き、収容定員は次のとおりとする。別科に関する規程は、別に定める。

	入学定員	収容定員
視機能療法学別科	40 名	80 名
臨床工学別科	40 名	40 名

（修業年限）
第 4条　本学の修業年限は、４年とする。ただし、薬学部薬学科においては、６年とする。
（在学期間）
第 5条　前条の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は修業年限の２倍の年数をこえることはできない。

第２章　学年・学期及び休業日

（学　年）
第 6条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
（学　期）
第 7条　１学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とし、１学年を分けて次の２期とする。
前期　4月 1日から 9月30日まで
後期　10月 1日から翌年 3月31日まで
2　前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。
（休業日）
第 8条　学年中の定期休業日は、次のとおりとする。
一　日曜日
二　国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日
三　創立者の日　4月30日
四　創立記念日　5月 4日
五　夏期休業
六　冬期休業
七　学年末休業
2　前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。
3　臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第３章　授業科目及び単位数

（授業科目の区分）

第 9条　各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを４年間に配当して教授する。ただし、薬学部薬学科においては、６年間に配当して教授する。

学　部	学　科	授　業　科　目
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目
	臨床福祉学科	基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目
保健科学部	作業療法学科	基礎科目・専門教育科目
	言語聴覚療法学科	基礎科目・専門教育科目
	視機能療法学科	基礎科目・専門教育科目
	臨床工学科	基礎科目・専門教育科目
薬学部	薬学科	基礎科目・専門教育科目
	動物生命薬科学科	基礎科目・専門教育科目
生命医科学部	生命医科学科	基礎科目・専門教育科目

（基礎科目）

第10条　社会福祉学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－（１）のとおりとする。

2　保健科学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－（２）のとおりとする。

3　薬学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－（３）のとおりとする。

4　生命医科学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－（４）のとおりとする。

（専門教育科目）

第11条　社会福祉学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－（１）のとおりとする。

2　保健科学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－（２）のとおりとする。

3　薬学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－（３）のとおりとする。

4　生命医科学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－（４）のとおりとする。

（教職に関する科目）

第12条　社会福祉学部の教職に関する科目の単位数は別表Ⅱ－（１）のとおりとする。

（授業科目の単位の基準）

第13条　１単位の授業科目は、４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

二　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（授業の方法）

第13条の2　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5　前２項に関する規程は別に定める。

第４章　入学・休学・転学・留学及び退学

（入学の時期）

第14条　入学の時期は、学年の始めとする。

2　前項の規程にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、再入学及び転入学並びに外国人留学生及び帰国子女については、第7条に定める後期の始めとすることができる。

（入学の資格）

第15条　本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

三　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五　文部科学大臣の指定した者

六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）

七　本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第16条　本学に入学を希望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願い出なければならない。

2　入学願書の受付期間は、別に定める。

3　第2項の規定は、第20条、第23条及び第24条の規定により入学を志願する場合にも、これを準用する。

（入学者の選考）

第17条　入学志願者については、学力、人物、健康状態について選考する。

第18条　入学試験合格者は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

（入学手続）

第19条　入学試験合格者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2　入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3　第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学を許可する。

4　編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

（編入学）

第20条　本学の３年次編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、編入学を許可する。ただし、２年次以降で、当該学科の収容定員に欠員のある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2　編入学による学生の在学期間は、入学を許可された年次に応じた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えることはできない。

3　編入学に関する規程は、別に定める。

（転学部・転学科・転専攻）

第21条　学生が、所属学部から他の学部へ転学部、所属学部内において他の学科へ転学科、所属学科内において他の専攻へ転専攻をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

（転入学）

第22条　学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長へ願い出て許可を受けなければならない。

第23条　他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

（再入学）

第24条　次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願い出たときは、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、入学を許可する。

一　本学を第31条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者

二　第41条の二により除籍された者で、別に定める規定により再入学を願い出た者

2　前項による入学者のすでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

（留学）

第25条　本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2　前項の留学した期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3　第33条第１項及び第２項の規定は学生が留学する場合について準用する。

（休学）

第26条　学生は、疾病その他の事由により、引続き３月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受け休学することができる。

2　疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が当該教授会の意見を聴き、期間を定め、休学を命ずる。

第27条　休学期間は、引続き１年をこえることはできない。

ただし、特別の事由があるときは、さらに１年以上の休学を許可することがある。

第28条　休学期間は、通算して修業年限をこえることはできない。

第29条　休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第30条　休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願いを提出して学長の許可を受けて復学することができる。

（退学）

第31条　学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

第５章　　授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

（授業科目の履修及び単位の認定）

第32条　学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2　授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第 36 条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科

目の単位を認定する。
3　臨床福祉学科臨床福祉専攻介護福祉コースの社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第４（第５条－第７条）に係る科目については、出席時間数が授業時間数の３分の２（介護実習は５分の４）に満たない者に対しては、単位を認定しない。
（他大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第33条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　前項の規定により履修したものとみなす単位数は、学長が当該教授会の意見を聴き、６０単位を限度として卒業の要件となる単位として認める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第34条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。
2　前項により与えることができる単位数は、前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位数の認定）
第35条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
3　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第３３条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（学習の評価）
第36条　成績は１００点をもって満点とし、６０点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀（S）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）の評価をもってし、不可（D）は不合格とする。
（卒業）
第37条　本学に、第４条に定める年限以上在学し、次の各号に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	124単位以上
	臨床福祉学科	
	臨床福祉専攻	124単位以上
	臨床心理専攻	124単位以上
保健科学部	作業療法学科	126単位以上
	言語聴覚療法学科	126単位以上
	視機能療法学科	126単位以上
	臨床工学科	126単位以上
薬学部	薬学科	186単位以上
	動物生命薬科学科	124単位以上
生命医科学部	生命医科学科	124単位以上

一　基礎科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	24単位以上
	臨床福祉学科	24単位以上
保健科学部	作業療法学科	24単位以上
	言語聴覚療法学科	24単位以上
	視機能療法学科	24単位以上
	臨床工学科	24単位以上
薬学部	薬学科	30単位以上
	動物生命薬科学科	40単位以上
生命医科学部	生命医科学科	24単位以上

二　専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学　　部	学　　科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	100単位以上
	臨床福祉学科	
	臨床福祉専攻	100単位以上
	臨床心理専攻	100単位以上
保健科学部	作業療法学科	102単位以上
	言語聴覚療法学科	102単位以上
	視機能療法学科	102単位以上
	臨床工学科	102単位以上
薬学部	薬学科	156単位以上
	動物生命薬科学科	84単位以上
生命医科学部	生命医科学科	100単位以上

2　教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学　　部	学　　科	免許状の種類	教　科
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
	臨床福祉学科 臨床福祉専攻	高等学校教諭一種免許状	福　祉

3　博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
所定の単位を修得して卒業する者には、博物館学芸員資格を取得する資格が与えられる。

（学位）

第38条　学士の学位は、次のとおりとする。

社会福祉学部		学士（社会福祉学）
保健科学部		学士（保健科学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
	動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部		学士（生命医科学）

2　学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第６章　　表彰･懲戒及び除籍

（表彰）

第39条　学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

（懲戒）

第40条　学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

2　懲戒の種類は次のとおりとする。

訓　告
停　学
退　学

3　前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
二　学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
三　正当な理由がなく出席常でない者
四　学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者

4　停学が引続き３月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

（除籍）

第41条　学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。

一　第５条の在学期間修業してなお卒業の認められない者

二　正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
三　第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
四　長期間にわたり行方不明の者
五　死亡した者
2　前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第７章　入学検定料･入学金及び授業料その他

（納付金の額）
第42条　本学の入学検定料、入学金及び授業料、その他諸納付金は別表Ⅲのとおりとする。
（演習、実習費用）
第43条　演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば別に徴収する。
（納付規程）
第44条　第42条及び第43条の諸納付金は、別に定める規定により納付しなければならない。
2　所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納入するまで、授業及び試験に出席すること、並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。
（休学中の納付金）
第45条　休学中の休学料は、薬学部薬学科は月額50,000円、その他の学科は月額25,000円とする。
（転学、退学及び停学者の納付金）
第46条　転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。
（諸納付金の変更）
第47条　削除
第48条　既納の納付金は原則として返還しない。

第８章　保健及び厚生施設

（保健及び厚生施設）
第49条　本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。
（健康診断）
第50条　教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第９章　科目等履修生･委託生･特別聴講学生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第51条　本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。
2　科目等履修生に関する規程は、別に定める。
（委託生）
第52条　公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について、修学を委託される者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、委託生としてこれを許可することがある。
2　委託生に関する規程は、別に定める。
（特別聴講学生）
第53条　他の大学（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。
2　特別聴講学生に関する規程は、別に定める。
（外国人留学生）
第54条　外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
2　外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第１０章　公開講座

（公開講座）
第55条　地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を設けることがある。

第１１章　特待生

（特待生）
第56条　学生として学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。
2　特待生に関する規程は、別に定める。

第１２章　教職員組織

（教職員組織）
第57条　本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第１３章　大学協議会及び教授会

（大学協議会）

第58条　本学に、大学協議会を置く。

2　大学協議会に関する規程は、別に定める。

（教授会）

第59条　本学に教授会を置く。

2　教授会は、全学教授会、学部教授会、代議員教授会をもって組織する。

3　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

一　学生の入学、卒業及び課程の修了

二　学位の授与

三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5　その他教授会に関する規程は、別に定める。

第１４章　通信教育部

（通信教育部）

第60条　本学に通信教育部を置く。

2　通信教育部に関する事項については、別に定める。

第１５章　大学院

（大学院）

第61条　本学に大学院を置く。

2　大学院に関する学則については、別に定める。

第１６章　附属施設

（附属図書館）

第62条　本学に附属図書館を置く。

2　前項の施設に関する規程は、別に定める。

（附属薬用植物園）

第63条　本学薬学部に附属薬用植物園を置く。

2　前項の施設に関する規程は、別に定める。

附　則　この学則は平成11年4月1日から施行する。

附　則　この学則は平成12年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附　則　この学則は平成12年7月１日から施行する。

附　則　この学則は平成13年4月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第12条、第37条については従前の規定による。

附　則　この学則は平成14年4月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第10条第2項並びに第11条第2項については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成15年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条並びに第37条第1項については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成16年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項並びに第37条第1項及び第2項については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成17年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第12条、第37条第2項については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成18年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条第3項、第11条第3項、第28条、第37条第1項については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成19年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第20条第4項、第32条第3項、第37条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 37 条第 1 項及び第 2 項については従前の規定による。
なお、平成 19 年度に臨床福祉学科臨床福祉専攻及び動物療法専攻に入学した学生は、第 11 条第 1 項の別表Ⅱ－（1）については改正学則を適用する。

附　則　この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条及び第 37 条については従前の規定による。
なお、平成 20 年度に動物生命薬科学科に入学した学生は、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 37 条第 4 項については改正学則を適用する。
また、平成 18 年度、19 年度、20 年度に薬学科に入学した学生は、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 37 条第 1 項については改正学則を適用する。

附　則　この改正学則は平成22年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条第1項及び第12条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成23年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第11条第１項並びに3項、第36条、第42条、第45条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条、第37条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成25年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 37 条、第 38 条、第 59 条については従前の規定による。
なお、第 3 条の規定にかかわらず、臨床福祉学科の編入学定員は平成 29 年度から適用し、平成 27 年度から平成 29 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	512 名	432 名	351 名
保健科学部 臨床工学科	170 名	180 名	190 名
薬学部 動物生命薬科学科	130 名	140 名	150 名
生命医科学部 生命医科学科	60 名	120 名	180 名

附　則　この改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条については従前の規定による。
なお、第 3 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社会福祉学部 子ども保育福祉学科	150 名	100 名	50 名

附　則　この改正学則は平成29年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第12条については従前の規定による。

附　則　この改正学則は平成30年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第12条については従前の規定による。

別表Ｉ－（１）　社会福祉学部
（基礎科目）
社会福祉学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

区分		科　目　名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語	英語Ⅰ	1		2
	共通	英語Ⅱ	1		2
	情報	情報処理入門	1		2
	教育	情報処理演習	2		2
	総合教育	キャリア教育	1		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学部共通基礎科目	国際理解	英語コミュニケーション	2		2
		中国語Ⅰ	1		2
		中国語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅰ	1		2
		日本語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅲ	2		2
		日本語Ⅳ	2		2
		日本語総合講座Ⅰａ	1		2
		日本語総合講座Ⅰｂ	1		2
		日本語総合講座Ⅱａ	1		2
		日本語総合講座Ⅱｂ	1		2
	人間と社会・文化	哲学	1		2
		倫理学	2		2
		人間論	1		2
		美術	2		2
		音楽	1		2
		日本国憲法	2		2
		経済学	2		2
		地域人権支援論	2		2
		インターンシップⅠ	1		1
		インターンシップⅡ	2		1
		インターンシップⅢ	2		1
	自然科学	生物学	1		2
		生理学	1		2
		基礎統計学	2		2
	健康教育	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1
		健康科学論	2		2
	社会福祉の基礎	社会福祉の基礎	1	2	
		基礎演習Ⅰ	1	1	
		基礎演習Ⅱ	1	1	

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰａ・Ⅰｂ・Ⅱａ・Ⅱｂは外国人留学生対象科目。

別表Ｉ－（２）　保健科学部
（基礎科目）
保健科学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

作業療法学科

区　分		科　目　名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語 共通	英語Ｉ	1	2	
		英語Ⅱ	1		2
	情報 教育	情報処理入門	1	2	
		情報処理演習	2		2
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学部共通基礎科目	人間と 生活	保健科学	1		2
		医学概論	1	2	
		生命倫理学	1		2
		医療経済学	1		2
	健康 教育	健康科学論	1	2	
		生涯スポーツ論	1		2
		生涯スポーツ実習	1		2
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2		2
		英語コミュニケーション	2		2
		医療英語	1	2	
		社会福祉学	1		2
		哲学	1		2
		社会学	1		2
		生物学	1		2
		心理学	1	2	
		教育学	2		2

言語聴覚療法学科

区分		科目名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語共通	英語Ⅰ	1	2	
		英語Ⅱ	1	2	
	情報教育	情報処理入門	1		2
		情報処理演習	2		2
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2
		医学概論	1	2	
		生命倫理学	1		2
		医療経済学	1		2
	健康教育	健康科学論	1	2	
		生涯スポーツ論	1		2
		生涯スポーツ実習	1		2
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2	2	
		英語コミュニケーション	2		2
		医療英語	1		2
		社会福祉学	1	2	
		哲学	1		2
		社会学	1	2	
		生物学	1	2	
		心理学	1		2
		教育学	2		2

視機能療法学科

区　分		科　目　名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語共通	英語Ⅰ	1	2	
		英語Ⅱ	1		2
	情報教育	情報処理入門	1		2
		情報処理演習	2		2
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1		2
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2
		医学概論	1		2
		生命倫理学	1		2
		医療経済学	1		2
	健康教育	健康科学論	1		2
		生涯スポーツ論	1		2
		生涯スポーツ実習	1		2
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2	2	
		英語コミュニケーション	2		2
		医療英語	1		2
		社会福祉学	1		2
		哲学	1		2
		社会学	1		2
		生物学	1	2	
		心理学	1		2
		教育学	2		2

臨床工学科

区　分		科　目　名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	英語共通	英語Ⅰ	1	2	
		英語Ⅱ	1		2
	情報教育	情報処理入門	1		2
		情報処理演習	1		2
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2
		医学概論	1	2	
		生命倫理学	2		2
		医療経済学	2		2
	健康教育	健康科学論	1		2
		生涯スポーツ論	1		2
		生涯スポーツ実習	1		2
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2		2
		英語コミュニケーション	2		2
		医療英語	2		2
		社会福祉学	1		2
		哲学	1		2
		社会学	1		2
		生物学	1		2
		心理学	2		2
		教育学	2		2

別表Ｉ－（３）　薬学部

（基礎科目）

薬学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

区分		科　目　名	年次	必修	選択	自由
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2		
		英語Ⅱ	1		2	
	教育情報	情報処理入門	1	2		
		情報処理演習	2		2	
	総合教育	キャリア教育	1	2		
		コミュニケーション論	1	2		
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2		
		日向国地域論	1		2	
		国際保健福祉論	2		2	
		ボランティア活動	1		2	
学科基礎科目		外書講読Ⅰ	1	1		
		外書講読Ⅱ	2	1		
		外書講読Ⅲ	3	1		
		理科系作文法Ⅰ	1	1		
		理科系作文法Ⅱ	1	1		
		法学	1	1		
		医事法学総論	1	1		
		生物学	1	1		
		基礎機能形態学	1	1		
		物理学Ⅰ	1	1		
		物理学Ⅱ	1		1	
		化学Ⅰ	1	1		
		化学Ⅱ	1		1	
		化学演習Ⅰ	1			1
		化学演習Ⅱ	1			1
		薬学数学	1	1		
		薬学数学演習	1			1
		倫理学	1		1	
		哲学	2		1	
		病気を知る	1	1		
		総合学習Ⅰ	1	1		
		総合学習Ⅱ	2	1		
		総合学習Ⅲ	3	1		

動物生命薬科学科

区分		科　目　名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1		2
		英語Ⅱ	1		2
	教育情報	情報処理入門	1		2
		情報処理演習	2		2
	総合教育	キャリア教育	2	2	
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1		2
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学科基礎科目		英語Ⅲ	3		2
		英語Ⅳ	3		2
		大学英語Ⅰ	2		2
		大学英語Ⅱ	2		2
		英会話Ⅰ	1		2
		英会話Ⅱ	1		2
		大学の英作文Ⅰ	2		2
		大学の英作文Ⅱ	2		2
		実用英語Ⅰ	1		2
		実用英語Ⅱ	2		2
		文学・人間・社会Ⅰ	2		2
		文学・人間・社会Ⅱ	2		2
		芸術・人間・社会Ⅰ	1		2
		芸術・人間・社会Ⅱ	1		2
		アジアと世界Ⅰ	1		2
		アジアと世界Ⅱ	2		2
		哲学	2		2
		倫理学	1		2
		ＰＢＬⅠ	2	2	
		ＰＢＬⅡ	2	2	
		国際政治学	1		2
		大学の代数Ⅰ	1		2
		大学の代数Ⅱ	1		2
		化学Ⅰ	1		2
		化学Ⅱ	1		2
		化学Ⅲ	2		2
		生物学Ⅰ	1		2
		生物学Ⅱ	1		2

別表Ｉ－（４）　生命医科学部
（基礎科目）
生命医科学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

区分		科　目　名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2	
		英語Ⅱ	1		2
	教育情報	メディアリテラシー	1		2
		情報処理入門	1		2
		情報処理演習	2		2
	総合教育	エンカレッジ教育	1		2
		キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬ概論	1	1	
		人間の尊厳	1	1	
		日向国地域論	1		2
		国際保健福祉論	2		2
		国際人道援助論	2		2
		ボランティア活動	1		2
学科基礎科目		英会話	1		2
		実践英語Ⅰ	2		2
		実践英語Ⅱ	2		2
		実践英語Ⅲ	3		2
		実践英語Ⅳ	3		2
		物理学	1		2
		化学	1		2
		生物学	1		2
		分子生物学	1	2	
		基礎免疫学	1	2	
		法学	1		2
		哲学	1		2
		生命倫理学	1	2	
		心理学	1		2
		統計学	1		2
		情報科学概論	2	2	

別表Ⅱ－（１）　社会福祉学部
（専門教育科目）
社会福祉学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

スポーツ健康福祉学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		スポーツ実習Ⅷ(野外スポーツ実習)	1		1	
心理学	1		2		レクリエーション論	2		2	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		レクリエーション実技	2		1	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1		2		健康運動指導論Ⅰ	3		2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1		2		健康運動指導論Ⅱ	4		2	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	1		2		健康運動指導論Ⅲ	4		2	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	1		2		教育原論	2		2	
相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1		2		教育心理学	3		2	
相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1		2		教育相談	3		2	
現代社会と福祉Ⅰ	1		2		医学概論	1		2	
現代社会と福祉Ⅱ	1		2		社会保障制度および職業倫理	4		1	
低所得者に対する支援と生活保護制度	2		2		解剖学Ⅰ	1		2	
地域福祉の理論と方法Ⅰ	2		2		解剖学Ⅱ	2		2	
地域福祉の理論と方法Ⅱ	2		2		解剖学Ⅲ	2		2	
社会保障Ⅰ	2		2		運動学概論	2		1	
社会保障Ⅱ	2		2		身体の働きⅠ	2		2	
相談援助の理論と方法Ⅰ	2		2		身体の働きⅡ	2		2	
相談援助の理論と方法Ⅱ	2		2		リハビリテーション	3		2	
相談援助の理論と方法Ⅲ	3		2		病理学概論	2		2	
相談援助の理論と方法Ⅳ	3		2		衛生学Ⅰ	3		2	
権利擁護と成年後見制度	2		2		衛生学Ⅱ	3		2	
社会調査の基礎	2		2		臨床医学総論Ⅰ	2		1	
保健医療サービス	3		2		臨床医学総論Ⅱ	2		1	
福祉行財政と福祉計画	3		2		臨床医学各論Ⅰ	2		1	
就労支援サービス	3		1		臨床医学各論Ⅱ	3		1	
福祉サービスの組織と経営	3		2		臨床医学各論Ⅲ	3		1	
更生保護制度	3		1		臨床医学各論Ⅳ	4		1	
相談援助演習Ⅰ	2		1		病態生理学	3		1	
相談援助演習Ⅱ	2		1		鍼灸理論	3		2	
相談援助演習Ⅲ	3		1		東洋医学概論Ⅰ	1		2	
相談援助演習Ⅳ	3		1		東洋医学概論Ⅱ	1		2	
相談援助演習Ⅴ	4		1		経絡経穴学Ⅰ	1		1	
相談援助実習指導Ⅰ	2		1		経絡経穴学Ⅱ	1		1	
相談援助実習指導Ⅱ	3		1		経絡経穴学Ⅲ	2		1	
相談援助実習指導Ⅲ	3		1		東洋医学臨床論Ⅰ	2		2	
相談援助実習	3		4		東洋医学臨床論Ⅱ	3		2	
時事福祉学	4		2		東洋医学臨床論Ⅲ	3		2	
関係行政論	4		2		東洋医学臨床論Ⅳ	4		2	
連携実践演習	4		1		東洋医学臨床論Ⅴ	4		1	
認知症の理解Ⅰ	3		2		物理療法学	3		2	
認知症の理解Ⅱ	3		2		鍼灸治療の安全と適応判断	4		1	
スクールソーシャルワーク論	3		2		鍼灸診察演習	3		1	
スクールソーシャルワーク演習	3		1		社会鍼灸学	4		2	
医療ソーシャルワーク論	3		2		基礎鍼灸実習	1		1	
チーム医療概論	3		2		臨床鍼実技Ⅰ	2		1	
医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		臨床鍼実技Ⅱ	2		1	
医療ソーシャルワーク実習	4		1		臨床鍼実技Ⅲ	3		1	
スポーツマネジメント	4		2		臨床鍼実技Ⅳ	3		1	
スポーツ心理学Ⅰ	2		2		臨床鍼実技Ⅴ	4		1	

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
スポーツ心理学Ⅱ	2		2		臨床鍼実技Ⅵ	4		1	
スポーツ社会学	3		2		臨床鍼灸評価実習Ⅰ	2		1	
運動学	3		2		臨床鍼灸評価実習Ⅱ	3		1	
スポーツ・レクリエーション演習	3		1		臨床灸実技Ⅰ	2		1	
運動生理学	2		2		臨床灸実技Ⅱ	2		1	
スポーツ栄養学Ⅰ	2		2		臨床灸実技Ⅲ	3		1	
スポーツ栄養学Ⅱ	4		2		臨床灸実技Ⅳ	3		1	
バイオメカニクス	1		2		臨床灸実技Ⅴ	4		1	
トレーニング論	4		2		臨床灸実技Ⅵ	4		1	
体力学	2		2		臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	3		2	
スポーツ医学Ⅰ	3		2		臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	4		2	
スポーツ医学Ⅱ	3		2		スポーツ健康鍼灸学	3		2	
公衆衛生学	3		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	3	1		
スポーツファーストエイド	3		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	3	1		
アダプテッドスポーツ論	4		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	4	1		
コーチング論	4		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	4	1		
運動器の解剖と機能Ⅰ	2		2		卒業研究Ⅰ	4	2		
運動器の解剖と機能Ⅱ	2		2		卒業研究Ⅱ	4	2		
スポーツ科学	4		2		アスレティックトレーナー概論	2			1
トレーニング科学	4		2		スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ	2			1
スポーツ原理	1		2		スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ	2			1
スポーツ健康福祉論	1		2		健康管理とスポーツ医学	2			1
運動処方論	3		2		検査・測定と評価Ⅰ	2			1
体力学演習	3		1		検査・測定と評価Ⅱ	3			1
学校保健	3		2		予防とコンディショニングⅠ	3			1
生活習慣病予防学	4		2		予防とコンディショニングⅡ	3			1
健康スポーツ実習Ⅰ	1		2		予防とコンディショニングⅢ	4			1
健康スポーツ実習Ⅱ	2		2		アスレティックリハビリテーションⅠ	3			1
健康スポーツ現場実習	3		2		アスレティックリハビリテーションⅡ	4			1
高齢者・障害者スポーツ実習	3		1		アスレティックリハビリテーションⅢ	4			1
スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		1		アスレティックトレーナー実習Ⅰ	3			1
スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	2		1		アスレティックトレーナー実習Ⅱ	3			1
スポーツ実習Ⅲ(屋内球技)	1		1		アスレティックトレーナー実習Ⅲ	3			1
スポーツ実習Ⅳ（陸上）	2		1		アスレティックトレーナー実習Ⅳ	3			1
スポーツ実習Ⅴ（水泳）	2		1		アスレティックトレーナー実習Ⅴ	4			1
スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	2		1		アスレティックトレーナー実習Ⅵ	4			1
スポーツ実習Ⅶ（柔道）	2		1						

臨床福祉学科　臨床福祉専攻

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1	
心理学	1		2		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		精神保健福祉援助実習	4		5	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1		2		介護の基本Ⅰ	1		2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1		2		介護の基本Ⅱ	1		2	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	1		2		介護の基本Ⅲ	2		2	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	1		2		介護の基本Ⅳ	2		2	
相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1		2		介護福祉学Ⅰ	4		2	
相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1		2		介護福祉学Ⅱ	4		2	
現代社会と福祉Ⅰ	1		2		コミュニケーション技術Ⅰ	3		1	
現代社会と福祉Ⅱ	1		2		コミュニケーション技術Ⅱ	3		1	
低所得者に対する支援と生活保護制度	2		2		生活支援技術演習（基本Ⅰ）	1		1	
地域福祉の理論と方法Ⅰ	2		2		生活支援技術演習（基本Ⅱ）	1		1	
地域福祉の理論と方法Ⅱ	2		2		生活支援技術演習（応用Ⅰ）	2		1	
社会保障Ⅰ	2		2		生活支援技術演習（応用Ⅱ）	2		1	
社会保障Ⅱ	2		2		生活支援技術演習（終末期）	3		2	
相談援助の理論と方法Ⅰ	2		2		生活支援技術演習（家事Ⅰ）	1		1	
相談援助の理論と方法Ⅱ	2		2		生活支援技術演習（家事Ⅱ）	1		1	
相談援助の理論と方法Ⅲ	3		2		生活支援技術演習（環境Ⅰ）	4		2	
相談援助の理論と方法Ⅳ	3		2		生活支援技術演習（環境Ⅱ）	4		2	
権利擁護と成年後見制度	2		2		生活支援技術演習（総括）	4		1	
社会調査の基礎	2		2		介護過程Ⅰ	2		1	
保健医療サービス	3		2		介護過程Ⅱ	3		1	
福祉行財政と福祉計画	3		2		介護過程Ⅲ	3		2	
就労支援サービス	3		1		介護過程Ⅳ	4		1	
福祉サービスの組織と経営	3		2		介護総合演習Ⅰ	2		1	
更生保護制度	3		1		介護総合演習Ⅱ	2		1	
相談援助演習Ⅰ	2		1		介護総合演習Ⅲ	3		1	
相談援助演習Ⅱ	2		1		介護総合演習Ⅳ	4		1	
相談援助演習Ⅲ	3		1		介護実習Ⅰ	2		3	
相談援助演習Ⅳ	3		1		介護実習Ⅱ	2		3	
相談援助演習Ⅴ	4		1		介護実習Ⅲ	3		4	
相談援助実習指導Ⅰ	2		1		医療的ケアⅠ	3		2	
相談援助実習指導Ⅱ	3		1		医療的ケアⅡ	3		1	
相談援助実習指導Ⅲ	3		1		こころとからだのしくみⅠ	1		2	
相談援助実習	3		4		こころとからだのしくみⅡ	2		2	
時事福祉学	4		2		発達と老化の理解Ⅰ	3		2	
関係行政論	4		2		発達と老化の理解Ⅱ	3		2	
連携実践演習	4		1		障害の理解	2		2	
認知症の理解Ⅰ	3		2		社会・集団・家族心理学	1		2	
認知症の理解Ⅱ	3		2		発達心理学	1		2	
スクールソーシャルワーク論	3		2		臨床心理学概論	1		2	
スクールソーシャルワーク演習	3		1		福祉心理学	3		2	
医療ソーシャルワーク論	3		2		運動療法	2		2	
チーム医療概論	3		2		芸術療法	3		2	
医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		レクリエーション論	2		2	
医療ソーシャルワーク実習	4		1		レクリエーション実技	2		1	
精神疾患とその治療Ⅰ	2		2		公衆衛生学	3		2	
精神疾患とその治療Ⅱ	2		2		福祉住環境論	3		2	
精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2		福祉住環境デザイン	3		2	
精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2		福祉施設とまちづくり	3		2	
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	1		2		介護概論	2		2	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	3		2		教育原論	2		2	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	3		2		教育心理学	3		2	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	4		2		教育相談	3		2	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	4		2		臨床福祉学演習Ⅰ	3	1		
精神保健福祉に関する関する制度とサービスⅠ	2		2		臨床福祉学演習Ⅱ	3	1		

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
精神保健福祉に関する関する制度とサービスⅡ	2		2		臨床福祉学演習Ⅲ	4	1		
精神障害者の生活支援システム	3		2		臨床福祉学演習Ⅳ	4	1		
精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1		卒業研究Ⅰ	4	2		
精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1		卒業研究Ⅱ	4	2		
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1		卒業研究Ⅱ	4	2		

介護福祉士資格に関する科目は介護福祉コースのみ履修可能

臨床福祉学科　臨床心理専攻

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		精神保健福祉に関する関する制度とサービスⅠ	2		2	
心理学	1		2		精神保健福祉に関する関する制度とサービスⅡ	2		2	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		精神障害者の生活支援システム	3		2	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1		2		精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1		2		精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	1		2		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	
高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	1		2		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1	
相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1		2		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	
相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1		2		精神保健福祉援助実習	4		5	
現代社会と福祉Ⅰ	1		2		公認心理師の職責	4		2	
現代社会と福祉Ⅱ	1		2		心理学概論	1		2	
低所得者に対する支援と生活保護制度	2		2		臨床心理学概論	1		2	
地域福祉の理論と方法Ⅰ	2		2		心理学研究法	1		2	
地域福祉の理論と方法Ⅱ	2		2		心理学統計法	1		2	
社会保障Ⅰ	2		2		心理学実験	2		2	
社会保障Ⅱ	2		2		知覚・認知心理学	2		2	
相談援助の理論と方法Ⅰ	2		2		学習・言語心理学	2		2	
相談援助の理論と方法Ⅱ	2		2		人格・感情心理学	3		2	
相談援助の理論と方法Ⅲ	3		2		神経・生理心理学	2		2	
相談援助の理論と方法Ⅳ	3		2		社会・集団・家族心理学	1		2	
権利擁護と成年後見制度	2		2		発達心理学	1		2	
社会調査の基礎	2		2		障害者・障害児心理学	2		2	
保健医療サービス	3		2		心理的アセスメント	2		2	
福祉行財政と福祉計画	3		2		心理学的支援法	3		2	
就労支援サービス	3		1		健康・医療心理学	3		2	
福祉サービスの組織と経営	3		2		福祉心理学	3		2	
更生保護制度	3		1		教育・学校心理学	3		2	
相談援助演習Ⅰ	2		1		司法・犯罪心理学	3		2	
相談援助演習Ⅱ	2		1		産業・組織心理学	3		2	
相談援助演習Ⅲ	3		1		心理演習Ⅰ	3		1	
相談援助演習Ⅳ	3		1		心理演習Ⅱ	3		1	
相談援助演習Ⅴ	4		1		心理実習	4		2	
相談援助実習指導Ⅰ	2		1		心理尺度検査法実習	4		1	
相談援助実習指導Ⅱ	3		1		動物人間関係学	1		2	
相談援助実習指導Ⅲ	3		1		動物生態学	1		2	
相談援助実習	3		4		動物介在教育学	2		2	
時事福祉学	4		2		動物適正飼養・トレーニング学	2		2	
関係行政論	4		2		動物トレーニング実習	2		1	
連携実践演習	4		1		アニマルセラピー概論	2		2	
認知症の理解Ⅰ	3		2		アニマルセラピー演習Ⅰ	3		1	
認知症の理解Ⅱ	3		2		アニマルセラピー演習Ⅱ	3		1	
スクールソーシャルワーク論	3		2		レクリエーション論	2		2	
スクールソーシャルワーク演習	3		1		レクリエーション実技	2		1	
医療ソーシャルワーク論	3		2		公衆衛生学	4		2	
チーム医療概論	3		2		福祉住環境論	4		2	
医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		教育原論	2		2	
医療ソーシャルワーク実習	4		1		教育相談	3		2	
精神疾患とその治療Ⅰ	2		2		芸術療法	2		2	
精神疾患とその治療Ⅱ	2		2		キャリアカウンセリング	4		2	
精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2		臨床福祉学演習Ⅰ	3	1		
精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2		臨床福祉学演習Ⅱ	3	1		
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	1		2		臨床福祉学演習Ⅲ	4	1		
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	3		2		臨床福祉学演習Ⅳ	4	1		
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	3		2		卒業研究Ⅰ	4	2		
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	4		2		卒業研究Ⅱ	4	2		
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	4		2						

（教職に関する科目）
教職免許状を得ようとする者の科目の単位数は次のとおりである。

免許状の種類	授業科目の名称	年次	単位数	授業科目の名称	年次	単位数
中学校教諭	教職論	1	2	教育方法論	3	2
一種免許状	教育行政学	2	2	生徒・進路指導論	2	2
(保健体育)	教育課程論	2	2	教職実践演習(中・高)	4	2
	福祉科教育法	3	4	教育実習指導	3	1
高等学校教諭	保健体育科教育法Ⅰ	3	4	教育実習Ⅰ	4	2
一種免許状	保健体育科教育法Ⅱ	3	4	教育実習Ⅱ	4	2
(福　　祉)	道徳教育の指導法	2	2	介護等体験	2	1
(保健体育)	特別活動の指導法	2	2			

別表Ⅱ－（２）保健科学部
（専門教育科目）
保健科学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

作業療法学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
解剖学	1	4		作業療法研究法	3	1	
解剖学実習	1	2		管理運営学	4		1
生理学	1	2		作業療法評価Ⅰ	2	2	
生理学実習	1	1		作業療法評価Ⅱ	2	3	
運動学	2	4		作業療法評価Ⅲ	3	2	
運動学実習	2	2		作業療法評価Ⅳ	3	2	
人間・運動発達学	2	2		身体障害作業療法Ⅰ	3	2	
病理学	1		2	身体障害作業療法Ⅱ	3	2	
一般臨床医学	1	2		精神障害作業療法Ⅰ	3	2	
内科学	2	2		精神障害作業療法Ⅱ	3	2	
整形外科学	2	2		発達障害作業療法Ⅰ	3	2	
神経内科学	2	2		発達障害作業療法Ⅱ	3	2	
小児科学	2	2		老年期障害作業療法Ⅰ	3	2	
精神医学Ⅰ	1	2		老年期障害作業療法Ⅱ	3	2	
精神医学Ⅱ	2	2		機能代償Ⅰ	3	1	
老年医学	2	2		機能代償Ⅱ	3	1	
神経科学特論	2	2		日常生活活動概論	1	2	
リハビリテーション医学	2	2		日常生活活動技能Ⅰ	2	1	
公衆衛生学	1		2	日常生活活動技能Ⅱ	2	2	
臨床心理学	1		2	地域作業療法学Ⅰ	3	2	
薬理学	1		2	地域作業療法学Ⅱ	4	1	
カウンセリング論	1		2	地域作業療法学演習	3	1	
園芸論	1		2	高次脳機能障害作業療法	3	1	
園芸療法論	1		4	臨床特論	4		2
園芸療法実習	2		2	生活環境論	3		2
ガーデニングⅠ	2		2	臨床見学実習Ⅰ	1	1	
ガーデニングⅡ	4		4	臨床見学実習Ⅱ	1	1	
言語・聴覚障害概論	3		2	臨床体験実習	2	1	
視覚障害概論	3		2	臨床評価実習	3	2	
理学療法概論	3		2	総合臨床実習Ⅰ	4	8	
レクリエーション論	2		2	総合臨床実習Ⅱ	4	8	
レクリエーション演習	3		1	研究特論	3		1
作業療法概論Ⅰ	1	2		特別課題研究Ⅰ	3		1
作業療法概論Ⅱ	1		2	特別課題研究Ⅱ	4		1
作業活動分析学・演習	2	3					

言語聴覚療法学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
解剖学	1	2		言語発達障害演習Ⅱ	3	1	
生理・病理学	1	2		構音障害	2	2	
臨床医学	2	2		スピーチ・リハビリテーション	2	2	
精神医学	3	2		スピーチ・リハビリテーション演習Ⅰ	3	1	
リハビリテーション医学	2	2		スピーチ・リハビリテーション演習Ⅱ	3	1	
耳鼻咽喉科学	2	2		嚥下障害	2	2	
臨床歯科医学	3	2		嚥下障害演習Ⅰ	2	1	
呼吸発声発語系の構造、機能、病態	2	2		嚥下障害演習Ⅱ	3	1	
聴覚系の構造、機能、病態	2	2		聴覚障害	1	2	
神経系の構造、機能、病態	2	2		聴覚障害演習Ⅰ	2	1	
臨床心理学	3	2		聴覚障害演習Ⅱ	3	1	
生涯発達心理学	1	2		聴覚検査	2	2	
生涯発達心理学演習	2	1		聴覚検査演習	3	1	
学習・認知心理学	2	2		臨床実習Ⅰ	1	1	
学習・認知心理学演習	2	1		臨床実習Ⅱ	2	1	
心理測定法演習	2	1		臨床実習Ⅲ	2	1	
言語学	1	2		臨床実習Ⅳ	3	1	
音声学	1	2		保健科学概論	2	1	
音声科学演習	2	1		学外評価臨床実習	3	4	
音響学演習	2	1		学外総合臨床実習	4	8	
聴覚心理学演習	2	1		言語聴覚障害基礎ゼミⅠ	1	1	
言語発達学	1	2		言語聴覚障害基礎ゼミⅡ	1	1	
リハビリテーション概論	1	1		言語聴覚障害基礎ゼミⅢ	2	1	
公衆衛生学	4	2		言語聴覚障害基礎ゼミⅣ	2	1	
言語聴覚障害概論	1	2		言語聴覚障害専門ゼミⅠ	3	1	
言語聴覚障害診断学演習Ⅰ	1	1		言語聴覚障害専門ゼミⅡ	3	1	
言語聴覚障害診断学演習Ⅱ	2	1		言語聴覚障害専門ゼミⅢ	4	1	
失語症	1	2		言語聴覚障害特講Ⅰ	3	1	
失語症演習Ⅰ	2	1		言語聴覚障害特講Ⅱ	4	1	
失語症演習Ⅱ	3	1		高齢障害演習	2		1
高次脳機能障害演習Ⅰ	2	1		新生児障害演習	2		1
高次脳機能障害演習Ⅱ	3	1		言語聴覚療法管理運営学演習	4		1
言語発達障害Ⅰ	1	2		コミュニケーション機器論演習	3	1	
言語発達障害Ⅱ	2	2		言語聴覚障害社会支援演習	3		1
言語発達障害演習Ⅰ	2	1		言語聴覚障害家族支援演習	3	1	

視機能療法学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
解剖学	1	2		視能検査学実習Ⅰ	2	3	
生理学	1	2		視能検査学実習Ⅱ	2	3	
臨床心理学	2	2		視能検査学実習Ⅲ	3	2	
発達心理学	2	2		視能検査学実習Ⅳ	3	2	
病理学	1	2		視能検査学総合実習Ⅰ	3	2	
内科学	2	2		視能検査学総合実習Ⅱ	3	2	
公衆衛生学	2	2		視能障害学Ⅰ	1	2	
臨床医学	2	2		視能障害学Ⅱ	2	2	
基礎医学演習	1	1		視能障害学Ⅲ	2	2	
視能学基礎演習Ⅰ	1		1	視能障害学Ⅳ	3	4	
視能学基礎演習Ⅱ	1		1	視能リハビリテーション学演習	3	2	
視器の解剖生理学演習	1	2		視能矯正・訓練学演習Ⅰ	3	3	
屈折学基礎演習Ⅰ	1	1		視能矯正・訓練学演習Ⅱ	3	2	
屈折学基礎演習Ⅱ	2	1		屈折学各論実習Ⅰ	3	2	
屈折学評価実習Ⅰ	2	2		屈折学各論実習Ⅱ	3	2	
屈折学評価実習Ⅱ	2	2		臨地実習Ⅰ	4	7	
屈折学特論演習	4	1		臨地実習Ⅱ	4	7	
保育	3	2		基礎ゼミⅠ	1		2
保健・医療・福祉と関係法規	1	2		基礎ゼミⅡ	1		2
リハビリテーション概論	3	1		基礎ゼミⅢ	2		1
外眼筋の作用と眼球運動	2	2		専門ゼミⅠ	3	2	
両眼視の基礎	2	2		専門ゼミⅡ	3	2	
視覚生理学	2	2		専門ゼミⅢ	4	2	
眼科薬理学	3	2		視能学総合演習Ⅰ	3	2	
斜視・弱視の基本的知識	2	2		視能学総合演習Ⅱ	4	4	

臨床工学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
病理学	3	2		生体機能工学	3		2
病理学演習	3		1	画像診断学	3		2
解剖学	1	2		生体計測装置学Ⅰ	1	2	
解剖学演習	1		1	生体計測装置学Ⅱ	3	2	
生理学	1	2		生体計測装置学演習	3		1
生理学演習	1		1	生体計測装置学実習	3	1	
生化学	2	2		臨床検査機器学	2	2	
基礎医工学実習	1	1		医用治療機器学	2	2	
公衆衛生学	1	2		医用治療機器学演習	2		1
臨床感染免疫学	3	2		医用治療機器学実習	2	1	
臨床薬理学	3	2		生体機能代行装置学Ⅰ	2	2	
医用電気工学Ⅰ	1	2		生体機能代行装置学Ⅱ	3	2	
医用電気工学Ⅱ	1	2		生体機能代行装置学Ⅲ	3	2	
医用電気工学演習Ⅰ	1	1		生体機能代行装置学演習Ⅰ	2	1	
医用電気工学演習Ⅱ	1	1		生体機能代行装置学演習Ⅱ	3	1	
医用電気工学実習	2	1		生体機能代行装置学演習Ⅲ	3	1	
医用電子工学Ⅰ	2	2		生体機能代行装置学演習Ⅳ	4	1	
医用電子工学Ⅱ	2	2		生体機能代行装置学実習Ⅰ	2	1	
医用電子工学演習Ⅰ	2	1		生体機能代行装置学実習Ⅱ	3	1	
医用電子工学演習Ⅱ	2	1		生体機能代行装置学実習Ⅲ	3	1	
医用電子工学実習	2	1		医用機器安全管理学	3	2	
物性工学	3	2		医用機器安全管理学演習	3	1	
物性工学演習	3		1	医用機器安全管理学実習	3	1	
材料工学	3	2		患者安全管理学	3	2	
材料工学演習	3		1	臨床医学総論Ⅰ	2	2	
医用機器工学	3	2		臨床医学総論Ⅱ	2	2	
医用機器工学演習	3		1	臨床医学総論Ⅲ	3	2	
医用化学	1	2		臨床医学総論Ⅳ	3	2	
応用数学	2	2		看護学概論	3	2	
応用数学演習	2	1		臨床工学特論Ⅰ	4		2
医療情報処理工学	1	2		臨床工学特論Ⅱ	4		2
医療情報処理工学実習	1	1		臨床工学特論Ⅲ	4		2
システム工学	3	2		臨床実習	4		4
臨床工学概論	1	2		臨床指導	4	1	
臨床工学演習	1		1	総合演習	4	1	
医用工学	1	2		卒業研究	4	2	
医用工学演習	1	1					

別表Ⅱ－（３）　薬学部
（専門教育科目）
薬学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
薬学入門	1	1			衛生化学Ⅰ	2	1		
プレゼンテーション概論	1	1			衛生化学Ⅱ	3	1		
医薬情報学	3	1			臨床検査学	3	1		
医薬情報学演習	4	1			薬物代謝学	3	1		
くすりの歩み	2		1		公衆衛生学	3	1		
薬学と生命倫理Ⅰ	2	1			身体の特殊な働き	2		1	
薬学と生命倫理Ⅱ	3	1			環境科学	1	1		
医療概論	1	1			食品栄養学	4		1	
コミュニケーション演習	4	1			栄養管理学	4		1	
薬学英語Ⅰ	2		1		薬局方概論	3	1		
薬学英語Ⅱ	4		1		薬剤学Ⅰ	2	1		
無機化学Ⅰ	1	1			薬剤学Ⅱ	2	1		
無機化学Ⅱ	2	1			薬剤学Ⅲ	3	1		
有機化学Ⅰ	1	1			製剤学	3	1		
有機化学Ⅱ	2	1			調剤学	3	1		
有機化学Ⅲ	2	1			基礎薬物動態学	2		1	
有機化学Ⅳ	3	1			薬物動態学Ⅰ	3	1		
医薬品化学	4	1			薬物動態学Ⅱ	3	1		
放射化学・薬品学	2	1			薬物治療学Ⅰ	3	1		
生物有機化学	3	1			薬物治療学Ⅱ	3	1		
反応有機化学	3	1			薬物治療学Ⅲ	4	1		
分析化学Ⅰ	1	1			薬物治療学Ⅳ	4	1		
分析化学Ⅱ	2	1			薬物治療学Ⅴ	4	1		
分析化学Ⅲ	2	1			薬物治療学Ⅵ	4	1		
機器分析学	3	1			一般用医薬品学	4	1		
応用機器分析学	3	1			医事法学演習	4	1		
物理化学Ⅰ	2	1			薬事関係法規Ⅰ	4	1		
物理化学Ⅱ	2	1			薬事関係法規Ⅱ	6	1		
基礎生化学	1	1			治験コーディネーター論	6	1		
生化学Ⅰ	2	1			基礎薬学総合演習	4	8		
生化学Ⅱ	2	1			セーフティマネージメント演習	5	1		
生化学Ⅲ	2	1			先端医療学	5	1		
ウイルス学	2	1			病院薬学演習	5	1		
細菌学	3	1			一般用医薬品学演習	5	1		
生物統計学	2	1			食品医薬品相互作用論	5	1		
細胞生物学	3	1			乱用薬物・毒物学	5	1		
遺伝子工学	4	1			漢方治療学演習	5	1		
腫瘍治療学	4	1			薬学総合演習Ⅰ	6	5		
薬用植物学	1	1			薬学総合演習Ⅱ	6	5		
生薬学	2	1			薬化学実習	2	1		
天然医薬品化学Ⅰ	3	1			分析学実習	2	1		
天然医薬品化学Ⅱ	4	1			生薬学実習	3	1		
和漢薬学	2	1			基礎生化学実習	2	1		
東洋医薬学	3	1			生化学実習	3	1		
漢方治療学	4	1			基礎薬理学実習	3	1		
機能形態学Ⅰ	1	1			薬理学実習	3	1		
機能形態学Ⅱ	1	1			薬剤学実習	3	1		
機能形態学Ⅲ	2	1			衛生薬学実習	3	1		
病理学	2	1			実務実習事前学習Ⅰａ	4	1		
生理・薬理学Ⅰ	2	1			実務実習事前学習Ⅰｂ	4	1		
生理・薬理学Ⅱ	2	1			実務実習事前学習Ⅰｃ	4	1		
生理・薬理学Ⅲ	2	1			実務実習事前学習Ⅱａ	4	1		
生理・薬理学Ⅳ	2	1			実務実習事前学習Ⅱｂ	4	1		
生理・薬理学Ⅴ	3	1			実務実習事前学習Ⅱｃ	4	1		
生理・薬理学Ⅵ	3	1			特別研究Ⅰ	5	4		

授業科目の名称	年次	必修	選択	自由	授業科目の名称	年次	必修	選択	自由
応用薬理学	3	1			特別研究Ⅱ	6	8		
免疫学	3	1			実務実習Ⅰ	5	10		
臨床医学概論	4	1			実務実習Ⅱ	5	10		

動物生命薬科学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
飼料学	2		2	動物臨床演習	3		2
薬用植物学	1		2	動物臨床実習Ⅰ	3		2
解剖学Ⅰ	1	2		動物臨床実習Ⅱ	3		2
解剖学Ⅱ	1	2		公衆衛生学Ⅰ	2	2	
解剖学実習Ⅰ	1	2		公衆衛生学Ⅱ	2	2	
解剖学実習Ⅱ	1	2		公衆衛生学Ⅲ	3	2	
生理学Ⅰ	1	2		公衆衛生学Ⅳ	4	2	
生理学Ⅱ	1	2		公衆衛生学演習Ⅰ	3	2	
生理学Ⅲ	1		2	公衆衛生学演習Ⅱ	4	2	
有機化学Ⅰ	1	2		畜産学Ⅰ	3		2
有機化学Ⅱ	2		2	畜産学Ⅱ	3		2
基礎生化学	1	2		外書講読Ⅰ	3		2
生化学	2		2	外書講読Ⅱ	3		2
基礎生化学演習	2		2	外書講読Ⅲ	4		2
統計学Ⅰ	2		2	外書講読Ⅳ	4		2
統計学Ⅱ	2		2	生涯学習概論	3		2
実験動物学	2	4		博物館概論	3		2
実験動物学演習	3		2	博物館経営論	4		2
実験動物学実習	3		2	博物館資料論Ⅰ	3		1
環境生物学Ⅰ	2		2	博物館資料論Ⅱ	3		1
環境生物学Ⅱ	2		2	博物館資料保存論	3		2
微生物学Ⅰ	2	2		博物館展示論Ⅰ	3		1
微生物学Ⅱ	2	2		博物館展示論Ⅱ	3		1
微生物学Ⅲ	3		2	博物館教育論	3		2
微生物学実習	3	2		博物館情報・メディア論	3		2
組織学Ⅰ	1		2	博物館実習	4		3
組織学Ⅱ	1		2	動物と芸術	2		2
薬理学Ⅰ	2	2		動物と音楽	2		2
薬理学Ⅱ	2		2	基礎実習Ⅰ	1	2	
薬理学Ⅲ	4		2	基礎実習Ⅱ	1	2	
病理学総論	2	2		飼育実習Ⅰ	3	2	
病理学各論	2	2		飼育実習Ⅱ	3	2	
寄生虫学	3	2		飼育実習Ⅲ	4	2	
栄養学	2		2	飼育実習Ⅳ	4	2	
動物感染症学	3		2	特別演習	3		2
動物繁殖学	3		2	課外実習	3		1
動物臨床Ⅰ	2		2	総合演習Ⅰ	3	2	
動物臨床Ⅱ	3		2	総合演習Ⅱ	3	2	
動物臨床Ⅲ	3		2	総合演習Ⅲ	4	2	
動物臨床Ⅳ	3		2	総合演習Ⅳ	4	2	
動物臨床Ⅴ	3		2	卒業研究	4	2	
動物臨床Ⅵ	3		2				

別表Ⅱ－（４）生命医科学部
（専門教育科目）
生命医科学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
生命医科学概論Ⅰ	1	2		臨床免疫学実習Ⅰ	3	1	
生命医科学概論Ⅱ	1	2		臨床免疫学実習Ⅱ	3	2	
医学概論	1	2		臨床検査総論	2	2	
公衆衛生学	3		2	臨床検査総論実習	2	2	
解剖学Ⅰ	1	2		臨床生理学Ⅰ	2	2	
解剖学Ⅱ	2	2		臨床生理学Ⅱ	2	2	
解剖学実習	2	1		臨床生理学Ⅲ	3	2	
生理学Ⅰ	1	2		臨床生理学実習	3	2	
生理学Ⅱ	1	2		臨床化学Ⅰ	2	2	
生理学実習	2	1		臨床化学Ⅱ	2	2	
病理学Ⅰ	2	2		臨床化学実習Ⅰ	3	1	
病理学Ⅱ	2	2		臨床化学実習Ⅱ	3	2	
病理学実習	3	1		ＲＩ検査学	2	2	
生化学Ⅰ	1	2		医療安全管理学	3	2	
生化学Ⅱ	1	2		医療安全管理学実習	3	1	
生化学実習	2	1		検査管理総論（関係法規含む）	3	2	
微生物学Ⅰ	1	2		遺伝子検査学	2		2
微生物学Ⅱ	2	2		臨床医学総論	3		2
微生物学実習	2	1		臨床検査医学総論	3		2
医動物学	3	2		臨床実習	3	5	
医動物学実習	3	1		臨床検査学演習Ⅰ	4		2
検査機器総論Ⅰ	1	2		臨床検査学演習Ⅱ	4		2
検査機器総論Ⅱ	1	2		臨床細胞学総論Ⅰ	1		2
検査基礎実習	1		1	臨床細胞学総論Ⅱ	2		2
医用工学概論	1	2		臨床細胞学総論Ⅲ	2		2
医用工学実習	1	1		臨床細胞学演習Ⅰ	3		1
臨床血液学Ⅰ	2	2		臨床細胞学演習Ⅱ	3		1
臨床血液学Ⅱ	2	2		細胞診断学特論Ⅰ	4		4
臨床血液学実習	3	2		細胞診断学特論Ⅱ	4		4
臨床免疫学Ⅰ	2	2		生命医科学卒業研究Ⅰ	4		8
臨床免疫学Ⅱ	2	2		生命医科学卒業研究Ⅱ	4		8
臨床免疫学Ⅲ	3	2					

別表Ⅲ（納付金）

一　入学検定料　30,000円（ただし，大学入試センター試験利用入試は15,000円，専願入試は10,000円）

二　入　学　金　300,000円

三　授業料，その他納付金

社会福祉学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　計
スポーツ健康福祉学科	853,000 円	350,000 円	1,203,000円
臨床福祉学科	853,000 円	350,000 円	1,203,000円
子ども保育福祉学科	853,000 円	350,000 円	1,203,000円

保健科学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　計
作業療法学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000円
言語聴覚療法学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000円
視機能療法学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000円
臨床工学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000円

薬学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　計
薬学科	1,496,000円	520,000円	2,016,000円
動物生命薬科学科	1,146,000円	350,000円	1,496,000円

生命医科学部

学　科　名	授　業　料	施設設備費	合　計
生命医科学科	1,146,000 円	350,000 円	1,496,000 円

大学生として

学生心得
窓口業務一覧
諸手続・相談
学生への連絡

学　生　心　得

本学学生は、「九州保健福祉大学の建学の理念」を深く理解し、卒業までに、人格の完成をめざし、自発的に学習に精励して教養を高め、多様化する保健・医療・福祉に対する社会的要請に寄与する資質と能力を身に付けなければなりません。本学では、すべての学生に良質の教育環境を与え、教育と研究の自由を保障します。

また、学生諸君が九州保健福祉大学の伝統と校風を築き、健康的で有意義な学生生活を過ごすことができるよう良識有る行動を希望します。

窓　口　業　務　一　覧

区分	事　　項	窓　口	備　　考	参照頁
各種証明書	学生証	学生課	入学時発行	P. 61
	通学証明書	〃		P. 63
	学生生徒旅客運賃割引証	〃		〃
	健康診断証明書	〃		〃
	在学証明書	教務課		〃
	成績証明書	〃		〃
	卒業見込証明書	〃		〃
	卒業証明書	〃		〃
身上異動等	変更届	学生課	戸籍・住民票記載項証明書	P. 62
	保証人変更届	〃	保証人印	〃
	休学願・退学願	教務課	〃	〃
授業・成績関係	履修登録	教務課		P. 67
	成績確認	〃		—
	追再試験受験手続き	〃		P. 68
課外活動	団体の結成	学生課	関係教員承認印	P. 155
	課外活動届・報告	〃		〃
	掲示・印刷物	〃		〃
	ボランティア	〃		P. 157
学生生活	落し物	学生課		P. 152
	四輪自動車通学許可願	〃		P. 151
	事件・事故・けがなどの被害	〃		—
奨学金	日本学生支援機構	学生課		P. 153
	九州保健福祉大学奨学金	〃		P. 152
	その他奨学金	〃		〃
就職	就職関係全般	キャリアサポートセンター	就職に関する諸手続・相談すべて	P. 159

諸　手　続　・　相　談

事　　項	取扱窓口	摘　　要	参照頁
履修に関してよく分からない	教務課	不明な点があれば随時照会・相談して下さい。	P. 67
休講・補講について知りたい	〃	事前に連絡するので Universal Passport や掲示板で確認して下さい。（電話での問い合わせには一切応じません。）	P. 59 P. 65
講義を欠席する・した	教務課 学生課	やむを得ない理由により欠席しなければならない場合理由を証明する物（診断書等）を持って各科目担当教員に申し出て下さい。	—
試験に遅刻、欠席する・したい	教務課 学生課	やむを得ない理由があると認められた場合にのみ追試験を願い出ることが出来ます。	P. 68
休学したい	教務課	３ヶ月以上修学できない場合「休学願」を提出して下さい。（病気による休学の場合、診断書等が必要です。） 休学期間中は休学料の納付が必要となります。	P. 62
学生証を汚損・紛失した	学生課	学生課に届け出て下さい。	P. 61
本人または保証人の住所・電話番号が変わった	〃	Universal Passport で変更の手続きを行って下さい。	P. 62
保証人が変更になった	〃	Universal Passport で変更の手続きを行って下さい。届けがないと大学からの連絡が届かないことがあります。	〃
団体旅行割引を利用したい	〃	８名以上で必ず引率者が随行すること。駅で書類をもらい大学長名（印）による申請が必要です。	—
公欠を届け出たい	〃	学生課に届け出て下さい。	P. 66 P. 170
自分のパソコンを学校のネットワークに接続したい	〃	窓口へ申し出て必要な手続きを行って下さい。	P. 144
色々な問題で悩んでいる	〃	チューター・健康管理センター(学生相談室)へ相談して下さい。	P. 151
バイク通学をしたい	〃	規制はしませんが、交通法規を守り交通事故を起こさないよう注意して下さい。	〃
自動車通学をしたい	〃	原則として禁止です。交通が不便など特別の場合のみ許可証を発行します。	〃
事故にあった・事故を起こした	〃	速やかに学生課に届け出て下さい。	〃
学内での落し物・忘れ物	〃	学生課に届け出て下さい。	P. 152
アルバイトの紹介を受けたい	〃	掲示板を見て各自で直接応募して下さい。	〃
奨学金を受けたい	〃	募集日程をその都度掲示します。家計急変のため貸与が必要となった場合等学生課へ相談して下さい。	〃
学内で盗難にあった	〃	学生課に届け出て下さい。	—
新しいクラブを結成したい	〃	まず学生課に相談をして下さい。	P. 155
クラブで合宿・遠征をする	〃	学生課へ課外活動届を１週間前までに提出して下さい。	〃
学内で掲示やビラ配布をしたい	〃	窓口へ申し出て必要な手続きを行って下さい。	〃
クラブの活動上の諸問題	〃	クラブの顧問又は、学生課・学友会へ相談して下さい。	—
クラブで大学の設備・備品を使用したい	〃	「施設・設備・物品使用等許可願」を提出して下さい。	—
個人情報の取り扱いを知りたい	〃	学生課で相談して下さい。	P. 158
情報処理室・ＬＬ教室を使用したい	教務課 学生課	窓口へ申し出て必要な手続きを行って下さい。	—
学費の分納について	会計課	学費を分納したい場合は相談して下さい。	P. 175

学　生　へ　の　連　絡

Universal Passport

Universal Passport とは、個々の学籍・履修・成績等の情報を閲覧できるポータルサイトのことです。本学から学生への通知、連絡は、原則として Universal Passport にて行います。
別に配布するマニュアルを参照の上、しっかり活用して下さい。

○Universal Passport の利用内容

1）履修登録・変更（利用期間内）
2）時間割・シラバスの閲覧
3）学籍情報の閲覧・変更
4）成績・出席情報の閲覧
5）大学からのお知らせの配信
6）休講・補講情報の配信（自然災害等による緊急時を含む）　等

なお、パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していれば、掲示された情報がメールでも届きます。特に、台風や自然災害による緊急の休講などの情報も Universal Passport によって配信しますので、必ずメールアドレスを登録して下さい。
また、一部のスマートフォンでは表示できない場合がありますので、定期的にパソコンで確認するよう心掛けて下さい。

掲示板

本学から学生への通知、連絡は掲示によっても行います。なお、一旦提示した事項は周知したものとして取り扱いますので、常に掲示を見る習慣をつけるなど充分注意して下さい。掲示板の主な設置場所は下記の通りです。

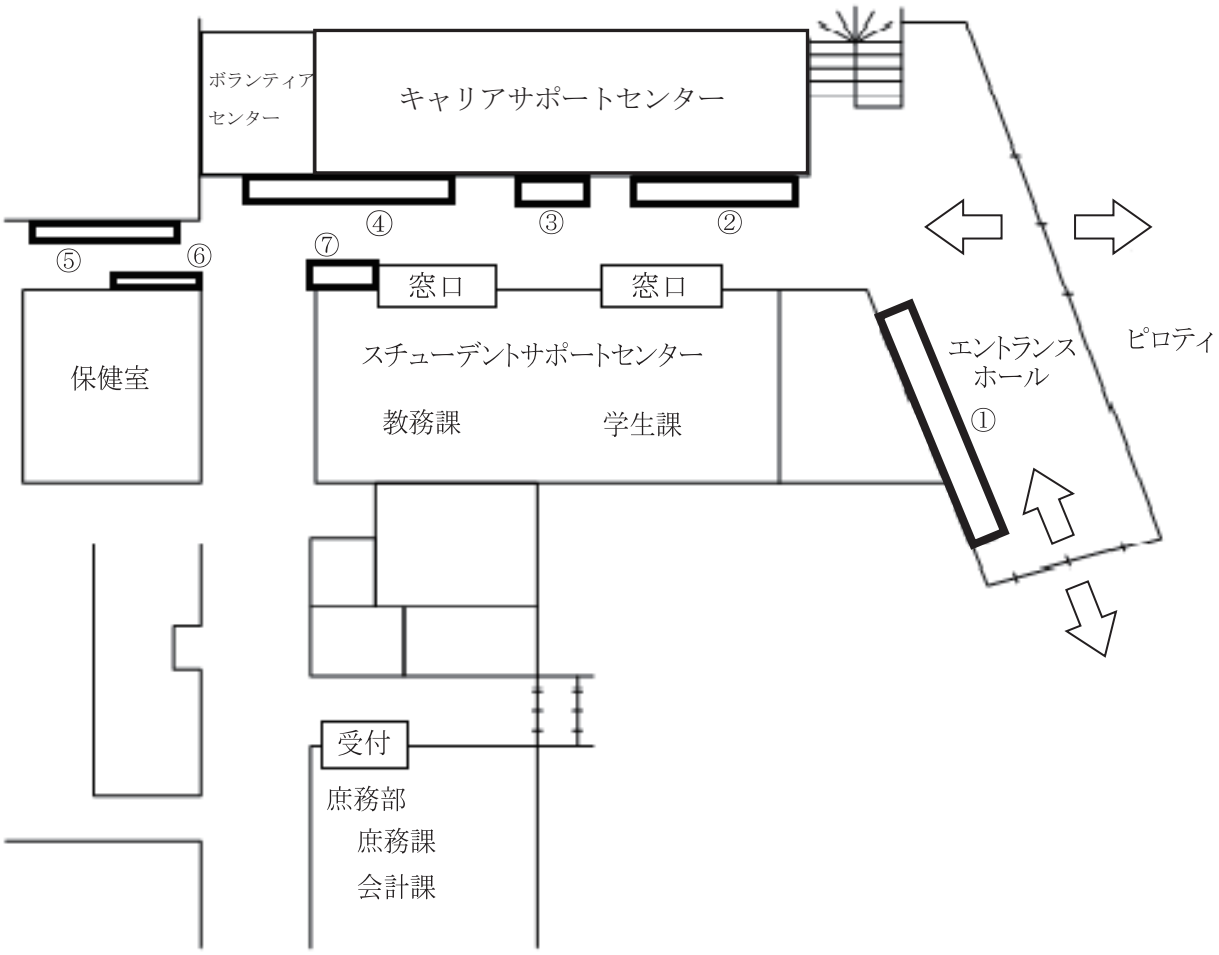

掲示板①②③④⑤⑥⑦…学生への連絡用

学籍及び各種証明について

学生番号・学生証
学費の納入
休学・復学
退学・除籍
異動の届出
証明書

学 生 番 号 ・ 学 生 証

学生番号

学生番号は、学生一人ひとりに付与された個別の番号であり、学生証にも記載されています。この学生番号は、各種証明書の発行、単位認定試験の受験、その他大学におけるすべての手続きの際に記入することになりますので、間違いのないように記憶して下さい。

（例）　2　1　18　001　……　2118001

↑　↑　↑　↑　↑

学部　学科　入学年度　固有番号　7桁

	学部		学科	
1	社会福祉学部	3	臨床福祉学科	
			臨床福祉専攻	1318001～
			臨床心理専攻	1318101～
		4	スポーツ健康福祉学科	1418001～
		9	子ども保育福祉学科	1918001～
2	保健科学部	1	作業療法学科	2118001～
		2	言語聴覚療法学科	2218001～
		3	視機能療法学科	2318001～
		4	臨床工学科	2418001～
3	薬学部	1	薬学科	3118001～
		2	動物生命薬科学科	3218001～
4	生命医科学部	1	生命医科学科	4118001～

学 生 証

学生証は、IC チップを内蔵しており、九州保健福祉大学の学生であることを証明するものです。学内においては常時携帯するようにして下さい。学生証を提示しなければ、学割やその他の証明書の交付を受けることができず、また、単位認定試験を受験することもできませんので注意して下さい。

※内蔵の IC チップが破損した場合は、再発行となりますので、取り扱いには十分注意して下さい。

(1) 学生証は、他人に貸与または譲渡できません。

(2) 学生証を紛失した場合は、直ちに学生課に届け出て下さい。

(3) 学生証は、教職員の要求があったときは、いつでもこれを呈示しなければなりません。

(4) 学生証は、講義室の IC カードリーダーにかざして出席登録に使用します。

(5) 学生証は、退学または除籍された場合は、すみやかに学生課に返却して下さい。

(6) 転学部・転学科した場合や修業年限を超えて引き続き在学する場合は、必ず学生証の更新をして下さい。

学　費　の　納　入

学費は納付金納入規程により年間を前期・後期に分けて納入して下さい。納入方法は口座振替とします。なお、この場合大学から改めて領収書の発行はしません。また、理由もなく無届で滞納し、督促に応じない時は、学則第 41 条第 2 項による除籍、又は学則第 44 条第 2 項により授業および試験に出席することならびに附属図書館備え付けの図書の閲覧を禁止することがありますので、遅滞なく納入して下さい。

(1) 口座振替日　・入学年次の後期納付金は 10 月 27 日にご指定の口座から振替えます。
・2 年次以降の納付金は前期を 4 月 27 日に、後期を 10 月 27 日に指定の口座から振替えます。
・振替日が銀行休業日の場合は翌営業日に振替えます。

(2) 口座振替通知書の送付　・納付期限の概ね 20 日前に第一保証人宛てに送付します。

(3) 納付金額　・九州保健福祉大学納付金納入規程別表 1 (P. 177)を参照して下さい。

(4) そ の 他　・休学、退学等をご検討の方は、原則、前期（9 月 30 日）、後期（3 月 31 日）までに、下記窓口（教務課）までご相談下さい。期日を経過しての相談の場合、正規の学納金を納入の上、休学、退学の手続きとなる場合がありますのでご注意下さい。

休　学　・　復　学

引続き 3 ヶ月以上修学できない場合は、休学することができます。休学を希望するときは、チューターに相談し、「休学願」を教務課に提出して下さい。その際、休学の事由が病気療養の場合は医師の診断書を添付して下さい。(学則第 26 条～29 条参照) また、休学期間中に休学の事由が消滅し復学を希望するときは「復学願」を教務課に提出して下さい。なお、提出した「休学願」に基づき許可された休学期間が終了した場合は、自動的に復学することになります。

休学期間中は、休学料の納付が必要です。(学則第 45 条参照)

退　学　・　除　籍

やむを得ない事由で退学を考えたときは、できるだけ早めにチューターに相談して悩みの解決に努め、安易に退学の道を選ぶことのないようにして下さい。その上で、退学に際しては、「退学願」を保証人連署の上、教務課に提出して下さい。(学則第 31 条参照) また、退学とは別に、在学期間を修業してもなお卒業の認められない者、あるいは再三の督促にもかかわらず納付金を納入しない者等は除籍となることがあります。(学則第 41 条参照)

異　動　の　届　出

住所・保証人の変更、その他身上に関する異動が生じた場合は、必ず届出を行って下さい。この手続きを怠ると大学からの連絡が伝わらず、不利益を被ることがあるので注意して下さい。

1) 本人の住所変更…Universal Passport で申請
2) 本人の氏名変更…変更届と学生証及び住民票記載事項証明書（本籍の都道府県名の記載されているもの）または戸籍記載事項証明書
3) 本人の本籍地変更…住民票記載事項証明書または戸籍記載事項証明書
4) 保証人（第一・第二）の変更…保証人変更届と Universal Passport で申請
5) 保証人の住所変更…Universal Passport で申請

証　　明　　書

証明書一覧表

種　　別	担当課	証明書発行機	料　金	備　　考
学　　生　　証	学生課		2,000 円	再交付時のみ
仮　学　生　証	学生課		無 料	学内試験用、年間 3 枚まで
通　学　証　明　書	学生課	可	無 料	
学校学生生徒旅客運賃割引証	学生課	可	無 料	1 人 1 回につき 4 枚以内、年間 10 枚まで
健　康　診　断　証　明　書	学生課	可	100 円	就職活動で必要な場合はキャリアサポートセンター
在　学　証　明　書	教務課	可	100 円	
在　学　期　間　証　明　書	教務課		100 円	
成　績　証　明　書	教務課	可	100 円	就職活動で必要な場合はキャリアサポートセンター
卒　業　見　込　証　明　書	教務課	可	100 円	〃
卒　業　証　明　書	教務課		100 円	〃
資　格　取　得　見　込　証　明　書	教務課		100 円	〃
資　格　取　得　証　明　書	教務課		100 円	〃
人　物　考　査　書	ｷｬﾘｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ		100 円	
推　　薦　　書	ｷｬﾘｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ		100 円	学長推薦であるため、就職採用試験・大学院等の進学試験において、内定・合格を頂いた場合は、必ず決定することが条件
そ　の　他　の　証　明　書				いずれかの担当課窓口へお問い合わせ下さい

※上記の証明書発行機「可」の証明書は、証明書自動発行機で即日発行いたします。それ以外の証明書は、担当課窓口へ申し込んで下さい。

証明書自動発行機

在学生は、学生証をかざし、パスワードを入力することによって利用できます。
なお、卒業生は利用できません。
設置場所　　1 号棟エントランスホール
運用時間　　月曜日～金曜日　9:00～17:00（土・日・祝祭日及び休業期間を除く）

窓口での発行

証明書自動発行機で交付できない証明書の発行は、各窓口備え付けの証明書交付願に必要事項を記入し、発行手数料分の証紙を貼付けて窓口に申し込んで下さい。証明書の発行は申込日の翌日の 14：00 以降となります。但し、土、日、祝祭日は事務を取り扱わないので注意して下さい。
また、事務室備え付けの申込用紙に必要事項を記入して窓口に提出して下さい。
＊各種証明書交付願（窓口での申し込み）には印鑑が必要です。
＊証明書は、本人が学生証と交付願の本人控えを持参して受け取りに来て下さい。

学　習　要　項

授　　業
出　席　登　録
公　　欠
単　　位
履　修　登　録
試　験　・　成　績
卒　　業
カ リ キ ュ ラ ム
オンデマンド授業の履修について
みやざきＣＯＣ＋（プラス）授業の履修について
放送大学の授業科目
社会福祉学部相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせ
社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び実習関係科目に関する申し合わせ
保健科学部実習科目及び演習科目に関する申し合わせ
薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ
薬学部薬学科の授業科目履修について

授　　業

授業時間

本学では、2 期（前期及び後期）を通じて月曜日から土曜日までの週 6 日にわたって、1 時限、2 時限、3 時限、4 時限、5 時限のように、原則として 90 分単位で授業を行います。

	午　　前		午　　後		
時　　限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時　　間	9：00 ～ 10：30	10：45 ～ 12：15	13：10 ～ 14：40	14：55 ～ 16：25	16：40 ～ 18：10

休　　講

授業担当者がやむを得ない事情で授業を休講する場合は、事前に Universal Passport や掲示により伝達します。

警報発令時の休講措置

宮崎県北部平野部に警報（暴風・大雨が**二つ同時**、又は大雪、暴風雪の**いずれか一つ**）・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪の**いずれか一つ**）が発令された場合は、全ての授業（試験を含む）を休講にします。

原則として、上記警報・特別警報の内いずれか一つでも解除された場合は、その時刻により下記の措置に従います。

警報解除時刻（宮崎県北部平野部）	授業開始時刻
午前 7 時までに解除	平　常　通　り
午前 11 時までに解除	3 時限（13 時 10 分～）より開始
午前 11 時を過ぎて解除	全　日　休　講

ただし、警報解除後でも協議の結果引き続き危険であると判断した場合及び授業・試験中に警報や避難勧告などが発令された場合は、本学の掲示板・ホームページ・Universal Passport 等により指示します。なお、休講となった授業については後日原則として補講を行うので、掲示に注意して下さい。

学外実習中の場合は、実習先の指示に従って下さい。

公共交通機関等が不通になった場合の取扱い

公共交通機関（鉄道・バス）を使用して通学している学生は、自然災害或は事故等により通学区間が不通になった場合、運行再開を待って登校して下さい。

また、道路や橋などが通行不可能となり、他に通学の手段がなくなった場合も復旧を待って登校して下さい。

なお、いずれの場合も速やかに教務課にその旨を連絡し指示を受けて下さい。

出　　席　　登　　録

学生証による出席登録

本学では、講義室で行われる授業の出席登録に学生証を使用します。授業開始前に、講義室内に設置してある IC カードリーダーに学生証をかざすことで、出席登録ができます。学生証を紛失した場合や破損した場合は、出席登録できませんので、速やかに学生課にて再発行の手続きを行って下さい。

公　　欠

本学では、公欠制度を設けています。「公欠制度」とは特別な事由により授業や単位認定試験を欠席する場合に、公欠願をを提出し、かつ、レポート課題等を提出することにより、授業が出席扱いとなります。また、単位認定試験においては、追試験の対象（ただし、学友会所属団体（部）等大会参加は対象外）となる制度です。

公欠願の様式については、学生課にありますので、必要書類（写し可）を添付し、チューター及び関係教員等の承認印を得て、学生課に提出して下さい。（手続き不備の場合は、公欠が認められないことがあります。）

学内決裁終了後（約３日間）に学生課で公欠願申請書を受け取り、担当教員に呈示して下さい。

なお、詳細については、「公欠に関する申し合わせ」のページを参照して下さい。

※学生課に公欠願申請書を提出するだけでは公欠になりません。必ず受取に来て下さい。

公欠の範囲及び必要添付書類

（1）忌引

会葬礼状等の書類を添付し、事後速やかに提出して下さい。

（2）学校伝染病

医師の診断書を添付し、事後速やかに提出して下さい。

（3）学友会所属団体（部）等大会参加

大会要項等を添付し、必ず１週間前までに提出して下さい。ただし、緊急の場合は、事後速やかに提出して下さい。

（4）その他

震災・天災等に遭遇した場合は罹災証明、また、公共交通機関が不通になった場合は遅延証明を添付し、事後速やかに提出して下さい。

単　　位

大学における教育課程は、「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われます。単位制とは、各年次に配当された授業科目全てに単位数が定められており、その授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、学則第 36 条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定します。それらの単位数の合計が一定要件と一定基準数を満たした場合のみ卒業が可能となる制度のことです。

また、単位の認定は、学期ごとに学生の学修到達度によって行われます。但し、通年開講の授業科目は学年末に認定を行います。

履　　修　　登　　録

履修にあたって

1. 大学 4 年間又は 6 年間を見通して履修計画をたてること
　大学においては、学科又は専攻ごとに卒業に必要な単位数が定められています。また、各種の資格取得のための要件、実習許可のための要件、学科によっては進級要件なども定められています。したがって、各学年に配当された科目を適切に履修し、毎年、計画的に必要な単位を修得していくことが大切です。
学期は前期・後期の 2 学期制となっており、各学期に、履修しなければならない科目（必修科目）や選択して履修すべき科目が配置されています。自分の所属する学科又は専攻のカリキュラム（授業科目一覧表）をよく確認し、自分が履修する科目を選んで、履修登録をおこなって下さい。
なお、年間に履修できる単位数の上限（**49 単位**）を設定していますので、計画的な履修をおこなって下さい。
2. 目的に沿った履修計画をたてること
　カリキュラム（授業科目一覧表）・シラバスを参考にしながら、学習目的（資格取得等）にしたがって系統的に履修するようにして下さい。授業科目には、必修科目、選択科目、自由科目があります。必修科目は、1 科目でも修得できないと卒業することができません。また、選択であっても分野ごとに定められた卒業要件を満たすために必要な科目もありますのでよく注意して下さい。
どの科目を履修登録すべきか（＝どの科目の単位が必要なのか）は、学科、取得希望資格、前年度までの単位修得状況など、人によってそれぞれ異なります。特に最終年次生は、その年度の卒業や資格取得ができなくなる場合もありますので、自分自身で慎重に確認することが必要です。

履修の手続き

(1) 年度の始めに下記のフローチャートに従い、Universal Passport にて履修登録期間内に所定の履修手続きをおこなって下さい。
(2) 履修登録した科目に限り受講・受験できます。履修登録ができていない科目は、授業に出席することも、単位認定試験を受験することも、単位を修得することもできません。登録時に十分確認して下さい。
(3) 履修する科目は、時間割表に示す開講科目の中から選択して下さい。
(4) 履修できる科目は、当該年次以下に配当されている科目に限られます。
(5) 履修登録は、年度始に「前期科目」「後期科目」「通年科目」（集中講義、オンデマンド授業を含む）の全てを登録して下さい。
(6) 前年度、不合格や放棄で単位未修得の科目を再履修する場合も、必ず履修登録は必要です。
(7) クラスが指定されているものはその指定どおり受講して下さい。
(8) 履修登録時に、卒業要件・必修科目・資格取得要件も確認して下さい。
(9) 履修確認期間内に登録内容を確認・修正して下さい。
(10) 履修確認期間を過ぎると登録した科目は抹消できません。また登録完了後は、原則として、新たに科目を追加することはできません。
(11) 後期開始前の履修修正期間には、「後期科目」のみ修正・追加可能です。
(12) 不明な点は、教務課窓口で問い合わせて下さい。（原則として、電話での問い合わせは受け付けません。）

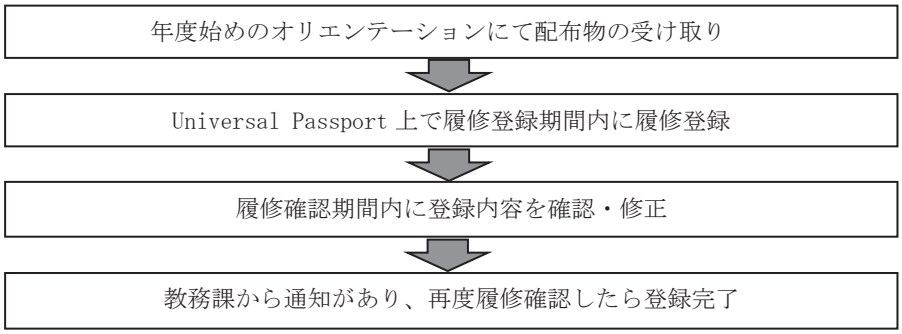

シラバス

　シラバスとは、講義目的・概要、評価方法、履修する上での必要な条件、講義計画を記載したものです。授業計画を立てる前によく読んで下さい。
　Universal Passport 上で確認することができます。

オフィスアワー

　オフィスアワーとは、あらかじめ設定された時間帯に専任の教員が研究室で待機し、学生からの質問や相談を受けやすくするための制度です。シラバスや研究室前に提示された時間帯において、学修・生活相談など有効に活用して下さい。非常勤講師の先生方には、原則、教務課横の非常勤講師控室や授業実施教室にて、授業開始の前後に相談が可能となっています。

時間割表

　その年度に開講される授業を曜日・時限別に一覧にしたものです。

科目クラス

授業科目によっては、少人数によるクラス編成をするものがありますので、指定された科目クラスで履修するようにして下さい。

試　験　・　成　績

1. 試験の種類

(1) 単位認定試験

授業科目の単位の認定に係る学習の評価（中間評価を含む。）を行うために実施する試験のことです。
実施の有無及び実施方法は授業担当教員が定め、学生に通知します。

(2) 追試験

単位認定試験を受験できなかった場合（九州保健福祉大学履修規程を参照して下さい）、追試験を実施します。
追試験を実施した場合の学習の評価は 100 点を最高点とします。

《追試験手続き》

追試験を希望する学生は、「追試験受験願」にその事由を証明する書類を添えて、単位認定試験の翌日より 1 週間以内に教務課へ提出して下さい。

追試験は 1 回の単位認定試験に対して 1 回限りとし、単位認定試験の日より 1 ヶ月以内に実施します。1 ヶ月以内に受験できなかった場合は「追試験受験願」は無効となります。また、追試験に対する追試験及び再試験は実施しません。

(3) 再試験

学習の評価が不合格（中間評価の場合は 0 点～59 点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがあります。

再試験を実施した場合の学習の評価は 70 点を最高点とします。

《再試験手続き》

再試験を受験する学生は、別途指示する期間に「再試験受験願」に受験料（1 科目 2,000 円）分の証紙を貼付し、指定する期日までに教務課へ提出して下さい。再試験は 1 科目につき、各履修期に 1 回限りとし、再試験に対する追試験及び再試験は実施しません。

2. 単位認定の要件

(1) 当該科目の履修登録をしていること。
(2) 授業時間数の 3 分の 2 以上出席していること。
(3) 定められた期日までに授業料及びその他の諸納付金を完納していること。

3. 成績の発表

年次ごとの成績は、本人に通知します。なお、3 年次までの成績は、毎年度末に書簡によって保証人にも通知します。学年の学業成績及び人物についての外部からの問い合わせは原則として応じません。

4. 単位修得の認定・学習の評価の基準

以下の基準で単位修得の認定、学習の評価を行います。（学則第 36 条）

29 年度入学生

評　価	評　点	GP	判　定	単位の認定
秀（S）	100～90 点	4.0	合　格	認　定
優（A）	89～80 点	3.0		
良（B）	79～70 点	2.0		
可（C）	69～60 点	1.0		
認定（N）	－	－		
不可（D）	59～ 0 点	0	不 合 格	不 認 定
放棄（E）	－	0		

5. GPA 制度

本学では、成績評価に GPA 制度を導入しています。この GPA は、年度末に送付される「成績通知表」および Universal Passport にて確認できますが、今後成績優秀者の判定等に利用していきますので、算出方法を理解しておいて下さい。

《GPA の算出方法》

$$GPA = \frac{4\text{ポイント(秀)}\times\text{単位数}+3\text{ポイント(優)}\times\text{単位数}+2\text{ポイント(良)}\times\text{単位数}+1\text{ポイント(可)}\times\text{単位数}}{\text{履修登録単位数（不可・放棄を含む）}}$$

ただし、認定科目は修得単位からも履修登録単位数からも除きます。

卒　　　　　　業

　卒業するためには、学則第 37 条に定められたとおり、本学に在学し、以下の単位を修得することが必要です。ただし、分野毎に必要修得単位数が定められているので注意して履修して下さい。

学　部	学　科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	124 単位以上
	臨床福祉学科　臨床福祉専攻	124 単位以上
	臨床福祉学科　臨床心理専攻	124 単位以上
保健科学部	作業療法学科	126 単位以上
	言語聴覚療法学科	126 単位以上
	視機能療法学科	126 単位以上
	臨床工学科	126 単位以上
薬学部	薬学科	186 単位以上
	動物生命薬科学科	124 単位以上
生命医科学部	生命医科学科	124 単位以上

カ　リ　キ　ュ　ラ　ム

　本学のカリキュラムは、「九州保健福祉大学学則」に基づき、授業科目を機能的に構成したものです。
　所定の単位を修得し、卒業するためには、入学年度、学科ごとのカリキュラム表に従って、授業科目を履修しなければなりません。
　ただし、「自由科目」、教育職員免許状取得に必要な「教職関連科目」と「教職に関する科目」の単位は卒業に必要な科目の単位数には含まれないので注意して下さい。
　科目の開講期は、変更になる場合がありますので、時間割に必ず確認してください。

平成 30 年度入学生用カリキュラム

社会福祉学部
　スポーツ健康福祉学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 70
　臨床福祉学科　臨床福祉専攻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 75
　臨床福祉学科　臨床心理専攻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 79

保健科学部
　作業療法学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 83
　言語聴覚療法学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 85
　視機能療法学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 87
　臨床工学科・・P. 89

薬学部
　薬学科・・P. 91
　動物生命薬科学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 95

生命医科学部
　生命医科学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 98

社会福祉学部　スポーツ健康福祉学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	開講期	時間数	備考
大学共通基礎科目	英語	英語Ⅰ	1		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
	共通	英語Ⅱ	1		2		後	30	
	情報教育	情報処理入門	1		2		後	30	
		情報処理演習	2		2		前	30	
	総合教育	キャリア教育	1		2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2		後	30	
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		後	30	
		国際保健福祉論	2		2		前	30	
		ボランティア活動	1		2		通	30	
学部共通基礎科目	国際理解	英語コミュニケーション	2		2		後	30	各分野から最低1科目以上修得 学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		中国語Ⅰ	1		2		前	30	
		中国語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅰ	1		2		前	30	
		日本語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅲ	2		2		前	30	
		日本語Ⅳ	2		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅰａ	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅰｂ	1		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅱａ	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅱｂ	1		2		後	30	
	人間と社会・文化	哲学	1		2		後	30	
		倫理学	2		2		後	30	
		人間論	1		2		前	30	
		美術	2		2		後	30	
		音楽	1		2		後	30	
		日本国憲法	2		2		前	30	
		経済学	2		2		前	30	
		地域人権支援論	2		2		後	30	
		インターンシップⅠ	1		1		後	30	
		インターンシップⅡ	2		1		前	30	
		インターンシップⅢ	2		1		後	30	
	自然科学	生物学	1		2		後	30	
		生理学	1		2		前	30	
		基礎統計学	2		2		前	30	
	健康教育	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1		前	30	
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1		後	30	
		健康科学論	2		2		後	30	
	社会福祉の基礎	社会福祉の基礎	1	2			前	30	
		基礎演習Ⅰ	1	1			前	30	
		基礎演習Ⅱ	1	1			後	30	

卒業要件として、基礎科目の中から24単位以上修得すること。

ただし、自由科目は卒業単位に含まない。

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰａ・Ⅰｂ・Ⅱａ・Ⅱｂは外国人留学生対象科目。

2. 専門教育科目

分野別	科　　目	開講年	単位数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
社会福祉系科目	社会学	1		2		前	30	5科目10単位以上修得
	心理学	1		2		前	30	
	人体の構造と機能及び疾病	1		2		後	30	
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1		2		前	30	
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1		2		後	30	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	1		2		前	30	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	1		2		後	30	
	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1		2		前	30	
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1		2		後	30	
	現代社会と福祉Ⅰ	1		2		前	30	
	現代社会と福祉Ⅱ	1		2		後	30	
	低所得者に対する支援と生活保護制度	2		2		前	30	
	地域福祉の理論と方法Ⅰ	2		2		前	30	
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	2		2		後	30	
	社会保障Ⅰ	2		2		前	30	
	社会保障Ⅱ	2		2		後	30	
	相談援助の理論と方法Ⅰ	2		2		前	30	
	相談援助の理論と方法Ⅱ	2		2		後	30	
	相談援助の理論と方法Ⅲ	3		2		前	30	
	相談援助の理論と方法Ⅳ	3		2		前	30	
	権利擁護と成年後見制度	2		2		後	30	
	社会調査の基礎	2		2		後	30	
	保健医療サービス	3		2		前	30	
	福祉行財政と福祉計画	3		2		前	30	
	就労支援サービス	3		1		前	15	
	福祉サービスの組織と経営	3		2		後	30	
	更生保護制度	3		1		後	15	
	相談援助演習Ⅰ	2		1		前	30	
	相談援助演習Ⅱ	2		1		後	30	
	相談援助演習Ⅲ	3		1		前	30	
	相談援助演習Ⅳ	3		1		後	30	
	相談援助演習Ⅴ	4		1		前	30	
	相談援助実習指導Ⅰ	2		1		後	30	
	相談援助実習指導Ⅱ	3		1		前	30	
	相談援助実習指導Ⅲ	3		1		後	30	
	相談援助実習	3		4		前	180	
	時事福祉学	4		2		前	30	
	関係行政論	4		2		前	30	
	連携実践演習	4		1		前	30	
	認知症の理解Ⅰ	3		2		前	30	
	認知症の理解Ⅱ	3		2		後	30	
スペシフィック領域	スクールソーシャルワーク論	3		2		前	30	
	スクールソーシャルワーク演習	3		1		後	30	
	医療ソーシャルワーク論	3		2		後	30	
	チーム医療概論	3		2		後	30	
	医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		前	30	
	医療ソーシャルワーク実習	4		1		前	45	

分野別	科　　目	開講年	単位数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
スポーツ健康専門科目	スポーツマネジメント	4		2		前	30	
	スポーツ心理学Ⅰ	2		2		後	30	
	スポーツ心理学Ⅱ	2		2		後	30	
	スポーツ社会学	3		2		後	30	
	運動学	3		2		後	30	
	スポーツ・レクリエーション演習	3		1		後	30	
	運動生理学	2		2		前	30	
	スポーツ栄養学Ⅰ	2		2		後	30	
	スポーツ栄養学Ⅱ	4		2		前	30	
	バイオメカニクス	1		2		後	30	
	トレーニング論	4		2		前	30	
	体力学	2		2		後	30	
	スポーツ医学Ⅰ	3		2		前	30	
	スポーツ医学Ⅱ	3		2		後	30	
	公衆衛生学	3		2		前	30	
	スポーツファーストエイド	3		2		前	30	
	アダプテッドスポーツ論	4		2		前	30	
	コーチング論	4		2		前	30	
	運動器の解剖と機能Ⅰ	2		2		前	30	
	運動器の解剖と機能Ⅱ	2		2		後	30	
	スポーツ科学	4		2		後	30	
	トレーニング科学	4		2		後	30	
	スポーツ原理	1		2		前	30	
	スポーツ健康福祉論	1		2		前	30	
	運動処方論	3		2		前	30	
	体力学演習	3		1		前	30	
	学校保健	3		2		前	30	
	生活習慣病予防学	4		2		前	30	
	健康スポーツ実習Ⅰ	1		2		後	60	
	健康スポーツ実習Ⅱ	2		2		前	60	
	健康スポーツ現場実習	3		2		通	60	
	高齢者・障害者スポーツ実習	3		1		前	30	
	スポーツ実習Ⅰ(器械体操)	1		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅱ(屋外球技)	2		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅲ(屋内球技)	1		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅳ(陸上)	2		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅴ(水泳)	2		1		前	30	
	スポーツ実習Ⅵ(ダンス)	2		1		前	30	
	スポーツ実習Ⅶ(柔道)	2		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅷ(野外スポーツ実習)	1		1		前	30	
	レクリエーション論	2		2		前	30	
	レクリエーション実技	2		1		後	30	
	健康運動指導論Ⅰ	3		2		後	30	
	健康運動指導論Ⅱ	4		2		前	30	
	健康運動指導論Ⅲ	4		2		後	30	
	教育原論	2		2		前	30	
	教育心理学	3		2		前	30	
	教育相談	3		2		後	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
鍼灸健康専門科目	医学概論	1		2		後	30	鍼灸健康福祉コースの学生は必修 鍼灸健康福祉コース以外の学生は履修できません。
	社会保障制度および職業倫理	4		1		前	15	
	解剖学Ⅰ	1		2		後	30	
	解剖学Ⅱ	2		2		前	30	
	解剖学Ⅲ	2		2		後	30	
	運動学概論	2		1		前	30	
	身体の働きⅠ	2		2		前	30	
	身体の働きⅡ	2		2		後	30	
	リハビリテーション	3		2		前	30	
	病理学概論	2		2		後	30	
	衛生学Ⅰ	3		2		前	30	
	衛生学Ⅱ	3		2		後	30	
	臨床医学総論Ⅰ	2		1		前	30	
	臨床医学総論Ⅱ	2		1		後	30	
	臨床医学各論Ⅰ	2		1		後	30	
	臨床医学各論Ⅱ	3		1		前	30	
	臨床医学各論Ⅲ	3		1		後	30	
	臨床医学各論Ⅳ	4		1		前	30	
	病態生理学	3		1		後	30	
	鍼灸理論	3		2		前	30	
	東洋医学概論Ⅰ	1		2		前	30	
	東洋医学概論Ⅱ	1		2		後	30	
	経絡経穴学Ⅰ	1		1		前	30	
	経絡経穴学Ⅱ	1		1		後	30	
	経絡経穴学Ⅲ	2		1		前	30	
	東洋医学臨床論Ⅰ	2		2		後	30	
	東洋医学臨床論Ⅱ	3		2		前	30	
	東洋医学臨床論Ⅲ	3		2		後	30	
	東洋医学臨床論Ⅳ	4		2		前	30	
	東洋医学臨床論Ⅴ	4		1		後	15	
	物理療法学	3		2		前	30	
	鍼灸治療の安全と適応判断	4		1		前	30	
	鍼灸診断演習	3		1		後	30	
	社会鍼灸学	4		2		前	30	
	基礎鍼灸実習	1		1		後	30	
	臨床鍼実技Ⅰ	2		1		前	30	
	臨床鍼実技Ⅱ	2		1		後	30	
	臨床鍼実技Ⅲ	3		1		前	30	
	臨床鍼実技Ⅳ	3		1		後	30	
	臨床鍼実技Ⅴ	4		1		前	30	
	臨床鍼実技Ⅵ	4		1		後	30	
	臨床灸実技Ⅰ	2		1		前	30	
	臨床灸実技Ⅱ	2		1		後	30	
	臨床灸実技Ⅲ	3		1		前	30	
	臨床灸実技Ⅳ	3		1		後	30	
	臨床灸実技Ⅴ	4		1		前	30	
	臨床灸実技Ⅵ	4		1		後	30	
	臨床鍼灸評価実習Ⅰ	2		1		後	30	
	臨床鍼灸評価実習Ⅱ	3		1		後	30	
	臨床鍼灸実習Ⅰ(治療所)	3		2		通	90	
	臨床鍼灸実習Ⅱ(治療所)	4		2		通	90	
	スポーツ健康鍼灸学	3		2		後	30	
総合科目	スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	3	1			前	30	
	スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	3	1			後	30	
	スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	4	1			前	30	
	スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	4	1			後	30	
	卒業研究Ⅰ	4	2			前	30	
	卒業研究Ⅱ	4	2			後	30	

分野別	科　　目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
アスレティックトレーナーに関する科目	アスレティックトレーナー概論	2			1	前	30	アスレティックトレーナーに関する科目は卒業要件の単位に含まれません。
	スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ	2			1	前	30	
	スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ	2			1	後	30	
	健康管理とスポーツ医学	2			1	前	30	
	検査・測定と評価Ⅰ	2			1	後	30	
	検査・測定と評価Ⅱ	3			1	前	30	
	予防とコンディショニングⅠ	3			1	前	30	
	予防とコンディショニングⅡ	3			1	後	30	
	予防とコンディショニングⅢ	4			1	前	30	
	アスレティックリハビリテーションⅠ	3			1	後	30	
	アスレティックリハビリテーションⅡ	4			1	前	30	
	アスレティックリハビリテーションⅢ	4			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅰ	3			1	前	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅱ	3			1	前	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅲ	3			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅳ	3			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅴ	4			1	前	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅵ	4			1	後	30	

卒業要件として、専門教育科目の中から 100 単位以上修得すること。

ただし、自由科目は卒業単位に含まない。

また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 124 単位以上修得すること。

3. 教職に関する科目

分野別	科　　目	開講年	単 位 数	開講期	時間数	備　　考
教職に関する科目	教職論	1	2	後	30	
	教育行政学	2	2	後	30	
	教育課程論	2	2	後	30	
	保健体育科教育法Ⅰ	3	4	前	60	
	保健体育科教育法Ⅱ	3	4	後	60	
	道徳教育の指導法	2	2	後	30	
	特別活動の指導法	2	2	前	30	
	教育方法論	3	2	後	30	
	生徒・進路指導論	2	2	前	30	
	教職実践演習（中・高）	4	2	後	30	
	教育実習指導	3	1	後	30	
	教育実習Ⅰ	4	2	前	60	
	教育実習Ⅱ	4	2	前	60	
	介護等体験	2	1	後	45	

教職に関する科目は卒業要件の単位に含まれません。

社会福祉学部　臨床福祉学科　臨床福祉専攻

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
				必修	選択	自由			
大学共通基礎科目	英語共通	英語Ⅰ	1		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		英語Ⅱ	1		2		後	30	
	情報教育	情報処理入門	1		2		後	30	
		情報処理演習	2		2		前	30	
	総合教育	キャリア教育	1		2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2		後	30	
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		後	30	
		国際保健福祉論	2		2		前	30	
		ボランティア活動	1		2		通	30	
学部共通基礎科目	国際理解	英語コミュニケーション	2		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得 学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		中国語Ⅰ	1		2		前	30	
		中国語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅰ	1		2		前	30	
		日本語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅲ	2		2		前	30	
		日本語Ⅳ	2		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅰａ	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅰｂ	1		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅱａ	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅱｂ	1		2		後	30	
	人間と社会・文化	哲学	1		2		後	30	
		倫理学	2		2		後	30	
		人間論	1		2		前	30	
		美術	2		2		後	30	
		音楽	1		2		後	30	
		日本国憲法	2		2		前	30	
		経済学	2		2		前	30	
		地域人権支援論	2		2		後	30	
		インターンシップⅠ	1		1		後	30	
		インターンシップⅡ	2		1		前	30	
		インターンシップⅢ	2		1		後	30	
	自然科学	生物学	1		2		後	30	
		生理学	1		2		前	30	
		基礎統計学	2		2		前	30	
	健康教育	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1		前	30	
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1		後	30	
		健康科学論	2		2		後	30	
	社会福祉の基礎	社会福祉の基礎	1	2			前	30	
		基礎演習Ⅰ	1	1			前	30	
		基礎演習Ⅱ	1	1			後	30	

卒業要件として、基礎科目の中から24単位以上修得すること。

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰａ・Ⅰｂ・Ⅱａ・Ⅱｂは外国人留学生対象科目。

2. 専門教育科目

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
社会福祉系科目	社会学	1		2	前	30	5科目10単位以上修得
	心理学	1		2	前	30	
	人体の構造と機能及び疾病	1		2	後	30	
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1		2	前	30	
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1		2	後	30	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	1		2	前	30	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	1		2	後	30	
	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1		2	前	30	
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1		2	後	30	
	現代社会と福祉Ⅰ	1		2	前	30	
	現代社会と福祉Ⅱ	1		2	後	30	
	低所得者に対する支援と生活保護制度	2		2	前	30	
	地域福祉の理論と方法Ⅰ	2		2	前	30	
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	2		2	後	30	
	社会保障Ⅰ	2		2	前	30	
	社会保障Ⅱ	2		2	後	30	
	相談援助の理論と方法Ⅰ	2		2	前	30	
	相談援助の理論と方法Ⅱ	2		2	後	30	
	相談援助の理論と方法Ⅲ	3		2	前	30	
	相談援助の理論と方法Ⅳ	3		2	前	30	
	権利擁護と成年後見制度	2		2	後	30	
	社会調査の基礎	2		2	後	30	
	保健医療サービス	3		2	前	30	
	福祉行財政と福祉計画	3		2	前	30	
	就労支援サービス	3		1	前	15	
	福祉サービスの組織と経営	3		2	後	30	
	更生保護制度	3		1	後	15	
	相談援助演習Ⅰ	2		1	前	30	
	相談援助演習Ⅱ	2		1	後	30	
	相談援助演習Ⅲ	3		1	前	30	
	相談援助演習Ⅳ	3		1	後	30	
	相談援助演習Ⅴ	4		1	前	30	
	相談援助実習指導Ⅰ	2		1	後	30	
	相談援助実習指導Ⅱ	3		1	前	30	
	相談援助実習指導Ⅲ	3		1	後	30	
	相談援助実習	3		4	前	180	
	時事福祉学	4		2	前	30	
	関係行政論	4		2	前	30	
	連携実践演習	4		1	前	30	
	認知症の理解Ⅰ	3		2	前	30	介護福祉コースは必修
	認知症の理解Ⅱ	3		2	後	30	
スペシフィック領域	スクールソーシャルワーク論	3		2	前	30	
	スクールソーシャルワーク演習	3		1	後	30	
	医療ソーシャルワーク論	3		2	後	30	
	チーム医療概論	3		2	後	30	
	医療ソーシャルワーク実習指導	4		1	前	30	社会福祉士国家試験受験資格取得見込者のみ履修可
	医療ソーシャルワーク実習	4		1	前	45	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
精神保健福祉系科目	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	1		2	後	30	
	精神疾患とその治療Ⅰ	2		2	前	30	
	精神疾患とその治療Ⅱ	2		2	後	30	
	精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2	前	30	
	精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2	後	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	3		2	前	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	3		2	後	30	
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ	2		2	前	30	
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ	2		2	後	30	
	精神障害者の生活支援システム	3		2	前	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	4		2	前	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	4		2	後	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1	後	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1	後	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	後	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1	前	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	後	30	
	精神保健福祉援助実習	4		5	前	210	
介護福祉系科目	介護の基本Ⅰ	1		2	前	30	介護福祉コースの学生は「介護福祉系科目」はすべて必修
	介護の基本Ⅱ	1		2	後	30	
	介護の基本Ⅲ	2		2	前	30	
	介護の基本Ⅳ	2		2	後	30	
	介護福祉学Ⅰ	4		2	前	30	
	介護福祉学Ⅱ	4		2	後	30	
	コミュニケーション技術Ⅰ	3		1	前	30	
	コミュニケーション技術Ⅱ	3		1	後	30	
	生活支援技術演習（基本Ⅰ）	1		1	前	30	
	生活支援技術演習（基本Ⅱ）	1		1	後	30	
	生活支援技術演習（応用Ⅰ）	2		1	前	30	
	生活支援技術演習（応用Ⅱ）	2		1	後	30	
	生活支援技術演習（終末期）	3		2	前	30	
	生活支援技術演習（家事Ⅰ）	1		1	前	30	
	生活支援技術演習（家事Ⅱ）	1		1	後	30	
	生活支援技術演習（環境Ⅰ）	4		2	前	30	介護福祉コースの学生のみ履修可能
	生活支援技術演習（環境Ⅱ）	4		2	後	30	
	生活支援技術演習（総括）	4		1	前	30	
	介護過程Ⅰ	2		1	後	30	
	介護過程Ⅱ	3		1	前	30	
	介護過程Ⅲ	3		2	後	60	
	介護過程Ⅳ	4		1	前	30	
	介護総合演習Ⅰ	2		1	前	30	
	介護総合演習Ⅱ	2		1	後	30	
	介護総合演習Ⅲ	3		1	前	30	
	介護総合演習Ⅳ	4		1	前	30	
	介護実習Ⅰ	2		3	前	135	
	介護実習Ⅱ	2		3	後	135	
	介護実習Ⅲ	3		4	後	180	
	医療的ケアⅠ	3		2	前	60	
	医療的ケアⅡ	3		1	後	30	
	こころとからだのしくみⅠ	1		2	後	30	
	こころとからだのしくみⅡ	2		2	前	30	
	発達と老化の理解Ⅰ	3		2	前	30	
	発達と老化の理解Ⅱ	3		2	後	30	
	障害の理解	2		2	前	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
臨床福祉学科目	社会・集団・家族心理学	1		2	後	30	
	発達心理学	1		2	前	30	
	臨床心理学概論	1		2	後	30	
	福祉心理学	3		2	後	30	
	運動療法	2		2	後	30	
	芸術療法	3		2	後	30	
	レクリエーション論	2		2	前	30	
	レクリエーション実技	2		1	後	30	
	公衆衛生学	3		2	前	30	
	福祉住環境論	3		2	前	30	
	福祉住環境デザイン	3		2	後	30	
	福祉施設とまちづくり	3		2	後	30	
	介護概論	2		2	前	30	
	教育原論	2		2	前	30	
	教育心理学	3		2	前	30	
	教育相談	3		2	後	30	
総合科目	臨床福祉学演習Ⅰ	3	1		前	30	
	臨床福祉学演習Ⅱ	3	1		後	30	
	臨床福祉学演習Ⅲ	4	1		前	30	
	臨床福祉学演習Ⅳ	4	1		後	30	
	卒業研究Ⅰ	4	2		前	30	
	卒業研究Ⅱ	4	2		後	30	

卒業要件として、専攻別専門教育科目の中から 100 単位以上修得すること。
また、学科共通基礎科目、専攻別専門教育科目を合わせて 124 単位以上修得すること。

3. 教職に関する科目

分野別	科　　目	開講年	単位数	開講期	時間数	備　　考
教職に関する科目	教職論	1	2	後	30	
	教育行政学	2	2	後	30	
	教育課程論	2	2	後	30	
	福祉科教育法	3	4	通	60	
	特別活動の指導法	2	2	前	30	
	教育方法論	3	2	後	30	
	生徒・進路指導論	2	2	前	30	
	教職実践演習（中・高）	4	2	後	30	
	教育実習指導	3	1	後	30	
	教育実習Ⅰ	4	2	前	60	
	教育実習Ⅱ	4	2	前	60	

教職に関する科目は卒業要件の単位に含まれません。

社会福祉学部　臨床福祉学科　臨床心理専攻

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
				必修	選択	自由			
大学共通基礎科目	英語共通	英語Ⅰ	1		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		英語Ⅱ	1		2		後	30	
	情報教育	情報処理入門	1		2		後	30	
		情報処理演習	2		2		前	30	
	総合教育	キャリア教育	1		2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2		後	30	
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		後	30	
		国際保健福祉論	2		2		前	30	
		ボランティア活動	1		2		通	30	
学部共通基礎科目	国際理解	英語コミュニケーション	2		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得 学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		中国語Ⅰ	1		2		前	30	
		中国語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅰ	1		2		前	30	
		日本語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅲ	2		2		前	30	
		日本語Ⅳ	2		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅰａ	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅰｂ	1		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅱａ	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅱｂ	1		2		後	30	
	人間と社会・文化	哲学	1		2		後	30	
		倫理学	2		2		後	30	
		人間論	1		2		前	30	
		美術	2		2		後	30	
		音楽	1		2		後	30	
		日本国憲法	2		2		前	30	
		経済学	2		2		前	30	
		地域人権支援論	2		2		後	30	
		インターンシップⅠ	1		1		後	30	
		インターンシップⅡ	2		1		前	30	
		インターンシップⅢ	2		1		後	30	
	自然科学	生物学	1		2		後	30	
		生理学	1		2		前	30	
		基礎統計学	2		2		前	30	
	健康教育	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1		前	30	
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1		後	30	
		健康科学論	2		2		後	30	
	社会福祉の基礎	社会福祉の基礎	1	2			前	30	
		基礎演習Ⅰ	1	1			前	30	
		基礎演習Ⅱ	1	1			後	30	

卒業要件として、基礎科目の中から24単位以上修得すること。

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰａ・Ⅰｂ・Ⅱａ・Ⅱｂは外国人留学生対象科目。

2. 専門教育科目

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
社会福祉系科目	社会学	1		2	前	30	5科目10単位以上修得
	心理学	1		2	前	30	
	人体の構造と機能及び疾病	1		2	後	30	
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1		2	前	30	
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1		2	後	30	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	1		2	前	30	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	1		2	後	30	
	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1		2	前	30	
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1		2	後	30	
	現代社会と福祉Ⅰ	1		2	前	30	
	現代社会と福祉Ⅱ	1		2	後	30	
	低所得者に対する支援と生活保護制度	2		2	前	30	
	地域福祉の理論と方法Ⅰ	2		2	前	30	
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	2		2	後	30	
	社会保障Ⅰ	2		2	前	30	
	社会保障Ⅱ	2		2	後	30	
	相談援助の理論と方法Ⅰ	2		2	前	30	
	相談援助の理論と方法Ⅱ	2		2	後	30	
	相談援助の理論と方法Ⅲ	3		2	前	30	
	相談援助の理論と方法Ⅳ	3		2	前	30	
	権利擁護と成年後見制度	2		2	後	30	
	社会調査の基礎	2		2	後	30	
	保健医療サービス	3		2	前	30	
	福祉行財政と福祉計画	3		2	前	30	
	就労支援サービス	3		1	前	15	
	福祉サービスの組織と経営	3		2	後	30	
	更生保護制度	3		1	後	15	
	相談援助演習Ⅰ	2		1	前	30	
	相談援助演習Ⅱ	2		1	後	30	
	相談援助演習Ⅲ	3		1	前	30	
	相談援助演習Ⅳ	3		1	後	30	
	相談援助演習Ⅴ	4		1	前	30	
	相談援助実習指導Ⅰ	2		1	後	30	
	相談援助実習指導Ⅱ	3		1	前	30	
	相談援助実習指導Ⅲ	3		1	後	30	
	相談援助実習	3		4	前	180	
	時事福祉学	4		2	前	30	
	関係行政論	4		2	前	30	
	連携実践演習	4		1	前	30	
	認知症の理解Ⅰ	3		2	前	30	
	認知症の理解Ⅱ	3		2	後	30	
スペシフィック領域	スクールソーシャルワーク論	3		2	前	30	
	スクールソーシャルワーク演習	3		1	後	30	
	医療ソーシャルワーク論	3		2	後	30	
	チーム医療概論	3		2	後	30	
	医療ソーシャルワーク実習指導	4		1	前	30	社会福祉士国家試験受験資格取得見込者のみ履修可
	医療ソーシャルワーク実習	4		1	前	45	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
精神保健福祉系科目	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	1		2	後	30	
	精神疾患とその治療Ⅰ	2		2	前	30	
	精神疾患とその治療Ⅱ	2		2	後	30	
	精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2	前	30	
	精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2	後	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	3		2	前	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	3		2	後	30	
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ	2		2	前	30	
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ	2		2	後	30	
	精神障害者の生活支援システム	3		2	前	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	4		2	前	30	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	4		2	後	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1	後	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1	後	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	後	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1	前	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	後	30	
	精神保健福祉援助実習	4		5	前	210	
公認心理師系科目	公認心理師の職責	4		2	前	30	
	心理学概論	1		2	後	30	
	臨床心理学概論	1		2	後	30	
	心理学研究法	1		2	後	30	
	心理学統計法	1		2	前	30	
	心理学実験	2		2	通	60	
	知覚・認知心理学	2		2	前	30	
	学習・言語心理学	2		2	前	30	
	人格・感情心理学	3		2	後	30	
	神経・生理心理学	2		2	後	30	
	社会・集団・家族心理学	1		2	後	30	
	発達心理学	1		2	前	30	
	障害者・障害児心理学	2		2	後	30	
	心理的アセスメント	2		2	後	30	
	心理学的支援法	3		2	前	30	
	健康・医療心理学	3		2	前	30	
	福祉心理学	3		2	後	30	
	教育・学校心理学	3		2	前	30	
	司法・犯罪心理学	3		2	後	30	
	産業・組織心理学	3		2	後	30	
	心理演習Ⅰ	3		1	前	30	
	心理演習Ⅱ	3		1	後	30	
	心理実習（実習指導を含む）	4		2	通	90	
関連専門科目	心理尺度検査法実習	4		1	前	30	
	動物人間関係学	1		2	前	30	
	動物生態学	1		2	後	30	
	動物介在教育学	2		2	後	30	
	アニマルセラピー概論	2		2	前	30	
	アニマルセラピー演習Ⅰ	3		1	前	30	
	アニマルセラピー演習Ⅱ	3		1	後	30	
	レクリエーション論	2		2	前	30	
	レクリエーション実技	2		1	後	20	
	公衆衛生学	4		2	前	30	
	福祉住環境論	4		2	前	30	
	教育原論	2		2	前	30	
	芸術療法	3		2	前	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
アニマルセラピー系科目	動物適正飼養・トレーニング学	2		2	前	30	
	動物トレーニング実習	2		1	後	30	
臨床心理学科目	教育心理学	3		2	前	30	
	教育相談	3		2	後	30	
	キャリアカウンセリング	4		2	前	30	
総合科目	臨床福祉学演習Ⅰ	3	1		前	30	
	臨床福祉学演習Ⅱ	3	1		後	30	
	臨床福祉学演習Ⅲ	4	1		前	30	
	臨床福祉学演習Ⅳ	4	1		後	30	
	卒業研究Ⅰ	4	2		前	30	
	卒業研究Ⅱ	4	2		後	30	

卒業要件として、専攻別専門教育科目の中から 100 単位以上修得すること。
また、学科共通基礎科目、専攻別専門教育科目を合わせて 124 単位以上修得すること。

保健科学部　作業療法学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2		前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		英語Ⅱ	1		2	後	30	
	教育情報	情報処理入門	1	2		後	30	
		情報処理演習	2		2	前	30	
	総合教育	キャリア教育	2		2	後	30	
		コミュニケーション論	1		2	前	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2		前	30	
		日向国地域論	1		2	後	30	
		国際保健福祉論	2		2	前	30	
		ボランティア活動	1		2	通	30	
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2	前	30	学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		医学概論	1	2		前	30	
		生命倫理学	1		2	後	30	
		医療経済学	1		2	前	30	
	教育健康	健康科学論	1	2		前	30	
		生涯スポーツ論	1		2	前	30	
		生涯スポーツ実習	1		2	通	60	
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2		2	前	30	
		英語コミュニケーション	2		2	前	30	
		医療英語	1	2		後	30	
		社会福祉学	1		2	前	30	
		哲学	1		2	後	30	
		社会学	1		2	後	30	
		生物学	1		2	後	30	
		心理学	1	2		後	30	
		教育学	2		2	前	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上修得のこと。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門教育科目	解剖学	1	4		通	60	
	解剖学実習	1	2		通	60	
	生理学	1	2		前	30	
	生理学実習	1	1		後	30	
	運動学	2	4		通	60	
	運動学実習	2	2		通	60	
	人間・運動発達学	2	2		前	30	
	病理学	1		2	前	30	
	一般臨床医学	1	2		前	30	
	内科学	2	2		後	30	
	整形外科学	2	2		後	30	
	神経内科学	2	2		前	30	
	小児科学	2	2		後	30	
	精神医学Ⅰ	1	2		後	30	
	精神医学Ⅱ	2	2		前	30	
	老年医学	2	2		後	30	
	神経科学特論	2	2		前	30	
	リハビリテーション医学	2	2		前	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門教育科目	公衆衛生学	1		2	前	30	
	臨床心理学	1		2	後	30	
	薬理学	1		2	前	30	
	カウンセリング論	1		2	前	30	
	園芸論	不開講		2	前	30	
	園芸療法論	不開講		4	後	60	
	園芸療法実習	不開講		2	前	60	
	ガーデニングⅠ	不開講		2	後	60	
	ガーデニングⅡ	不開講		4	通	120	
	言語・聴覚障害概論	3		2	後	30	
	視覚障害概論	3		2	前	30	
	理学療法概論	3		2	後	30	
	レクリエーション論	2		2	後	30	
	レクリエーション演習	3		1	前	30	
	作業療法概論Ⅰ	1	2		前	30	
	作業療法概論Ⅱ	1		2	後	30	
	作業活動分析学・演習	2	3		通	90	
	作業療法研究法	3	1		前	30	
	管理運営学	4		1	前	15	
	作業療法評価Ⅰ	2	2		前	30	
	作業療法評価Ⅱ	2	3		通	90	
	作業療法評価Ⅲ	3	2		前	60	
	作業療法評価Ⅳ	3	2		後	60	
	身体障害作業療法Ⅰ	3	2		通	60	
	身体障害作業療法Ⅱ	3	2		通	60	
	精神障害作業療法Ⅰ	3	2		通	60	
	精神障害作業療法Ⅱ	3	2		通	60	
	発達障害作業療法Ⅰ	3	2		通	60	
	発達障害作業療法Ⅱ	3	2		通	60	
	老年期障害作業療法Ⅰ	3	2		通	60	
	老年期障害作業療法Ⅱ	3	2		通	60	
	機能代償Ⅰ	3	1		前	30	
	機能代償Ⅱ	3	1		後	30	
	日常生活活動概論	1	2		後	30	
	日常生活活動技能Ⅰ	2	1		前	30	
	日常生活活動技能Ⅱ	2	2		後	60	
	地域作業療法学Ⅰ	3	2		前	30	
	地域作業療法学Ⅱ	4	1		前	15	
	地域作業療法学演習	3	1		後	30	
	高次脳機能障害作業療法	3	1		後	30	
	臨床特論	4		2	前	30	
	生活環境論	3		2	前	30	
	臨床見学実習Ⅰ	1	1		後	45	
	臨床見学実習Ⅱ	1	1		後	45	
	臨床体験実習	2	1		前	45	
	臨床評価実習	3	2		後	90	
	総合臨床実習Ⅰ	4	8		前･後	360	
	総合臨床実習Ⅱ	4	8		前･後	360	
	研究特論	3		1	通	30	
	特別課題研究Ⅰ	3		1	通	30	
	特別課題研究Ⅱ	4		1	通	30	

卒業要件として、専門教育科目の中から 102 単位以上修得のこと。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 126 単位以上修得のこと。

保健科学部　言語聴覚療法学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通 英語	英語Ⅰ	1	2		前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		英語Ⅱ	1	2		後	30	
	教育 情報	情報処理入門	1		2	前	30	
		情報処理演習	2		2	後	30	
	総合教育	キャリア教育	2		2	後	30	
		コミュニケーション論	1		2	後	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2		前	30	
		日向国地域論	1		2	後	30	
		国際保健福祉論	2		2	前	30	
		ボランティア活動	1		2	通	30	
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2	前	30	学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		医学概論	1	2		前	30	
		生命倫理学	1		2	後	30	
		医療経済学	1		2	前	30	
	教育 健康	健康科学論	1	2		前	30	
		生涯スポーツ論	1		2	前	30	
		生涯スポーツ実習	1		2	通	60	
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2	2		前	30	
		英語コミュニケーション	2		2	前	30	
		医療英語	1		2	後	30	
		社会福祉学	1	2		前	30	
		哲学	1		2	後	30	
		社会学	1	2		後	30	
		生物学	1	2		後	30	
		心理学	1		2	後	30	
		教育学	2		2	前	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上修得のこと。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門教育科目	解剖学	1	2		前	30	
	生理・病理学	1	2		後	30	
	臨床医学	2	2		前	30	
	精神医学	3	2		前	30	
	リハビリテーション医学	2	2		後	30	
	耳鼻咽喉科学	2	2		前	30	
	臨床歯科医学	3	2		前	30	
	呼吸発声発語系の構造、機能、病態	2	2		後	30	
	聴覚系の構造、機能、病態	2	2		後	30	
	神経系の構造、機能、病態	2	2		前	30	
	臨床心理学	3	2		前	30	
	生涯発達心理学	1	2		前	30	
	生涯発達心理学演習	2	1		前	30	
	学習・認知心理学	2	2		前	30	
	学習・認知心理学演習	2	1		後	30	
	心理測定法演習	2	1		後	30	
	言語学	1	2		前	30	
	音声学	1	2		前	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門教育科目	音声科学演習	2	1		前	30	
	音響学演習	2	1		前	30	
	聴覚心理学演習	2	1		後	30	
	言語発達学	1	2		後	30	
	リハビリテーション概論	1	1		後	15	
	公衆衛生学	4	2		前	30	
	言語聴覚障害概論	1	2		前	30	
	言語聴覚障害診断学演習Ⅰ	1	1		前	30	
	言語聴覚障害診断学演習Ⅱ	2	1		前	30	
	失語症	1	2		後	30	
	失語症演習Ⅰ	2	1		前	30	
	失語症演習Ⅱ	3	1		前	30	
	高次脳機能障害演習Ⅰ	2	1		前	30	
	高次脳機能障害演習Ⅱ	3	1		前	30	
	言語発達障害Ⅰ	1	2		後	30	
	言語発達障害Ⅱ	2	2		前	30	
	言語発達障害演習Ⅰ	2	1		後	30	
	言語発達障害演習Ⅱ	3	1		前	30	
	構音障害	2	2		前	30	
	スピーチ・リハビリテーション	2	2		後	30	
	スピーチ・リハビリテーション演習Ⅰ	3	1		前	30	
	スピーチ・リハビリテーション演習Ⅱ	3	1		前	30	
	嚥下障害	2	2		前	30	
	嚥下障害演習Ⅰ	2	1		後	30	
	嚥下障害演習Ⅱ	3	1		前	30	
	聴覚障害	1	2		後	30	
	聴覚障害演習Ⅰ	2	1		前	30	
	聴覚障害演習Ⅱ	3	1		前	30	
	聴覚検査	2	2		後	30	
	聴覚検査演習	3	1		前	30	
	臨床実習Ⅰ	1	1		後	45	
	臨床実習Ⅱ	2	1		前	45	
	臨床実習Ⅲ	2	1		後	45	
	臨床実習Ⅳ	3	1		前	45	
	保健科学概論	2	1		後	30	
	学外評価臨床実習	3	4		後	180	
	学外総合臨床実習	4	8		前	360	
	言語聴覚障害基礎ゼミⅠ	1	1		前	30	
	言語聴覚障害基礎ゼミⅡ	1	1		後	30	
	言語聴覚障害基礎ゼミⅢ	2	1		前	30	
	言語聴覚障害基礎ゼミⅣ	2	1		後	30	
	言語聴覚障害専門ゼミⅠ	3	1		前	30	
	言語聴覚障害専門ゼミⅡ	3	1		後	30	
	言語聴覚障害専門ゼミⅢ	4	1		前	30	
	言語聴覚障害特講Ⅰ	3	1		前	30	
	言語聴覚障害特講Ⅱ	4	1		後	30	
	高齢障害演習	2		1	後	30	
	新生児障害演習	2		1	前	30	
	言語聴覚療法管理運営学演習	4		1	前	30	
	コミュニケーション機器論演習	3	1		前	30	
	言語聴覚障害社会支援演習	3		1	前	30	
	言語聴覚障害家族支援演習	3	1		前	30	

卒業要件として、専門教育科目の中から 102 単位以上修得のこと。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 126 単位以上修得のこと。

保健科学部　視機能療法学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2		前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		英語Ⅱ	1		2	後	30	
	教育情報	情報処理入門	1		2	後	30	
		情報処理演習	2		2	前	30	
	総合教育	キャリア教育	2		2	後	30	
		コミュニケーション論	1		2	前	30	
		QOLと人間の尊厳	1		2	前	30	
		日向国地域論	1		2	後	30	
		国際保健福祉論	2		2	前	30	
		ボランティア活動	1		2	通	30	
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2	前	30	学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		医学概論	1		2	前	30	
		生命倫理学	1		2	後	30	
		医療経済学	1		2	前	30	
	教育健康	健康科学論	1		2	前	30	
		生涯スポーツ論	1		2	前	30	
		生涯スポーツ実習	1		2	通	60	
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2	2		前	30	
		英語コミュニケーション	2		2	前	30	
		医療英語	1		2	後	30	
		社会福祉学	1		2	前	30	
		哲学	1		2	後	30	
		社会学	1		2	後	30	
		生物学	1	2		後	30	
		心理学	1		2	後	30	
		教育学	2		2	前	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上修得のこと。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門教育科目	解剖学	1	2		前	30	
	生理学	1	2		前	30	
	臨床心理学	2	2		後	30	
	発達心理学	2	2		前	30	
	病理学	1	2		後	30	
	内科学	2	2		後	30	
	公衆衛生学	2	2		後	30	
	臨床医学	2	2		前	30	
	基礎医学演習	1	1		後	30	
	視能学基礎演習Ⅰ	1		1	前	30	
	視能学基礎演習Ⅱ	1		1	後	30	
	視器の解剖生理学演習	1	2		後	60	
	屈折学基礎演習Ⅰ	1	1		後	30	
	屈折学基礎演習Ⅱ	2	1		前	30	
	屈折学評価実習Ⅰ	2	2		前	60	
	屈折学評価実習Ⅱ	2	2		後	60	
	屈折学特論演習	4	1		後	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門教育科目	保育	3	2		前	30	
	保健・医療・福祉と関係法規	1	2		後	30	
	リハビリテーション概論	3	1		前	15	
	外眼筋の作用と眼球運動	2	2		前	30	
	両眼視の基礎	2	2		前	30	
	視覚生理学	2	2		後	30	
	眼科薬理学	3	2		前	30	
	斜視・弱視の基本的知識	2	2		後	30	
	視能検査学実習Ⅰ	2	3		前	90	
	視能検査学実習Ⅱ	2	3		後	90	
	視能検査学実習Ⅲ	3	2		前	60	
	視能検査学実習Ⅳ	3	2		後	60	
	視能検査学総合実習Ⅰ	3	2		前	60	
	視能検査学総合実習Ⅱ	3	2		後	60	
	視能障害学Ⅰ	1	2		後	30	
	視能障害学Ⅱ	2	2		前	30	
	視能障害学Ⅲ	2	2		後	30	
	視能障害学Ⅳ	3	4		後	60	
	視能リハビリテーション学演習	3	2		前	60	
	視能矯正・訓練学演習Ⅰ	3	3		前	90	
	視能矯正・訓練学演習Ⅱ	3	2		後	60	
	屈折学各論実習Ⅰ	3	2		前	60	
	屈折学各論実習Ⅱ	3	2		後	60	
	臨地実習Ⅰ	4	7		前	315	
	臨地実習Ⅱ	4	7		前	315	
	基礎ゼミⅠ	1		2	前	60	
	基礎ゼミⅡ	1		2	後	60	
	基礎ゼミⅢ	2		1	後	30	
	専門ゼミⅠ	3	2		前	60	
	専門ゼミⅡ	3	2		後	60	
	専門ゼミⅢ	4	2		後	60	
	視能学総合演習Ⅰ	3	2		後	60	
	視能学総合演習Ⅱ	4	4		後	120	

卒業要件として、専門教育科目の中から 102 単位以上修得のこと。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 126 単位以上修得のこと。

保健科学部　臨床工学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2		前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		英語Ⅱ	1		2	後	30	
	教育情報	情報処理入門	1		2	前	30	
		情報処理演習	1		2	後	30	
	総合教育	キャリア教育	2		2	前	30	
		コミュニケーション論	1		2	前	30	
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2		前	30	
		日向国地域論	1		2	後	30	
		国際保健福祉論	2		2	前	30	
		ボランティア活動	1		2	通	30	
学部共通基礎科目	人間と生活	保健科学	1		2	前	30	学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		医学概論	1	2		前	30	
		生命倫理学	2		2	後	30	
		医療経済学	2		2	前	30	
	教育健康	健康科学論	1		2	前	30	
		生涯スポーツ論	1		2	前	30	
		生涯スポーツ実習	1		2	通	60	
	科学的思考の基盤	医療統計学演習	2		2	前	30	
		英語コミュニケーション	2		2	前	30	
		医療英語	2		2	後	30	
		社会福祉学	1		2	前	30	
		哲学	1		2	後	30	
		社会学	1		2	後	30	
		生物学	1		2	後	30	
		心理学	2		2	後	30	
		教育学	2		2	前	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上修得のこと。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門教育科目	病理学	3	2		前	30	
	病理学演習	3		1	後	30	
	解剖学	1	2		前	30	
	解剖学演習	1		1	後	30	
	生理学	1	2		前	30	
	生理学演習	1		1	後	30	
	生化学	2	2		後	30	
	基礎医工学実習	1	1		前	45	
	公衆衛生学	1	2		前	30	
	臨床感染免疫学	3	2		前	30	
	臨床薬理学	3	2		後	30	
	医用電気工学Ⅰ	1	2		前	30	
	医用電気工学Ⅱ	1	2		後	30	
	医用電気工学演習Ⅰ	1	1		前	30	
	医用電気工学演習Ⅱ	1	1		後	30	
	医用電気工学実習	2	1		前	45	
	医用電子工学Ⅰ	2	2		前	30	
	医用電子工学Ⅱ	2	2		後	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門教育科目	医用電子工学演習Ⅰ	2	1		前	30	
	医用電子工学演習Ⅱ	2	1		後	30	
	医用電子工学実習	2	1		後	45	
	物性工学	3	2		前	30	
	物性工学演習	3		1	後	30	
	材料工学	3	2		前	30	
	材料工学演習	3		1	後	30	
	医用機器工学	3	2		前	30	
	医用機器工学演習	3		1	後	30	
	医用化学	1	2		後	30	
	応用数学	2	2		前	30	
	応用数学演習	2	1		前	30	
	医療情報処理工学	1	2		後	30	
	医療情報処理工学実習	1	1		後	45	
	システム工学	3	2		後	30	
	臨床工学概論	1	2		前	30	
	臨床工学演習	1		1	後	30	
	医用工学	1	2		前	30	
	医用工学演習	1	1		後	30	
	生体機能工学	3		2	後	30	
	画像診断学	3		2	後	30	
	生体計測装置学Ⅰ	1	2		前	30	
	生体計測装置学Ⅱ	3	2		後	30	
	生体計測装置学演習	3		1	前	30	
	生体計測装置学実習	3	1		後	45	
	臨床検査機器学	2	2		前	30	
	医用治療機器学	2	2		前	30	
	医用治療機器学演習	2		1	前	30	
	医用治療機器学実習	2	1		後	45	
	生体機能代行装置学Ⅰ	2	2		前	30	
	生体機能代行装置学Ⅱ	3	2		前	30	
	生体機能代行装置学Ⅲ	3	2		前	30	
	生体機能代行装置学演習Ⅰ	2	1		後	30	
	生体機能代行装置学演習Ⅱ	3	1		後	30	
	生体機能代行装置学演習Ⅲ	3	1		後	30	
	生体機能代行装置学演習Ⅳ	4	1		後	30	
	生体機能代行装置学実習Ⅰ	2	1		後	45	
	生体機能代行装置学実習Ⅱ	3	1		後	45	
	生体機能代行装置学実習Ⅲ	3	1		後	45	
	医用機器安全管理学	3	2		前	30	
	医用機器安全管理学演習	3	1		後	30	
	医用機器安全管理学実習	3	1		後	45	
	患者安全管理学	3	2		後	30	
	臨床医学総論Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床医学総論Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床医学総論Ⅲ	3	2		前	30	
	臨床医学総論Ⅳ	3	2		後	30	
	看護学概論	3	2		後	30	
	臨床工学特論Ⅰ	4		2	前	30	
	臨床工学特論Ⅱ	4		2	前	30	
	臨床工学特論Ⅲ	4		2	後	30	
	臨床実習	4		4	通	180	
	臨床指導	4	1		前	30	
	総合演習	4	1		前	30	
	卒業研究	4	2		通	60	

卒業要件として、専門教育科目の中から 102 単位以上修得のこと。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 126 単位以上修得のこと。

薬学部　薬学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
				必修	選択	自由			
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2			前	30	必修科目 10 単位、選択科目 2 単位以上、小計 12 単位以上修得のこと
		英語Ⅱ	1		2		後	30	
	教育情報	情報処理入門	1	2			前	30	
		情報処理演習	2		2		前	30	
	総合教育	キャリア教育	1	2			前	30	
		コミュニケーション論	1	2			前	30	
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		後	30	
		国際保健福祉論	2		2		前	30	
		ボランティア活動	1		2		通	30	
学科基礎科目		外書講読Ⅰ	1	1			後	24	必修科目 16 単位、選択科目 2 単位以上、小計 18 単位以上修得のこと
		外書講読Ⅱ	2	1			前	24	
		外書講読Ⅲ	3	1			前	24	
		理科系作文法Ⅰ	1	1			前	24	
		理科系作文法Ⅱ	1	1			後	24	
		法学	1	1			前	24	
		医事法学総論	1	1			後	24	
		生物学	1	1			前	24	
		基礎機能形態学	1	1			前	24	
		物理学Ⅰ	1	1			前	24	
		物理学Ⅱ	1		1		前	24	
		化学Ⅰ	1	1			前	24	
		化学Ⅱ	1		1		前	24	
		化学演習Ⅰ	1			1	前	24	
		化学演習Ⅱ	1			1	後	24	
		薬学数学	1	1			前	24	
		薬学数学演習	1			1	後	24	
		倫理学	1		1		前	24	
		哲学	2		1		前	24	
		病気を知る	1	1			前	24	
		総合学習Ⅰ	1	1			前	24	
		総合学習Ⅱ	2	1			前	24	
		総合学習Ⅲ	3	1			前	24	

卒業要件として、大学共通基礎科目 12 単位以上、学科基礎科目 18 単位以上、合計 30 単位以上修得のこと。
ただし、自由科目は卒業要件単位に含まない。

2. 専門教育科目

分野別	科　　目	開講年	単位数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
専門教育科目	薬学入門	1	1			前	24	
	プレゼンテーション概論	1	1			前	24	
	医薬情報学	3	1			後	24	
	医薬情報学演習	4	1			後	24	
	くすりの歩み	2		1		前	24	
	薬学と生命倫理Ⅰ	2	1			前	24	
	薬学と生命倫理Ⅱ	3	1			前	24	
	医療概論	1	1			後	24	
	コミュニケーション演習	4	1			後	24	
	薬学英語Ⅰ	2		1		後	24	
	薬学英語Ⅱ	4		1		後	24	
	無機化学Ⅰ	1	1			後	24	
	無機化学Ⅱ	2	1			前	24	
	有機化学Ⅰ	1	1			後	24	
	有機化学Ⅱ	2	1			前	24	
	有機化学Ⅲ	2	1			後	24	
	有機化学Ⅳ	3	1			後	24	
	医薬品化学	4	1			前	24	
	放射化学・薬品学	2	1			前	24	
	生物有機化学	3	1			前	24	
	反応有機化学	3	1			後	24	
	分析化学Ⅰ	1	1			後	24	
	分析化学Ⅱ	2	1			前	24	
	分析化学Ⅲ	2	1			後	24	
	機器分析学	3	1			前	24	
	応用機器分析学	3	1			後	24	
	物理化学Ⅰ	2	1			前	24	
	物理化学Ⅱ	2	1			後	24	
	基礎生化学	1	1			後	24	
	生化学Ⅰ	2	1			前	24	
	生化学Ⅱ	2	1			後	24	
	生化学Ⅲ	2	1			後	24	
	ウイルス学	2	1			後	24	
	細菌学	3	1			前	24	
	生物統計学	2	1			前	24	
	細胞生物学	3	1			前	24	
	遺伝子工学	4	1			前	24	
	腫瘍治療学	4	1			後	24	
	薬用植物学	1	1			後	24	
	生薬学	2	1			前	24	
	天然医薬品化学Ⅰ	3	1			後	24	
	天然医薬品化学Ⅱ	4	1			前	24	
	和漢薬学	2	1			後	24	
	東洋医薬学	3	1			後	24	
	漢方治療学	4	1			前	24	
	機能形態学Ⅰ	1	1			後	24	
	機能形態学Ⅱ	1	1			後	24	
	機能形態学Ⅲ	2	1			前	24	

分野別	科　　目	開講年	単位数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
専門教育科目	病理学	2	1			前	24	
	生理・薬理学Ⅰ	2	1			前	24	
	生理・薬理学Ⅱ	2	1			前	24	
	生理・薬理学Ⅲ	2	1			後	24	
	生理・薬理学Ⅳ	2	1			後	24	
	生理・薬理学Ⅴ	3	1			前	24	
	生理・薬理学Ⅵ	3	1			前	24	
	応用薬理学	3	1			後	24	
	免疫学	3	1			後	24	
	臨床医学概論	4	1			後	24	
	衛生化学Ⅰ	2	1			後	24	
	衛生化学Ⅱ	3	1			前	24	
	臨床検査学	3	1			前	24	
	薬物代謝学	3	1			後	24	
	公衆衛生学	3	1			後	24	
	身体の特殊な働き	2		1		後	24	
	環境科学	1	1			前	24	
	食品栄養学	4		1		前	24	
	栄養管理学	4		1		後	24	
	薬局方概論	3	1			後	24	
	薬剤学Ⅰ	2	1			後	24	
	薬剤学Ⅱ	2	1			後	24	
	薬剤学Ⅲ	3	1			前	24	
	製剤学	3	1			前	24	
	調剤学	3	1			後	24	
	基礎薬物動態学	2		1		後	24	
	薬物動態学Ⅰ	3	1			前	24	
	薬物動態学Ⅱ	3	1			後	24	
	薬物治療学Ⅰ	3	1			後	24	
	薬物治療学Ⅱ	3	1			後	24	
	薬物治療学Ⅲ	4	1			前	24	
	薬物治療学Ⅳ	4	1			前	24	
	薬物治療学Ⅴ	4	1			後	24	
	薬物治療学Ⅵ	4	1			後	24	
	一般用医薬品学	4	1			前	24	
	医事法学演習	4	1			後	24	
	薬事関係法規Ⅰ	4	1			前	24	
	薬事関係法規Ⅱ	6	1			前	24	
	治験ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ論	6	1			前	24	
	基礎薬学総合演習	4	8			通	192	
	セーフティマネージメント演習	5	1			通	24	
	先端医療学	5	1			通	24	
	病院薬学演習	5	1			通	24	
	一般用医薬品学演習	5	1			通	24	
	食品医薬品相互作用論	5	1			通	24	
	乱用薬物・毒物学	5	1			通	24	
	漢方治療学演習	5	1			通	24	

分野別	科　　目	開講年	単位数			開講期	時間数	備　　考
			必修	選択	自由			
専門教育科目	薬学総合演習Ⅰ	6	5			前	120	
	薬学総合演習Ⅱ	6	5			後	120	
	薬化学実習	2	1			後	45	
	分析学実習	2	1			後	45	
	生薬学実習	3	1			前	45	
	基礎生化学実習	2	1			後	45	
	生化学実習	3	1			前	45	
	基礎薬理学実習	3	1			前	45	
	薬理学実習	3	1			後	45	
	薬剤学実習	3	1			後	45	
	衛生薬学実習	3	1			後	45	
	実務実習事前学習Ⅰa	4	1			前	45	
	実務実習事前学習Ⅰb	4	1			前	45	
	実務実習事前学習Ⅰc	4	1			前	45	
	実務実習事前学習Ⅱa	4	1			後	45	
	実務実習事前学習Ⅱb	4	1			後	45	
	実務実習事前学習Ⅱc	4	1			後	45	
	特別研究Ⅰ	5	4			通	180	
	特別研究Ⅱ	6	8			前	360	
	実務実習Ⅰ	5	10			通	450	
	実務実習Ⅱ	5	10			通	450	

卒業要件として、専門教育科目の 156 単位以上修得のこと。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 186 単位以上修得のこと。
ただし、自由科目は卒業要件単位に含まない。

薬学部　動物生命薬科学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	英語 共通	英語Ⅰ	1		2	前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得すること。
		英語Ⅱ	1		2	後	30	
	情報 教育	情報処理入門	1		2	後	30	
		情報処理演習	2		2	前	30	
	総合教育	キャリア教育	1	2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2	後	30	
		QOLと人間の尊厳	1		2	前	30	
		日向国地域論	1		2	後	30	
		国際保健福祉論	2		2	前	30	
		ボランティア活動	1		2	通	30	
学科基礎科目		英語Ⅲ	3		2	前	30	学科基礎科目の中から30単位以上修得すること。
		英語Ⅳ	3		2	後	30	
		大学英語Ⅰ	2		2	前	30	
		大学英語Ⅱ	2		2	後	30	
		英会話Ⅰ	1		2	前	30	
		英会話Ⅱ	1		2	後	30	
		大学の英作文Ⅰ	2		2	前	30	
		大学の英作文Ⅱ	2		2	後	30	
		実用英語Ⅰ	1		2	前	30	
		実用英語Ⅱ	2		2	後	30	
		文学・人間・社会Ⅰ	2		2	前	30	
		文学・人間・社会Ⅱ	2		2	後	30	
		芸術・人間・社会Ⅰ	1		2	前	30	
		芸術・人間・社会Ⅱ	1		2	後	30	
		アジアと世界Ⅰ	1		2	後	30	
		アジアと世界Ⅱ	2		2	前	30	
		哲学	2		2	前	30	
		倫理学	1		2	前	30	
		ＰＢＬⅠ	2	2		前	30	
		ＰＢＬⅡ	2	2		後	30	
		国際政治学	1		2	後	30	
		大学の代数Ⅰ	1		2	前	30	
		大学の代数Ⅱ	1		2	後	30	
		化学Ⅰ	1		2	前	30	
		化学Ⅱ	1		2	後	30	
		化学Ⅲ	2		2	前	30	
		生物学Ⅰ	1		2	前	30	
		生物学Ⅱ	1		2	前	30	

卒業要件として、基礎科目の中から40単位以上修得すること。

2. 専門教育科目

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門基礎科目	飼料学	2		2	後	30	専門基礎科目の中から29単位以上修得すること。
	薬用植物学	1		2	前	30	
	解剖学Ⅰ	1	2		前	30	
	解剖学Ⅱ	1	2		後	30	
	解剖学実習Ⅰ	1	2		前	60	
	解剖学実習Ⅱ	1	2		後	60	
	生理学Ⅰ	1	2		前	30	
	生理学Ⅱ	1	2		後	30	
	生理学Ⅲ	1		2	前	30	
	有機化学Ⅰ	1	2		後	30	
	有機化学Ⅱ	2		2	前	30	
	基礎生化学	1	2		後	30	
	生化学	2		2	後	30	
	基礎生化学演習	2		2	前	30	
	統計学Ⅰ	2		2	前	30	
	統計学Ⅱ	2		2	後	30	
	実験動物学	2	4		前	60	
	実験動物学演習	3		2	前	30	
	実験動物学実習	3		2	前	60	
	環境生物学Ⅰ	2		2	前	30	
	環境生物学Ⅱ	2		2	後	30	
	微生物学Ⅰ	2	2		前	30	
	微生物学Ⅱ	2	2		後	30	
	微生物学Ⅲ	3		2	前	30	
	微生物学実習	3	2		前	60	
専門科目	組織学Ⅰ	1		2	前	30	専門科目の中から 55 単位以上修得すること。
	組織学Ⅱ	1		2	後	30	
	薬理学Ⅰ	2	2		前	30	
	薬理学Ⅱ	2		2	後	30	
	薬理学Ⅲ	4		2	前	30	
	病理学総論	2	2		前	30	
	病理学各論	2	2		後	30	
	寄生虫学	3	2		前	30	
	栄養学	2		2	後	30	
	動物感染症学	3		2	後	30	
	動物繁殖学	3		2	前	30	
	動物臨床Ⅰ	2		2	後	30	
	動物臨床Ⅱ	3		2	前	30	
	動物臨床Ⅲ	3		2	前	30	
	動物臨床Ⅳ	3		2	後	30	
	動物臨床Ⅴ	3		2	後	30	
	動物臨床Ⅵ	3		2	後	30	
	動物臨床演習	3		2	前	30	
	動物臨床実習Ⅰ	3		2	前	60	
	動物臨床実習Ⅱ	3		2	後	60	
	公衆衛生学Ⅰ	2	2		前	30	
	公衆衛生学Ⅱ	2	2		後	30	
	公衆衛生学Ⅲ	3	2		前	30	
	公衆衛生学Ⅳ	4	2		前	30	
	公衆衛生学演習Ⅰ	3	2		後	30	
	公衆衛生学演習Ⅱ	4	2		前	30	
	畜産学Ⅰ	3		2	前	30	
	畜産学Ⅱ	3		2	後	30	
	外書講読Ⅰ	3		2	前	30	
	外書講読Ⅱ	3		2	後	30	
	外書講読Ⅲ	4		2	前	30	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門科目	外書講読Ⅳ	4		2	後	30	
	生涯学習概論	3		2	前	30	
	博物館概論	3		2	前	30	
	博物館経営論	4		2	後	30	
	博物館資料論Ⅰ	3		1	前	15	
	博物館資料論Ⅱ	3		1	後	15	
	博物館資料保存論	3		2	後	30	
	博物館展示論Ⅰ	3		1	前	15	
	博物館展示論Ⅱ	3		1	後	15	
	博物館教育論	3		2	前	30	
	博物館情報・メディア論	3		2	前	30	
	博物館実習	4		3	前	90	
	動物と芸術	2		2	前	30	
	動物と音楽	2		2	後	30	
	基礎実習Ⅰ	1	2		前	60	
	基礎実習Ⅱ	1	2		後	60	
	飼育実習Ⅰ	3	2		前	60	
	飼育実習Ⅱ	3	2		後	60	
	飼育実習Ⅲ	4	2		前	60	
	飼育実習Ⅳ	4	2		後	60	
	特別演習	3		2	後	30	
	課外実習	3		1	前	30	
	総合演習Ⅰ	3	2		前	30	
	総合演習Ⅱ	3	2		後	30	
	総合演習Ⅲ	4	2		前	30	
	総合演習Ⅳ	4	2		後	30	
	卒業研究	4	2		後	30	

食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格に関する科目をすべて修得すること。
卒業要件として、専門教育科目の中から 84 単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 124 単位以上修得すること。

生命医科学部　生命医科学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通英語	英語Ⅰ	1	2		前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得すること。
		英語Ⅱ	1		2	後	30	
	情報教育	メディアリテラシー	1		2	前	30	
		情報処理入門	1		2	後	30	
		情報処理演習	2		2	前	30	
	総合教育	エンカレッジ教育	1		2	後	30	
		キャリア教育	2		2	前	30	
		コミュニケーション論	1		2	前	30	
		QOL概論	1	1		前	15	
		人間の尊厳	1	1		前	15	
		日向国地域論	1		2	後	30	
		国際保健福祉論	2		2	前	30	
		国際人道援助論	2		2	後	30	
		ボランティア活動	1		2	通	30	
学科基礎科目		英会話	1		2	前	30	学科基礎科目の中から14単位以上修得すること。
		実践英語Ⅰ	2		2	前	30	
		実践英語Ⅱ	2		2	後	30	
		実践英語Ⅲ	3		2	前	30	
		実践英語Ⅳ	3		2	後	30	
		物理学	1		2	前	30	
		化学	1		2	前	30	
		生物学	1		2	前	30	
		分子生物学	1	2		後	30	
		基礎免疫学	1	2		前	30	
		法学	1		2	前	30	
		哲学	1		2	後	30	
		生命倫理学	1	2		後	30	
		心理学	1		2	前	30	
		統計学	1		2	後	30	
		情報科学概論	2	2		前	30	

卒業要件として、基礎科目の中から24単位以上修得すること。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門科目	生命医科学概論Ⅰ	1	2		前	30	
	生命医科学概論Ⅱ	1	2		後	30	
	医学概論	1	2		前	30	
	公衆衛生学	3		2	前	30	
	解剖学Ⅰ	1	2		後	30	
	解剖学Ⅱ	2	2		後	30	
	解剖学実習	2	1		後	45	
	生理学Ⅰ	1	2		前	30	
	生理学Ⅱ	1	2		後	30	
	生理学実習	2	1		前	45	
	病理学Ⅰ	2	2		前	30	
	病理学Ⅱ	2	2		後	30	
	病理学実習	3	1		前	45	
	生化学Ⅰ	1	2		前	30	
	生化学Ⅱ	1	2		後	30	
	生化学実習	2	1		前	45	
	微生物学Ⅰ	1	2		後	30	
	微生物学Ⅱ	2	2		前	30	
	微生物学実習	2	1		後	45	
	医動物学	3	2		後	30	
	医動物学実習	3	1		後	45	
	検査機器総論Ⅰ	1	2		前	30	
	検査機器総論Ⅱ	1	2		後	30	
	検査基礎実習	1		1	前	45	
	医用工学概論	1	2		前	30	
	医用工学実習	1	1		後	45	
	臨床血液学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床血液学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床血液学実習	3	2		前	90	
	臨床免疫学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床免疫学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床免疫学Ⅲ	3	2		前	30	
	臨床免疫学実習Ⅰ	3	1		前	45	
	臨床免疫学実習Ⅱ	3	2		後	90	
	臨床検査総論	2	2		前	30	
	臨床検査総論実習	2	2		後	90	
	臨床生理学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床生理学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床生理学Ⅲ	3	2		前	30	
	臨床生理学実習	3	2		後	90	
	臨床化学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床化学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床化学実習Ⅰ	3	1		前	45	
	臨床化学実習Ⅱ	3	2		前	90	
	ＲＩ検査学	2	2		後	30	
	医療安全管理学	3	2		前	30	
	医療安全管理学実習	3	1		後	45	
	検査管理総論（関係法規含む）	3	2		後	30	
	遺伝子検査学	2		2	前	30	
	臨床医学総論	3		2	前	30	
	臨床検査医学総論	3		2	後	30	
	臨床実習	3	5		後	225	
	臨床検査学演習Ⅰ	4		2	前	60	
	臨床検査学演習Ⅱ	4		2	後	60	

分野別	科　　目	開講年	単位数		開講期	時間数	備　　考
			必修	選択			
専門科目	臨床細胞学総論Ⅰ	1		2	後	30	
	臨床細胞学総論Ⅱ	2		2	前	30	
	臨床細胞学総論Ⅲ	2		2	後	30	
	臨床細胞学演習Ⅰ	3		1	前	30	
	臨床細胞学演習Ⅱ	3		1	後	30	
	細胞診断学特論Ⅰ	4		4	前	120	
	細胞診断学特論Ⅱ	4		4	後	120	
	生命医科学卒業研究Ⅰ　※	4		8	通	240	※の2科目のうち、必ず1科目修得すること。
	生命医科学卒業研究Ⅱ　※	4		8	通	240	

卒業要件として、専門教育科目の中から100単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

オンデマンド授業の履修について

以下の授業科目は、インターネットによりパソコンを使って「いつでも」、「どこでも」学習できるオンデマンド授業として受講することができます。このオンデマンド授業はインターネットに接続した個人のパソコンや、大学の情報処理室のパソコンを使って受講することができます。

なお、オンデマンド授業の受講は視機能療法学科と動物生命薬科学科が対象です。

科目名	開講年	単位数	必修・選択	開講期	対象学科
保健・医療・福祉と関係法規	1	2	必修	後期	視機能療法学科
リハビリテーション概論	2	1	必修	前期	視機能療法学科
解剖学Ⅰ	1	2	必修	前期	動物生命薬科学科
解剖学Ⅱ	1	2	必修	後期	動物生命薬科学科
生化学	2	2	選択	後期	動物生命薬科学科

みやざき COC+（プラス）授業の履修について

宮崎大学、宮崎県立看護大学、宮崎公立大学、都城工業高等専門学校との単位互換協定に基づき、本学学生は宮崎大学みやざき COC+（プラス）の特別聴講学生として、みやざき COC+（プラス）の授業科目を履修することができます。

なお、受講料は無料で、インターネットを活用した授業配信システムを通じて「いつでも、どこでも」受講することができます。また、共通科目である「地域キャリアデザイン」「地域産業入門」「地域インターンシップ」5 単位とユニット別選択科目から 4 単位の合計 9 単位を取得することで「みやざきＣＯＣ＋産業人材認定証」が授与されます。履修方法や提供科目のシラバスなどの詳細についてはホームページ http://www.miyazaki-u.ac.jp/cocplus/ に掲載します。別途案内もいたしますので確認してください。

<table>
<tr><th colspan="2">科目名</th><th>開講年</th><th>単位数</th><th>必修・選択</th><th>開講期</th><th>受講方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共通科目</td><td>地域キャリアデザイン</td><td>1</td><td>2</td><td>必須</td><td>前期</td><td rowspan="2">インターネット配信及び対面式授業</td></tr>
<tr><td>地域産業入門</td><td>1</td><td>2</td><td>必須</td><td>後期</td></tr>
<tr><td colspan="6">地域インターンシップ（１単位 必修）については詳細が決定次第案内いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食品</td><td>亜熱帯薬食資源学</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td><td rowspan="18">前期
又は
後期</td><td rowspan="18">インターネット配信及び対面式授業

・対面式授業
インターネット配信授業の 15 回に加え、教室などで直接授業を受けることになります。
ただし、本学の講義や試験と重複する場合があるので、申し込みの前に日程を確認してください。
・産業ユニット修了証
共通科目（必修）の 3 科目 5 単位とユニット別選択科目から 2 科目 4 単位、合計 9 単位を取得することで、産業人材認定証が授与されます。</td></tr>
<tr><td>薬食同源学入門</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ICT</td><td>地域で成長するＩＣＴ企業</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>ＩＣＴの地域活用</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>プレゼンテーションスキルアップ論</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療・福祉</td><td>健幸予防医学</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>健康な暮らしを科学する</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エネルギー
ものづくり</td><td>エネルギー・ものづくり概論</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>生活デザイン・ものづくり概論</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国際・観光</td><td>日向神話と神楽</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>国際プロジェクトの企画と実践</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公務員
教員</td><td>地方自治と行政</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>実践的地域マネジメント論</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>「短歌県みやざき」ことばの力と読書教育入門</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td rowspan="2">起業</td><td>ベンチャー・プラニング論</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
<tr><td>地域起業・事業創造論</td><td>2</td><td>2</td><td>選択</td></tr>
</table>

放送大学の授業科目

本学と放送大学との単位互換協定に基づき、本学学生は放送大学の特別聴講学生として放送大学の授業科目を履修することができます。今年度履修できる放送大学の科目および履修手続きは以下のとおりです。

科　　目　　名	単位数	開講期	受講方法
歴史と人間（'14）	2	前期　又は　後期	テ　レ　ビ
日本文学における古典と近代（'18）	2	前期　又は　後期	ラ　ジ　オ
経済学入門（'13）	2	前期　又は　後期	ラ　ジ　オ
社会福祉と法（'16）	2	前期　又は　後期	ラ　ジ　オ
疾病の成立と回復促進（'17）	2	前期　又は　後期	テ　レ　ビ
ダイナミックな地球（'16）	2	前期　又は　後期	テ　レ　ビ
食と健康（'18）	2	前期　又は　後期	テ　レ　ビ
生活における地理空間情報の活用（'16）	2	前期　又は　後期	ラ　ジ　オ
食安全性学（'14）	2	前期　又は　後期	テ　レ　ビ
貧困と社会（'15）	2	前期　又は　後期	ラ　ジ　オ
グローバル化と私たちの社会（'15）	2	前期　又は　後期	ラ　ジ　オ

学　　期

放送大学は第 1 学期（4 月～7 月）・第 2 学期（10 月～1 月）の 2 学期制でそれぞれ本学の前期・後期に相当します。また、上記の科目は学期ごとに完結し、1 年に 2 回開講されます。

受　　講

授業は 1 科目につき 15 回、テレビ又はラジオで放送され、それを学習することになるため、ＣＳデジタル放送（SKY Perfect TV）に加入する必要があります。ただし、延岡市近郊ではケーブルテレビに加入しても受信できます。

また、番組表に従って放送授業を受けることになるため、本学の授業と重複する場合や、復習のためにビデオテープ・オーディオテープを貸し出すこともできます。テキスト等の教材は、受講申し込み後に放送大学から自宅に送付されます。

通信指導

15 回の授業のうち 8 回目を終えた時点で、通信指導としてレポートを提出することになります。この通信指導に合格しなければ、単位認定試験は受験できません。

単位認定試験

15 回の授業が終了した後、全国一斉に単位認定試験が実施されます。本学の学生は、特に指定がない限り宮崎学習センター（日向市内）で受験することになります。

ただし、本学の単位認定試験と重複する場合があるので、申し込みの前に日程の確認が必要です。

受講申込

受講希望者は、教務課に申し出て所定の手続を行ってください。

○申込期間　　第 1 学期……前年度 12 月 15 日～1 月末
　　第 2 学期……当該年度 6 月 15 日～7 月末
　　（ただし、1 年次生は第 1 学期、4 年次生は第 2 学期を受講することはできません。）

○受 講 料　　1 科目につき、11,000 円

○科目選択　　予め、放送時間と単位認定試験の日程が発表されているので、本学の授業及び単位認定試験に支障のないように科目を選択して下さい。

九州保健福祉大学社会福祉学部相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせ

1．社会福祉学部における相談援助演習科目（以下演習科目という。）及び相談援助実習科目（以下実習科目という。）の単位及び時間数は、以下のとおりとする。

	科　目　名	学年	単位	時間数		科　目　名	学年	単位	時間数
演習科目	相談援助演習Ⅰ	2	1	30	実習科目	相談援助実習指導Ⅰ	2	1	30
	相談援助演習Ⅱ	2	1	30		相談援助実習指導Ⅱ	3	1	30
	相談援助演習Ⅲ	3	1	30		相談援助実習指導Ⅲ	3	1	30
	相談援助演習Ⅳ	3	1	30		相談援助現場実習	3	4	180
	相談援助演習Ⅴ	4	1	30					

2．演習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

(1)演習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得した者、又は修得見込みの者

(2)演習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと

①相談援助演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること

②相談援助演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱを履修していること

③相談援助演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、相談援助演習Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること

④相談援助演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、相談援助の理論と方法Ⅲ・Ⅳを履修していること

⑤相談援助演習Ⅴを履修する者は､相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを修得済み、または履修していること

3．実習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

(1)実習指導Ⅰ・Ⅱの履修は、実習を履修する予定の者とし、実習指導Ⅲは実習を履修している者とする

(2)実習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得した者、又は修得見込みの者

(3)実習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと

①相談援助実習指導Ⅰを履修する者は、

ア　1年次に以下の科目が8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を2年次に履修していること

心理学　社会学　人体の構造と機能及び疾病　現代社会と福祉Ⅰ・Ⅱ　相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ　高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ・Ⅱ　障害者に対する支援と障害者自立支援制度　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

イ　2年次に以下の科目が修得済み、または履修中であること

アの科目　社会調査の基礎　地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ　社会保障Ⅰ・Ⅱ　低所得者に対する支援と生活保護制度　権利擁護と成年後見制度　相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ　相談援助演習Ⅰ・Ⅱ

②相談援助実習指導Ⅱを履修する者は、3年次に以下の科目が修得済み、または履修中であること

ウ　上記アの科目は、全て修得済みであること

エ　上記イの科目のうち、2年次開講科目の8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を3年次に履修していること

オ　3年次に以下の科目が履修中であること

保健医療サービス　福祉行財政と福祉計画　相談援助の理論と方法Ⅲ・Ⅳ　相談援助演習Ⅲ・Ⅳ　福祉サービスの組織と経営　更生保護制度　就労支援サービス

③「相談援助実習」を履修するためには、相談援助実習指導Ⅰを修得し、かつ、相談援助実習指導Ⅱ・Ⅲを履修しなければならない

4．相談援助実習は、本学が指定した施設において、24日間かつ180時間以上行うものとする。

5．相談援助実習の実習許可は、社会福祉学部で審議し、次の要件を満たしたものに許可する。

(1)心身ともに健康で実習に耐え得るもの

(2)学生としての品位を損するような行為のないもの

(3)実習に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みのもの

6．実習前あるいは期間中に上記の条件を喪失したものに対しては、相談援助実習の履修を取り消す場合がある。

附　則　　この申し合わせは、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　　この改正申し合わせは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附　則　　この改正申し合わせは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附　則　　この改正申し合わせは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附　則　　この改正申し合わせは、九州保健福祉大学社会福祉援助技術演習及び現場実習科目に関する申し合わせから、九州保健福祉大学相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせに名称を変更し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

九州保健福祉大学社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせ

1．社会福祉学部における精神保健福祉援助演習科目（以下、精神演習科目という。）及び精神保健福祉援助実習科目（以下、精神実習科目という。）の単位及び時間数は、以下のとおりとする。

	科　目　名	学年	単位	時間数		科　目　名	学年	単位	時間数
演習科目	相談援助演習Ⅰ	2	1	30	実習科目	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3	1	30
	相談援助演習Ⅱ	2	1	30		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4	1	30
	相談援助演習Ⅲ	3	1	30		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4	1	30
	相談援助演習Ⅳ	3	1	30		精神保健福祉援助実習	4	5	210
	相談援助演習Ⅴ	4	1	30					
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3	1	30					
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4	1	30					

2．精神演習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

(1)精神演習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、又は修得見込みの者

(2)精神演習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと

①相談援助演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉相談援助の基盤（専門）を修得済み、または履修していること

②相談援助演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ・Ⅱを履修していること

③相談援助演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉相談援助の基盤（専門）、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ・Ⅱ、相談援助演習Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること

④相談援助演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ・Ⅱを履修していること

⑤相談援助演習Ⅴを履修する者は､相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを修得済み、または履修していること

⑥精神保健福祉援助演習Ⅰを履修する者は、相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉相談援助の基盤（専門）、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉援助実習指導Ⅰを修得済み、または履修していること

⑦精神保健福祉援助演習Ⅱを履修する者は、

ア．相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、精神保健福祉援助演習Ⅰ、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉相談援助の基盤（専門）、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉援助実習指導Ⅰを修得済みであること

イ．精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ・Ⅱ、精神障害者の生活支援システム、精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、7 科目以上を修得済であり、かつ、修得できていない科目を履修中であること

ウ．精神保健福祉援助実習指導Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉援助実習、精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳを履修済み、または履修中であること

3．精神実習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

(1)精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱの履修は実習を履修する予定の者とし、精神保健福祉援助実習指導Ⅲは精神保健福祉援助実習を履修している者とする
(2)精神実習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みの者
(3)精神実習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと
①精神保健福祉援助実習指導Ⅰを履修する者は、
ア．以下の8科目が修得済であること
障害者に対する支援と障害者自立支援制度、相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、現代社会と福祉Ⅰ・Ⅱ、相談援助演習Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉相談援助の基盤（専門）
イ．以下の科目のうち11科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
心理学、社会学、人体の構造と機能及び疾病、低所得者に対する支援と生活保護制度、地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、社会保障Ⅰ・Ⅱ、相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ、権利擁護と成年後見制度、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ・Ⅱ
②「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」を履修する者は、以下の科目が修得済み、または履修中であること
ウ．精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、及び精神保健福祉援助演習Ⅰが修得済みであること
エ．上記イの科目が修得済みであること
オ．3年次開講科目の保健医療サービス、福祉行財政と福祉計画、相談援助演習Ⅲ・Ⅳ、精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ・Ⅱ、精神障害者の生活支援システムの9科目のうち7科目以上が修得済みであり、かつ修得できていない科目を履修中であること
③「精神保健福祉援助実習」を履修するためには、相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助演習Ⅰが修得済みであり、かつ精神保健福祉援助演習Ⅱ、精神保健福祉援助実習指導Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ・Ⅳを履修しなければならない。
4．精神保健福祉援助実習は、本学が指定した施設における精神科病院等の医療機関において160時間以上、20日以上の実習を、障害福祉サービス事業を行う施設、またはその他の実習施設において56時間以上、7日間以上行うものとする。
5．精神保健福祉援助実習の実習許可は、社会福祉学部臨床福祉学科で審議し、次の要件を満たした者に許可する。
(1)心身ともに健康で実習に耐え得る者
(2)学生としての品位を損するような行為のない者
(3)実習に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、又は修得見込みの者
6．実習前あるいは期間中に上記の条件を喪失したものに対しては、精神保健福祉援助実習の履修を取り消す場合がある。

附　則　この申し合わせは、平成18年4月1日から施行する。
附　則　この改正申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
附　則　この改正申し合わせは、平成28年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
附　則　この改正申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

九州保健福祉大学薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ

1．薬学部薬学科において定める実務実習Ⅰ、Ⅱを履修することができる学生の選考は次による。
2．次の全ての要件を満たした５年次学生に対して学部長が許可する。
(1)心身ともに健康で実習に耐え得る者
(2)学生としての品位を損するような行為のない者
(3)実務実習施設から求められた条件を満たし得る者
3．実務実習前あるいは期間中に、上記の条件を喪失した者に対しては、実務実習の履修を取り消す場合がある。

附　則　この申し合わせは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

薬学部薬学科の授業科目履修について

単位と認定

薬学科において当該科目の単位は、授業時間数の 3 分 2 以上出席し、かつ単位認定試験に合格したときに認定されます。各学年に課せられた実習科目の単位は、該当する学年で修得すること。また、実習科目の単位認定には、原則的に全授業時間の出席を必須とします。専門教育必修科目の単位を修得できないまま進級した者については、規定時間数以上の補講を受講しなければ当該科目の単位認定試験を受けることはできません。（補講は授業および実習の空き時間に行います。）

進級と留年

薬学科の学生については、配当年次およびそれより低学年に開講されている必修科目の単位を原則として 5 単位以上未修得の場合進級できません（留年）。また、実習科目の未修得単位があるときは、進級できません。在学中 6 回を超える留年は認められません。同一年次における留年は 2 回までです（休学等の場合は、この限りではありません）。

本学では、共用試験（CBT：Computer-Based Testing 及び OSCE：Objective Structured Clinical Examination）に合格しなければ、5 年次に進級できません。

学内実習における注意事項

薬学科の学生においては、廃棄物並びに排水処理について特に留意し、排水基準等を遵守しなければなりません。本学科では、地域の環境保全並びに排水基準を維持するために実習室、実験室等での実験廃棄物および廃液の原点回収を徹底しなければなりません。

資　　格

資　格　一　覧
教育職員免許状
社会福祉士国家試験受験資格
精神保健福祉士国家試験受験資格
介護福祉士（国家試験受験）資格
公認心理師国家試験受験資格
認定心理士資格
障がい者スポーツ指導者（初級）資格
レクリエーション・インストラクター資格
スポーツ・レクリエーション指導者資格
健康運動実践指導者認定試験受験資格
健康運動指導士認定試験受験資格
日本体育協会公認スポーツリーダー資格等
JPSUスポーツトレーナー資格
はり師・きゆう師国家試験受験資格
食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格
学　芸　員　資　格
実験動物技術者認定試験受験資格
動物看護師統一認定試験受験資格
細胞検査士認定試験受験資格

資　　格　　一　　覧

社会福祉学部

スポーツ健康福祉学科

取　得　資　格	特　記　事　項
中学校教諭１種免許状（保健体育）	教育職員免許状欄を参照のこと
高等学校教諭１種免許状（保健体育）	教育職員免許状欄を参照のこと
社会福祉士国家試験受験資格	社会福祉士国家試験欄を参照のこと
社会福祉主事任用資格	
障害者スポーツ指導者（初級）資格	障害者スポーツ指導者（初級）資格欄を参照のこと
レクリエーション・インストラクター資格	レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと
健康運動実践指導者認定試験受験資格	健康運動実践指導者認定試験受験資格欄を参照のこと
健康運動指導士認定試験受験資格	健康運動指導士認定試験受験資格欄を参照のこと
日本体育協会公認スポーツリーダー資格等	日本体育協会公認スポーツリーダー資格等欄を参照のこと
スポーツトレーナー資格	スポーツトレーナー資格欄を参照のこと
スポーツ・レクリエーション指導者資格	スポーツ・レクリエーション指導者資格欄を参照のこと
はり師・きゆう師国家試験受験資格	はり師・きゆう師国家試験受験資格欄を参照のこと ※鍼灸健康福祉コースの学生のみ取得できます。

臨床福祉学科　臨床福祉専攻

取　得　資　格	特　記　事　項
高等学校教諭１種免許状（福祉）	教育職員免許状欄を参照のこと
社会福祉士国家試験受験資格	社会福祉士国家試験欄を参照のこと
社会福祉主事任用資格	
精神保健福祉士国家試験受験資格	精神保健福祉士国家試験欄を参照のこと
介護福祉士（国家試験受験）資格	介護福祉士（国家試験受験）資格欄を参照のこと ※介護福祉コースの学生のみ取得できます。
レクリエーション・インストラクター資格	レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと

臨床福祉学科　臨床心理専攻

取　得　資　格	特　記　事　項
社会福祉士国家試験受験資格	社会福祉士国家試験欄を参照のこと
社会福祉主事任用資格	
精神保健福祉士国家試験受験資格	精神保健福祉士国家試験欄を参照のこと
認定心理士	認定心理士資格欄を参照のこと
公認心理師国家試験受験資格	公認心理師国家試験受験資格欄を参照のこと
レクリエーション・インストラクター資格	レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと

保健科学部

作業療法学科

取　得　資　格	特　記　事　項
作業療法士国家試験受験資格	卒業と同時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。
レクリエーション・インストラクター資格	レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと

言語聴覚療法学科

取　得　資　格	特　記　事　項
言語聴覚士国家試験受験資格	卒業と同時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。

視機能療法学科

取　得　資　格	特　記　事　項
視能訓練士国家試験受験資格	卒業と同時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。

臨床工学科

取　得　資　格	特　記　事　項
臨床工学技士国家試験受験資格	指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。
第 1 種 ME 技術実力検定受験資格	内容等については、教員の指示を受けて下さい。
第 2 種 ME 技術実力検定受験資格	内容等については、教員の指示を受けて下さい。

薬学部

薬学科

取　得　資　格	特　記　事　項
薬剤師国家試験受験資格	卒業と同時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。

動物生命薬科学科

取　得　資　格	特　記　事　項
食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格	食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格欄を参照のこと
学芸員資格	学芸員資格欄を参照のこと
実験動物技術者認定試験受験資格	実験動物技術者認定試験受験資格欄を参照のこと
動物看護師統一認定試験受験資格	動物看護師統一認定試験受験資格欄を参照のこと

生命医科学部
生命医科学科

取　得　資　格	特　記　事　項
臨床検査技師国家試験受験資格	指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。
細胞検査士認定試験受験資格	細胞検査士認定試験受験資格欄を参照のこと

教 育 職 員 免 許 状

本学では教育職員免許法にもとづいて教職課程が設けられており、この課程で所定の単位を取得すると、以下に示す教育職員免許状（以下「教員免許」という）を取得することができます。

Ⅰ．共 通 事 項

Ⅰ-1 免許状の種類及び教科

本学で取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりです。

学　　部	学　　科	免許状の種類	教　科	備　　考
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭１種免許状	保健体育	
		高等学校教諭１種免許状	保健体育	
	臨床福祉学科　臨床福祉専攻	高等学校教諭１種免許状	福祉	

Ⅰ-2 教職課程で修得すべき科目の種類及び最低単位数

教員免許を取得するには、大学卒業資格を取得するのに加えて、教職課程で、次の表に示す科目について指定された単位数以上の単位を修得しなければなりません。ただし、下記のうち、「教職に関する科目」については、本学では教育職員免許法に定められた単位数以上の単位数を必修として課しています。なお、大学卒業資格を取得するのに必要な単位数（「卒業単位」という）のうち、いくつかの科目の単位は教員免許取得のための単位としても利用できます。

免 許 状 の 種 類	(A) 教科に関する科目	(B) 教職に関する科目	(C) 教科又は教職に関する科目	計
中学校教諭 １種（保健体育）	20（必 21+選 20）	31（必 35）	8	59（必 56＋C5）
高等学校教諭１種（保健体育）	20（必 21+選 20）	23（必 31）	16	59（必 52＋C7）
高等学校教諭１種（福　　祉）	20（必 42+選 10）	23（必 27）	16	59（必 69）

（注１）数字は単位数を示す。（　）なしの数字は免許法に定められた単位数、（　）内の数字は本学で定める単位数を示す。「必」は必修科目、「選」は選択科目、「計」欄の「C」は「(C)教科又は教職に関する科目」を示す。

（注２）中学１種（保健体育）と高校１種（保健体育）では、「教科に関する科目」は同じ内容であり、同じ単位をどちらの免許取得にも適用できる。

（注３）高校１種（保健体育）の「(B)教職に関する科目」23 単位は、中学１種（保健体育）の「(B)教職に関する科目」31 単位に含まれている（23 単位はどちらの免許取得にも適用できる）。

（注４）教員免許法では、「(A)教科に関する科目」および「(B)教職に関する科目」のほか、「(C)教科又は教職に関する科目」として、中学 1 種は 8 単位、高校 1 種は 16 単位を修得するよう定められているが、保健体育の場合、本学では、(A)+(B)の合計として、中学 1 種で 56 単位、高校 1 種で 52 単位が必修として課されるので、免許法上の合計単位 59 単位との差（中学 1 種 5 単位、高校 1 種 7 単位）を、「(A)教科に関する科目」のなかの選択科目の単位数から、「(C)教科又は教職に関する科目」に算入すればよい。

（注５）高校１種（福祉）の場合、本学では、必修だけでも「(A)教科に関する科目」および「(B)教職に関する科目」の合計 69 単位が課され、免許法上の合計単位 59 単位を上回るので、「(C)教科又は教職に関する科目」の単位を別途、修得する必要はない。

Ⅰ-3
その他の条件

教員免許を取得するには、以上のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条に定める科目」の単位を修得しなければなりません（詳細については，Ⅱ-4、Ⅲ-4 を参照）。さらに、中学校教員免許を取得するには、介護等体験の履修が必要です。

Ⅱ　中学校教諭 1 種免許状（保健体育）・高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）

Ⅱ-1
教科に関する科目

中学校１種（保健体育）、高等学校１種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教科に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目、単位数とも、中・高共通）。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目			
科　目	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備　考
体育実技		健康スポーツ実習Ⅰ	2		
		スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		
		スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	1		
		スポーツ実習Ⅲ（屋内球技）	1		
		スポーツ実習Ⅳ（陸上）	1		
		スポーツ実習Ⅴ（水泳）	1		
		スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	1		
		スポーツ実習Ⅶ（柔道）	1		
		スポーツ実習Ⅷ（野外スポーツ実習）		1	
		レクリエーション実技		1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）		スポーツ原理		2	4 科目のうち 1 科目以上必修
		スポーツマネジメント		2	
		スポーツ心理学Ⅰ		2	
		スポーツ社会学		2	
		運動学	2		
		アダプテッドスポーツ論		2	
生理学（運動生理学を含む。）		生理学	2		
		運動生理学	2		
		体力学		2	
衛生学及び公衆衛生学		公衆衛生学	2		
		生活習慣病予防学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		学校保健	2		
		スポーツファーストエイド	2		
		スポーツ医学Ⅰ		2	
合　計	20	本学で修得すべき必修単位数	21		
		本学で修得可能な選択単位数		18	

Ⅱ-2
教職に関する科目（中・高保健体育）

中学校１種（保健体育）、高等学校１種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教職に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目と単位数は、中・高で若干異なる）。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開講科目			
科目	単位数		授業科目	単位数（必修）		備考
	中学校	高等学校		中学校	高等学校	
教職の意義等に関する科目	2	2	教職論	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	6	6	教育原論	2	2	卒業単位に含む
			教育心理学	2	2	卒業単位に含む
			教育行政学	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	12	6	教育課程論	2	2	
			保健体育科教育法Ⅰ	4	4	
			保健体育科教育法Ⅱ	4	4	
			道徳教育の指導法	2	−	
			特別活動の指導法	2	2	
			教育方法論	2	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	生徒・進路指導論	2	2	
			教育相談	2	2	卒業単位に含む
教育実習	5	3	教育実習指導	1	1	
			教育実習Ⅰ	2	2	
			教育実習Ⅱ	2	−	
教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	
介護等体験			介護等体験	1	−	
合計	31	23	本学で修得すべき必修単位数	36	31	

（注１）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の３科目は、卒業単位に含まれる。
（注２）中学１種の「修得すべき単位数合計」36 単位のうち、「教員免許法施行規則」に定める最低単位数 31 単位との差、5 単位は「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。
（注３）中学１種用の「保健体育科教育法Ⅰ」４単位、「道徳教育の指導法」2 単位、および「教育実習 II」2 単位は、高校１種用の「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。
（注４）高校１種の「修得すべき単位数合計」27 単位のうち、「教員免許法施行規則」に定める最低単位数 23 単位との差、4 単位は「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。
（注５）中学１種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、連続した３週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」および「教育実習 II」を履修しなければならない。高校１種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、２週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」を履修しなければならない。

Ⅱ-3
教科又は教職に関する科目（中・高保健体育）

教員免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のほか、「教科又は教職に関する科目」として、中学１種では８単位、高校１種では 16 単位を修得しなければなりません。この科目には、「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のうち、免許種に応じて定められている最低修得単位数を超えた分を、算入します。

Ⅱ-4
教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（中・高保健体育）

中学校教諭１種または高等学校教諭１種の免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条の６」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

スポーツ健康福祉学科（平成 28 年度以降の入学生）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
教職科目	単位数	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	教免必修
体育	2	生涯スポーツ実習Ⅰ	1	教免必修
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	教免必修
情報機器の操作	2	情報処理入門	2	何れか１科目修得
		情報処理演習	2	

Ⅱ-5
「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（中・高保健体育）

「教職に関する科目」のうち、「教職実践演習（中・高）」は、教職課程での学びの仕上げとして、４年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、４年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、２年次に配布し、記入の仕方について説明します。

Ⅱ-6
介護等体験の義務（中学校保健体育）

中学校（および小学校*）の教員免許の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、社会福祉施設や特別支援学校などで、最低７日間、介護等の体験を行うことが義務づけられています。

従って、２年次開講科目の「介護等体験・１単位」を必ず履修する必要があります。

介護等体験の詳細については、別途、説明します。

なお、介護等体験は２年次以後に履修できますが、１年次に開講される次の社会福祉関係科目の単位を修得しておかないと、履修することができません。

「社会福祉の基礎」「コミュニケーション論」「ボランティア活動」「相談援助の基盤と専門職Ⅰ」

＊　中学校１種免許取得に必要な単位に加えて、本学の系列校である吉備国際大学の通信教育を受講して単位を修得し、２週間の小学校教育実習を履修すれば、小学校１種の免許を取得することができます。

Ⅲ．高等学校１種（福祉）

Ⅲ−1
教科に関する科目（福祉）

高等学校１種（福祉）の免許取得を希望する者は、「教科に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目			
科目	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
社会福祉学（職業指導を含む。）		現代社会と福祉Ⅰ	2		
		現代社会と福祉Ⅱ	2		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉		高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	2		
		高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	2		
		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2		
		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2		
社会福祉援助技術		相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2		
		相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2		
		相談援助の理論と方法Ⅰ	2		
		相談援助の理論と方法Ⅱ	2		
		相談援助の理論と方法Ⅲ		2	
		相談援助の理論と方法Ⅳ		2	
介護理論及び介護技術		介護概論	2		
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）		相談援助演習Ⅰ	1		
		相談援助演習Ⅱ	1		
		相談援助演習Ⅲ	1		
		相談援助演習Ⅳ	1		
		相談援助演習Ⅴ	1		
		相談援助実習指導Ⅰ	1		
		相談援助実習指導Ⅱ	1		
		相談援助実習指導Ⅲ	1		
		相談援助実習	4		
人体構造及び日常生活行動に関する理解		こころとからだのしくみⅠ	2		
加齢及び障害に関する理解		発達と老化の理解Ⅰ	2		
		認知症の理解Ⅰ	2		
		障害の理解	2		
合計	20	本学で修得すべき必修単位数	42		
		本学で修得可能な選択単位数		4	

（注）「本学で修得可能な単位数合計」52 単位のうち、「教免必修科目の単位数合計」42 単位を差し引いた残りの単位数は、「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

Ⅲ-2
教職に関する科目（福祉）

高等学校１種（福祉）の免許取得を希望する者は、「教職に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
科目	単位数	授業科目	単位数（必修）	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論	2	
教育の基礎理論に関する科目	6	教育原論	2	卒業単位に含む
		教育心理学	2	卒業単位に含む
		教育行政学	2	
教育課程及び指導法に関する科目	6	教育課程論	2	
		福祉科教育法	4	
		特別活動の指導法	2	
		教育方法論	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論	2	
		教育相談	2	卒業単位に含む
教育実習	3	教育実習指導	1	
		教育実習Ⅰ	2	
教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	
合計	23	本学で修得すべき必修単位	27	

（注１）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の３科目は、卒業単位に含まれる。
（注２）「修得すべき最低単位数合計」27 単位のうち、「教員免許法施行規則」に定める最低単位数 23 単位との差、4 単位は「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができる。

Ⅲ-3
教科又は教職に関する科目（福祉）

教員免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のほか、「教科又は教職に関する科目」として、高校１種では 16 単位を修得しなければなりません。この科目には、「教科に関する科目」および「教職に関する科目」のうち、免許種に応じて定められている最低修得単位数を超えた分を、算入することができます。

Ⅲ−4
教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（福祉）

中学校教諭１種または高等学校教諭１種の免許を取得するには、以上に示した「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条の６」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
教職科目	単位数	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	教免必修
体育	2	生涯スポーツ実習Ⅰ	1	教免必修
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	教免必修
情報機器の操作	2	情報処理入門	2	いずれか１科目教免必修
		情報処理演習	2	

（注）上記の授業科目は、いずれも卒業所要単位に含まれる。

Ⅲ−5
「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（高校）

「教職に関する科目」のうち、「教職実践演習（中・高）」は、教職課程での学びの仕上げとして、４年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、４年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、２年次に配布し、記入の仕方について説明します。

社会福祉士国家試験受験資格

1. 履修科目及び試験科目

社会福祉士の国家試験受験を希望する学生は、下記厚生省告示に指定されている科目を履修し、修得しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履 修 科 目：（告示）社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第一号の規定に基づき社会福祉に関する科目を指定する件
（昭和 62 年厚生省告示第 200 号）
国家試験科目：（省令）社会福祉士及び介護福祉士法施行則第 5 条
（昭和 62 年厚生省令第 49 号）

2. 受験に必要な証明書

受験には、必ず以下の２種類の証明書提出が必要です。**いずれも証明書発行申込・発行手数料が必要です。**

①「卒業見込証明書・指定科目履修見込証明書」 ・・・ 受験時に提出

受験申込者全員分について、**他の受験申込書類と同時に大学から試験センターへ提出**します。

②「卒業証明書・指定科目履修証明書」 ・・・ 卒業時に提出

卒業時に対象者分を取りまとめて、大学から試験センターへ提出する予定です。詳細は卒業時に掲示します。

3. 受験手数料及び「受験の手引」料の振込み

受験希望者は、郵便局又は銀行の窓口による振込が必要です。振込後「郵便振替払込金受領証」及び「郵便振替払込受付証明書」に収納印（日付入）があることを確認して下さい。

4. 受験申込の取り止め

事情により受験申込をしない場合は、必ず教務課に連絡して下さい。

5. 受験申込書類の記載内容及び変更

受験申込書類を提出後、結婚・引越し等により、氏名・住所・本籍地等が変更になった場合、「受験申込書記載事項変更届」の提出と同時に、郵便局へ転居届を提出する必要があります。

6. 試験後

合格者は、各自で社会福祉士としての登録手続きが必要となります。

また、卒業後に来年度以降の社会福祉士国家試験を受験する場合、全ての手続き（『受験の手引』取り寄せ・受験申込書類提出等）は各自で行って下さい。なお、次回以降の受験書類提出時に受験票もしくは不合格通知を添付すれば、卒業証明書・指定科目履修証明書の提出が免除されます。

合否に係らず『受験の手引』・「受験票」・「郵便振替払込金受領証」・「合否通知」等の関連書類は、各自で大切に保管して下さい。

7. その他

身体に障害等のあるものについての、受験上の配慮を希望する場合は、別途用紙が必要ですので、早めに教務課に相談して下さい。

社会福祉士国家試験関連科目の一覧

スポーツ健康福祉学科（平成 28 年度以降の入学生）
臨床福祉学科　臨床福祉専攻（平成 28 年度以降の入学生）
臨床福祉学科　臨床心理専攻（平成 28 年度以降の入学生）

指定科目等の名称	本学における開講科目等		
	開講科目	単位数	年次
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	1
心理学理論と心理的支援	心理学	2	1
社会理論と社会システム	社会学	2	1
現代社会と福祉	現代社会と福祉Ⅰ	2	1
	現代社会と福祉Ⅱ	2	1
社会調査の基礎	社会調査の基礎	2	2
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2	1
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2	1
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法Ⅰ	2	2
	相談援助の理論と方法Ⅱ	2	2
	相談援助の理論と方法Ⅲ	2	3
	相談援助の理論と方法Ⅳ	2	3
地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法Ⅰ	2	2
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	2	2
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	2	3
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	3
社会保障	社会保障Ⅰ	2	2
	社会保障Ⅱ	2	2
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	2	1
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	2	1
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	1
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	1
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	2	2
保健医療サービス	保健医療サービス	2	3
就労支援サービス	就労支援サービス	1	3
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	2	2
更生保護制度	更生保護制度	1	3
相談援助演習	相談援助演習Ⅰ	1	2
	相談援助演習Ⅱ	1	2
	相談援助演習Ⅲ	1	3
	相談援助演習Ⅳ	1	3
	相談援助演習Ⅴ	1	4
相談援助実習指導	相談援助実習指導Ⅰ	1	2
	相談援助実習指導Ⅱ	1	3
	相談援助実習指導Ⅲ	1	3
相談援助実習	相談援助実習	4	3

精神保健福祉士国家試験受験資格

1. 履修科目及び試験科目

精神保健福祉士国家試験を受験する学生は、下記厚生省告示に指定されている科目を履修し、修得しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履 修 科 目：（告示）精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を指定する件
（平成 10 年 1 月厚生省告示第 8 号）

国家試験科目：（省令）精神保健福祉士法施行規則第 5 条

2. 受験に必要な証明書

受験には、必ず以下の２種類の証明書提出が必要です。**いずれも証明書発行申込・発行手数料が必要です。**

①「卒業見込証明書・指定科目履修見込証明書」 ・・・ 受験時に提出

受験申込者全員分について、**他の受験申込書類と同時に大学から試験センターへ提出**します。

②「卒業証明書・指定科目履修証明書」 ・・・ 卒業時に提出

卒業時に対象者分を取りまとめて、大学から試験センターへ提出する予定です。詳細は卒業時に掲示します。

3. 受験手数料及び「受験の手引」料の振込み

受験希望者は、郵便局又は銀行の窓口による振込が必要です。振込後「郵便振替払込金受領証」及び「郵便振替払込受付証明書」に収納印（日付入）があることを確認して下さい。

4. 受験申込の取り止め

事情により受験申込をしない場合は、必ず教務課に連絡して下さい。

5. 受験申込書類の記載内容及び変更

受験申込書類を提出後、結婚・引越し等により、氏名・住所・本籍地等が変更になった場合、「受験申込書記載事項変更届」の提出と同時に、郵便局へ転居届を提出する必要があります。

6. 試験後

合格者は、各自で精神保健福祉士としての登録手続きが必要となります。

また、卒業後に来年度以降の精神保健福祉士国家試験を受験する場合、全ての手続き（『受験の手引』取り寄せ・受験申込書類提出等）は各自で行って下さい。なお、次回以降の受験書類提出時に受験票もしくは不合格通知を添付すれば、卒業証明書・指定科目履修証明書の提出が免除されます。

合否に係らず『受験の手引』・「受験票」・「郵便振替払込金受領証」・「合否通知」等の関連書類は、各自で大切に保管して下さい。

7. その他

身体に障害等のあるものについての、受験上の配慮を希望する場合は、別途用紙が必要ですので、早めに教務課に相談して下さい。

精神保健福祉士国家試験関連科目の一覧

臨床福祉学科　臨床福祉専攻（平成 30 年度入学生）
臨床福祉学科　臨床心理専攻（平成 30 年度入学生）

	指定科目	本学における開講科目等			
		開講科目		単位数	年次
1	人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム	1科目選択	人体の構造と機能及び疾病	2	1
			心理学	2	1
			社会学	2	1
2	現代社会と福祉	現代社会と福祉Ⅰ		2	1
		現代社会と福祉Ⅱ		2	1
3	地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法Ⅰ		2	2
		地域福祉の理論と方法Ⅱ		2	2
4	社会保障	社会保障Ⅰ		2	2
		社会保障Ⅱ		2	2
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度		2	2
6	福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画		2	3
7	保健医療サービス	保健医療サービス		2	3
8	権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度		2	2
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		2	1
10	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ		2	2
		精神疾患とその治療Ⅱ		2	2
11	精神保健の課題と支援	精神保健の課題と支援Ⅰ		2	3
		精神保健の課題と支援Ⅱ		2	3
12	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	相談援助の基盤と専門職Ⅰ		2	1
		相談援助の基盤と専門職Ⅱ		2	1
13	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）		2	1
14	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ		2	3
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ		2	3
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ		2	4
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ		2	4
15	精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ		2	2
		精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ		2	2
16	精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システム		2	3
17	精神保健福祉援助演習（基礎）	相談援助演習Ⅰ		1	2
		相談援助演習Ⅱ		1	2
		相談援助演習Ⅲ		1	3
		相談援助演習Ⅳ		1	3
		相談援助演習Ⅴ		1	4
18	精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助演習Ⅰ		1	3
		精神保健福祉援助演習Ⅱ		1	4
19	精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		1	3
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ		1	4
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ		1	4
20	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習		5	4

介護福祉士（国家試験受験）資格

社会福祉学部　臨床福祉学科　臨床福祉専攻　介護福祉コース

本学で規定する条件を満たすことによって、卒業と同時に介護福祉士国家試験の受験資格が取得できます。また、臨床福祉学科臨床福祉専攻介護福祉コースの定員は 40 名（1 学級）で、このコースへの所属選考は、入学後に行います。なお、希望者が定める定員を超える場合は、面接、レポート等により、選考します。

臨床福祉学科　臨床福祉専攻　介護福祉コース（平成 28 年度以降の入学生）

領域	教育内容		時間数	開講科目名称	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立		30	QOLと人間の尊厳	30
	人間関係とコミュニケーション		30	コミュニケーション論	30
	社会の理解		60	現代社会と福祉Ⅰ	30
				現代社会と福祉Ⅱ	30
	人間と社会に関する選択科目		180	日向国地域論	30
				社会福祉の基礎	30
				地域人権支援論	30
				社会学	30
				生物学	30
				基礎統計学	30
介護	介護の基本		180	介護の基本Ⅰ	30
				介護の基本Ⅱ	30
				介護の基本Ⅲ	30
				介護の基本Ⅳ	30
				介護福祉学Ⅰ	30
				介護福祉学Ⅱ	30
	コミュニケーション技術		60	コミュニケーション技術Ⅰ	30
				コミュニケーション技術Ⅱ	30
	生活支援技術		300	生活支援技術演習（基本Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（基本Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（応用Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（応用Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（終末期）	30
				生活支援技術演習（家事Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（家事Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（環境Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（環境Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（総括）	30
	介護過程		150	介護過程Ⅰ	30
				介護過程Ⅱ	30
				介護過程Ⅲ	60
				介護過程Ⅳ	30
	介護総合演習		120	介護総合演習Ⅰ	30
				介護総合演習Ⅱ	30
				介護総合演習Ⅲ	30
				介護総合演習Ⅳ	30
	介護実習	介護実習Ⅰ	450	介護実習Ⅰ	135
		介護実習Ⅱ		介護実習Ⅱ	135
				介護実習Ⅲ	180

こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解Ⅰ	30
			発達と老化の理解Ⅱ	30
	認知症の理解	60	認知症の理解Ⅰ	30
			認知症の理解Ⅱ	30
	障害の理解	60	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
			障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	120	心理学	30
			人体の構造と機能及び疾病	30
			こころとからだのしくみⅠ	30
			こころとからだのしくみⅡ	30
医療的ケア	医療的ケ	90	医療的ケアⅠ	60
			医療的ケアⅡ	30
合計		1950		1,950

1　領域「人間と社会」の「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」は、すべて必修とする。
2　領域「人間と社会」の「人間と社会に関する選択科目」は、120 時間（4 科目 8 単位）を選択必修とする。
3　領域「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」はすべて必修とする。

公認心理師国家試験受験資格

1. 受験資格について

公認心理師の国家試験受験資格については、公認心理師法第７条で以下のように決まっています。大学における必要な科目の修得及び卒業だけではなく、卒業後の要件もありますので注意してください。

第七条　試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることはできない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

二　学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

三　文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

2. 大学における履修科目

公認心理師の国家試験受験を希望する学生は、下記文科省・厚生省令に指定されている科目を履修し、修得しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履 修 科 目：（省令）公認心理師法施行規則（大学における公認心理師となるために必要な科目）
（平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）

国家試験科目：（公認心理師法）第 5 条　試験は公認心理師として必要な知識及び技能について行う。
（平成 27 年法律第 68 号）

3. 受験に必要な証明書等

平成 30 年 2 月に第 1 回公認心理師試験の施行（試験期日：平成 30 年 9 月 9 日）について発表されました。今後については、指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターより発表される予定です。

公認心理師国家試験関連科目の一覧

臨床福祉学科　臨床心理専攻（平成 30 年度入学生）

指定科目等の名称	本学における開講科目等		
	開講科目	単位数	年次
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	4
心理学概論	心理学概論	2	1
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	1
心理学研究法	心理学研究法	2	1
心理学統計法	心理学統計法	2	1
心理学実験	心理学実験	2	2
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	3
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	2
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	1
発達心理学	発達心理学	2	1
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2
心理学的支援法	心理学的支援法	2	3
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	3
福祉心理学	福祉心理学	2	3
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	3
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	3
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	3
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	1
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	2	2
関係行政論	関係行政論	2	4
心理演習	心理演習Ⅰ	1	3
	心理演習Ⅱ	1	3
心理実習	心理実習	2	4

認 定 心 理 士 資 格

認定心理士資格は、社団法人日本心理学会が認定する資格の１つで、心理学専攻者としてのアイデンティティを持ち、専門性の向上に資するために設けられた資格です。本学において指定科目を履修、単位認定後、必要な資格申請を行えば取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。
※「基礎科目」、「選択科目」で 36 単位以上になる場合は「その他の科目」は修得する必要はありません。

臨床福祉学科　臨床心理専攻（平成 30 年度の入学生）

認定心理士の資格を取得するのに必要な単位数及び本学開講科目（計 36 単位以上）						
	区分		本学開講科目	単位	申請できる単位	備　考
基礎科目 （12 単位以上）	a 心理学概論	基本主題	心理学概論 教育・学校心理学★	2 2	2 2	a、b、c の各領域 4 単位以上を修得し、基礎科目計で 12 単位以上修得すること。
		副次主題	社会・集団・家族心理学★ 学習・言語心理学★ 感情・人格心理学★ 発達心理学★ 臨床心理学概論★	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	
	b 心理学研究法	基本主題	心理学研究法 心理学統計法	2 2	2 2	
		副次主題				
	c 心理学実験・実習	基本主題	心理学実験 心理尺度検査法実習	2 2	2 2	
		副次主題	心理演習Ⅰ 心理演習Ⅱ 心理実習	1 1 2	0.5 0.5 1	
選択科目 （16 単位以上）	d　知覚心理学 学習心理学	基本主題	知覚・認知心理学 学習・言語心理学★ 感情・人格心理学★	2 2 2	2 2 2	d、ｆ、g、h の 4 領域のうち、3 領域以上で、それぞれ 4 単位以上を修得し、選択科目合計で 16 単位以上修得すること。また各領域には必ず基本主題を含むこと。
		副次主題				
	e　生理心理学 比較心理学	基本主題	神経・生理心理学	2	2	
		副次主題				
	f 教育心理学 発達心理学	基本主題	発達心理学★ 教育・学校心理学★	2 2	2 2	
		副次主題				
	g 臨床心理学 人格心理学	基本主題	感情・人格心理学★ 社会・集団・家族心理学★ 臨床心理学概論★ 障害者・障害児心理学 心理的アセスメント 心理学的支援法 健康・医療心理学 福祉心理学 司法・犯罪心理学※ 教育相談	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		副次主題	精神疾患とその治療Ⅰ 精神疾患とその治療Ⅱ	2 2	1 1	
	h 社会心理学 産業心理学	基本主題	社会・集団・家族心理学★ 司法・犯罪心理学※ 産業・組織心理学	2 2 2	2 2 2	
		副次主題				
その他の科目	i		卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ	2 2	2 2	
			※心理学関連科目を担当する教員の指導による心理学に関連したテーマであること。			
合計	「基礎科目」「選択科目」「その他の科目」を合わせて、総計 36 単位以上修得すること。					

注 1）★印のついた同一名称科目は、「基礎主題」、または「副次主題」のいずれか一方でのみ申請可能です。両方にカウントすることはできませんので注意して下さい。
注 2）※のついた科目は、g 領域もしくは h 領域のいずれか一方のみの「基本主題」で申請可能です。
注 3）要件となる単位は、「申請できる単位」で充足して下さい。副次主題は 1/2 単位の申請になります。
注 4）詳細については、必ず担当教員に確認して下さい。

障がい者スポーツ指導者（初級）資格

スポーツ健康福祉学科は、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認指導者養成の認定校に指定されているため、4 年次に協会に申請（学内で申請手続き）することにより障がい者スポーツ指導者（初級）の資格を取得できます。資格を取得するために必要な科目は下表のとおりです。

学部・学科	理 論 科 目	実 技 科 目
社 会 福 祉 学 部 スポーツ健康福祉学科 （平成 30 年度入学生）	アダプテッドスポーツ論 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 スポーツ医学 I	高齢者・障害者スポーツ実習

レクリエーション・インストラクター資格

レクリエーション・インストラクター資格は、（公財）日本レクリエーション協会「公認指導者資格」の一種であり、指定科目を履修、単位習得し、必要な資格申請（3 年次後期に資格申請手続きを学内で行う必要があります）を行えば 4 年次前期で取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

学部・学科	レクリエーション理論科目	レクリエーション実技科目	現 場 実 習 科 目
社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 （平成 30 年度入学生）	レクリエーション論	レクリエーション実技 生涯スポーツ実習 I	健康スポーツ現場実習 または教育実習 I または教育実習 II または相談援助実習 事業参加（注）
社会福祉学部 臨床福祉学科　臨床福祉専攻 （平成 30 年度入学生）	レクリエーション論	レクリエーション実技 生涯スポーツ実習 I	相談援助実習 または教育実習 I または精神保健福祉援助実習 事業参加（注）
社会福祉学部 臨床福祉学科　臨床心理専攻 （平成 30 年度入学生）	レクリエーション論	レクリエーション実技 生涯スポーツ実習 I	相談援助実習 または精神保健福祉援助実習 事業参加（注）
保健科学部 作業療法学科 （平成 30 年度入学生）	レクリエーション論	レクレエーション演習 生涯スポーツ実習	臨床評価実習 事業参加（注）

（注）　「事業参加」は授業科目ではありませんが資格取得に義務づけられている「レクリエーション現場実習」です。日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会および市区町村レクリエーション協会に関係する（主催、後援、協賛、協力、主管等）事業に 3 年次の 11 月末までに 3 回以上参加する必要があります。なお事業参加の詳細につきましてはレクリエーション専門科目（理論または実技）の授業時に担当教員より説明がありますので確認して下さい。

スポーツ・レクリエーション指導者資格

スポーツ・レクリエーション指導者資格は、（公財）日本レクリエーション協会「公認指導者資格」の一種であり、上記のレクリエーション・インストラクター資格申請に加えて、下記の指定科目を履修、単位習得し、必要な資格申請（3 年次後期に資格申請手続きを学内で行う必要があります）を行えば 4 年次前期で取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

学部・学科	スポーツ・レクリエーション理論科目
社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 （平成 30 年度入学生）	スポーツ・レクリエーション演習

健康運動実践指導者認定試験受験資格

健康運動実践指導者は、健康づくりのための運動指導者に与えられる称号の一つです。積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有すると認められた者に与えられます。本学は健康運動実践指導者養成校であり、下表の科目を習得することによって受験資格を取得することができます。

エアロビックダンス、水泳・水中運動、ウォーキング、ジョギングといったエアロビックエクササイズ、ストレッチングやレジスタンストレーニングなど、自ら見本を示せる実技能力と、特に集団に対する運動指導技術に長けた者となるように養成講座が構成されています。

この資格は、健康、運動・スポーツ、体力づくり、生活習慣病予防、介護予防などに興味があり、健康増進施設などへの就職を希望する学生には大切な資格です。3 年次後期に認定試験（学科試験・実技試験）の受験資格を取得できます。

健康運動実践指導者認定試験受験資格関連科目の一覧

指定科目（養成講習会の科目名）			スポーツ健康福祉学科開講科目
1	健康づくり施策概論	講義	スポーツ健康福祉論
2	運動生理学	講義	運動生理学
3	機能的解剖とバイオメカニクス	講義	バイオメカニクス
4	栄養摂取と運動	講義	スポーツ栄養学Ⅰ
5	体力測定と評価	講義	体力学
		実習	体力学演習
6	健康づくりと運動プログラム	講義	運動処方論
7	運動指導の心理学的基礎	講義	スポーツ心理学Ⅰ
8	健康づくり運動の実際	実習	健康スポーツ実習Ⅰ 健康スポーツ実習Ⅱ スポーツ実習Ⅴ（水泳） 高齢者・障害者スポーツ実習
9	運動障害と予防・救急処置	講義	スポーツ医学Ⅰ
		実習	スポーツファーストエイド

健康運動指導士認定試験受験資格

健康運動指導士は、保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成および実践指導計画の調整等を行う役割を担います。生活習慣病予防・改善において、ハイリスク者も対象にした安全で効果的な運動指導を行うことのできる専門家を目指す上で、まず取得すべき標準的な資格であると位置付けられています。本学は健康運動指導士養成校であり、下表の科目を修得することによって受験資格を取得することができます。

この資格は、健康、運動・スポーツ、体力づくり、特に生活習慣病予防・改善や介護予防などに興味があり、健康増進施設や医療機関などへの就職を希望する学生には大切な資格です。4 年次後期に認定試験（学科試験）の受験資格を取得できます。

健康運動指導士認定試験受験資格関連科目の一覧

指定科目（養成講習会の科目名）			スポーツ健康福祉学科開講科目（平成 28 年度以降の入学生）
1	健康管理概論	講義	スポーツ健康福祉論
2	健康づくり施策概論	講義	スポーツ健康福祉論
3	生活習慣病(成人病)	講義	生活習慣病予防学
4	運動生理学	講義	運動生理学
5	機能解剖とバイオメカニクス（運動・動作の力源）	講義	バイオメカニクス
6	健康づくり運動の理論	講義	トレーニング論
7	運動障害と予防	講義	スポーツ医学Ⅰ
8	体力測定と評価	講義	体力学
		実習	体力学演習
9	健康づくり運動の実際	実習	健康スポーツ実習Ⅰ 健康スポーツ実習Ⅱ スポーツ実習Ⅴ(水泳) 高齢者・障害者スポーツ実習 健康スポーツ現場実習
10	救急処置	講義／実習	スポーツファーストエイド
11	運動プログラムの実際	講義	運動処方論
		実習	スポーツ医学Ⅰ
12	運動負荷試験	講義／実習	スポーツ医学Ⅰ
13	運動行動変容の理論と実際	講義／実習	スポーツ心理学Ⅰ
14	運動とこころの健康増進	講義／実習	スポーツ心理学Ⅰ
15	栄養摂取と運動	講義	スポーツ栄養学Ⅰ

日本体育協会公認スポーツリーダー資格等

スポーツ健康福祉学科では、下表に掲げる科目の単位を修得することによって、（公財）日本体育協会公認資格のスポーツリーダー資格（共通科目Ⅰ・Ⅱ）、スポーツプログラマー受験資格、アシスタントマネジャー受験資格の取得が可能です。なお、スポーツプログラマーおよびアシスタントマネジャー受験資格は、共通科目Ⅰ・Ⅱの履修が必要です。さらに、各種競技のコーチ資格およびアスレティックトレーナー受験資格取得を目指して、共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修することができます。

（公財）日本体育協会公認アスレティックトレーナーは、スポーツ時のケガの予防や救急処置、早期の現場復帰と再発予防を目指すアスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニングを行います。主に競技者を対象としていますが、修得した知識や技術は生活習慣病予防や有疾患者に対する運動指導においても活用でき、個々人の能力や適性等に応じたスポーツ活動や健康・体力づくりの分野でも活躍が期待されています。

日本体育協会公認スポーツリーダー資格等関連科目一覧

指定科目		スポーツ健康福祉学科開講科目
共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（スポーツリーダー）（Ⅲは※の科目） 共通科目Ⅰ・Ⅱはスポーツプログラマーおよびアシスタントマネジャー受験資格に必須 共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはアスレティックトレーナー受験資格に必須		スポーツマネジメント スポーツ心理学Ⅰ スポーツ社会学 スポーツ栄養学Ⅰ トレーニング論 体力学 スポーツ医学Ⅰ スポーツ医学Ⅱ※ コーチング論 スポーツ科学※
スポーツプログラマー専門科目	1. 運動と健康	トレーニング論
	2. フィットネス･エクササイズの理論と実際	運動処方論 健康スポーツ実習Ⅰ 健康スポーツ実習Ⅱ スポーツ実習Ⅴ（水泳） レクリエーション実技
	3. フィットネス･エクササイズと健康管理	スポーツ栄養学Ⅰ 健康スポーツ実習Ⅰ
	4. 体力測定と評価	体力学 体力学演習
	5. フィットネスプログラムの実際	運動処方論 健康スポーツ実習Ⅰ 高齢者・障害者スポーツ実習
	6. スポーツ相談の実際	スポーツ心理学Ⅰ
アシスタントマネジャー専門科目	1. 地域スポーツクラブとは 2. 地域スポーツクラブの現状	スポーツ社会学
	3. クラブマネジャーの役割	スポーツマネジメント
	4. クラブのつくり方 5. クラブの運営	スポーツマネジメント スポーツ社会学

アスレティックトレーナー専門科目	1. アスレティックトレーナーの役割	アスレティックトレーナー概論
	2. スポーツ科学	スポーツ心理学Ⅱ 運動生理学 バイオメカニクス トレーニング科学
	3. 運動器の解剖と機能	運動器の解剖と機能Ⅰ 運動器の解剖と機能Ⅱ
	4. スポーツ外傷・障害の基礎知識	スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ
	5. 健康管理とスポーツ医学	健康管理とスポーツ医学
	6. 検査・測定と評価	検査・測定と評価Ⅰ 検査・測定と評価Ⅱ
	7. 予防とコンディショニング	予防とコンディショニングⅠ 予防とコンディショニングⅡ 予防とコンディショニングⅢ
	8. アスレティックリハビリテーション	アスレティックリハビリテーションⅠ アスレティックリハビリテーションⅡ アスレティックリハビリテーションⅢ
	9. 救急処置	スポーツファーストエイド
	10. スポーツと栄養	スポーツ栄養学Ⅱ
	現場実習	アスレティックトレーナー実習Ⅰ アスレティックトレーナー実習Ⅱ アスレティックトレーナー実習Ⅲ アスレティックトレーナー実習Ⅳ アスレティックトレーナー実習Ⅴ アスレティックトレーナー実習Ⅵ

JPSU スポーツトレーナー資格　※JPSU：一般社団法人 全国体育スポーツ系大学協議会

JPSU スポーツトレーナーは、体育スポーツ系大学の特色を活かし、医療分野に特化した内容ではなく、スポーツ選手およびスポーツ実践者が安全にかつ効果的にスポーツが行えるよう、スポーツ医科学に基づいたスポーツ外傷・障害の予防や救急処置、コンディション調整、トレーニングの指導などの、身体づくり（コンディショニング）の専門的知識・技術を習得することができるプログラム内容となっています。この資格は、2017 年度に始まったばかりの新しい資格であるが、将来トレーナーを目指す学生はもちろんのこと、保健体育教員、スポーツ系の就職を考えている学生にとっては重要な資格となります。4 年次後期に行われる認定試験（集合講習会・論述試験）に合格することによって、卒業時に資格を取得できます。

JPSU スポーツトレーナー資格関連科目一覧

指定科目		スポーツ健康福祉学科開講科目
スポーツトレーナーに必要な資質		アスレティックトレーナー概論
体育スポーツに対する 運動実践 運動指導 予防対応 救急対応	1. 記録系競技実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅳ（陸上） スポーツ実習Ⅴ（水泳） ※いずれか 1 つを選択
	2. 球技系競技実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅱ（屋外球技） スポーツ実習Ⅲ（屋内球技） ※いずれか 1 つを選択
	3. 武道格闘技系実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅶ（柔道）
	4. 基礎運動実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅰ（器械体操） スポーツ実習Ⅵ（ダンス） ※いずれか 1 つを選択
	5. トレーニングおよびコンディショニング実践・指導（実技）	体力学演習 予防とコンディショニングⅡ
	6. 現場実習	健康スポーツ現場実習 アスレティックトレーナー実習Ⅰ～Ⅵ ※いずれか 1 つを選択
	7. 体力測定評価（実技）	検査・測定と評価Ⅰ
	8. 救急処置法（講義・実技）	スポーツファーストエイド
スポーツ科学に関する知識	1. スポーツ生理学	運動生理学
	2. スポーツ栄養学	スポーツ栄養学Ⅱ
	3. スポーツ心理学	スポーツ心理学Ⅰ
	4. トレーニング科学	トレーニング科学
	5. バイオメカニクス	バイオメカニクス
	6. 機能解剖学	運動器の解剖と機能Ⅰ 運動器の解剖と機能Ⅱ
	7. コンディショニング	予防とコンディショニングⅠ
スポーツ医学に関する知識	1. スポーツ医学（内科）	スポーツ医学Ⅰ
	2. スポーツ医学（運動器）	スポーツ医学Ⅱ

はり師・きゆう師国家試験受験資格

スポーツ健康福祉学科鍼灸健康福祉コースでは、下表に掲げる科目の単位を修得することによって、はり師・きゆう師国家試験受験資格の取得が可能です。

スポーツ健康福祉学科　鍼灸健康福祉福祉コース（平成 30 年度以降の入学生）

教育内容		認定規則に定める単位数	科　目　名	単位数 必修	単位数 選択	備　考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	英語Ⅰ		2	14 単位以上選択必修
			英語Ⅱ		2	
			情報処理入門		2	
			情報処理演習		2	
			キャリア教育		2	
			コミュニケーション論		2	
			QOL と人間の尊厳	2		
			日向国地域論		2	
			国際保健福祉論		2	
			ボランティア活動		2	
			英語コミュニケーション		2	
			中国語Ⅰ		2	
			中国語Ⅱ		2	
			哲学		2	
			倫理学		2	
			人間論		2	
			美術		2	
			音楽		2	
			日本国憲法		2	
			経済学		2	
			地域人権支援論		2	
			インターンシップⅠ		1	
			インターンシップⅡ		1	
			インターンシップⅢ		1	
			生物学		2	
			基礎統計学		2	
			生涯スポーツ実習Ⅰ		1	
			生涯スポーツ実習Ⅱ		1	
			健康科学論		2	
			社会福祉の基礎	2		
			基礎演習Ⅰ	1		
			基礎演習Ⅱ	1		
			社会学		2	5 科目 10 単位以上選択必修
			心理学		2	
			人体の構造と機能及び疾病		2	
			児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		2	
			障害者に対する支援と障害者自立支援制度		2	
			高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ		2	
			高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ		2	
			相談援助の基盤と専門職Ⅰ		2	
			相談援助の基盤と専門職Ⅱ		2	
			現代社会と福祉Ⅰ		2	

			現代社会と福祉Ⅱ		2	
			低所得者に対する支援と生活保護制度		2	
			地域福祉の理論と方法Ⅰ		2	
			地域福祉の理論と方法Ⅱ		2	
			社会保障Ⅰ		2	
			社会保障Ⅱ		2	
専門基礎分野	人体の構造と機能	12	生理学	2		
			解剖学Ⅰ	2		
			解剖学Ⅱ	2		
			解剖学Ⅲ	2		
			運動学概論	1		
			身体の働きⅠ	2		
			身体の働きⅡ	2		
			リハビリテーション	2		
	疾病と障害の成り立ち、予防及び回復の促進	12	衛生学Ⅰ	2		
			衛生学Ⅱ	2		
			病理学概論	2		
			臨床医学総論Ⅰ	1		
			臨床医学総論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅰ	1		
			臨床医学各論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅲ	1		
			臨床医学各論Ⅳ	1		
	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	医学概論	2		
			社会保障制度および職業倫理	1		
専門分野	基礎はり学 基礎きゅう学	9	病態生理学	1		
			鍼灸理論	2		
			東洋医学概論Ⅰ	2		
			東洋医学概論Ⅱ	2		
			経絡経穴学Ⅰ	1		
			経絡経穴学Ⅱ	1		
			経絡経穴学Ⅲ	1		
	臨床はり学 臨床きゅう学	13	東洋医学臨床論Ⅰ	2		
			東洋医学臨床論Ⅱ	2		
			東洋医学臨床論Ⅲ	2		
			東洋医学臨床論Ⅳ	2		
			東洋医学臨床論Ⅳ	1		
			物理療法学	2		
			鍼灸治療の安全と適応判断	1		
			鍼灸診察演習	1		
	社会はり学 社会きゅう学	2	社会鍼灸学	2		
	実習	15	基礎鍼灸実習	1		
			臨床鍼実技Ⅰ	1		
			臨床鍼実技Ⅱ	1		
			臨床鍼実技Ⅲ	1		
			臨床鍼実技Ⅳ	1		
			臨床鍼実技Ⅴ	1		
			臨床鍼実技Ⅵ	1		
			臨床灸実技Ⅰ	1		
			臨床灸実技Ⅱ	1		
			臨床灸実技Ⅲ	1		
			臨床灸実技Ⅳ	1		

			臨床灸実技Ⅴ	1		
			臨床灸実技Ⅵ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅰ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅱ	1		
	臨床実習	4	臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	2		
			臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	2		
	総合領域	10	スポーツ健康鍼灸学	2		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	1		
			卒業研究Ⅰ	2		
			卒業研究Ⅱ	2		
	合計	94	合計	118		

食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格

薬学部動物生命薬科学科では、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格を取得することができます。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で規定されている食品衛生管理者は、乳製品、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、マーガリン、添加物、その他食品衛生法に基づき定められた食品を製造・加工する工場に必ず置かれることが義務付けられています。食品衛生管理者は、その工場において、食品衛生について従事者を監督し、管理方法等を注意し、営業者（その工場の社長等）に意見を述べなければなりません。

同じく食品衛生法に規定されている食品衛生監視員とは、公務員における資格です。国家公務員の場合、主に、検疫所で食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」といいます。）の輸入に係る食品衛生上の監視指導を行い、地方公務員の場合、主に、保健所で管轄内の食品等について食品衛生上の監視指導を行います。いずれも、食品等に関する営業所などに立ち入り食品等、施設、書類その他を検査したり微生物や理化学の試験のために食品等を無償で引き取ったりするなど、公務員の中でも特例の権限をもつ専門職です。したがって、本学や他大学において資格を取得しても、公務員採用試験に合格しなければ実際になれない任用資格です。この試験について、同じ年度に複雑な試験区分のいくつかを受験できますので、希望者には、日ごろから採用試験情報を入手しておくことを勧めます。

これら資格の取得について、薬学科では、卒業がその要件であり、動物生命薬科学科では、下記の「動物生命薬科学科における食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格にかかる指定科目対応表」に記載している学科開講科目を修得し、卒業することがその要件となります。

なお、動物生命薬科学科に編入又は転科する場合は、科目の履修について教務課に照会して下さい。

動物生命薬科学科における食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格にかかる指定科目対応表（平成 28 年度以降の入学生）

食品衛生法施行規則第50条 別表に定める科目		動物生命薬科学科開講科目			
	単位数	科目名	単位数		年次
			必修	選択	
別表第14に掲げる科目	A群 化学	有機化学Ⅰ	2		1
	B群 生物化学	基礎生化学	2		1
		生理学Ⅰ	2		1
		生理学Ⅱ	2		1
	C群 微生物学	微生物学Ⅰ	2		2
		微生物学Ⅱ	2		2
		微生物学実習	2		3
	D群 公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ	2		2
		公衆衛生学Ⅱ	2		2
		公衆衛生学Ⅲ	2		3
		公衆衛生学Ⅳ	2		4
		公衆衛生学演習Ⅰ	2		3
		公衆衛生学演習Ⅱ	2		4
別表第15に掲げる科目	E群 その他関連科目	病理学総論	2		2
		病理学各論	2		2
		解剖学Ⅰ	2		1
		解剖学Ⅱ	2		1
		解剖学実習Ⅰ	2		1
		解剖学実習Ⅱ	2		1
		寄生虫学	2		3

学　芸　員　資　格

薬学部動物生命薬科学科では、学芸員資格を取得することができます。

1．学芸員資格とは

専門的な研究活動を行う一方で、その成果を広く一般に還元する役割を持つ施設は、動物園や水族館、あるいは広く博物館や美術館といったものです。これらの施設は、我が国では「博物館」として分類・総称されています。博物館は、貴重な動植物や地域の歴史・文化資源、優れた芸術品などを収集・展示し、幅広い年齢層を対象とした生涯学習を行う場であり、図書館や公民館とともに公共サービスを実施する施設として重要な役割を担っています。

博物館で働く専門職である学芸員やそれに相当する職種(構成する団体・組織によって名称が変わることがある。)は、研究分野に関する高度な知識が要求され、さらに資料の収集・保存・展示・教育普及等に関する極めて広範囲な作業に対応できうる技能が必要となり、あるいはまた、信頼性・コミュニケーション能力も要求されます。

この職種に就く前提として、学芸員資格を取得しなければなりません。これは「博物館法」(昭和 26 年法律第 285 号) 第 4 及び第 5 条に定められた専門職員の資格であり、学士の資格を持ち大学における博物館に関する科目を取得することが、取得の方法として主たるものです。

本学では、薬学部動物生命薬科学科に学芸員養成課程を設けており、「博物館概論」をはじめとする博物館に関する科目を履修することができます。

2．館園実習への参加について

博物館に関する科目「博物館実習」の中には、学外の施設において行う館園実習があり、学生諸君の資質を現場の専門家に問われるケースもしばしば発生します。この実習では、参加のために一定水準の知識が求められ、さらに多くの博物館が「博物館概論」の単位取得を実習参加への前提としていることから、本学の学芸員養成課程においても、「博物館概論」の単位取得を「博物館実習」履修の条件とします。

3．博物館に関する科目について

博物館に関する科目は、「博物館法施行規則」(昭和 30 年文部省令第 24 号) において定められており、本学では、下記のとおりとなっています。

学芸員資格取得に係る履修要件（平成 29 年度以降の入学生）

博物館法施行規則に定める科目		動物生命薬科学科開講科目				
科目名	単位数	科目名	単位数		年次	備考
			必修	選択		
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2		3	卒業要件に対しては、選択科目
博物館概論	2	博物館概論	2		3	
博物館経営論	2	博物館経営論	2		4	
博物館資料論	2	博物館資料論Ⅰ	1		3	
		博物館資料論Ⅱ	1		3	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2		3	
博物館展示論	2	博物館展示論Ⅰ	1		3	
		博物館展示論Ⅱ	1		3	
博物館教育論	2	博物館教育論	2		3	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2		3	
博物館実習	3	博物館実習	3		4	「博物館実習」の履修は、「博物館概論」の単位を修得した者に限る。
その他の関連科目		動物感染症学	2		3	
		飼料学	2		2	
		動物繁殖学	2		3	

※本学科の学芸員養成の理念及び専門的教育内容の教授に沿って、博物館法施行規則に定める科目以外に「その他の関連科目」を設け、本学独自の履修要件を定める。

実 験 動 物 技 術 者 認 定 試 験 受 験 資 格

薬学部動物生命薬科学科では、実験動物１級技術者認定試験及び実験動物２級技術者認定試験の受験資格を取得することができます。

１．実験動物技術者認定制度

- 目的：実験動物技術者は、優良な実験動物の生産、供給、適正な飼育等を通じライフサイエンスの発展に寄与する重要な役割を担っています。その資質を向上させ実験動物技術の進展に貢献することにより、実験動物産業の一層の発展を図ることが目的です。
- 認定機関：公益社団法人日本実験動物協会
- 認定種別：実験動物１級技術者及び実験動物２級技術者

２．実験動物１級技術者認定試験受験資格

次のいずれかであり、本学科は、②（必須科目を履修しない者）又は③（必須科目を履修した者）に該当します。

① ２級の認定を受けた後、４年以上の実務経験を有する者。

② ２年以上の大学生物系課程を修めて卒業した者又はこれに相当する学校を卒業した者で、いずれもその後１年以上の実務経験を有する者。

③ 特例認定大学（実験動物技術者受験資格認定校）の在学生（本学科は３、４年次）又は卒業生のうち、当該校における必須科目を履修した者。③については、２級受験資格でもあります。

３．実験動物１級技術者認定試験

- 学科試験とその合格者のみが受験することができる実技試験があります。
- 学科試験における動物

（１） 総論

（２） 動物種別各論

① 必須：マウス

② 選択：次の動物種群のうちから２種選択します。

ラット・ハムスター類・スナネズミ、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類、ブタ、トリ類、魚類・両生類・その他

- 実技試験

① 必須：マウス

② 選択：学科試験各論で選択した２種のうちの１種を選択します。

４．実験動物２級技術者認定試験

- 学科試験と実技試験があります。両試験の総合評価により、合否が発表されます。
- 学科試験

（１） 総論

（２） 動物種別各論：次の動物種群のうちから１種選択します。

マウス・ラット・その他のげっ歯類（ハムスター類、スナネズミ）、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類、ブタ、トリ類、魚類・両生類・その他

- 実技試験

学科試験各論で選択した１種を選択します。

５．本学科における必須科目

平成 24 年度以降の入学生

開講年次	科　　目
1	解剖学Ⅰ、解剖学Ⅱ、生理学Ⅰ、生理学Ⅱ、解剖学実習Ⅰ、解剖学実習Ⅱ
2	実験動物学、微生物学Ⅰ、微生物学Ⅱ
3	実験動物学演習、微生物学実習、実験動物学実習

下線は、卒業必修科目

動 物 看 護 師 統 一 認 定 試 験 受 験 資 格

薬学部動物生命薬科学科では、「認定動物看護師」になるための「動物看護師統一認定試験」を受験することができます。動物看護師統一認定機構（URL http://www.ccrvn.jp）がこの認定試験を主催し、「認定動物看護師」を認定します。

「認定動物看護師認定試験」については、「認定動物看護師」になるのに必要な下表の科目の単位（必要な時間数）を修めた者（その年度末までに修める見込みの学生を含みます。）に受験資格が与えられます。

なお、下表の科目について、履修、受験および資格取得に際し次の条件があります。

1．下表の科目の単位を全て取得しないと、当該年度の認定試験は受験できません。
2．認定試験に合格しても、下表の科目を全て取得し、かつ、卒業しないと、動物看護師統一認定機構は「認定動物看護師」の資格を与えません。

動物看護師統一認定試験受験に必要な科目

開講年次	科　　目
1	解剖学Ⅰ、解剖学Ⅱ、生理学Ⅰ、生理学Ⅱ、生理学Ⅲ、基礎生化学、基礎実習Ⅰ、基礎実習Ⅱ
2	PBLⅠ、PBLⅡ、実験動物学、微生物学Ⅰ、微生物学Ⅱ、薬理学Ⅰ、薬理学Ⅱ、病理学総論、病理学各論、栄養学、動物臨床Ⅰ、公衆衛生学Ⅰ、公衆衛生学Ⅱ
3	寄生虫学、動物感染症学、動物繁殖学、動物臨床Ⅱ、動物臨床Ⅲ、動物臨床Ⅳ、動物臨床Ⅴ、動物臨床実習Ⅰ、動物臨床Ⅵ、動物臨床実習Ⅱ、畜産学Ⅰ、博物館展示論Ⅱ、飼育実習Ⅰ、飼育実習Ⅱ、課外実習、総合演習Ⅰ、総合演習Ⅱ
4	環境生物学Ⅰ、環境生物学Ⅱ、薬理学Ⅲ、動物臨床演習、公衆衛生学Ⅲ、公衆衛生学Ⅳ、畜産学Ⅱ、飼育実習Ⅲ、飼育実習Ⅳ、総合演習Ⅲ、総合演習Ⅳ、特別演習

下線は、卒業必修科目

細 胞 検 査 士 認 定 試 験 受 験 資 格

生命医科学部生命医科学科では、「細胞検査士」になるための「細胞検査士認定試験」を受験することができます。日本臨床細胞学会がこの認定試験を主催し、「細胞検査士」を認定します。

細胞検査士の受験資格を得るためには、臨床検査技師受験資格取得科目の単位を取得し、下表の科目の単位を取得する必要があります。

細胞検査士試験受験に必要な科目【卒業要件充足科目】

開講年次	科　　目（時間数）
1	臨床細胞学総論Ⅰ(30)
2	臨床細胞学総論Ⅱ(30)、臨床細胞学総論Ⅲ(30)
3	臨床細胞学演習Ⅰ(30)、臨床細胞学演習Ⅱ(30)
4	細胞診断学特論Ⅰ(120)、細胞診断学特論Ⅱ(120)※

※その他、卒業研究科目については、「生命医科学卒業研究Ⅱ(240)」を履修すること。

なお、同資格の取得希望者は、申請に基づき、3 年次までの成績（1～3 年次に開講される上表の科目）並びに面接試験により選考を行い、下表の履修証明プログラム科目を履修することで、受験資格を得ることができます。下表の科目履修者には別途費用が必要となります。教員に照会のうえ指示に従って下さい。

細胞検査士試験受験に必要な科目（4 年次開講）【受験資格認定-履修証明科目】

種別	科　　目（時間数）	
講義科目	甲状腺細胞診断学(30)、リンパ節細胞診断学(15)、骨･軟部･造血器等細胞診断学(15)	
実習科目	総論 1　実習(45)、総論 2　実習(45)	婦人科 1　実習(45)、婦人科 2　実習(45)
	呼吸器 1　実習(45)、呼吸器 2　実習(45)	体腔液　実習(45)
	消化器　実習(45)	乳腺　実習(45)
	泌尿器　実習(45)	甲状腺　実習(45)
	リンパ節　実習(45)	骨･軟部　実習(30)
	造血器等　実習(30)	

※細胞診断学特論Ⅰ・Ⅱ(240)に加え、上表の講義科目(60)と実習科目(600)、合計 900 時間の履修により、受験資格を得る。

希望者の選考時期：3 年次後期の 2 月中旬を予定（詳細については別途指示、希望者は申請書を提出）

履修費用：上表科目の履修を許可された者は、受講料として 200,000 円を徴収する。（納入方法等は別途指示）

≪申請書様式≫

細胞検査士試験受験資格に係る履修希望申請書

九州保健福祉大学　学長　殿

氏　名
学生番号
西　暦　　年　月　日生

細胞検査士試験に係る受験資格を得たいので、履修証明科目の履修を願い出ます。
また、選考の上、履修が許可された場合は、所定の受講料を納入し、諸規則を守り、本分を全うすることを誓約いたします。

充実した学習のために

図　　書　　館
E-Mail アドレス
情報処理室とＬＬ(Learning Laboratory)教室
学内ネットワークへの接続
国　際　交　流

図　　書　　館

本学の図書館は、保健、医療、福祉系および一般教養の図書、雑誌を中心に所蔵し、閲覧、貸出しサービスをはじめ、国内外の文献の情報検索、学外資料の収集サービス、複写サービスなどを行っています。
下記の利用案内に示すルールに従って充分に活用して下さい。

利　用　案　内

1. 開館時間

平　　日　　9：00～20：00（学生休業期間中　9：00～17：00）
土日祝日　　9：00～18：00
（注）その他開館時間の変更については、図書館ホームページ（http://lib.jei.ac.jp/phoenix/）、館内掲示にてお知らせします。

2. 貸出冊数と期間

学　　生　　10日間　　5冊以内
教職員　　60日間　　冊数制限なし
（注）1. 休暇中および実習期間中は長期貸出を行います。
2. 延滞者には、一時的に貸出を制限します。

3. 本の借り方、返し方

(1) 本の借り方
ｱ) 借りたい本と学生証をカウンターに持って来て下さい。
ｲ) 館員が本と学生証を確認して、返却予定日を知らせます。
ｳ) 同じ本を続けて借りる時（継続貸出）は、貸出期限内に本と学生証を持って来て下さい。ただし、延滞者には、継続貸出はできません。また、その本が予約されている場合も継続貸出はできません。なお、継続貸出は、2回までです。

(2) 本の返し方
借りている本をカウンターへ持って来て下さい。図書館閉館時は、ブックリターンポストを利用して下さい。

(3) 返却が遅れた場合
ｱ) 遅れた日数だけ貸出停止の処置をします。
ｲ) 返却期間を1ヵ月以上経過した場合は、督促の連絡をします。
ｳ) 貸出停止日数が30日を越える場合は、貸出停止期間を30日とします。

4. 図書館施設の利用について

(1) 閲覧室（サイレントエリア・グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリア）
館内では、図書や雑誌は手続きなしで利用できます。
サイレントエリアは静かに読書・学習するスペースです。
アクティブエリアは話し合いをしながら学習することのできるスペースです。人数に応じて机と椅子を組みかえて利用できます。
グループワークエリアは少人数で机を囲んで学習するスペースです。
プレゼンエリアはプロジェクタ・スクリーンを利用して発表練習などをすることのできるスペースです。
グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリアはそれぞれ予約をすることができます。

(2) レファレンスコーナー
事典、辞書、白書類などの利用の高い図書が配架してあります。

(3) 新聞コーナー
新聞架に当日の全国紙、地方紙をはじめ専門紙、外国紙などがあります。当日以前の新聞も保管してありますので、館員に尋ねて下さい。

(4) ＡＶコーナー
視聴覚資料は、館内での利用のみです（禁帯出）。利用の際は、「利用申込票」に必要事項を記入し、「学生証」を添えてカウンターへ申し出て下さい。利用時間は、平日の9：00～17：00（受付は16：00まで）です。

5. 図書館資料の利用について

(1) 図書の探し方

図書館の図書は全て、内容を表す番号（日本十進分類法ＮＤＣ）の順に配列してあります。同じ内容の本を一ヵ所に集め、また似た内容の本を近くに置いて探し易くするためです。番号は、本の背ラベルに表示してあります。

効率的に図書を探す方法として、蔵書検索端末機による検索があります。

探していた図書の情報が見つかったら、内容を表す番号を確認し、書架から本を探して下さい。

(2) 雑誌の探し方

図書館では、学術雑誌を展示しています。(禁帯出)

新着雑誌が並べられた展示書架の後ろは収納式になっています。雑誌ののっている棚を上に持ちあげると、その年のバックナンバー(既刊の号)が収めてあります。バックナンバーは原則的に製本し、図書資料として書庫に配架します。また、探している雑誌が本学にない時は、他大学などからコピーを取り寄せることもできます。

6. 図書の予約

必要としている本が貸出中の時は予約ができ、返却された時優先的に借りることができます。貸出中かどうかの確認は蔵書検索端末機でできますが、わからなければ、館員に尋ねて下さい。

7. 文献複写サービス

図書館資料の複写を必要とする利用者にコピーサービスを行っています。ただし、複写は著作権法に抵触しない範囲で、「文献に関する自動複製機器(コピー機)利用願い」に必要事項を記入し、利用して下さい。

複写はコイン式でセルフサービスです。

8. 利用相談

図書館の利用、資料の探し方などわからないことがあれば、館員に尋ねて下さい。例えば、以下のような時です。

(1) 探している本が見つからない。
(2) 本を借りたい。
(3) どんな資料を探したらよいかわからない。
(4) 本学にない資料のコピーが欲しい。
(5) よその図書館へ行きたい。

9. 貸出用パソコンの利用について

図書館内での利用に限り、タブレットパソコンの貸し出しをします。利用したい場合は図書館員に申し出て下さい。

10. 他大学等図書館の利用について

(1) 教職員及び学生は、図書館を通じて他大学及び他の機関の図書館等を利用することができます。
(2) 図書館利用の範囲、方法は、閲覧、複写物の取り寄せ、借用等で、相手館の指示に従うものとします。
(3) 利用の申込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、提出して~~下~~下さい。
(4) 複写物の取り寄せ、郵便による資料の借用などの料金は申込者の負担となります。

11. 図書館利用上の注意事項

(1) 図書館内では携帯電話の通話は禁止です。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定して入館して下さい。
(2) 傘及び手持品は各自の責任において保管して下さい。
(3) 図書のまた貸し、また借りをしないで下さい。他の人の学生証を使って図書を借りないで下さい。理由の如何を問わず、貸出名義人が全責任を追うことになりますので、安易に学生証の貸し借りをするのは絶対にやめましょう。
(4) 図書を紛失または破損した場合は原則として現物をもって弁償することになっていますが、先ず速やかに館員に届け、その指示を受けて下さい。
(5) 図書館内での飲食は禁止です。ただし、密閉できる容器に入った飲み物のみ利用できます。
(6) その他館内での行動については館員の指示に従って下さい。
(7) 他の利用者に迷惑となる行為が著しい場合は退館してもらうこともあります。

日　本　十　進　分　類　表（８版）

000	**総　記**	250	北アメリカ史	500	**技術．工学．工業**	750	工芸
010	図書館	260	南アメリカ史	510	建設工学．土木工学	760	音楽．舞踊
020	図書．書誌学	270	オセアニア史	520	建築学	770	演劇．映画
030	百科事典	280	伝記	530	機械工学．原子力工学	780	**スポーツ．体育**
040	一般論文．講演集	290	**地理．地誌．紀行**	540	電気工学．電子工学	790	**諸芸．娯楽**
050	逐次刊行物．年鑑	300	**社会科学**	550	海洋工学．船舶工学．兵器	800	**言　語**
060	学会．団体．研究調査機関	310	政治			810	日本語
		320	法律	560	金属工学．鉱山工学	820	中国語．東洋の諸言語
070	ジャーナリズム．新聞	330	経済	570	化学工業	830	英語
080	叢書．全集	340	財政	580	製造工業	840	ドイツ語
090		350	統計	590	**家政学．生活科学**	850	フランス語
100	**哲　学**	360	社会	600	**産　業**	860	スペイン語
110	哲学各論	370	教育	610	農業	870	イタリア語
120	東洋思想	380	風俗習慣．民俗学	620	園芸．造園	880	ロシア語
130	西洋哲学	390	国防．軍事	630	蚕糸業	890	その他諸言語
140	心理学	400	**自然科学**	640	畜産業．獣医学	900	**文　学**
150	倫理学	410	数学	650	林業	910	日本文学
160	**宗　教**	420	物理学	660	水産業	920	中国文学．東洋文学
170	神道	430	化学	670	商業	930	英米文学
180	仏教	440	天文学．宇宙科学	680	運輸．交通	940	ドイツ文学
190	キリスト教	450	地球科学．地学．地質学	690	通信事業	950	フランス文学
200	**歴　史**			700	**芸　術**	960	スペイン文学
210	日本史	460	生物科学．一般生物学	710	彫刻	970	イタリア文学
220	アジア史．東洋史	470	植物学	720	絵画．書道	980	ロシア文学
230	ヨーロッパ史．西洋史	480	動物学	730	版画	990	その他諸文学
240	アフリカ史	490	**医学．薬学**	740	写真．印刷		

館内案内図

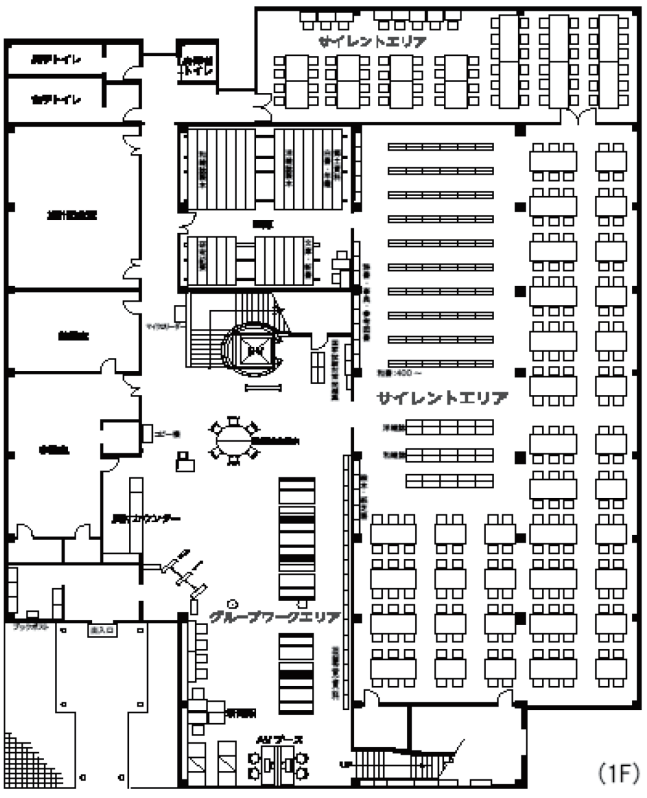

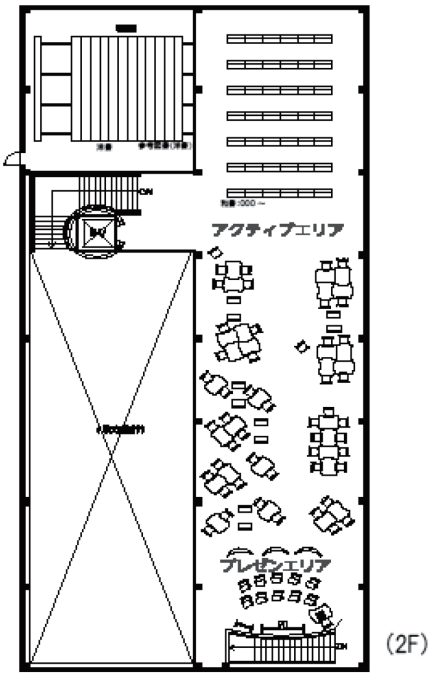

E-Mail アドレス

入学時には学生ひとり一人にメールアドレスを設定しています。電子メールで教員や友人とのコミュニケーションを図ることができます。もちろんレポート提出でも電子メールが盛んに利用されています。コンピュータ初心者でも、興味や好奇心をかきたてられながら日常生活のなかで楽しく学べる環境が整っています。Google の Web メールサービス Gmail を導入しています。

E-Mail アドレス　q1234567@edu.phoenix.ac.jp　（例：学生番号 1234567 の場合）
ログイン URL　http://gmail.edu.phoenix.ac.jp

情報処理室とＬＬ(Learning Laboratory)教室

パソコンとインターネットを情報メディアとして、教育研究に活用しています。講義のない時間には、すべての学生が使えるように開放されています。自主学習、レポート作成、就職活動などに自由に利用できます。

学内ネットワークへの接続

認証について

九州保健福祉大学の学内ネットワークでは、MAC アドレスによる「パソコンの認証」システムとメールアドレスによる「個人の認証」システムが稼動しています。情報処理室やＬＬ教室のように、大学に設置してあるパソコンで学内ネットワークへ接続してインターネットを利用するには、「個人の認証」が必要となります。また個人のノートパソコンを大学内へ持ち込み、インターネットへ接続するには、「パソコンの認証」を受けるためにパソコンの MAC アドレスを登録し、学内ネットワーク認証に伴うパソコンの設定が必要です。その上で、パソコンを学内ネットワークに接続して「個人の認証」にパスする必要があります。

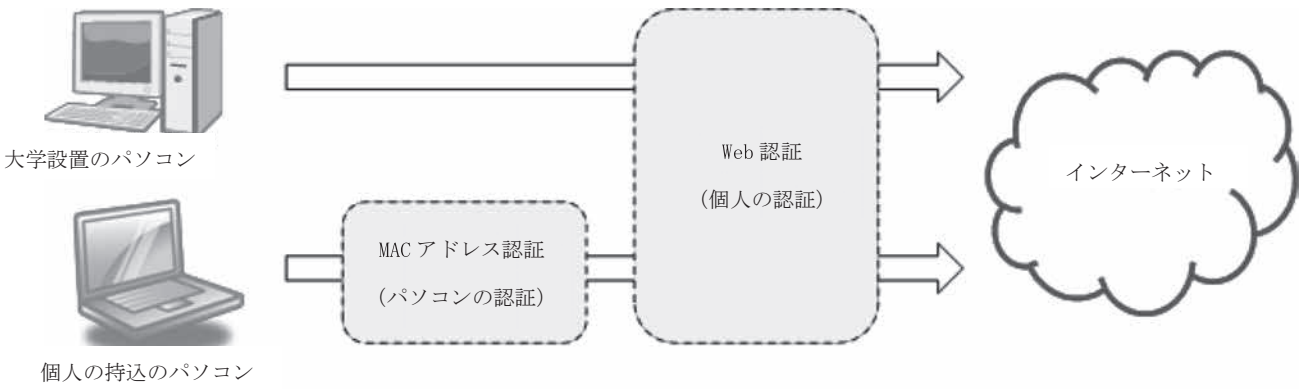

Web 認証画面（個人の認証）

※学内でインターネットを開始した際に、下記の入力を求められます。

ユーザーID：q＋学生番号（例 q1234567）

パスワード：認証用パスワード

それぞれを入力後、ログオンを選択して下さい。

認証申請とウイルス対策

個人のノートパソコンを登録して、学内ネットワークへ接続するためには、ネットワーク機器接続申請書の提出とセキュリティ対策料が必要です。卒業までの期間はこの対策料が一括納付となります。また、ウイルス対策ソフトも含まれており、市販されているソフトを利用するより安価になります。

接続申請は学生課にて受け付けています。申請受理後、学科担当教員がウイルス対策ソフトのインストール作業を行います。

登録していない機器は学内ネットワークに接続できません。

セキュリティ対策料
３，１００円

無線ＬＡＮ

大学内には無線 LAN アクセスポイント（kuhw-air）を設けています。これによって、厚生棟･図書館などのアクセスポイントに、自分のノートパソコンからいつでもワイヤレスで電子メールや Web にアクセスできます。

※パスワード・接続方法は学内掲示板にて掲示します。

禁止事項

学内ネットワークへ接続するパソコンに、Winny、share、Cabos 等のファイル交換ソフトをインストールしている場合は、学内ネットワークへの接続を禁止します。

国　　際　　交　　流

本学園はアメリカ合衆国オハイオ州立ライト大学を始め、27カ国(地域)78の教育機関ならびに2施設と教育交流協定を結び、積極的に交流を行っています。

教育交流協定校紹介

※アイウエオ順／（　）は協定年月日

アイルランド
Ireland

メアリー・イマキュレート大学　Mary Immaculate College　(2016年8月3日)

アメリカ
United States of America

オハイオ州立ライト大学　Wright State University (1981年8月22日)
ケープコッド・コミュニティー・カレッジ　Cape Cod Community College (1990年5月3日)
ハワイ大学　University of Hawaii (2000年9月30日)
※ハワイ大学は下記の3大学とコミュニティーカレッジ（短大）7校から構成されている。
・ハワイ大学ヒロ校　University of Hawaii at Hilo
・ハワイ大学マノア校　University of Hawaii at Manoa
・ハワイ大学ウエストオアフ校　University of Hawaii at West Oahu
・ハワイ・コミュニティーカレッジ　Hawaii Community College
・ホノルル・コミュニティーカレッジ　Honolulu Community College
・カピオラニ・コミュニティーカレッジ　Kapiolani Community College
・カウアイ・コミュニティーカレッジ　Kauai Community College
・リーワード・コミュニティーカレッジ　Leeward Community College
・マウイ・コミュニティーカレッジ　Maui Community College
・ウインワード・コミュニティーカレッジ　Windward Community College
フィンドリー大学　University of Findlay (1992年9月27日)
シェネンドーア大学　Shenandoah University (1995年11月20日)
ボストン美術館　Museum of Fine Arts, Boston (2006年10月13日)
グアム大学　University of Guam (2006年4月16日)
ニュージャージーシティ大学　New Jersey City University (2015年9月24日)

イギリス
United Kingdom

ダービー大学　University of Derby (1996年7月13日)
サンダーランド大学　University of Sunderland (1996年7月13日)

イタリア共和国
Italian Republic

ボローニャ大学　University of Bologna　(2017年5月25日)

インド
India

カルベ社会サービス大学院　Karve Institute of Social Services　(2004年6月10日)

インドネシア
Indonesia

ディアン ヌスワントロ大学　Dian Nuswantoro University　(2016年4月12日)
ブアナ・パルジュワンガン・カラワン大学　Universitas Buana Perjuangan Karawang　(2017年12月18日)

エクアドル
Republic of Ecuador

国際大学（エクアドル）　Universidad Internacional del Ecuador　(2016年6月14日)

オーストリア
Austria

リンツ工科造形芸術大学　University of Art and Industrial Design (1996年4月23日)
ヨハネス・ケプラー大学　Johannes Kepler University (1996年4月23日)

オランダ
Netherlands

ハンザ応用科学大学　Hanze University of Applied Sciences　(2016年6月27日)
ハーグ応用科学大学　The Hague University of Appried Sciences (2016年8月10日)

カナダ
Canada

モホークカレッジ　Mohawk College (1989年12月1日)
ニューカレドニア大学　College of New Caledonia (2016年4月13日)

グルジア
Georgia

コーカサス大学　Caucasua University (2014年1月30日)
グルジア演劇・映像大学　Shota Rustaveli Theater and Film Georgia State University (2014年1月30日)
トビリシ国立芸術大学　Tobilisi State Academy of Arts (2014年1月31日)
グルジア行政大学　Georgian Institute of Public Affairs (2014年2月7日)

シンガポール
Republic of Singapore

ニー・アン・ポリテクニック　Ngee Ann Polytechnic (1993年11月30日)

スペイン
Spain

サン・ホルヘ大学　Universidad San Jorge　(2016年11月1日)
バレアレス諸島大学　University of the Balearic Islands　(2017年7月20日)

タイ
Thailand

チュラロンコン大学　Chulalongkorn University（2001年2月20日）
ラチャスダ大学　Ratchasuda College（2002年2月9日）
タマサート大学　Thammasat University（2015年8月3日）
モンクット王工科大学北バンコク校　King Mongkut's University of Technology North Bangkok（2015年8月24日）
タイ商工会議所大学　University of the Thai Chamber of Commerce（2017年5月19日）
サイアム大学　Siam University（2017年12月1日）

ドイツ
Germany

SRHハイデルベルグ専門大学　SRH University Heidelberg（2010年5月11日）

フィリピン
Republic of the Philippines

フィリピン国立大学ロスバニョス校　University of the Philippines Los Baños（2009年1月30日）
ラサール大学　De La Salle University（2011年1月21日）
アンヘレス大学財団　Angeles University Foundation（2012年1月13日）
サンラザロ病院　San Lazaro Hospital（2017年7月4日）

ブラジル
Brazil

パラナ・カトリカ大学　Pontifcia Universidade Catlica do Parana（1989年5月23日）
パラナ連邦大学　Universidade Federal do Parana（1989年6月5日）

フランス
French Republic

EACグループ　EAC Group-Business school of Arts, Culture and Luxury（2014年5月20日）

ベトナム
Socialist Republic of Vietnam

ハノイ貿易大学　Foreign Trade University　（2014年7月14日）
ダナン外国語大学　Danang University of Foreign Language Studies　（2017年1月12日）

ベルギー
Belgium

ゲント王立美術アカデミー　Ghent Royal Academy of Arts（2004年3月12日）

ポーランド
Republic of Poland

ニコラウス・コペルニクス大学　Nicolaus Copernicus University（2007年5月18日）

メキシコ
Mexico

国際大学（メキシコ）　Universidad Internacional　（2016年6月9日）

リトアニア共和国
Republic of Lithuania

シャウレイ大学　Siauliai University（2015年5月13日）

ロシア
Russian Federation

ロシア国立アカデミー人文大学　State Academic University for Humanities（2016年1月19日）

中国
People's Republic of China

雲南大学　Yunnan University（1990年6月7日）
中山大学　Zhongshan University（1993年4月22日）
河南科技大学　Henan University of Science & Technology（2002年11月26日）
黄岡師範学院　Huanggang Normal University（2012年7月20日）
湖南大学外国語国際教育学院　College of Foreign Language & International Studies, Hunan University（2014年5月21日）
四川師範大学成都学院　Sichuan Normal University Chengdu College（2014年7月11日）

台湾
Taiwan

南台科技大学　Southern Taiwan University of Science and Technology（1994年5月28日）
稲江科技暨管理学院　Toko University（2003年3月22日）
稲江高級商業職業学校　Daojiang　High School of Commerce（2003年3月22日）
育達科技大学　Yu Da University of Science and Technology（2005年7月22日）
国立台湾芸術大学　National Taiwan University of Arts（2011年7月22日）
到理技術学院　Chihlee Institute of Technology（2015年6月10日）
実践大学　Shih Chien University（2016年11月1日）

韓国
Republic of Korea

慶一学園　Kyung il Educational Institution（1997年5月20日）
仁濟大学　Inje University（2002年1月24日）
金龍学園　Kum Yong Educational Institution（2002年7月26日）
鶴山学園　Hack San Educational Foundation（2002年7月26日）

清錫学園　Cheongseok Academic Foundation（2004年12月4日）
市立仁川専門大学　Incheon City College（2004年12月17日）
純心教育財団　Sunshim Education Foundation（2005年1月25日）
済州観光大学　Cheju Tourism College（2005年6月18日）
驪州大学　Yeojoo Institute Of Technology（2005年7月12日）
湖西大学　Hoseo University（2005年10月17日）
釜山情報大学　Busan College of Information Technology（2006年4月24日）
瑞逸大学　Seoil College（2006年11月28日）
国立江原大学校　Kangwon National University（2007年1月17日）
翰林聖心大学　Hallym College（2009年12月18日）
烏山大学　Osan College（2010年10月26日）
慶南アニメーション高等学校　Gyeongnam Arts High School（2010年10月26日）
釜山外国語大学校　Busan University of Foreign Studies（2014年5月26日）

各学校のプログラム紹介

1.海外研修プログラム
長期休暇を利用して、協定校を訪問するプログラムです（研修先の大学やプログラムの内容は調整の上決定されますので、必ず実施されるものではありません。学生課からの案内に注意していてください）

2.フィンドリー大学奨学留学プログラム
フィンドリー大学からの奨学金を受け、フィンドリー大学と本学との親善大使として、フィンドリー大学へ1年間留学することができるというプログラムです。この奨学金は、フィンドリー大学の授業料に充当されます。

3.ハワイ大学ヒロ校留学プログラム
ハワイ大学ヒロ校へ留学して英語を集中的に4か月間学ぶプログラムです。

4．フィリピン国立大学ロスバニョス校留学プログラム（動物生命薬科学科対象）
九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を卒業後にフィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部へ編入学し、獣医師国家試験受験資格取得を目指すことが可能です。詳細については、フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部編入留学規程を参照して下さい。

学　生　生　活

学　生　相　談
通学方法について
遺失物・拾得物について
アルバイトについて
奨 学 金 制 度
教育・学費ローン
喫　　煙
課外活動（サークル活動）
学研災・学研賠保険について
ＡＥＤ（緊急用除細動器）
九州保健福祉大学ボランティアセンター
個人情報の取り扱いについて

学　生　相　談

チューター制度

本学にはチューター制度があります。一身上のいろいろな問題・悩みなどが起きた場合は、チューターに相談し、指導・助言を受けて下さい。

保　健　室

保健室（１号棟(講義)）では、病気やけがに対しての応急処置並びに必要に応じて健康相談を行います。

学生の健康については、学校保健安全法に基づき毎学年始めに健康診断を実施します。実施日にやむを得ず受診することが出来なかった場合は、別途指示により健康診断を完了して下さい。健康診断を受診しないと学外実習等に参加することもできません。

学生相談室

心の健康を保つために、カウンセラーによる学生相談室（保健室内）で学生相談を行っています。多様化、複雑化する現代において、青年期を過ごしている学生の皆さんは、色々な心配事や心の悩みを抱えていることがあるかもしれません。プライバシーには十分に配慮していますので、どのような相談でも安心して気軽に利用して下さい。

意　見　箱

１号棟（講義）１階の学生課窓口と４号棟（薬学）１階に『意見箱』を設置しています。所定の用紙に大学に対する意見・要望・提案に限らず、困っていることなどがあれば記入して投かんして下さい。

通 学 方 法 に つ い て

学生の通学については公共交通機関、オートバイ・自転車・徒歩とします。四輪自動車での通学は、駐車場の収容台数の関係上、許可制となります。

●交通安全講習

毎年、全ての学生を対象に行っています。内容は交通事故に関するもので、講習を通じて少しでも交通事故防止に役立つことを目的としています。

●任意保険の加入について

任意保険は、自賠責保険では足りない分をカバーするものです。自動車の通学許可を申請する際にも、任意保険証券のコピーが必要です。自賠責保険が一定の賠償額までしか補償されないため、上乗せ保険として現在ではほとんどの人が加入しています。万が一のためにも加入しましょう。

●交通事故の防止について

自動車やバイクで通学する学生が多く、本学の学生を当事者とする交通事故や交通違反が多発しています。学生自身が死亡したり重傷を負う事故だけでなく、歩行者や対向車の同乗者を死亡させるなどの重大な事故も発生しており、被害者とその家族はもとより学生の未来を悲惨なものに変えてしまう事例が少なからず見受けられます。交通違反や不注意が自身の将来や家族に大きな衝撃を与えてしまうことを忘れず、バイクや車に乗る際は細心の注意を払って、より安全に運転するよう心がけて下さい。

なお、学生に事故や病気で緊急入院等の事態が発生した場合、大学から家族への連絡を行います。家族の連絡先に変更が生じた場合は、早急に学生課に届け出て下さい。万一の際に家族への連絡が取れない事態が発生しないよう注意して下さい。

遺失物・拾得物について

学内において、学生が金品等を遺失または拾得した場合は、学生課に届け出て下さい。拾得物については、落とし物用ロッカーに保管していますので、心当たりのある学生は学生証を呈示のうえ学生課へ申し出て下さい。なお、拾得物は６ヶ月以上経過しても受け取りに来ない場合は処分します。

アルバイトについて

大学生になり自分が社会の一員であることの自覚の持ち、社会勉強を実践することは大学生活においても大変有意義なことです。しかし、学業を犠牲にしてのアルバイトは賛成できません。アルバイトは副次的なものとして考え、まずは学生の本文である学業に専念し、休みなどを利用してアルバイトをするようにしましょう。また、家庭教師・塾講師等は相手（雇用先）とよく話し合い、自分にも相手にも不都合のないように責任を持って行って下さい。

●アルバイトの斡旋

学生に対し特に斡旋はしていませんが、学生課の掲示板に求人票を掲示していますので、希望する学生は各自直接問い合わせて下さい。

奨　学　金　制　度

本学の学生で、優秀な資質を有し、経済的理由によって、修学困難な学生は奨学金を受けることができます。
なお、人数枠および成績基準のある場合は学内で選考します。

九州保健福祉大学奨学金

１．創立者加計勉奨学金

１人当たり年間減免額・・・本学の学納金の年間相当額
支給者・・・順正学園設置校で若干名
選考・・・経済面と学業面の両方を考慮して成績優秀者を選考
支給対象年次・・・２年次以降

２．一般奨学金

１人当たり年間減免額・・・年間 300,000 円（薬学科は 500,000 円）
支給者・・・年間 10 名以内
支給対象年次・・・全学年
選考・・・学習意欲がありながら、経済面で修学困難な学生を優先とし選考
創立者加計勉奨学金の選考に漏れた学生も対象とする。

３．１・２の適応は、１年ごとに選考し運用する。

順正学園教育後援会奨学金

奨学生としての資格は、学業が勤勉で就学の熱意はあるが、経済的理由により修学困難な学生を対象とします。
奨学金貸与額の上限は、各学科学費半期分相当額で無利子です（状況により、変更になる場合があります）。

日本学生支援機構

第一種奨学金（無利子）貸与月額　　自宅通学　20,000/ 30,000/ 40,000/ 54,000 円
　　自宅外通学 20,000/ 30,000/ 40,000/ 50,000/ 54,000/ 64,000 円
第二種奨学金（有利子）貸与月額　　20,000 円から 120,000 円まで一万円単位で選択可能
・薬学科のみ上記に加えて 140,000 円を選択できますが、増額部分にも利息が生じます。

＊貸与利率は、貸与を受けた月ごとに資産運用部資金借入利率（財投金利）を基準として定められた利率（上限年利３％）とし、貸与終了後に返還するにあたってはその利率を基にした元利金等方式で返還することとなります。
＊第一種奨学金と併せて第二種奨学金の貸与を受けることもできますが、自分に必要な奨学金の額を確認し、奨学金の借りすぎには注意してください。

介護福祉士修学資金貸付制度

○応募資格
この貸付制度は、介護福祉士を目指す学生に修学支援を行う目的で、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会が実施するものです。社会福祉学部臨床福祉学科介護コースに在籍する者で、成績が優秀で品行が正しく、将来優れた介護福祉士等になることが十分期待される学生で、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要であり、卒業後に宮崎県内で介護福祉業務等に従事しようとする意思がある学生が対象となります。
○貸与額等
・月額 50,000 円以内
・初回に入学準備金として 200,000 円以内（１年生のみ）
・最終回に就職準備金として 200,000 円以内
・国家試験対策費用として年額 40,000 円

○返還免除
・卒業後１年以内に宮崎県内において、、介護福祉士等として介護又は相談援助の業務に従事し、以後５年間当該業務に従事した場合に貸付金の全額が返還免除されます。

その他の奨学金

その他の奨学金については以下のようなものがあり、貸与金額や応募資格等はそれぞれの奨学金で様々です。

・宮崎県育英会
・宮崎県奨学会
・延岡市育英会
・都城市育英会
この他にも自治体によって奨学金制度を設けているところがあります。居住地の市役所等に問い合わせてください。

・山口県ひとづくり財団奨学金
・河内奨学財団奨学金
・壽崎育英財団奨学金　など

大学に募集通知が届いたものはすべてその都度掲示にて案内します。願書交付並びに募集日程等の詳細についてお知らせしますので、必ず学生課掲示板を確認して下さい。

教育・学費ローン

本学では、奨学金の他に教育資金のための各種学費ローンの紹介をしております。

国の教育ローン

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）は、学生の保護者を対象として融資を行っており、在学するために必要な資金に利用できます。融資額は 350 万円以内ですが、申請条件として世帯の年間収入（世帯主、配偶者等含む）の条件があります。また、利用できるものは次のとおりです。

・学校納付金（入学金・授業料等）
・受験にかかった費用（受験料・交通費・宿泊費等）
・アパート等の敷金、家賃など
・教科書代、学習用品費、パソコン購入費、通学費用など

詳細についての問い合わせ先：教育ローンコールセンター　℡0570-008656

順正学園提携による教育ローン

＊三菱東京 UFJ 銀行は、順正学園が設置する全ての学校で利用できる教育ローンを取り扱っています。

三菱東京 UFJ 銀行の教育ローンは、10 万円以上から 300 万円以内で、入学金や学費等に利用できます。また、申込にあたっては同行所定の審査があります。
詳細についてお問い合わせ先：三菱東京 UFJ 銀行岡山支店お客様相談課　℡086-222-6713

＊宮崎太陽銀行は、本学にも ATM を設置しており、学生も多数利用している地元の銀行です。

宮崎太陽銀行の教育ローンは、教育に関する費用であれば、最高 300 万円まで利用できます。申込の相談は、近くの宮崎太陽銀行の本店並びに各支店まで、問い合わせて下さい。
また、同行の営業エリア以外に住んでいる場合は、同行延岡支店に問い合わせて下さい。

詳細についての問い合わせ先：宮崎太陽銀行　延岡支店　℡0982-33-5251

＊学費ローン

このローンは本学提携の学費ローンで、入学金、授業料等の学校納付金について利用できますが、信販会社の承認が必要です。
詳細についての問い合わせ先
・株式会社ジャックス『ジャックスの教育ローン』　コンシューマデスク　℡0120-338-817
・株式会社オリエントコーポレーション『学費サポートプラン』　学費サポートデスク　℡0120-517-325
・株式会社セディナ『セディナ学費ローン』　株式会社セディナ　℡086-233-8293

なお、教育・学費ローンの利用にあたっては、各機関の問い合わせ先に直接連絡して下さい。

喫　　煙

（1）20 歳未満の喫煙は禁止する。
（2）原則として学内での喫煙は禁止する。ただし、指定場所での喫煙は認める。

課外活動（サークル活動）

団体の結成

学生が新たにクラブ等を結成しようとする場合は、まず、学生課窓口へ相談に来て下さい。その後、［団体結成願］に必要事項を記入し、［部員名簿］を添付して学生課へ提出し、学長の許可を得なければなりません。

役員、部員等に変更があるとき、または解散する場合も学生課へ［変更届］または、［団体解散願］を提出し、学長の承認を受けなければなりません。

課外活動届

学生が、合宿・遠征などに参加する場合は、必ず１週間前までに［課外活動届］を学生課に提出するとともに、終了後は速やかに［結果報告書］を提出しなければなりません。

掲示物･印刷物

掲示板以外の場所にポスター等を貼る事はもちろん、学内の掲示板に無許可でポスター等を貼る行為は禁止されています。また、学内で営利を目的としたビラやチラシ等の配布・掲示は禁止です。

●掲示物を貼りたいとき

学生委員会に所属する団体が、勧誘ポスターや企画ポスターを貼る場合は、学生課で許可印をもらい、決められた場所へ貼って下さい。その他、一般学生が企画等で掲示物を貼りたい場合も同様に学生課で許可を受けて下さい。無断で貼っている掲示物はすべて処分します。

フィットネスルームの利用について

フィットネスルームは事前に講習を受講すれば利用することができます。希望者は学生課まで申し出て下さい。

学研災・付帯賠責保険について

「学生教育研究災害保険」（学研災）・「学研災付帯賠償責任保険」（付帯賠責）は教育活動中の不慮の災害事故補償と学生が被る種々の賠償責任事故補償のために、教育実習、施設・病院等の実習、課外活動など、大学の教育研究活動の場は学内外を問わず学生生活におけるほぼすべての活動が補償される保険です。

学生教育研究災害保険

本学の教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を負った場合等に保険金が支払われます。ただし「病気」はこの保険の対象にはなりません。

【保険金が支払われない場合】

通学外事故、故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、放射線による障害、無資格運転・酒酔い運転、施設外での危険なスポーツを行っている間等

学研災付帯賠償責任保険

正課、学校行事および往復途中で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を破壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

【保険金が支払われない場合】
故意による事故、闘争等による事故、車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故、地震等による事故、受託物の破損、紛失、盗難等。

※事故が発生した場合は速やかに学生課に届け出て下さい。届出が遅くなった場合は保険が下りない場合がありますので注意して下さい。また、医療機関等の領収書は保険金請求時に必要になりますので必ず保管しておいて下さい。

ＡＥＤ（緊急用除細動器）

ＡＥＤ（緊急用除細動器）は、電気ショックにより心臓を正常に戻す救命救急機器で、音声ガイドに従って操作をすれば、誰でも簡単に使用することができます。突然の心肺停止にみまわれてしまった時、救急車が到着するまでの間にスピーディな処置ができるよう学内にＡＥＤを設置しています。

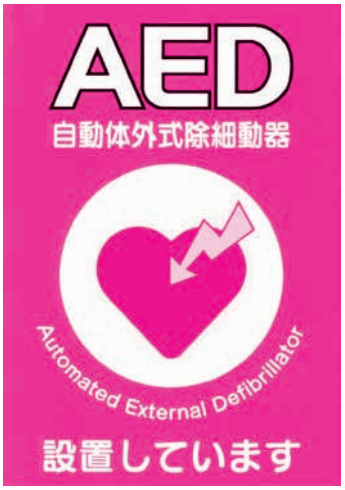

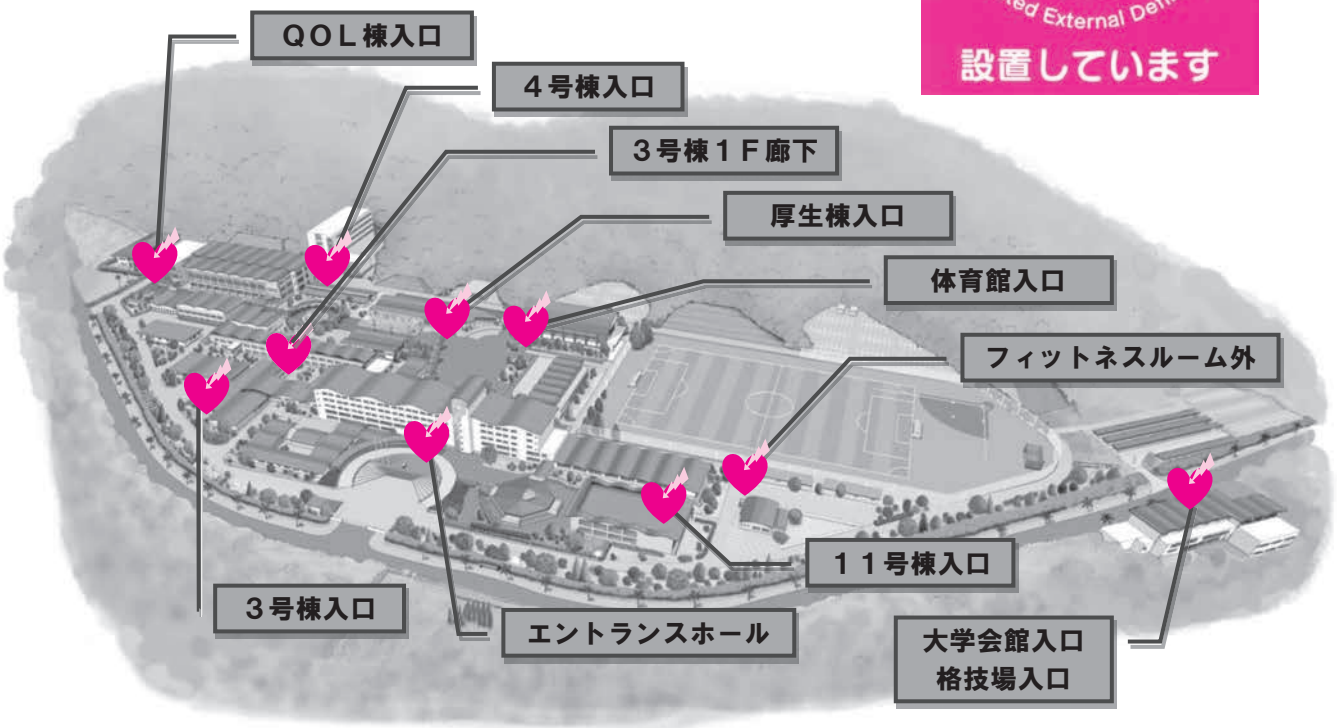

九州保健福祉大学ボランティアセンター

できるだけ多くの学生にボランティア活動を通じて豊かな学びの経験をしてもらえればと考えています。以下に、本学の学生達が作成した“ボランティア活動の心がまえ”を掲載しますので参考にして下さい。

ボランティア活動の心がまえ

第 1 条　自分の身の回りのことから手がけること

私たちの身の回りには、身近な問題が顔を出します。あの電柱のはり紙がどうも気になる。歩道橋にいつもゴミがちらかっている。あの子はいつも一人ぼっちだ。あのおばあちゃんはこのごろ顔を見せない。新聞で親子心中が多いのが目につく等々あげればきりがない位です。ボランティア活動は挨拶から始まります。小さなことから手をつけ、次第に大きな課題に取り組むことです。本学ボランティアセンターは、大学内外での学生のボランティア活動を支援・推進するための活動を行っています。

第 2 条　相手のニードに合わせて活動すること

活動には相手があります。よかれと思ってやったことでもしかられたりすることがありますが、これは相手が何を求めているのか理解しなかったことから起る結果です。善意は尊いのですが、おしつけでは困ります。相手と同じ気持になって、気持を汲んでするところに金銭にかえられない、この活動の喜びが見出せるのです。常に相手への心配りをし、あらかじめ充分な連絡を取り、さらに話し合いをして活動することが必要です。

第 3 条　細く長く無理しないこと

ボランティア活動は一時期にその効果が現れるものではありません。長く継続するところに本当の意義があり、成果もあらわれて来るものです。そのためには、細く長く無理をしないでできる活動を自分の生活のリズムに取り入れて、目標に一歩一歩近づけていくことです。1 つの作品が実るには長い時間を必要とするように、初めは誤解やトラブルがあっても、続けて活動することによって信頼とよろこびの価値を見出すことが出来るのです。

ただし、特に若い間は同じスペースで何年間も活動することは難しい場合が多いようです。就職、結婚、出産、転勤といった生活の大きな変化があるからです。

しかし、こうしたことから活動の第一線に参加できなくても、社会の問題解決に積極的に関わっていこうという意欲を忘れてはならないわけです。

第 4 条　約束を果たすこと

「ボランティアはたよりない」とある施設の先生が言っていました。みんながそうではないと思いますが、約束を破って休んだり、責任を果たさなかったりするところから、こういう言葉が出るのでしょう。よい活動、実りある活動にする為には、小さいことでも約束を果たすこと、責任を遂行することが必要です。

ボランティア活動が成功し施設で受け入れられているのは、責任ある活動の積み重ねで、信頼をかち得ているからです。

第 5 条　活動にけじめをつけること

ボランティア活動は、人数、時間、能力等々の制約をかかえています。活動によっては朝から夕方までやってもこなしきれないものもあります。ある活動は無限の広がりを持つことがあります。したがって、自分たちの人数、時間、能力あるいは目的にあわせてケジメをつけ、これだけの量、これ位の時間内でといった限定をしていく必要があります。これには施設や団体と充分話し合いをし「3 時までしか活動しません」とか「これだけの量をしたら帰ります」ということを前もって知らせお互い確認することです。

第 6 条　活動を点検し、記録をとること

活動にはいくつかの波があります。ニーズも変わります。意義も時には薄れていくことがあります。幾度か修正をしなければいけないことが起ります。そのためには 1 ヵ月に 1 回とか、2 ヵ月に 1 回とか活動を点検し、話し合いをする必要があります。

また、たえず記録をとり、実績を評価し、反省材料とし、施設の先生や専門的なリーダーによきアドバイスを受ける資料として提供していくことも必要です。

この点グループでの活動の場合など、年に 1 度の「総会」や創立 5 周年、10 周年といった時を機会に、前年度（あるいは過去何年か）の活動をまとめ、評価を加え、「活動報告書」などにまとめるのは大切なことです。

第 7 条　たえず学習をし、自分を成長させること

ボランティア活動は、何らかの形で自分たちの持っている技能や知識を社会に提供し、そのことによって社会を潤し、時には人格的感化を及ぼし、時には制度や環境さえ変革していく役割を担うのですが、そのためにはボランティア自身が知識的にも技術的にも人格的にも成長していかなくてはいけません。

第 8 条　謙虚であること

ボランティア活動は積極性を要求されますが、一方謙虚さも必要とされます。決して“してやっている”のではなく、協力者であり援助者であります。ワキ役です。善意というものは押し付けになればかえってマイナスになります。謙虚さもひとつの武器です。たえずたずねる姿勢、学ぶ姿勢が必要です。それが信頼を生み活動を助けるのです。

第 9 条　家族や職場の理解を得ること

ボランティア活動は自分だけでは出来ないものです。温かい家族や職場の同僚の理解があって始めて続けられ、その成果が生まれるものです。そのためには、活動を言い訳にして時間的にルーズであったり、信頼を裏切るようなことがあってはいけません。活動にブレーキがかかります。活動を持続させる為にも、周囲の理解を求めるよう努力を続けねばなりません。

第 10 条　秘密を守ること

ボランティア活動の場は個人的なプライバシーを守らねばなりません。活動を通して親子関係の問題や施設での人間関係などを耳にし、また相談を受けることも多くなりますが、必要なこと以外は決して他言しないことです。秘密を守ることは活動における信頼関係を強め、活動を実りあるものにします。また、活動中に知り得た個人の秘密は、ボランティア活動終了後も守らなければなりません。

ボランティア活動保険

ボランティア活動保険とは、全国社会福祉協議会が保険会社と契約している保険で、日本国内のボランティア活動中の事故によりケガをした場合の「損害保険」と、ボランティア活動中の事故により他人をケガさせたり、他人の物を壊したことについて法律上の損害賠償責任を負った場合の「賠償事故」がセットになっています。申し込みはボランティア活動を行う個人でもグループでもできますが、申し込みは社会福祉協議会が窓口となっています。ボランティア活動中は注意をしていても何が起こるか分かりません。ボランティア活動をする場合には、必ず入るようにしましょう。詳細については本学ボランティアセンターか社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

個人情報の取り扱いについて

2005 年 4 月 1 日より「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、本学においては、収集した個人情報の取り扱いについて、教育機関として適切に取り扱っています。また、本学が個人情報に関して、学外に委託や提供等を行う場合についても、一定基準をもとに十分な指導や監督を行っています。

本学は、学生の皆様が充実した学習や有意義な学生生活を送ることができるように、教育支援・生活支援を行っており、これらの支援のために、入学願書出願時、入学時および在籍中に、皆さんに係る個人情報を収集し活用しています。

個人情報の提供等の中止を求める場合には、事前に各担当課で相談して下さい。なお、個人情報の利用・提供等を中止した場合は、本学生として各種支援の利用や修学に支障をきたすことがありますので、履修届提出までに相談して下さい。

【個人情報の主な利用目的および個人情報の内容】

項　目	主な利用目的	個人情報の内容
学　内	本人確認、成績・履修に係る事項、学納金の納付、学生・保証人（保護者等）への成績表送付、 通知・連絡、学生支援、奨学金手続き、就職支援、掲示板による伝達・呼出等に利用	学生氏名、学生番号、学部・学科等所属、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、パスワード、履修・成績、健康診断情報、出身校、就職先、保証人（保護者等）氏名、保証人住所、保証人電話番号、保証人勤務先等学生・保証人各個人を識別できる情報
委　託	本学の業務遂行のため、業務の一部または全部を業務委託する場合に利用	上記の個人情報の内、業務を遂行するために必要な各個人情報
提　供	本学の掲示板より情報を取得可能な学生、保護者および来訪者、また本学と密接な関係を持ち、学生の教育・生活支援や本学の発展に寄与している団体への提供 １．掲示板 本学より伝達、呼び出しおよび卒業資格判定結果等の掲示 ２．株式会社 JEI（学園 100%出資会社） 資格取得支援（エクステンション）、情報機器および文具等の販売、損害保険販売等の各種案内のための通知・連絡等に利用 ３．株式会社 JK（学園 100%出資会社） 学生へのアルバイト斡旋、卒業生の雇用等の案内や通知等に利用 ４．教職員組合 私立大学に対する公費助成運動の取り組みのための署名等の協力依頼の通知等に利用 ５．ラブリーフォトスタジオ内倉 卒業アルバムの作成及び販売に必要な案内や通知等に利用	学生氏名、学生番号、学部・学科等所属、性別、生年月日、住所、電話番号、保証人氏名、保証人住所、保証人電話番号等個人を識別できる情報 ※掲示板に掲示する個人情報の内容;氏名、学生番号
共　有	本学の学生、卒業生、保護者または教職員等で構成された組織で学生の教育・生活支援や本学の発展に寄与している団体との共有 １．学友会 教職員・学生相互の親睦および教養の向上、健康の増進等のために活動しており、その活動に利用 ２．同窓会 同窓会に加入した者で、在学生は準会員、卒業生は正会員となり、会員相互の親睦を図り、母校の隆盛に寄与することを目的とした活動のための通知・連絡等に利用 ３．教育後援会 地区別懇談会の開催の通知・連絡、奨学金制度等の審査や通知・連絡等に利用	学生氏名、学生番号、学部・学科等所属、性別、生年月日、住所、電話番号、履修・成績、就職先、保証人（保護者等）氏名、保証人住所、保証人電話番号、保証人勤務先、保証人所得等学生・保証人各個人を識別できる情報 ※掲示板の個人情報内容；名前、学生番号

就　　職

就　　職

就　　職

キャリアサポートセンターは主に学生の就職活動を支援するところですが、単に就職指導をするだけではなく、学生が自らのキャリアをデザインしていくための支援、就職・進学に関する相談、アドバイスなど様々な形でスタッフが全力でサポートしています。学年を問わず利用することができますので、低学年の学生も気軽に来室して下さい。

〈就職活動について〉

「就職なんて遠い話」そう思っていませんか？「最終学年になってから考えよう」そう思っていませんか？いざ最終学年になってみると、実習や卒業論文作成、そして国家試験対策などがあり就職活動との両立が困難になってくる学生が多いというのが現実です。特に一般企業への就職を希望する学生は、自己分析、企業研究などを１年次から始めても一向にかまいません。医療・福祉分野の採用活動は一般企業と比較すると遅い傾向にありますが、それは「採用試験」がやや遅い時期に実施されることが多いだけであり、「就職活動」が遅くなってもよいという訳ではありません。納得した進路選択のためには「早めの準備」が最も大切です。

就職活動では自分を知り（自己分析）、相手を知り（業界研究・企業研究）、自身の PR や思いを文字（履歴書・エントリーシート）や口頭（面接・グループディスカッション）で伝える必要があります。また、その内容が相手（採用側）にとって魅力を感じるものであることも重要です。学生生活はそのための“ネタ”づくりの場でもあり、各学科での学びは勿論のこと様々な経験をすることで、その実績を“人に伝える（伝わる）”ことを意識して学生生活を送って下さい。日頃からの「挨拶やマナー」「身だしなみ」「丁寧な文字」なども就職活動の一部と言えます。

キャリアサポートセンターの業務

① 卒業後の進路決定をサポートするために、各学部・学科・学年に応じた様々な行事を行っています。具体的には、マナーやコミュニケーションに関する講座、就職活動を展開する上で必要となる就職支援サイト登録や合同説明会活用に関する講座、就職ガイダンス、就職面談会、仕事説明会、会社説明会など年間を通して行っています。

② 就職先の開拓のために、事業所訪問や求人依頼、就職懇談会等を行っています。収集した求人情報等を管理・公開することで、学生の就職活動をバックアップしています。

③ 求人票や病院・会社案内等はキャリアサポートセンターで閲覧することができます。求人情報については Universal Passport でも検索することができます。

④ 実際に就職活動に入ったら、履歴書・エントリーシート添削や模擬面接等の採用試験対策、内定礼状等の各種文書指導などを行います。就職や進学、卒業後の進路に関するあらゆることを遠慮なくキャリアサポートセンターにご相談下さい。個別相談（個別指導）については、緊急時を除き予約制にしています。予約制により学生は就職活動を計画的に進めることができ、キャリアサポートセンタースタッフも各学生に応じた準備をすることで効率的なサポートが可能になります。

情報提供の方法

キャリアサポートセンターが主催する行事の連絡や学生への諸連絡等は、基本的には廊下等に設置されている掲示板で行います。就職活動のピーク時には、合同企業説明会、就職フェアなどの連絡が、キャリアサポートセンター前掲示板や各学部・学科掲示板等に頻繁に掲示されますので、各掲示板の位置を把握し、常に情報の収集に心がけて下さい。また、Universal Passport でも求人情報や各種就職関連情報を送信していますので、キャリアサポートセンターからのお知らせには必ず目を通して下さい。

提出書類について

卒業後の進路にかかわらず、最終学年生は全員次の書類をキャリアサポートセンターに提出して下さい。

① 求職票

学部別の就職ガイダンス（3 年次末または 4 年次初め）で配付します。求職票を提出することで求職登録され、キャリアサポートセンターでの様々な支援を受けることが可能になります。学生による求職票への記載内容から各学生に応じたに情報提供等をすることもあります。

② 就職・進路決定届

卒業後の進路が決定しだい提出して下さい。進学等で就職しない学生も必ず提出して下さい。

③ 受験報告書

就職や進学で受験した試験内容等を詳しく記入し提出して下さい。先輩たちが残してくれた受験報告書はキャリアサポートセンターで閲覧することができます。後に続く後輩のためにもご協力下さい。

キャリアサポートセンターの利用時間・連絡先

◎9:00～17:00（土曜・日曜・祝日は利用できません）

TEL　0982-23-5525　（キャリアサポートセンター直通）

FAX　0982-23-5526

※ＧＷ・お盆・年末年始の閉室期間は掲示等でお知らせします。

関 係 諸 規 程

学位規程
履修規程
公欠に関する申し合わせ
学納付金納入規程
納付金納入規程第７条に基づく分納許可基準
社会福祉学部進級に関する規程
鍼灸健康福祉コースに関する規程
介護福祉コースに関する規程
保健科学部作業療法学科進級に関する規程
保健科学部言語聴覚療法学科進級に関する規程
保健科学部視機能療法学科進級に関する規程
保健科学部臨床工学科進級に関する規程
薬学部薬学科進級に関する規程
薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程
フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部編入留学規程
生命医科学部生命医科学科授業科目履修に関する規程
生命医科学部生命医科学科臨床実習に関する規程
生命医科学部生命医科学科進級に関する規程
学生賞罰規程
学友会会則

九州保健福祉大学学位規程

第１章　　総　則

（目的）

第１条　学校教育法第 104 条第１項から第４項並びに学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）に基づき、本学において授与する学位については、九州保健福祉大学学則、同大学院学則並びに同大学院（通信制）規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は次の通りとする。

社会福祉学部		学士（社会福祉学）
保健科学部		学士（保健科学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
	動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部		学士（生命医科学）
通信教育部	社会福祉学部	学士（社会福祉学）

大学院

医療薬学研究科	博士課程	博士（医療薬学）
（通信制）社会福祉学研究科	修士課程	修士（社会福祉学）
（通信制）保健科学研究科	博士（前期）課程	修士（保健科学）
（通信制）連合社会福祉学研究科	博士（後期）課程	博士（社会福祉学）
（通信制）保健科学研究科	博士（後期）課程	博士（保健科学）

（学位授与の基準）

第３条　学士の学位は、大学に４年以上（ただし、薬学部薬学科においては６年以上）在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に授与するものとする。

２　修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする。

３　博士の学位は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

（学位授与の要件）

第４条　学士の学位は、学部を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、大学院の修士課程または博士（前期）課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、次の者に授与する。

一（課程修了による学位）医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）連合社会福祉学研究科並びに（通信制）保健科学研究科の博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）を修了した者。

二（論文提出による学位）本学大学院博士（後期）課程特別研究生として必要な指導を受け、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを諮問により確認された者。

第２章　　学士の学位

（学位記の様式）

第５条　学士の学位記は、別表Ⅰによる。

第３章　　修士の学位

（論文の提出条件）

第６条　修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、修士課程または博士（前期）課程に２年以上在学し、所定の単位を修得（見込み）した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（修士論文の作成）

第７条　修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

（修士論文の提出方法）

第８条　修士論文は、指定された部数を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

（審査の委嘱）

第９条　修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。

２　修士論文審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員１名以上をあてるものとする。

３　前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の審議を経て、副査として当該専攻以外の教員等をあてることができる。

（最終試験）

第10条　最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。

（審査の時期）

第11条　修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね１ヶ月以内に終了するものとする。

（審査結果の報告、承認）
第 12 条　審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。
（学位記の様式）
第 13 条　修士の学位記は、別表Ⅱによる。

第 4 章　博士の学位

第 1 節　課程修了による学位

（博士論文の提出条件）
第 14 条　博士の学位論文（以下「博士論文」という。）は、当該博士課程においては 4 年、当該博士（後期）課程においては 3 年以上在学して、所定の単位を修得（見込みを含む）し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員の承認を得て論文を作成し、提出するものとする。
ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院学則第 12 条及び大学院（通信制）規程第 10 条第 2 項各号に基づく年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。
（学位授与の申請）
第 15 条　博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。
2　博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。
（審査の委嘱）
第 16 条　学長は、学位授与申請書を受理したときは、当該研究科教授会にその審査を付託するものとする。
2　審査については、予備審査、最終試験および本審査とする。予備審査は当該研究科教授会が選出した予備審査委員が審査するものとする。最終試験については、当該研究科が定める方法で実施するものとする。本審査については、当該研究科教授会が審議するものとする。なお、予備審査委員については、別に定める。
（予備審査）
第 17 条　前条第 2 項に基づく予備審査は、予備審査会を開催し審査するものとする。
2　予備審査委員は予備審査の結果を当該研究科教授会に報告し、本審査に付すか否かの承認を得なければならない。
3　当該研究科長は前項の結果を当該学生に通知しなければならない。
（博士研究成果発表会）
第 18 条　当該研究科長は第 16 条第 2 項に基づき、前条第 2 項の合格者に対し博士研究成果発表会を開催するものとする。
（本審査及び最終試験）
第 19 条　博士研究成果発表会終了後、当該研究科長は研究科教授会を招集し、本審査を行うものとする。
2　本審査合格の議決は、当該研究科教授会出席者の３分の２以上の同意を得なければならない。
3　最終試験は、本審査の前までに合格しなければならない。
（学長への報告）
第 20 条　前条における研究科教授会が議決をしたときは、その議長は論文内容の要旨、論文の審査結果の要旨に、当該研究科教授会の意見書を添えて学長に報告しなければならない。
（学位の授与）
第 21 条　学長は前条の報告に基づき学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
（学位記の様式）
第 22 条　課程修了による博士の学位記は、別表Ⅲ－1 及びⅢ－2 による。

第 2 節　論文提出による学位

（審査の要求）
第 23 条　本学大学院の当該博士課程及び当該博士（後期）課程を経ずして、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を要求することができる。
（学位授与の申請）
第 24 条　前条の規定により学位を請求する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨および審査手数料（別に定める）を添え、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。
2　博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。
（退学者の学位授与の申請）
第 25 条　本学大学院の当該博士課程及び当該博士（後期）課程に所定の年限以上在学した者が、学位の授与を申請するときは、前条の規定による。
（博士論文および審査手数料の返付）
第 26 条　受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。
（試験の方法）
第 27 条　第 24 条または第 25 条の申請があるときは、当該申請者について、その専攻分野並びに外国語に関する学力の認定を行った上で審査に付する。
2　専攻分野に関する学力の確認は、当該博士課程及び当該博士（後期）課程に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。
3　外国語に関する学力認定は、試問によって行う。
4　前 2 項の試問は、口頭又は筆答による。
5　本条に規定する学力の認定は、他の方法によることができる。

（試問の免除）
第 28 条　第 25 条に該当する者が、博士論文を提出して、審査を請求するときは、前条の試問を免除することができる。
（審査試問判定結果）
第 29 条　学位申請者の博士論文の審査試問並びに判定等については、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 2 項、第 19 条、第 20 条の規定を準用する。ただし、第 16 条、第 17 条及び第 19 条に最終試験とあるのは、試験と読み替えるものとする。
（審査の期間）
第 30 条　学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね 1 年以内に終了するものとする。
（学位の授与）
第 31 条　学位申請者の学位記の授与については、第 21 条を準用する。
（学位記の様式）
第 32 条　学位申請者の博士の学位記は、別表Ⅳによる。

第 3 節　審査要旨の公表等
（学位授与の報告）
第 33 条　本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、別表様式による学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。
（論文要旨等の公表）
第 34 条　本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に、その論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
4 前 2 項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第 5 章　学位の取り消し
（学位授与の取り消し）
第 35 条　本学において、学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は、学士について当該教授会、修士又は博士については当該研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。
(1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき
(2) 栄誉を汚辱する行為があったとき
2 前項は、学士について当該教授会、修士又は博士については、当該研究科教授会の構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、3 分の 2 以上の同意を要する。

第 6 章　その他
（学位の名称）
第 36 条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を付記するものとする。
（記録の保存）
第 37 条　学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを担当部署において保存する。
第 38 条　削除
（学位論文の保存）
第 39 条　審査を終了した修士学位論文及び博士学位論文は、本学附属図書館に保存するものとする。
（雑則）
第 40 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附　則　この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　この改正規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　この改正規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　この改正規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　この改正規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条第 1 項については従前の規定による。
附　則　この改正規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　この改正規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条については従前の規定による。
附　則　この改正規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 4 条については従前の規定による。
附　則　この改正規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 14 条第 3 項の 2、第 14 条、第 22 条については従前の規定による。
附　則　この改正規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　この改正規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　この改正規程は、平成２９年４月１日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第２条、第４条第２項、第６条及び第１３条については従前の規定による。

学位規程　別表Ⅰ（Ａ４版）

学第　　号

学　位　記

氏　　名
生年月日

本大学○○学部○○○○学科所定の
課程を修め本学を卒業したので
学士（○○○）の学位を授与する

之　福　九
社　州
○○○○年○○月○○日
大　保
印　学　健

学校法人順正学園　総長　印
九州保健福祉大学　学長　印

学位規程　別表Ⅱ-1（Ａ３版）

修第　　号

学　位　記

本籍（都道府県）
氏　　名
生年月日

本大学大学院○○学研究科○○学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（○○学）の学位を授与する

之　福　九
社　州
大　保
印　学　健

○○○○年○○月○○日

学校法人順正学園　総長　印
九州保健福祉大学　学長　印

学位規程　別表Ⅱ－２（Ａ３版）

修第　　号

学　位　記

本籍（都道府県）
氏　　名
生　年　月　日

本大学大学院○○学研究科○○学専攻の博士（前期）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（○○学）の学位を授与する

之　福　九
　　祉　州
　　大　保
印　学　健

○○○○年○○月○○日

学校法人順正学園　総長　印
九州保健福祉大学　学長　印

学位規程　別表Ⅲ－1（Ａ３版）

博甲第　　号

学　位　記

本籍（都道府県）
氏　　名
生　年　月　日

本大学大学院○○学研究科○○学専攻の博士課程の後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（○○学）の学位を授与する

之　福　九
　　祉　州
　　大　保
印　学　健

○○○○年○○月○○日

学校法人順正学園　総長　印
九州保健福祉大学　学長　印

学位規程　別表Ⅲ－2（Ａ３版）

博甲第　　号

学　位　記

本籍（都道府県）
氏　　名
生　年　月　日

本大学大学院○○学研究科○○学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（○○学）の学位を授与する

之　福　九
　社　州
　大　保
印　学　健

○○○○年○○月○○日

学校法人順正学園　総長　印
九州保健福祉大学　学長　印

学位規程　別表Ⅳ（Ａ３版）

博乙第　　号

学　位　記

本籍（都道府県）
氏　　名
生　年　月　日

本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○学）の学位を授与する

之　福　九
　社　州
　大　保
印　学　健

○○○○年○○月○○日

学校法人順正学園　総長　印
九州保健福祉大学　学長　印

九州保健福祉大学履修規程

（目的）

第１条　九州保健福祉大学（以下「本学」という）の授業科目の履修に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（授業科目）

第２条　授業科目は、基礎科目と専門教育科目に区分し、必修科目、選択科目、自由科目に分ける。

第３条　基礎科目は、大学共通基礎科目、学部共通基礎科目、学科基礎科目に分類する。

（教育職員免許状の取得に関する授業科目）

第４条　教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の単位を修得しなければならない。

（卒業の要件）

第 5 条 本学を卒業するには、学則第 4 条に定める年限以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

（１）　基礎科目

社会福祉学部スポーツ健康福祉学科	24 単位以上
社会福祉学部臨床福祉学科臨床福祉専攻	24 単位以上
社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻	24 単位以上
保健科学部作業療法学科	24 単位以上
保健科学部言語聴覚療法学科	24 単位以上
保健科学部視機能療法学科	24 単位以上
保健科学部臨床工学科	24 単位以上
薬学部薬学科	30 単位以上
薬学部動物生命薬科学科	40 単位以上
生命医科学部生命医科学科	24 単位以上

（２）　専門教育科目

社会福祉学部スポーツ健康福祉学科	100 単位以上
社会福祉学部臨床福祉学科臨床福祉専攻	100 単位以上
社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻	100 単位以上
保健科学部作業療法学科	102 単位以上
保健科学部言語聴覚療法学科	102 単位以上
保健科学部視機能療法学科	102 単位以上
保健科学部臨床工学科	102 単位以上
薬学部薬学科	156 単位以上
薬学部動物生命薬科学科	84 単位以上
生命医科学部生命医科学科	100 単位以上

（自由科目の修得単位）

第６条　第２条に定める自由科目の修得単位は、卒業に必要な単位数のうちに算入しない。

（科目の履修・単位の認定）

第 7 条　学生は授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第 8 条　授業科目を履修登録した者に対して、科目単位試験又はその他の方法により、第 18 条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

第 9 条　単位の認定は次の各号の全てに該当していなければならない。

(1)　当該科目の履修登録をしているもの

(2)　当該科目の授業時間数の３分の２以上出席しているもの

(3)　授業料その他の諸納付金を納入しているもの

(4)　実習に関して別に定めのある場合は、その時間数以上出席しているもの

（再試験）

第 10 条　単位認定試験で、学習の評価が不合格となった科目については、再試験を実施することがある。

2　再試験は１科目につき、各履修期に１回限りとする。

3　再試験の学習の評価は、70 点を最高点とする。

4　再試験実施に対する追試験及び再試験は実施しない。

5　再試験を受験するものは、本学納付金納入規程に定める金額の証紙を再試験申込書に貼付し、指定した期日までに教務部教務課で手続きを行わなければならない。

（追試験）

第 11 条　単位認定試験が下記の理由により受験できなかった場合、１科目につき１回限り実施する。

(1)　学校保健安全法施行規則第 18 条及び 19 条に規定する感染症による出席停止

(2)　受験が不可能な病気及び負傷等

(3)　不慮の事故及び災害

(4)　配偶者及び二親等までの死亡

(5)　公共交通機関の不通・遅延

(6)　就職試験

(7)　その他、本学がやむをえざる理由と認めた場合

2　追試験の評価は、100 点を最高点とする。

3　追試験はその科目の試験日より一ケ月以内に実施するものとする。

4　追試験を受験するものは、追試験受験願に証明書等を添えて、単位認定試験の翌日より 1 週間以内に教務部教務課に提出しなければならない。

5　追試験に対する追試験及び再試験は実施しない。

（履修登録の期間）

第 12 条　履修登録は、本学の定める期間中にその年度分の履修を行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定の期間中に履修登録ができない場合は、直ちにその旨を教務部教務課に届け出て指示を受けなければならない。届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、履修登録を認めない。

（履修登録の変更）

第 13 条　履修登録後、所定の期間中に限り、履修登録変更を認める。それ以外の期間には、履修登録変更は認めない。

第 14 条　後期の履修登録の変更期間中に変更できるのは、後期科目のみとする。

（履修の取消）

第 15 条　履修登録後に休学をした場合は、休学期間中の履修登録したすべての授業科目を取消すものとする。ただ

し、履修期間が終了し、成績が確定している科目は除く。

（履修登録単位数の上限）

第16条　年間の履修登録単位の上限を定め、その上限を49単位とする。なお、年間の履修登録単位の上限に含まれるのは、卒業に必要な単位のみとする。

2　前年度のGrade Point Average（以下「GPA」という。）が3.0以上であるものは、49単位を超えて履修することができる。ただし、その場合には、別に教務部教務課に届け出を行わなければならない。

3　前年度のGPAにより、自由科目の履修を制限する。

（合格科目の再履修）

第17条　学生が、合格科目の再履修を希望する場合、成績評価が「優」「良」「可」の科目に限り申請を行うことができる。申請に基づき、適当と判断された場合は再履修を認める。ただし再履修を認められた科目の従前の成績評価は無効とし、新たに評価された判定結果とする。

（学習の評価の基準）

第18条　授業科目の成績は、次の基準によるものとする。

評　価	評　点	GP (Grade Point)	判　定
秀　(S)	100　～　90点	4.0	合格
優　(A)	89　～　80点	3.0	合格
良　(B)	79　～　70点	2.0	合格
可　(C)	69　～　60点	1.0	合格
不可　(D)	59　～　0点	0	不合格
放棄　(E)	なし	0	不合格
認定　(N)		―	合格

（学習成果の指標）

第19条　学習成果を測る指標として、GPAを用いる。

2　GPAの計算方法は次の通りとする。

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{4（秀）×単位数+3（優）×単位数+2（良）×単位数+1（可）×単位数}}{\text{当該年度中に履修登録した科目の総単位数（不可・放棄を含む）}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{（秀）×単位数+3（優）×単位数+2（良）×単位数+1（可）×単位数}}{\text{在学中に履修登録した科目の総単位数（不可・放棄を含む）}}$$

3　認定科目は、GPA計算に含まない。

（成績評価への疑義）

第20条　成績評価の疑義申し立てについては、指定された期間に「成績質問票」を教務部教務課に提出し、確認を行うことができる。

（規程の改廃）

第21条　この規程の改廃は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附　則　この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし第5条、第16条については、平成29年4月以降の1年次入学生より適用する。

九州保健福祉大学公欠に関する申し合わせ

（総　則）

第１条　九州保健福祉大学の学生の公欠については、この申し合わせにより定める。

（公欠の扱い）

第２条　学生が第３条に定める範囲事項で欠席する場合、所定の別途様式により手続きの上は、公欠と認める。

２　公欠と認められた授業は、課題・レポートの提出など、担当教員による教育的配慮にもとづき出席とする。

（公欠の範囲）

第３条　次の各号に定めるものを公欠とする。

（１）忌引き

当該学生の、父母・配偶者・子の忌引き（７日）、兄弟・姉妹、祖父母の忌引（３日）

（２）学校伝染病

学校保健法の指定する伝染病による出校禁止

（３）学友会所属団体（部）等大会参加

大学の認める部で、公式の連盟及び協会等団体が主催する大会へ出場する場合

（４）その他

特に学長が認めたもの（公共交通機関の不通・遅延、地域社会などの行事参加、震災・天災等への遭遇等）

（公欠願の提出）

第４条　第３条に定める範囲の公欠を希望する学生は、別紙公欠願の様式により次のとおり必要書類（写し可）を必ず添付し、チューター及び事由により顧問、関係教員等の承認印後、スチューデントサポートセンター学生部学生課に提出すること。

（１）忌引きは、確認が取れるものを添付し、事後速やかに提出すること。

（２）学校伝染病は、医師の診断書を添付し、事後速やかに提出すること。

（３）学友会所属団体等の大会参加については、大会要項等を添付し、必ず２週間前までに提出すること。

（４）その他

・事前の場合は、参加依頼証明等関係書類を添付し、２週間前までに提出すること。

・緊急の場合は、参加証明等関係書類を添付し、事後速やかに提出すること。

・公共交通機関の不通・遅延証明並びに震災・天災等の罹災証明を添付し、事後速やかに提出すること。

（公欠願の扱い）

第５条　提出された公欠願は学生課で受付を行い、稟議・決済の後学生本人に返却し、本人が授業担当者に直接申し出るものとする。

（雑則）

第６条　この申し合わせに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

（事務局）

第７条　この申し合わせに関する事務は、スチューデントサポートセンター学生部学生課が担当する。

附　則　この申し合わせは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　この改正申し合わせは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　この改正申し合わせは、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附　則　この改正申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　この改正申し合わせは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

公　　欠　　願　　申　　請　　書

届出年月日　　平成　　年　　月　　日

授業担当者　殿

１．公欠者名

１．九州保健福祉大学＿＿＿＿＿＿学部＿＿＿＿＿＿学科＿＿＿＿＿＿専攻

学生番号＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿印

２．公欠理由（該当するものに○印）

１．忌引き　　２．学校伝染病等　　３．大会参加　　４．その他（　　）

学生記入欄 （公欠理由 具体的内容）	

３．担当教員

担当教員所見欄	
（申請理由 具体的内容） ＊特に大会参加の 場合は詳細記入	公欠に該当する科目は、下記のとおりであり、関係書類も整っておりますので、公欠としてご承認をお願いいたします。 チューター・顧問・担当教員（該当するものに○印） 所属　　氏名　　印

４．公欠科目　　（上段に科目名、下段に教員名、空欄には斜線を記入すること）

月日（曜日）	１　限	２　限	３　限	４　限	５　限

九州保健福祉大学　ｽﾁｭｰﾃﾞﾝﾄｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ

受付印欄

教務部長	教務部参事	教務課長	学生部長	学生課長	学科長

＊大会参加による場合は、必ず所属学科長に２週間前までに提出し、承諾を得て学生課に提出のこと。
＊忌引き・伝染病等については、事後速やかに、所属学科長の承認を得て、学生課に提出のこと。

九州保健福祉大学納付金納入規程

（趣旨）
第１条　入学検定料のほか，学生より徴収する授業料及びその他の納付金はこの規程による。

（入学検定料）
第２条　入学検定料は30,000円とする。ただし，大学入試センター試験を利用する受験者の入学検定料は15,000円，専願入試は10,000円とする。

（授業料及びその他の納付金）
第３条　授業料及びその他の納付金の期別及び金額は別表１のとおりとする。

（入学年次）
第４条　前条のうち，入学手続時に入学金及び前期分の納付金を募集要項の指定する日までに納入しなければならない。また入学年次の後期分の納付金は，１０月２７日（ただし，銀行休業日の場合は翌営業日）までに納入しなければならない。

（２年次以降）
第５条　２年次以降は，前期納付金（入学金を除く）を４月２７日に，後期納付金を１０月２７日までに納入しなければならない。
ただし，銀行休業日の場合は翌営業日とする。

（納入方法）
第６条　入学年次の後期納付金以降の授業料及びその他の納付金の納入は，原則として口座振替により納入する。

（分納）
第７条　特別の事情により，別に定める分納を希望する者は，納期前に所定の様式による分納許可願に理由を明記して学長に願い出て，許可を得なければならない。

（滞納処分）
第８条　所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は，学則第４４条第２項により処分を受けることがある。

（除籍処分）
第９条　授業料及びその他の納付金を，正当な理由なく滞納し、再三の督促に応じないときは，学則第４１条第２項により処分を受ける。

（再入学）
第10条　再入学を許可された者は，その入学許可を受けた年度の入学金，授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。
ただし，入学金及び授業料等について，別に定めた規則（再入学に関する内規）により，免除することができる。

（授業料等の不返還）
第11条　既納の授業料及びその他の納付金は原則として返還しない。

（授業料等の改定）
第12条　授業料及びその他の納付金は，経済情勢，その他の事情により，在学中でもその額を改めることがある。

（特待生）
第13条　特待生の授業料及びその他の納付金の額は別表１のとおりとする。

（科目等履修生）
第14条　科目等履修生規程第７条のうち，入学金と履修料は履修手続き時に納入しなければならない。

（各種手数料）
第15条　再試験を受験する者は，１科目１回につき2,000円をその都度納入すること。
第16条　各種証明書の交付手数料は別表２のとおりとする。
２　申請及び料金の支払は，証明書自動発行機でおこなうか，または券売機で証紙を購入し，証明書交付願に添付の上，担当課で交付を受けるものとする。

附　則　この規程は，平成11年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成12年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成13年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成14年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成15年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成16年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成17年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成18年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成19年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成20年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成21年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成23年4月1日より施行する。
ただし，この改正前に入学した学生は，第３条，第13条については従前の規定による。
附　則　この改正規程は，平成24年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成26年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成27年4月1日より施行する。
附　則　この改正規程は，平成29年4月1日より施行する。
ただし，この改正前に入学した学生は，第３条，第13条については従前の規定による。
附　則　この改正規程は，平成30年4月1日より施行する。
ただし，この改正前に入学した学生は，第３条，第13条については従前の規定による。

別表１
入学金　300,000円
〈社会福祉学部〉

単位：円

費目	一般			特待生Ｓ			特待生Ａ			特待生Ｂ・Ｃ		
	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計
授業料	426,500	426,500	853,000	0	0	0	176,500	176,500	353,000	276,500	276,500	553,000
施設設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	601,500	601,500	1,203,000	175,000	175,000	350,000	351,500	351,500	703,000	451,500	451,500	903,000

※特待生Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃの期間は入学から１年間とし、スポーツ特待生Ａ・Ｂは入学から２年間とする。なお、各特待生Ｓ・Ａ・Ｂは継続審査を行うこととする。

〈保健科学部〉

費目	一般			特待生Ｓ			特待生Ａ			特待生Ｂ・Ｃ		
	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計
授業料	573,000	573,000	1,146,000	0	0	0	323,000	323,000	646,000	423,000	423,000	846,000
施設設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	748,000	748,000	1,496,000	175,000	175,000	350,000	498,000	498,000	996,000	598,000	598,000	1,196,000

※特待生Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃの期間は入学から１年間とし、スポーツ特待生Ａ・Ｂは入学から２年間とする。なお、各特待生Ｓ・Ａ・Ｂは継続審査を行うこととする。

〈薬学部〉
薬学科

費目	一般			特待生Ｓ			特待生Ａ			特待生Ｂ・Ｃ		
	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計
授業料	748,000	748,000	1,496,000	0	0	0	248,000	248,000	496,000	498,000	498,000	996,000
施設設備費	260,000	260,000	520,000	260,000	260,000	520,000	260,000	260,000	520,000	260,000	260,000	520,000
合計	1,080,000	1,080,000	2,016,000	260,000	260,000	520,000	508,000	508,000	1,016,000	758,000	758,000	1,516,000

※特待生Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃの期間は入学から１年間とし、スポーツ特待生Ａ・Ｂは入学から２年間とする。なお、各特待生Ｓ・Ａ・Ｂは継続審査を行うこととする。

動物生命薬科学科

費目	一般			特待生Ｓ			特待生Ａ			特待生Ｂ・Ｃ		
	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計
授業料	573,000	573,000	1,146,000	0	0	0	323,000	323,000	646,000	423,000	423,000	846,000
施設設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	748,000	748,000	1,496,000	175,000	175,000	350,000	498,000	498,000	996,000	598,000	598,000	1,196,000

※特待生Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃの期間は入学から１年間とし、スポーツ特待生Ａ・Ｂは入学から２年間とする。なお、各特待生Ｓ・Ａ・Ｂは継続審査を行うこととする。

〈生命医科学部〉

費目	一般			特待生Ｓ			特待生Ａ			特待生Ｂ・Ｃ		
	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計	前期納付金額	後期納付金額	合計
授業料	573,000	573,000	1,146,000	0	0	0	323,000	323,000	646,000	423,000	423,000	846,000
施設設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	748,000	748,000	1,496,000	175,000	175,000	350,000	498,000	498,000	996,000	598,000	598,000	1,196,000

※特待生Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃの期間は入学から１年間とし、スポーツ特待生Ａ・Ｂは入学から２年間とする。なお、各特待生Ｓ・Ａ・Ｂは継続審査を行うこととする。

別表２

証明書交付手数料

種　　別	担当課	料　金	備　　考
学生証	学生課	2,000 円	再交付のみ
通学区間証明願	学生課	無料	
通学証明書	学生課	無料	
学校学生生徒旅客運賃割引証	学生課	無料	
在学証明書	教務課	100 円	
在学期間証明書	教務課	100 円	
成績・単位修得証明書	教務課	100 円	就職活動で必要な場合はｷｬﾘｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
卒業見込証明書	教務課	100 円	〃
卒業証明書	教務課	100 円	〃
資格取得見込証明書	教務課	100 円	〃
資格取得証明書	教務課	100 円	〃
教職単位修得証明書	教務課	100 円	教免申請用
卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書	教務課	100 円	社会福祉士･精神保健福祉士国家試験用
健康診断証明書	学生課	100 円	就職活動で必要な場合はｷｬﾘｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
人物考査書	ｷｬﾘｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	100 円	
推薦書	ｷｬﾘｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	100 円	

九州保健福祉大学納付金納入規程第７条に基づく分納許可基準

（分納の要件等）

１　学長は，学生又は保証人が，次の各号の一に該当すると認められる場合，その者の申請に基づいて，５ヵ月以内の期間を限り，分納を認めることができる。また，その金額を適宜分割して納付することができる。

①　学生又は保証人が，震災，風水害，火災その他の災害を受け，又は盗難にかかり著しく資力を喪失したとき。

②　学生若しくは保証人，又はこれらの者と生計を一にする親族が，病気，又は負傷等により高額な医療費を要し，一時に納付することが困難なとき。

③　保証人が事業を廃止し，若しくは休業し，又は著しい損失を受け，一時に納付することが困難なとき。

④　前各号の一に該当する事実に類する事由で，学長がやむを得ないと認めたとき。

２　分納許可は，分納する金額を確実に納付する誠意があると認められるものに限る。万一，許可した分納期限を遅延したときは，以後の分納は認めないものとする。

九州保健福祉大学社会福祉学部進級に関する規程

（目　的）
第１条　社会福祉学部の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

（進級の認定）
第２条　各学年における判定基準を設け、進級要件を満たした者は、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

（進級の要件）
第３条　進級にかかる要件は次の通りとする。
1　3年次への進級は、2年次での通算GPAが1.00以上あり、総修得単位数26単位以上であって、社会福祉の基礎、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱを修得していること。
2　4年次への進級は、3年次での年度GPAが1.00以上あり、総修得単位数75単位以上であること。
3　各年次において休学または、三カ月以上の停学処分を受けていないこと。
（改訂）
第4条 本規程の改訂は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則　　この規程は、平成29年4月1日より施行する。

九州保健福祉大学鍼灸健康福祉コースに関する規程

（目的）
第１条　この規程は、九州保健福祉大学学則に基づき、鍼灸健康福祉コース（以下「本コース」という。）に関し必要な事項を定める。
本コースは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第２条第１項に規定する学校として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に、はり師、きゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。
（定員）
第２条　本コースの入学定員は30名（1学級）とし、収容定員は120名とする。
2　本コースの編入学については、これを認めない。
（認定規則に定める各科目の単位数）
第３条　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則別表第１に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ－（1）、Ⅱ―（1）の授業科目、単位数は、別表のとおりとする。
（授業）
第４条　前条に規定する別表の教育内容「専門基礎分野」及び「専門分野」の授業は、本コース単独で行う。
（授業科目の履修及び単位の認定）
第５条　授業科目の履修及び単位の認定は、学則に基づき行う。
2　試験を所定の理由で受験できなかった場合、授業担当教員の判断により、追試験を実施することがある。なお、追試験の評価は100点を最高点とする。
3　学習の評価が不合格（中間評価の場合は0～59点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがある。ただし、再試験の評価は70点を最高点とする。

（卒業）

第６条　本コースに４年以上在学し、次表の単位数を満たした者に対して学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

基　礎　科　目	24 単位
専 門 教 育 科 目	100 単位
合　　計	124 単位

（規程の改正）

第７条　本規程を改正する場合は、学長が教授会の意見を聴き、決定するものとする。

附　則　この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、平成 28 年４月１日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

別表

教育内容		認定規則に定める単位数	科目名	単位数 必修	単位数 選択	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	英語Ⅰ		2	14単位以上選択必修
			英語Ⅱ		2	
			情報処理入門		2	
			情報処理演習		2	
			キャリア教育		2	
			コミュニケーション論		2	
			QOLと人間の尊厳	2		
			日向国地域論		2	
			国際保健福祉論		2	
			ボランティア活動		2	
			英語コミュニケーション		2	
			中国語Ⅰ		2	
			中国語Ⅱ		2	
			哲学		2	
			倫理学		2	
			人間論		2	
			美術		2	
			音楽		2	
			日本国憲法		2	
			経済学		2	
			地域人権支援論		2	
			インターンシップⅠ		1	
			インターンシップⅡ		1	
			インターンシップⅢ		1	
			生物学		2	
			基礎統計学		2	
			生涯スポーツ実習Ⅰ		1	
			生涯スポーツ実習Ⅱ		1	
			健康科学論		2	
			社会福祉の基礎	2		
			基礎演習Ⅰ	1		
			基礎演習Ⅱ	1		
			社会学		2	5科目10単位以上選択必修
			心理学		2	
			人体の構造と機能及び疾病		2	
			児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		2	
			障害者に対する支援と障害者自立支援制度		2	
			高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ		2	
			高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ		2	
			相談援助の基盤と専門職Ⅰ		2	
			相談援助の基盤と専門職Ⅱ		2	
			現代社会と福祉Ⅰ		2	
			現代社会と福祉Ⅱ		2	
			低所得者に対する支援と生活保護制度		2	
			地域福祉の理論と方法Ⅰ		2	
			地域福祉の理論と方法Ⅱ		2	
			社会保障Ⅰ		2	
			社会保障Ⅱ		2	
専門基礎分野	人体の構造と機能	12	生理学	2		
			解剖学Ⅰ	2		
			解剖学Ⅱ	2		
			解剖学Ⅲ	2		
			運動学概論	1		
			身体の働きⅠ	2		
			身体の働きⅡ	2		
			リハビリテーション	2		

専門基礎分野	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	衛生学Ⅰ	2		
			衛生学Ⅱ	2		
			病理学概論	2		
			臨床医学総論Ⅰ	1		
			臨床医学総論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅰ	1		
			臨床医学各論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅲ	1		
			臨床医学各論Ⅳ	1		
	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの理念	3	医学概論	2		
			社会保障制度および職業倫理	1		
	基礎はり学 基礎きゆう学	9	病態生理学	1		
			鍼灸理論	2		
			東洋医学概論Ⅰ	2		
			東洋医学概論Ⅱ	2		
			経絡経穴学Ⅰ	1		
			経絡経穴学Ⅱ	1		
			経絡経穴学Ⅲ	1		
	臨床はり学 臨床きゆう学	13	東洋医学臨床論Ⅰ	2		
			東洋医学臨床論Ⅱ	2		
			東洋医学臨床論Ⅲ	2		
			東洋医学臨床論Ⅳ	2		
			東洋医学臨床論Ⅳ	1		
			物理療法学	2		
			鍼灸治療の安全と適応判断	1		
			鍼灸診察演習	1		
	社会はり学 社会きゆう学	2	社会鍼灸学	2		
	実習	15	基礎鍼灸実習	1		
			臨床鍼実技Ⅰ	1		
			臨床鍼実技Ⅱ	1		
			臨床鍼実技Ⅲ	1		
			臨床鍼実技Ⅳ	1		
			臨床鍼実技Ⅴ	1		
			臨床鍼実技Ⅵ	1		
			臨床灸実技Ⅰ	1		
			臨床灸実技Ⅱ	1		
			臨床灸実技Ⅲ	1		
			臨床灸実技Ⅳ	1		
			臨床灸実技Ⅴ	1		
			臨床灸実技Ⅵ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅰ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅱ	1		
	臨床実習	4	臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	2		
			臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	2		
	総合領域	10	スポーツ健康鍼灸学	2		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	1		
			卒業研究Ⅰ	2		
			卒業研究Ⅱ	2		
	合計	94	合計	118		

九州保健福祉大学介護福祉コースに関する規程

（目的）

第１条　この規程は、九州保健福祉大学学則第３条第３項に基づき、介護福祉コース（以下「本コース」という。）に関し必要な事項を定める。

（定員）

第２条　本コースの定員は40名（1学級）とし、収容定員は160名とする。

（所属選考）

第３条　本コースへの所属選考は、入学後に行う。

２　本コース希望者が前条に定める定員を超える場合は、面接、レポート等により本コースに所属する者を選考する。

（指定規則に定める各科目の授業時間数）

第４条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第４（第５条ー第７条）に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ－（1）、Ⅱ－（1）の授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

（授業）

第５条　前条に規定する別表の領域「介護」、「医療的ケア」の授業は、本コース単独で行う。

（授業科目の履修及び単位の認定）

第６条　授業科目の履修及び単位の認定は学則第32条に基づき行う。

２　試験を学友会所属団体（部）等大会参加以外の公欠と認められる理由で受験できなかった場合、授業担当教員の判断により、追試験を実施することがある。なお、追試験の評価は100点を最高点とする。

３　学習の評価が不合格（中間評価の場合は0点～59点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがある。ただし、再試験の評価は70点を最高点とする。

附　則　　この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則　　この規程は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附　則　　この規程は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

別表

領域	教育内容	時間数	開講科目名称	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30	QOLと人間の尊厳	30
	人間関係とコミュニケーション	30	コミュニケーション論	30
	社会の理解	60	現代社会と福祉Ⅰ	30
			現代社会と福祉Ⅱ	30
	人間と社会に関する選択科目	180	日向国地域論	30
			社会福祉の基礎	30
			地域人権支援論	30
			社会学	30
			生物学	30
			基礎統計学	30

介護	介護の基本		180	介護の基本Ⅰ	30
				介護の基本Ⅱ	30
				介護の基本Ⅲ	30
				介護の基本Ⅳ	30
				介護福祉学Ⅰ	30
				介護福祉学Ⅱ	30
	コミュニケーション技術		60	コミュニケーション技術Ⅰ	30
				コミュニケーション技術Ⅱ	30
	生活支援技術		300	生活支援技術演習（基本Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（基本Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（応用Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（応用Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（終末期）	30
				生活支援技術演習（家事Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（家事Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（環境Ⅰ）	30
				生活支援技術演習（環境Ⅱ）	30
				生活支援技術演習（総括）	30
	介護過程		150	介護過程Ⅰ	30
				介護過程Ⅱ	30
				介護過程Ⅲ	60
				介護過程Ⅳ	30
	介護総合演習		120	介護総合演習Ⅰ	30
				介護総合演習Ⅱ	30
				介護総合演習Ⅲ	30
				介護総合演習Ⅳ	30
	介護実習	介護実習Ⅰ	450	介護実習Ⅰ	135
		介護実習Ⅱ		介護実習Ⅱ	135
				介護実習Ⅲ	180
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解		60	発達と老化の理解Ⅰ	30
				発達と老化の理解Ⅱ	30
	認知症の理解		60	認知症の理解Ⅰ	30
				認知症の理解Ⅱ	30
	障害の理解		60	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
				障害の理解	30
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ		120	心理学	30
				人体の構造と機能及び疾病	30
				こころとからだのしくみⅠ	30
				こころとからだのしくみⅡ	30
医療的ケア	医療的ケア		90	医療的ケアⅠ	60
				医療的ケアⅡ	30
合計			1,950		1,950

（備考）

1　領域「人間と社会」の「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」は、すべて必修とする。

2　領域「人間と社会」の「人間と社会に関する選択科目」は、120時間（4科目8単位）を選択必修とする。

3　領域「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」は、すべて必修とする。

九州保健福祉大学保健科学部作業療法学科進級に関する規程

（目　的）
第 1 条　作業療法学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。
（進級の認定）
第 2 条　各学年における判定基準を設け、要件を満たした者について、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。
（3 年次までの進級要件）
第 3 条　3 年次までの進級にかかる要件は次の通りとし、各号の全てに該当していなければならないことを原則とする。
1　1 年次から在籍学年までの必修科目の未修得が 3 科目以下であること
2　在籍学年の単年度 GPA が 1.2 以上であること
（4 年次への進級要件）
第 4 条　4 年次への進級にかかる要件は次の通りとし、各号の全てに該当していなければならないことを原則とする。
1　基礎科目を 24 単位以上修得していること
2　3 年次までの必修科目をすべて修得していること
3　3 年次までに修得した単位と 4 年次のみで開講され受講する単位の合計が、卒業要件である 126 単位以上となること
4　3 年次の単年度 GPA が 1.2 以上であること
（改訂）
第 5 条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則　この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

九州保健福祉大学保健科学部言語聴覚療法学科進級に関する規程

（目　的）
第 1 条　言語聴覚療法学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。
（進級の認定）
第 2 条　各学年における判定基準を設け、進級の要件を満たしたときは、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。
（2 年次への進級要件）
第 3 条　2 年次への進級にかかる要件は次の通りとする。
1　臨床実習Ⅰの単位を修得していること。
2　臨床実習Ⅰ以外の専門教育科目の必修科目の未修得が 3 科目以下であること。
3　再履修科目については全ての専門教育科目の単位を修得していること。
（3 年次への進級要件）
第 4 条　3 年次への進級にかかる要件は次の通りとする。
1　配当年次及びそれより低学年に開講されている専門教育科目の必修科目の未修得が 3 科目以下であること。
2　臨床実習Ⅱ及び臨床実習Ⅲの単位を修得していること。
3　再履修科目については全ての専門教育科目の単位を修得していること。
4　年度 GPA 値が 1.20 以上であること。
（4 年次への進級要件）
第 5 条　4 年次への進級にかかる要件は次の通りとする。
1　学外評価臨床実習の単位を修得していること。なお、学外評価臨床実習の履修にかかる要件は、学科内規に別に定める。
2　3 年次までの専門教育科目の必修科目の未修得が 2 科目以下であること。
3　再履修科目については全ての専門教育科目の単位を修得していること。
4　年度 GPA 値が 1.20 以上であること。
（改訂）
第 6 条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附　則　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

九州保健福祉大学保健科学部視機能療法学科進級に関する規程

（目　的）
第 1 条　視機能療法学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。
（進級の認定）
第 2 条　各学年における判定基準を設け、進級の要件を満たしたときは、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。
（3 年次への進級要件）
第 3 条　3 年次への進級にかかる要件は次の通りとする。
1　配当年次及びそれより低学年に開講されている必修科目の未修得が 3 科目以下であること
2　実習科目をすべて修得していること
3 年度 GPA 値が 1.20 以上であること
（4 年次への進級要件）
第 4 条　4 年次への進級にかかる要件は次の通りとする。
1　3 年次までの必修科目をすべて修得していること
2　年度 GPA 値が 1.20 以上であること
（改訂）
第 5 条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附　則　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科進級に関する規程

（目　的）
第1条　保健科学部臨床工学科における進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。
（進級の認定）
第2条　各学年における判定基準を設け、進級の要件を満たしたときは、学長が学科会議の意見を聴き、進級を認定する。
（進級の要件）
第3条　進級にかかる要件は次の通りとする。
1　2年次への進級については､1年次に開講されている必修科目において未修得科目が2科目以下であり､年度GPAが1.2以上であること。
2　3年次への進級については、1・2年次に開講されている必修科目において未修得科目が1科目のみであり、年度GPAが1.2以上であること。
3　4年次への進級については、1・2・3年次に開講されている必修科目において未修得科目が1科目のみであり、年度GPAが1.2以上であること。
（改訂）
第4条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則　この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
附則　この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学薬学部薬学科進級に関する規程

（目的）
第１条　薬学部薬学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。
（進級の認定）
第２条　各学年における判定基準を設け、進級の要件を満たしたときは、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。
（進級要件）
第３条　進級にかかる要件は次の通りとする。
1　配当年次及びそれより低学年に開講されている必修科目の未修得が５単位未満であること。
2　年度 GPA 値が 1.20 以上であること。
3　実習科目を修得していること。なお、原則として、実習は全実習時間の出席が必要である。
4　5 年次への進級は、4 年次における共用試験（CBT：Computer-Based Testing 及び OSCE：Objective Structured Clinical Examination の両方）に合格していること。
5　在学中における留年は６回を超えることはできない。また、同一年次における留年は、２回を超えることはできない。ただし、休学による場合を除く。
（改訂）
第４条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附　則　本規程は、平成 25 年 10 月１日より施行する。
附　則　本改正規程は、平成 27 年４月１日より施行する。
附　則　本改正規程は、平成 29 年４月１日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程

（目　的）
第１条　薬学部動物生命薬科学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。
（進級の認定）
第２条　各学年における判定基準を設け、進級要件を満たした者は、学長が教授会の意見を聞き、進級を認定する。
（進級要件）
第３条　進級にかかる要件は次の通りとする。
1　２年次での通算 GPA が 1.00 以上あり、必修単位数 20 単位を含む、総修得単位数 26 単位以上の場合は、３年次への進級を認める。
2　３年次での年度 GPA が 1.00 以上あり、必修単位数 40 単位を含む、総修得単位数 75 単位以上の場合は、４年次への進級を認める。
3　各年次において休学をした場合または、３カ月以上の停学処分を受けた場合は、進級を認めない。
（改訂）
第４条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則　　この規程は、平成 29 年４月１日より施行する。

フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部留学規程

（目的）

第１条　平成 21 年１月 30 日に締結された「順正学園・フィリピン国立大学ロスバニョス校教育交流協定」に基づき、九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を卒業した者（以下「卒業生」という。）のフィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部（以下「UPLB-CVM」という。）への留学については、この規程の定めるところによる。

（留学）

第２条　卒業生は、UPLB-CVM2 年次１学期（日本でいう２年次前期に相当する。）に留学することができる。

（留学の要件）

第３条　留学の要件は、本学が別に定める要件を満たす者とする。

附　則　この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則　この改正規定は、平成 28 年４月１日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科授業科目履修に関する規程

第１条　生命医科学部 生命医科学科において授業科目の単位認定は、出席時間数が授業実施時間数の３分の２以上(実習科目は実習時間数の５分の４以上)に達し、かつ、単位認定試験に合格した者に対して、科目責任者が行う。

第２条　必修科目の単位を修得できていない者は、次学期以降、当該科目を再履修しなければならない。

第３条　考慮すべき特別な事由が学科会議の審議を経て学科長に認められた場合に限り、規定時間数以上の補講を受講した上で、単位認定試験を受けることができる。補講は通常の授業時間外で実施する。

附　則　この規程は、平成 27 年４月１日より施行する。

九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科進級に関する規程

（目的）

第 1 条　生命医科学部の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

（進級の認定）

第 2 条　各学年における判定基準を設け、進級要件を満たした者は、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

（進級の要件）

第 3 条　進級にかかる判定要件は次の通りとする。

1. 4 年次への進級は、3 年次までに開講されている臨床実習を除く全ての必修科目の未修得科目が 2 科目以下であること。また、卒業要件の基礎科目を 24 単位以上修得しており、3 年次の GPA が 1.2 以上であること。
2. 3 年次への進級は、2 年次までに開講されている全ての必修科目の未修得科目が 5 科目以下であること。また、2 年次の GPA が 1.2 以上であること。
3. 2 年次への進級は、1 年次に開講されている全ての必修科目の未修得科目が 5 科目以下であること。また、1 年次の GPA が 1.2 以上であること。
4. 各学年において休学をした場合または、3 ヵ月以上の停学処分を受けた場合は、進級を認めない。
5. 考慮すべき特別な事由がある場合、教授会の審議を経て認められたときは、進級を認定することがある。

（改訂）

第 4 条　本規程の改訂は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附　則　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則　この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附　則　この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学学生賞罰規程

第１章　組織

（目的）

第１条　この規程は、学生に対して行う表彰又は懲戒に関して、適正かつ公正な運用を図るため、その種類、内容その他の必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、表彰又は懲戒の対象となりうる学生とは、学部学生（通信教育部を含む。）、大学院生（通信制を含む。）及び別科学生（以下「当該学生」という。）をいう。

（学生賞罰委員会）

第３条　学生賞罰委員会（以下「委員会」という。）に、委員長、副委員長、委員及び書記を置く。

２　委員長は教育担当副学長、副委員長は学生部長、委員は各学部長、関係研究科長、関係別科主任（以下「学部長等」という。）及び大学事務局長とし、書記は学生課職員をもって充てる。

３　委員会は、学長の諮問に基づき学生の表彰及び懲戒について審議し、学長に報告する。

第２章　表彰

（表彰の種類）

第４条　表彰は、次の場合に授与する。

一　学究又は善行等により、大学の名誉を高めかつ多大な功労があり、他の模範となる行為をしたと認められるとき。

二　各種競技会等において優秀な成績を収めたとき。

三　その他特に表彰に値する事柄があると認められるとき。

（表彰の手続）

第５条　学部長等の推薦により、学長は委員会に諮問し、その審議結果を踏まえ、表彰する。

第３章　懲戒

（懲戒の手続き）

第６条　当該学生によって行われた非違事案又は非違容疑事案（以下「当該事案」という。）を知りえた学部長等及び学生部長は、遅滞なく学長に報告しなければならない。

２　学生部長は、学長の承認を得て当該事案に関する事実確認、当該学生の事情聴取等を行い、その結果を学長に報告するものとする。

３　当該学生に関係する立場にある者は、当該事案を明らかにするため、委員会の行う調査等に協力しなければならない。

４　学長は、学生部長の報告に基づき委員会を招集し、当該事案の審議を付議する。

５　委員会は、学生部長による調査報告に基づき、当該事案に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類、内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

６　学長は、審議結果を所属学部長等に通知し、当該学生を処分する。

（懲戒の種類）

第７条　懲戒処分の種類は、退学、無期又は有期の停学及び訓告とする。

一　事件事故の原因行為（非違行為）が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
　退学又は停学

二　事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
　停学又は訓告

三　事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合

訓告

四　前三号のいずれにも該当しない場合

学部長厳重注意、学部の指導等

（処分）

第 8 条　懲戒は、文書により学長が行う。

2　懲戒処分の対象は、別表「懲戒処分の対象」のとおりとする。

3　過去に懲戒処分を受けている場合には、より悪質性が高いものとみなし、基準を超える重い処分を科すことができる。

4　懲戒は、実際に刑事訴追がなされるかどうかを、処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

（通告等）

第 9 条　学生への通告及び保証人への通知は、次のとおりとする。

一　学長は、学生に対し、懲戒の内容を文書により通告する。

二　学長は、学生の保証人に対し、懲戒の内容を文書により通知する。

（公示）

第 10 条　学長は、学内掲示により、遅滞なく公示を行うものとする。

2　公示事項は、学部、学科、懲戒の種類及び懲戒理由とする。

3　公示期間は、1 箇月とする。

4　特段の事情があるときには、委員会で調整のうえ、一部または全部を公示しないことができる。

（無期停学）

第 11 条　無期停学は、原則として懲戒の発効日から 3 箇月を経過したあとでなければ、解除できない。

2　無期停学の解除は、反省度等を考慮し、解除が適当であると認めたときは、その解除を所属学部長等が発議する。

3　無期停学の解除は、委員会において調整のうえ、学長が文書で行う。

4　無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。

第 4 章　その他

（記録）

第 12 条　学長は、表彰及び懲戒の事実を学籍簿に記録するものとする。

（停学期間中の指導）

第 13 条　停学期間中は、教育的指導を行う。

2　所属学部長等は、教育的指導に必要な場合は、施設利用及び授業への参加を認めることができる。

（補足）

第 14 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附　則　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第８条関係）

懲戒処分の対象

区　　分	懲戒の対象となる非違行為の種類
不法行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為(未遂含む。）若しくは無免許運転、飲酒運転、暴走運転、薬物運転等により、死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起した場合
	傷害、窃盗、詐欺、恐喝等の悪質な犯罪行為
	薬物に関する犯罪行為
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転、薬物運転等の悪質な交通法規違反
	ストーカー行為又は痴漢行為（盗撮、のぞき等を含む。）
	セクシャル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為
	コンピュータ又はネットワークの不正使用行為
その他	本学が実施する試験における不正行為
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠する行為
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火等の行為
	その他、学生の本分に反し、本学の信用を著しく失墜させる行為

１　各懲戒対象の行為に対し、退学、停学、訓告の各処分を科す。

九州保健福祉大学学友会会則

第１章　総則

第１条　本会は、九州保健福祉大学学友会と称し、本部を同学内に置く。

第２条　本会は、学生の自主活動を通じ、自律と協力により学生・教職員相互の人間関係を深めつつ、学術・文化の向上、教育・スポーツ活動の発展に努めることを目的とする。

第３条　本会は、九州保健福祉大学の全学生を正会員とし、本学の常勤の教職員を賛助会員とする。

第４条　本会の会員は、次の権利を有し、義務を負う。

(1)　本会役員の選挙権及び被選挙権。但し、賛助会員はこれを除く

(2)　本会の諸活動に参加する権利

(3)　会費を納入する義務

(4)　総会に出席する義務

(5)　本会の決議機関の決定事項を守り、それに協力する義務

第５条　本会は、第２条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第２章　組織・役員及び機関

第１節　役員・組織

第６条　本会の名誉会長は、総長とする。会長は学長とし、副会長は学生部長とする。

第７条　会長は、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある場合にこれを代行する。

第８条　本会に次の機関を置く。

(1)　総会

(2)　連絡協議会

(3)　学生委員会

(4)　学祭実行委員会

(5)　四部会

(6)　監査委員会

第９条　学生委員長は、その他必要な機関を学生委員会に諮り設けることができる。

第２節　総会

第10条　総会は、本会の最高決議機関であり全会員で構成する。

第11条　総会は、定期総会と臨時総会に分け、いずれも連絡協議会に諮り学生委員長がこれを召集する。

第12条　定期総会は、毎年１回とし次の事項を審議する。

(1)　予算、決算の承認

(2)　会則の改廃

(3)　その他必要な事項

第13条　臨時総会は、下記の場合、学生委員長が召集する。

(1)　学生委員長が必要と認めたとき

(2)　連絡協議会からの要請がったとき

(3)　会員の５分１以上の要請があったとき

第14条　総会は正会員の５分１以上の出席をもって成立し､総会の議事表決は出席者の過半数の賛否をもって決する。

第15条　総会の議長は総会において選出し、書記は学生委員会において選出した者をこれに充てる。

第16条　流会によって再招集してもなお総会が成立しない場合には連絡協議会の承認をもって学生委員会の決定を決議に変えることができる。

第３節　連絡協議会

第 17 条　学生・教職員の連絡、協議機関として連絡協議会を置く。

第 18 条　連絡協議会の構成員は会長、副会長、学生課員、学生委員長以下学生委員会の役員とする。

第 19 条　連絡協議会は、次の事項に関し協議する。

(1)　総会において委嘱された事項

(2)　総会に提出する議題に関する事項

(3)　予算・決算に関する事項

(4)　その他

第 20 条　連絡協議会は、次の場合、会長が開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき

(2)　連絡協議会の構成員の２分１以上の要請があったとき

第 21 条　連絡協議会の庶務は学生委員会の企画部がこれに当たる。

第４節　学生委員会

第 22 条　学生委員会は、学生委員長１名、同副委員長２名、及び企画部長、財務部長、広報部長各１名をもって構成され、学生委員長及び同副委員長は正会員の中から公選する。他の役員については、学生委員長が任命する。

第 23 条　学生委員長は、学生委員会を代表する。同副委員長は学生委員長を補佐し、委員長に支障のある場合は、これを代行する。

第 24 条　学生委員長以下各役員の任期は、毎年５月から翌年４月までとする。ただし再任は妨げない。

第 25 条　学生委員会は、本会の執行機関であって下記事項について適正かつ円滑な執行業務に携わる。

(1)　総会で審議決定された事項

(2)　連絡協議会で協議された事項

(3)　予算・決算に関する事項

(4)　総会及び連絡協議会に提出する事項

(5)　各部会、委員会に提出する事項

(6)　本会の諸行事に関する事項

(7)　会議録、諸記録の作成・管理に関する事項

(8)　部・同好会の新設、廃止に関する事項

(9)　資産の管理に関する事項

(10)　その他、本会の運営に関する事項

第 26 条　学生委員会に次の専門部を置く。

(1)　企画部

(2)　財務部

(3)　広報部

第 27 条　企画部は本会の企画運営及び事務を行う。

第 28 条　財務部は本会の会計事務及び執行本部の備品管理を行う。

第 29 条　広報部は本会の広報活動を行う。

第 30 条　企画部、財務部、広報部にそれぞれ１名の部長補佐を置き、学生委員長が任命する。

第 31 条　学生委員会に次の下部組織を置く。

(1)　文化部会

(2)　体育部会

第 32 条　文化部会の構成は、各部・同好会から選出された各１名からなる。

第 33 条　文化部会の任務は次の通りとする。

(1)　文化部会の企画・運営に関する事項

(2)　各部・同好会の連絡調整に関する事項

(3)　学生委員会に提出する文化部に関する事項

(4)　その他学生委員会からの要請事項

第 34 条　体育部会の構成は、各部・同好会から選出された各 1 名からなる。

第 35 条　体育部会の任務は次の通りとする。

(1)　体育部会の企画・運営に関する事項

(2)　各部・同好会の連絡調整に関する事項

(3)　学生委員会に提出する体育部に関する事項

(4)　その他学生委員会からの要請事項

第 36 条　目的を同じくする正会員は、部・同好会などを組織して活動することができ、その目的に応じて文化部会、体育部会及び任意団体に分かれて組織される。

第 37 条　各部会に所属する団体の新設・廃止・昇格等は団体の活動状況等に基づき、四部会の協議を経て学生委員会が決定する。

第 38 条　各部会に所属する団体は、規約並びに構成員名簿を学生委員長に提出しなければならない。

第 39 条　すべての団体に顧問を置く。顧問は、大学教職員の中から学生の推挙に基づき会長が委嘱する。

第 4 節　学祭実行委員会

第 40 条　学祭実行委員会は、学祭に関与ある団体から選出された代表者各 1 名をもって構成する。

第 41 条　学祭実行委員長 1 名、同副委員長 2 名、財務部長 1 名、書記 1 名は学祭実行委員の互選による。

第 42 条　学祭実行委員会は、下記の事項について適正かつ円滑な執行業務に携わる。

(1)　学祭の企画・運営に関する事項

(2)　学祭の予算・決算に関する事項

(3)　学祭に参加・協賛・依頼する企業団体との連絡調整に関する事項

(4)　学生委員会に提出する学祭実行に関する事項

(5)　その他、学生委員会からの要請事項

第 5 節　四部会

第 43 条　四部会は、学生委員会、学祭実行委員会、文化部会・体育部会の委員長、部会長各 1 名からなる。

第 44 条　学生委員長は、必要に応じて四部会を招集する。

第 45 条　四部会の任務は次の通りとする。

(1)　部活動等の設備、運営に関する事項

(2)　本会の諸行事に関する事項

(3)　予算・決算に関する事項

(4)　各委員会、部会に関する事項

(5)　体育部会及び文化部会に属する部・同好会全体に関わる企画運営に関する事項

(6)　学祭運営に関する事項

(7)　その他、学生委員会からの要請事項

第 6 節　監査委員会

第 46 条　監査委員会は、正会員の中から選出された 3 人の委員をもって構成する。

第 47 条　監査委員は、本会のいかなる機関の役員も兼任できない。

第 48 条　監査委員会は、本会の経理について監査し、その結果を総会において報告しなければならない

第 49 条　監査委員会は、学友会費を使用する機関に対し、必要があると認めた場合、その経理について臨時監査をすることができる。

第 3 章　会計

第 50 条　本会の経費は入会金、会費及びその他の収入をもって充てる。

第 51 条　入会金及び会費の金額並びに納期は次の通りとする。

(1)　入会金　　2,000 円

　　但し、再入会員については免除される。

(2)　会費　　年間 7,000 円

　　但し、修業年限分を一括して前納する。

(3)　納期　　入学宣誓式の前日まで

(4)　賛助会員の会費は、別に定める。

第 52 条　一度納入した入会金及び会費は返却しない。

第 53 条　会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 54 条　予算は、毎会計年度始めに学生員会において原案を作成し、総会において決定する。

第 55 条　決算は、毎会計年度終了後 2 ケ月以内に学生委員会で行い、総会において承認を得なければならない。

第 56 条　予算の支出は、支出金額に応じて定められた区分によって決済を必要とし、配分された予算を超えて支出することはできない。

第 57 条　当該会計年度の余剰金は、次年度に繰り入れるものとする。

第 58 条　本会の会計事務の一部または全部を本学の事務職員に委嘱することができる。

第４章改正

第 59 条　本会の会則の改廃は連絡協議会に諮り、総会の承認を得て決定するものとする。

第５章　雑則

第 60 条　本会の各種会議は、所属する役員の 3 分 2 以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。

2　前項の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

附　則　この会則は、平成 11 年 5 月 12 日から施行する。

附　則　この改正会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　この改正会則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附　則　この改正会則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

校 舎 案 内 図

大学校舎・敷地配置図
講義室・実習室・研究室等配置表
講義室・研究室配置図

CAMPUS MAP

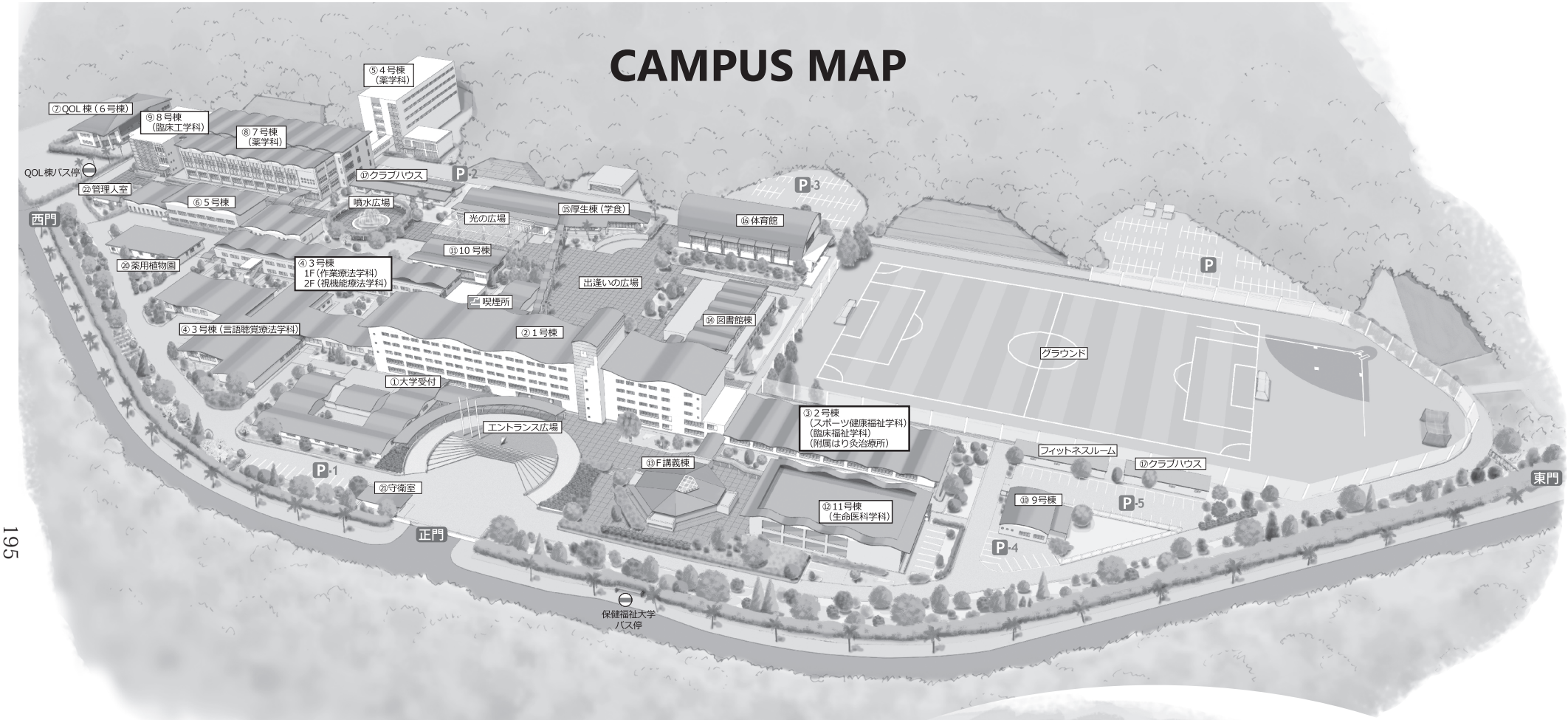

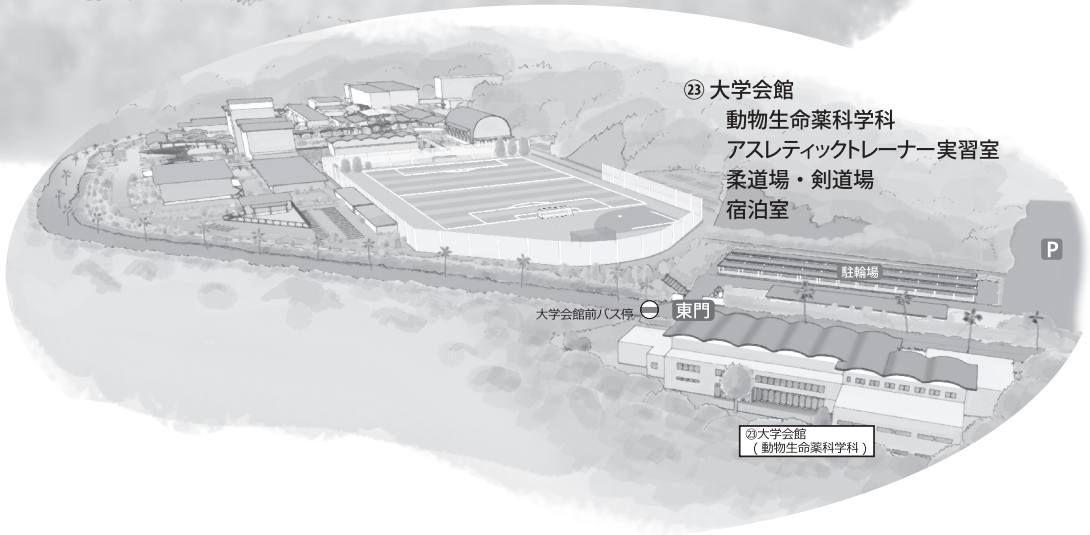

① 大学受付
② １号棟
③ ２号棟
　スポーツ健康福祉学科
　臨床福祉学科
　附属はり灸治療所
④ ３号棟
　言語聴覚療法学科
　作業療法学科（１F）
　視機能療法学科（２F）
⑤ ４号棟（薬学科）
⑥ ５号棟
⑦ QOL 棟（６号棟）
　がん細胞研究所
　QOL 研究機構
⑧ ７号棟（薬学科）
⑨ ８号棟（臨床工学科）
⑩ ９号棟（動物療法）
⑪ 10 号棟
　ラーニングサポートセンター（英語村）
　丸善（書店）
　セブンイレブン
⑫ 11 号棟（生命医科学科）
⑬ F 講義棟
⑭ 図書館棟
　附属図書館（ラーニングコモンズ）
　加計勉記念室
⑮ 厚生棟（学食）
　食堂カメリア
⑯ 体育館
⑰ クラブハウス
⑱ フィットネスルーム
⑲ クラブハウス
　（サッカー・野球）
⑳ 薬用植物園
　薬草園管理室
㉑ 守衛室
㉒ 管理人室

講義室・実習室・研究室等配置表

１号棟（管理）		理事長室、副理事長室、学長室、社会福祉学部長室、保健科学部長室、薬学部長室、事務局長室、事務局庶務部（庶務課・会計課）通信教育事務室、非常勤講師室、会議室1～3、応接室、入試広報室
１号棟（講義）	1F	スチューデントサポートセンター（教務課・学生課）、キャリアサポートセンター、ボランティアセンター、保健室、講義室1～8
	2F	情報処理室、ＬＬ教室、講義室9～22
	3F	研究室、会議室、保健科学部実習センター
	4F	キャリア支援室、社会福祉学部実習センター、自習室、演習室、研究室
	5F	演習室、研究室
２号棟		プレイルーム、介護実習室、入浴実習室、家政実習室、はり灸治療所、実習室、実習準備室
３号棟（言語）		集団訓練室、観察室、プレイルーム、実習指導準備室、家庭生活コミュニケーション室、コミュニケーション機器適合実習室、検査実習室、言語聴覚実習室
３号棟（作業・視機能）		
	1F （作　業）	日常動作訓練、技師装具実習室、金工・木工・陶工室、準備室、織物・手工芸・絵画室、レクリエーション室、評価実習室
	2F （視機能）	解剖学実習室、生理学実習室、視機能矯正実習室、視機能訓練実習室（暗室）、視機能訓練実習室（明）、眼科実習室、視覚生理学実習室
４号棟（薬学）	1F	模擬保険薬局、模擬病院薬局、ベッドサイド実習室、ロッカー室、飼育室、NMR室
	2F	第1会議室、第3会議室、中央機器室、細胞培養室、演習室、研究室
	3F	機器分析室、第2会議室、演習室、大学院室
	4F	研究室
	5F	研究室
	6F	研究室
５号棟（講義）	1F	講義室23～27
	2F	講義室28～29、美術室（講義室30）
６号棟（ＱＯＬ研究機構、がん細胞研究所）		
	1F	ＱＯＬ研究機構長室、生命医科学部長室、資料室、実験室1、データ解析室、カンファレンス室、会議室1～2
	2F	実験室2、培養室、社会福祉学研究所、保健科学研究所、薬学研究所
７号棟（薬学）	1F	第1実習室、講義室31～32、ロッカー室
	2F	第2実習室、講義室33～34
	3F	第3実習室
８号棟（臨床工学）		
	1F	臨床工学実習室
	2F	電気・電子実習室、演習室1～2
	3F	保守管理実習室、工作室、準備室
９号棟		動物セラピー実習室、トリミング実習室
１０号棟		ラーニング・サポートセンター、英語村、丸善、セブンイレブン
１１号棟（生命医科学）		
	1F	鏡検室、実習室1～2、培養室、ロッカールーム
	2F	細胞診講義実習室、臨床生理実習室、演習室１～２、実習室３、自習室
大学会館	1F	剣道場、柔道場、ＡＴ演習室、解剖病理室、総合診察室、実習室
	2F	研修室、臨床検査実習室、衛生学実習室
	3F	宿泊室、浴室
動物舎		入院室、飼育・実験室、洗浄・消毒室
厚生棟		学生食堂、カメリア（学生食堂）

講義室・研究室等配置図

A－1号棟（管理）

1 階

Ｂ－１号棟（講義）

１階

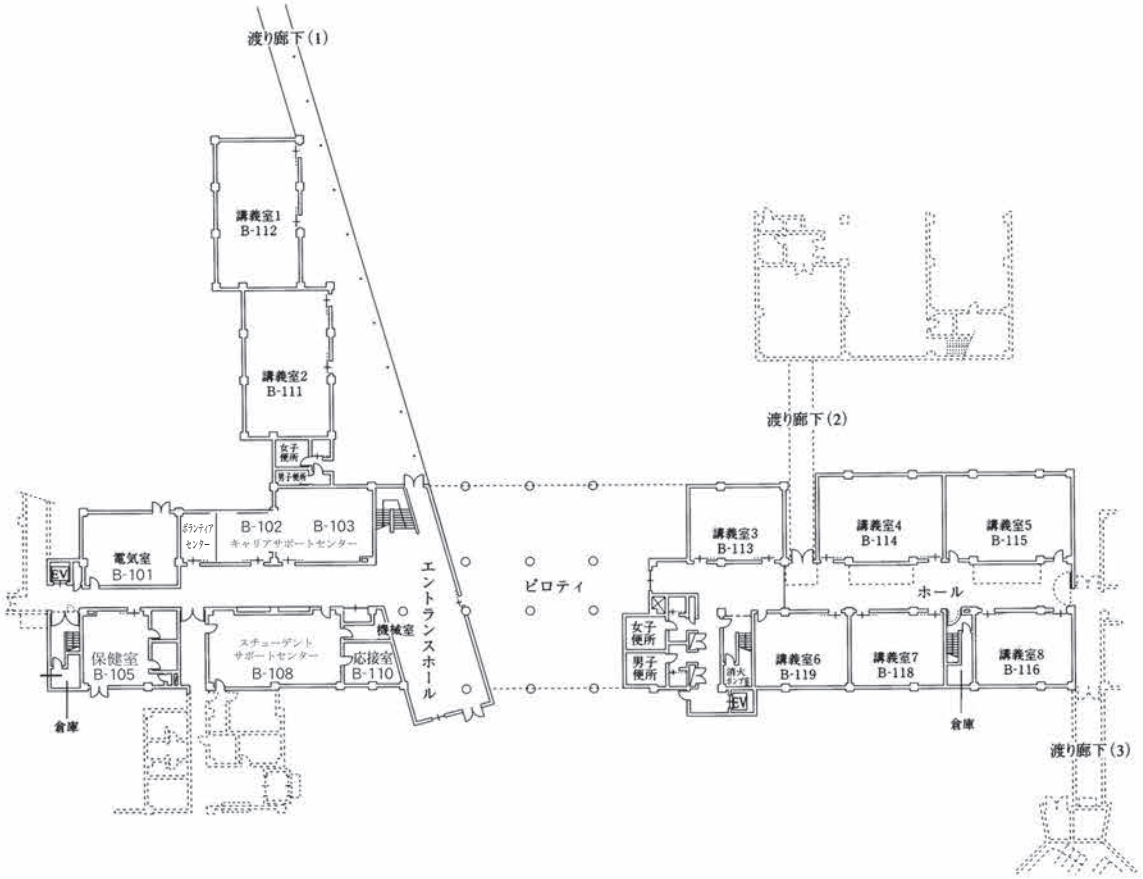
渡り廊下(1)
講義室1
B-112
講義室2
B-111
女子便所
男子便所
ボランティアセンター
B-102
B-103
キャリアサポートセンター
電気室
B-101
保健室
B-105
スチューデントサポートセンター
B-108
機械室
応接室
B-110
エントランスホール
倉庫
ピロティ
渡り廊下(2)
講義室3
B-113
講義室4
B-114
講義室5
B-115
ホール
女子便所
男子便所
消火ポンプ室
講義室6
B-119
講義室7
B-118
講義室8
B-116
倉庫
渡り廊下(3)

2 階

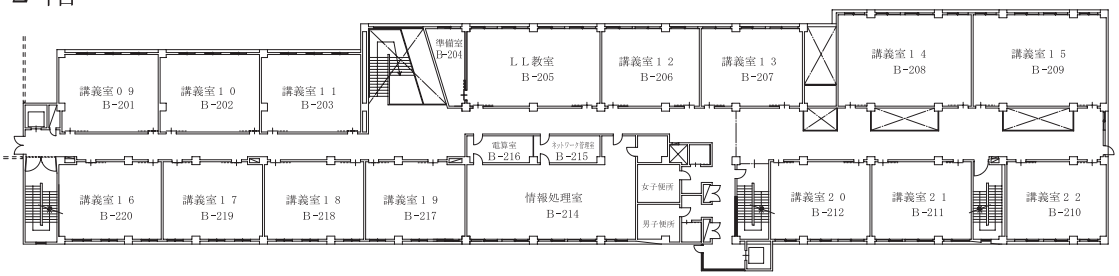

3 階

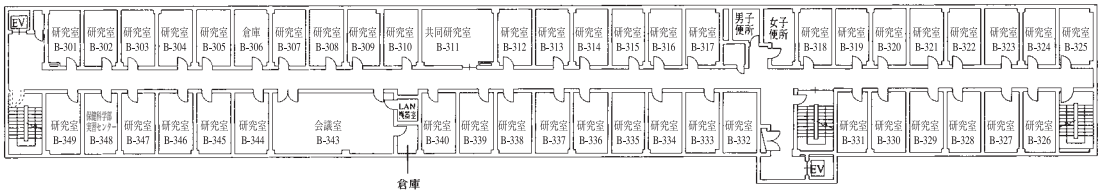

4 階

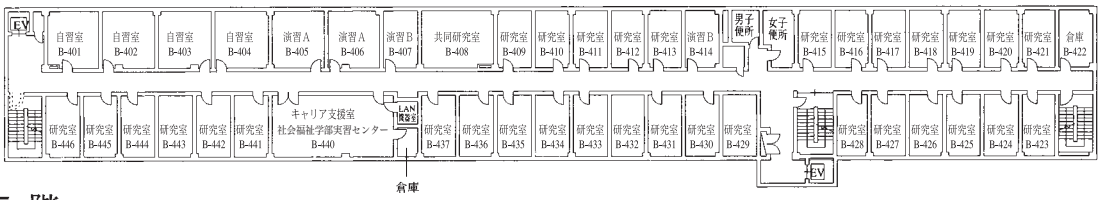

5 階

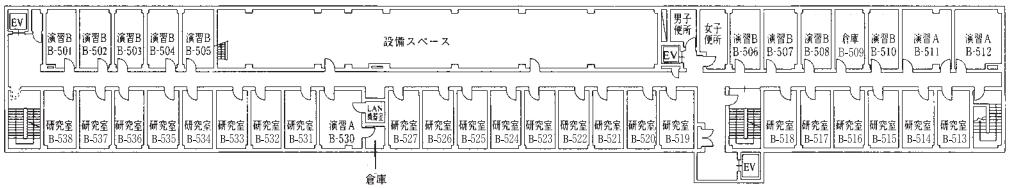

塔屋 1 階

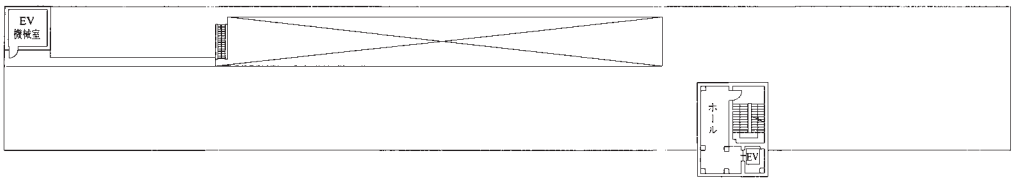

塔屋 2 階

塔屋 3 階

Ｃ－２号棟

１階

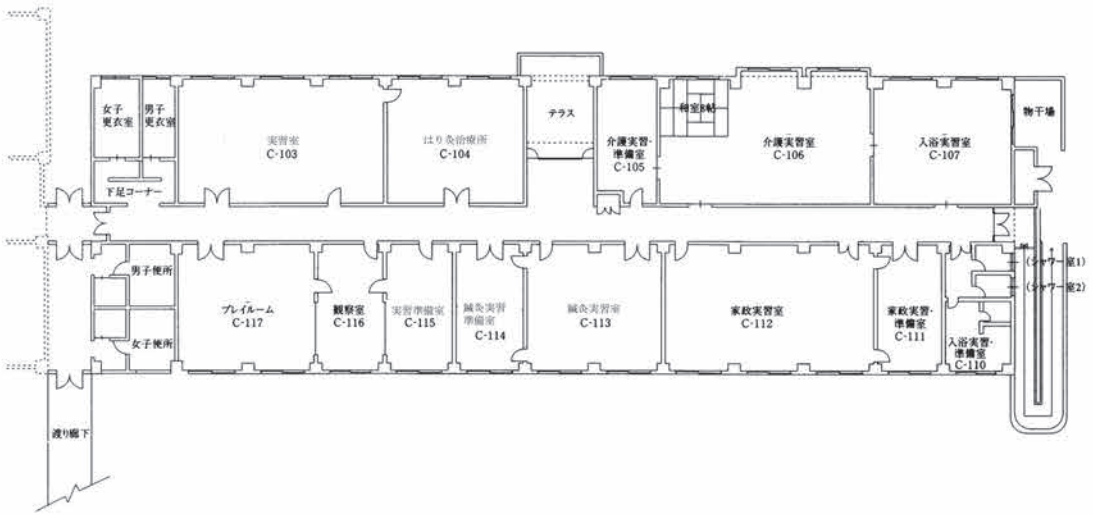
女子更衣室
男子更衣室
下足コーナー
実習室 C-103
はり灸治療所 C-104
テラス
介護実習・準備室 C-105
介護実習室 C-106
入浴実習室 C-107
物干場
(シャワー室1)
(シャワー室2)
男子便所
女子便所
プレイルーム C-117
観察室 C-116
実習準備室 C-115
調理実習準備室 C-114
調理実習室 C-113
家政実習室 C-112
家政実習・準備室 C-111
入浴実習・準備室 C-110
渡り廊下

Ｄ－３号棟（言語）
Ｅ－３号棟（作業・視機能）

１階

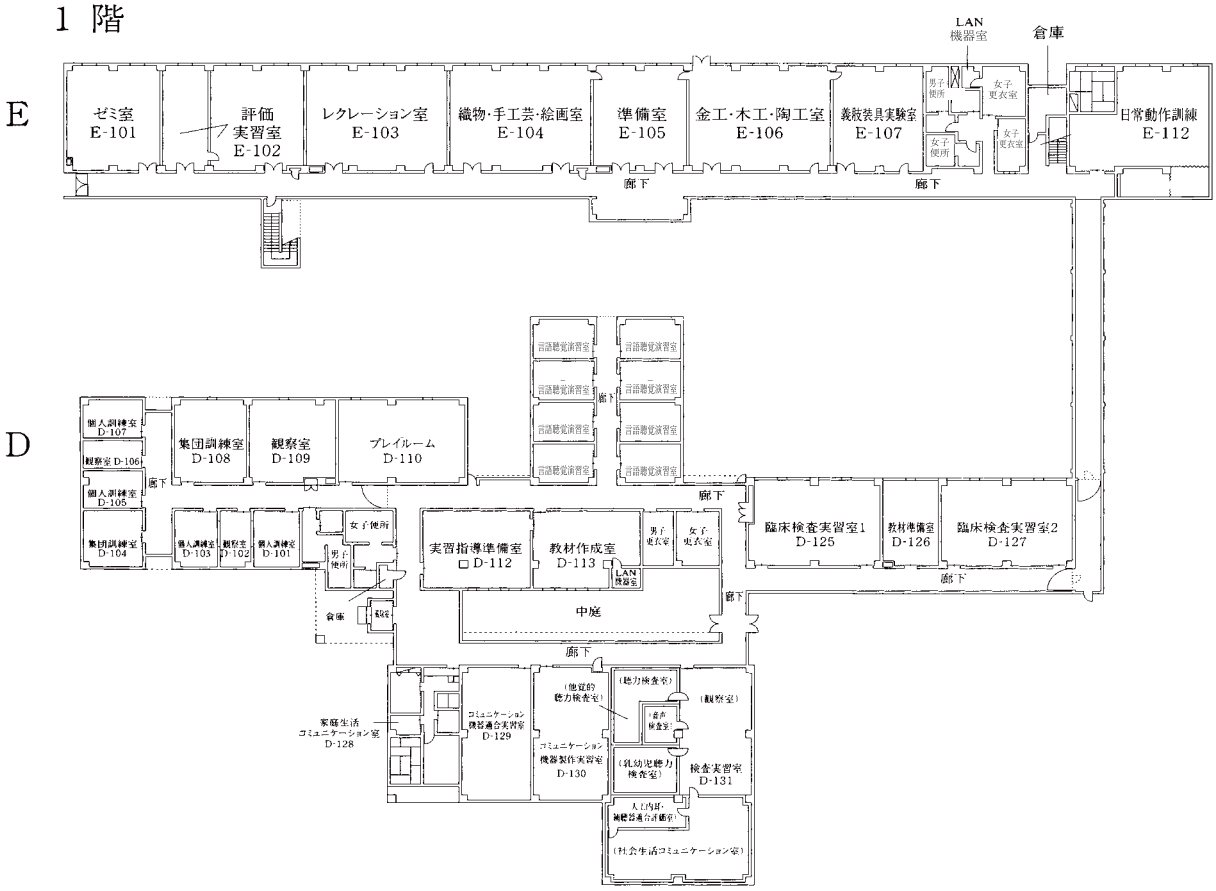

２階

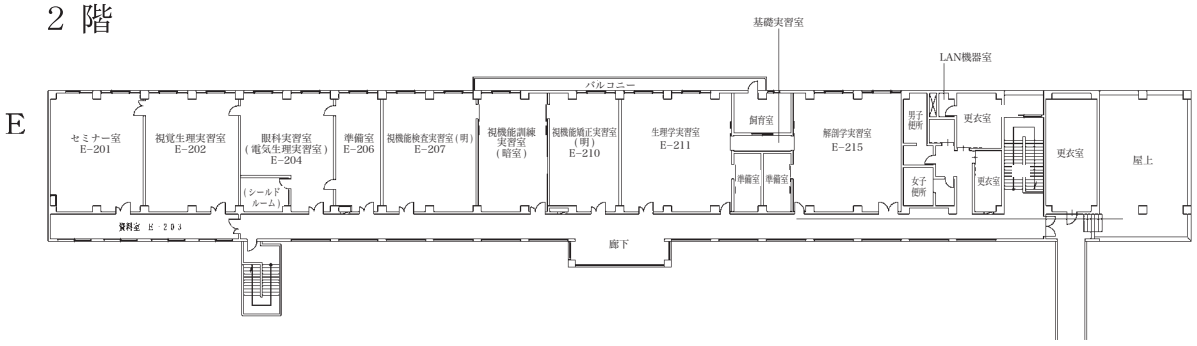

M－4号棟（薬学）

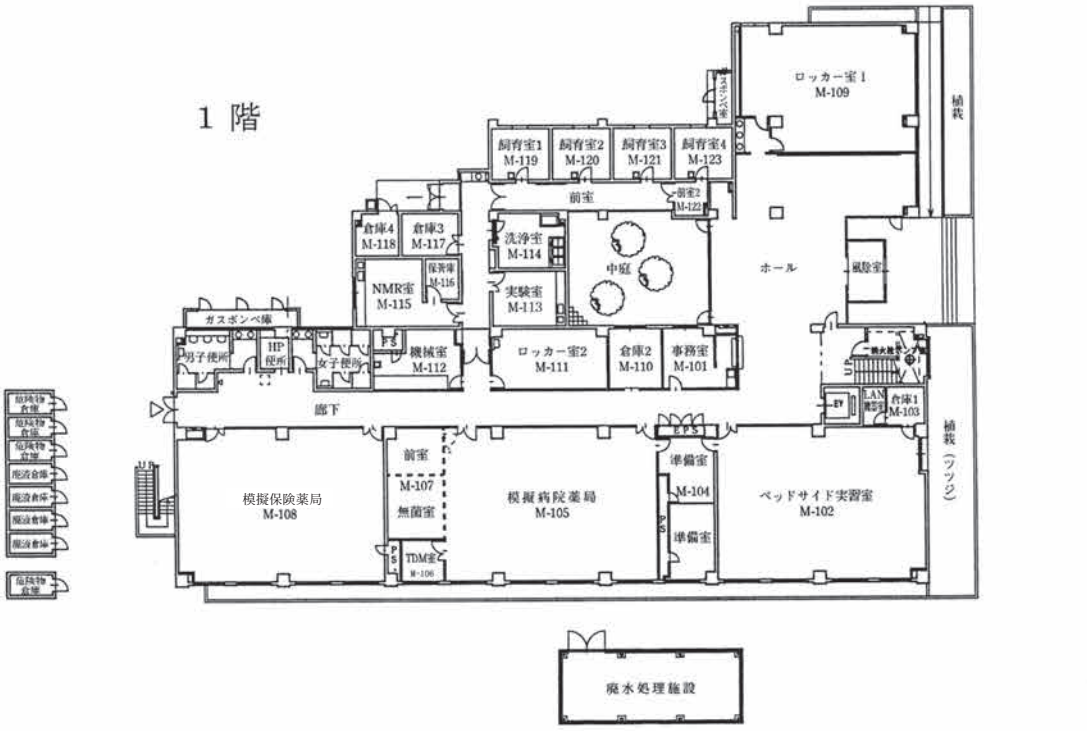
1 階
ロッカー室1
M-109
植栽
飼育室1
M-119
飼育室2
M-120
飼育室3
M-121
飼育室4
M-123
前室
倉庫4
M-118
倉庫3
M-117
洗浄室
M-114
中庭
ホール
風除室
NMR室
M-115
保管庫
M-116
実験室
M-113
ガスボンベ庫
男子便所
HP
便所
女子便所
機械室
M-112
ロッカー室2
M-111
倉庫2
M-110
事務室
M-101
廊下
倉庫1
M-103
LAN
配管室
EV
EPS
危険物
倉庫
劇薬倉庫
毒物倉庫
廃液倉庫
模擬保険薬局
M-108
前室
M-107
無菌室
TDM室
M-106
模擬病院薬局
M-105
準備室
M-104
準備室
ベッドサイド実習室
M-102
植栽（ウッド）
廃水処理施設

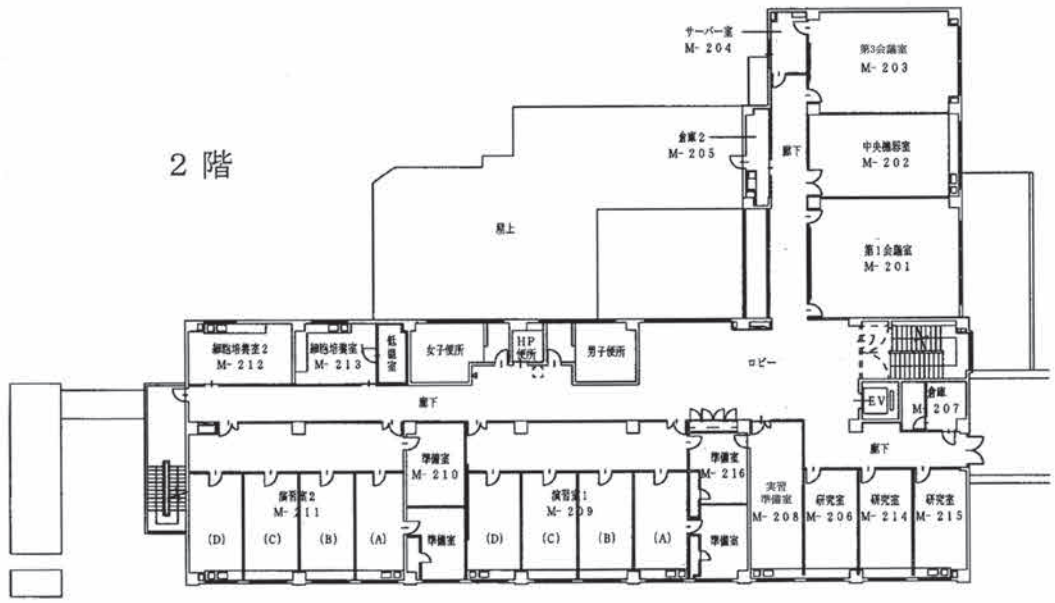
2 階
サーバー室
M-204
第3会議室
M-203
倉庫2
M-205
廊下
中央機器室
M-202
屋上
第1会議室
M-201
細胞培養室2
M-212
細胞培養室
M-213
低温室
女子便所
HP
便所
男子便所
ロビー
廊下
EV
倉庫
M-207
廊下
準備室
M-210
準備室
M-216
実習
準備室
M-208
研究室
M-206
研究室
M-214
研究室
M-215
保管室2
M-211
保管室1
M-209
(D)
(C)
(B)
(A)
準備室
(D)
(C)
(B)
(A)
準備室

3 階

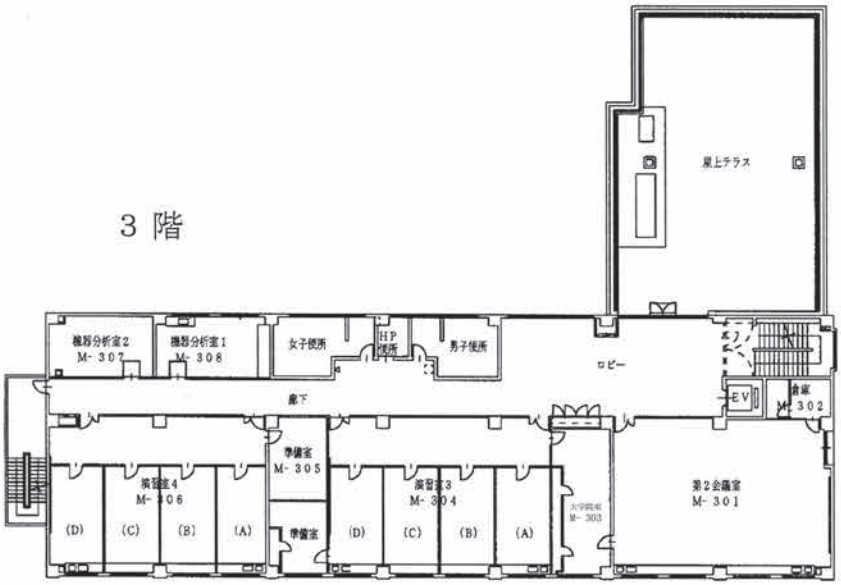
屋上テラス
機器分析室2
M-307
機器分析室1
M-308
女子便所
HP
便所
男子便所
ロビー
廊下
EV
倉庫
M-302
準備室
M-305
演習室4
M-306
(D)
(C)
(B)
(A)
演習室3
M-304
準備室
(D)
(C)
(B)
(A)
大学院室
M-303
第2会議室
M-301

4 階

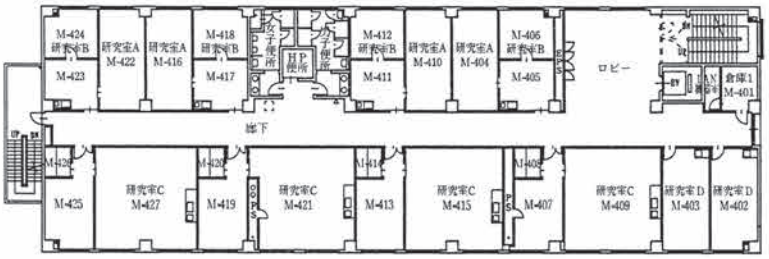
M-424
研究室B
研究室A
M-422
研究室A
M-416
M-418
研究室B
M-423
M-417
女子便所
HP
便所
男子便所
M-412
研究室B
研究室A
M-410
研究室A
M-404
M-406
研究室B
M-411
M-405
ロビー
EV
倉庫1
M-401
廊下
M-426
M-420
M-414
M-408
M-425
研究室C
M-427
M-419
研究室C
M-421
M-413
研究室C
M-415
M-407
研究室C
M-409
研究室D
M-403
研究室D
M-402

5 階

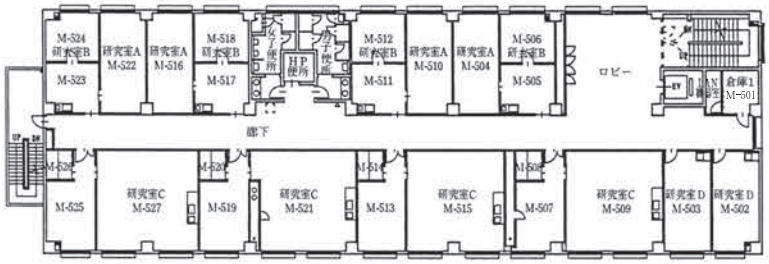
M-524
研究室B
研究室A
M-522
研究室A
M-516
M-518
研究室B
M-523
M-517
女子便所
HP
便所
男子便所
M-512
研究室B
研究室A
M-510
研究室A
M-504
M-506
研究室B
M-511
M-505
ロビー
EV
倉庫1
M-501
廊下
M-526
M-520
M-514
M-508
M-525
研究室C
M-527
M-519
研究室C
M-521
M-513
研究室C
M-515
M-507
研究室C
M-509
研究室D
M-503
研究室D
M-502

6 階

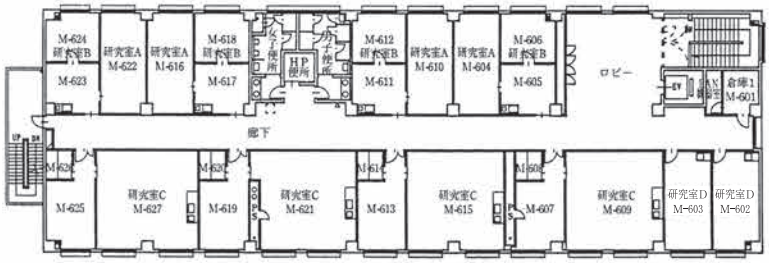
M-624
研究室B
研究室A
M-622
研究室A
M-616
M-618
研究室B
M-623
M-617
女子便所
HP
便所
男子便所
M-612
研究室B
研究室A
M-610
研究室A
M-604
M-606
研究室B
M-611
M-605
ロビー
EV
倉庫1
M-601
廊下
M-626
M-620
M-614
M-608
M-625
研究室C
M-627
M-619
研究室C
M-621
M-613
研究室C
M-615
M-607
研究室C
M-609
研究室D
M-603
研究室D
M-602

N−5号棟(講義)

1 階

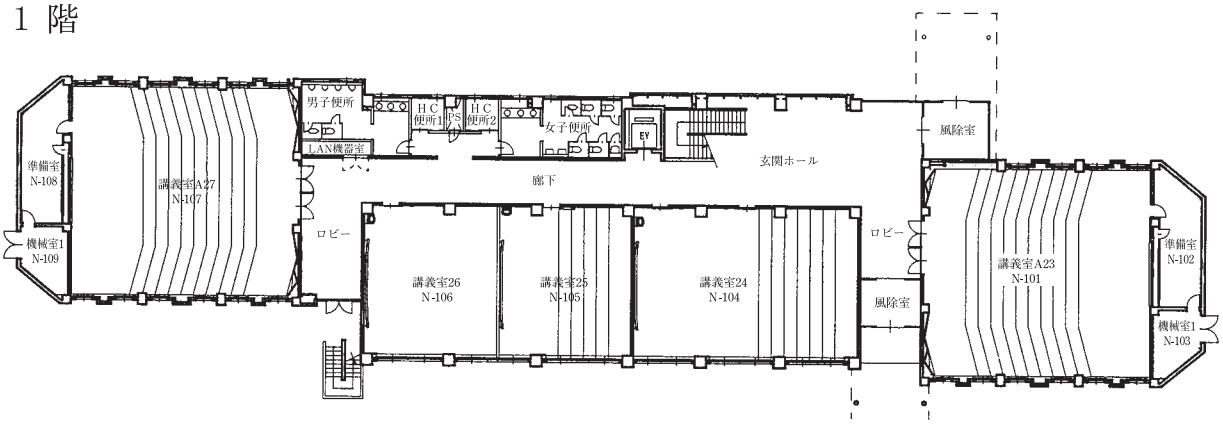
準備室
N-108
講義室A27
N-107
男子便所
LAN機器室
HC
便所1
PS
HC
便所2
女子便所
EV
廊下
玄関ホール
風除室
ロビー
機械室1
N-109
講義室26
N-106
講義室25
N-105
講義室24
N-104
ロビー
風除室
講義室A23
N-101
準備室
N-102
機械室1
N-103

2 階

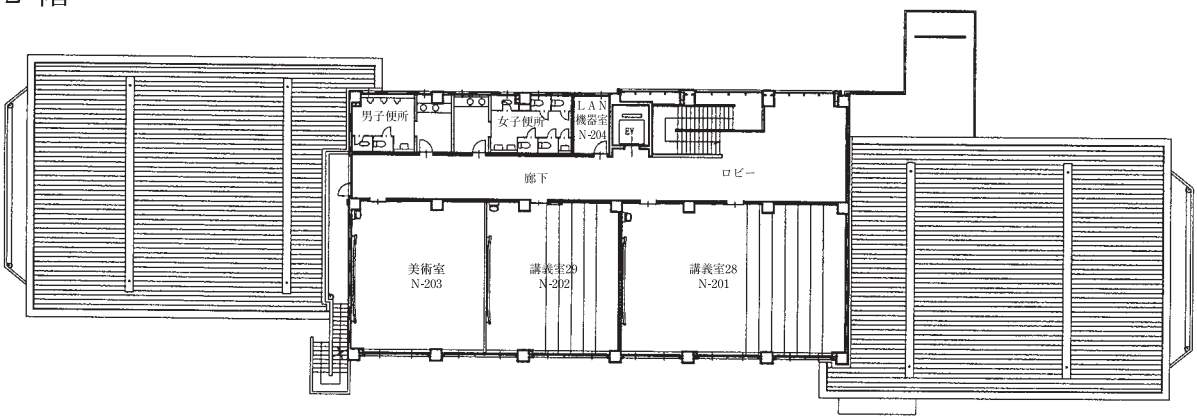
男子便所
女子便所
LAN
機器室
N-204
EV
廊下
ロビー
美術室
N-203
講義室29
N-202
講義室28
N-201

Ｏ－６号棟（ＱＯＬ研究機構棟）

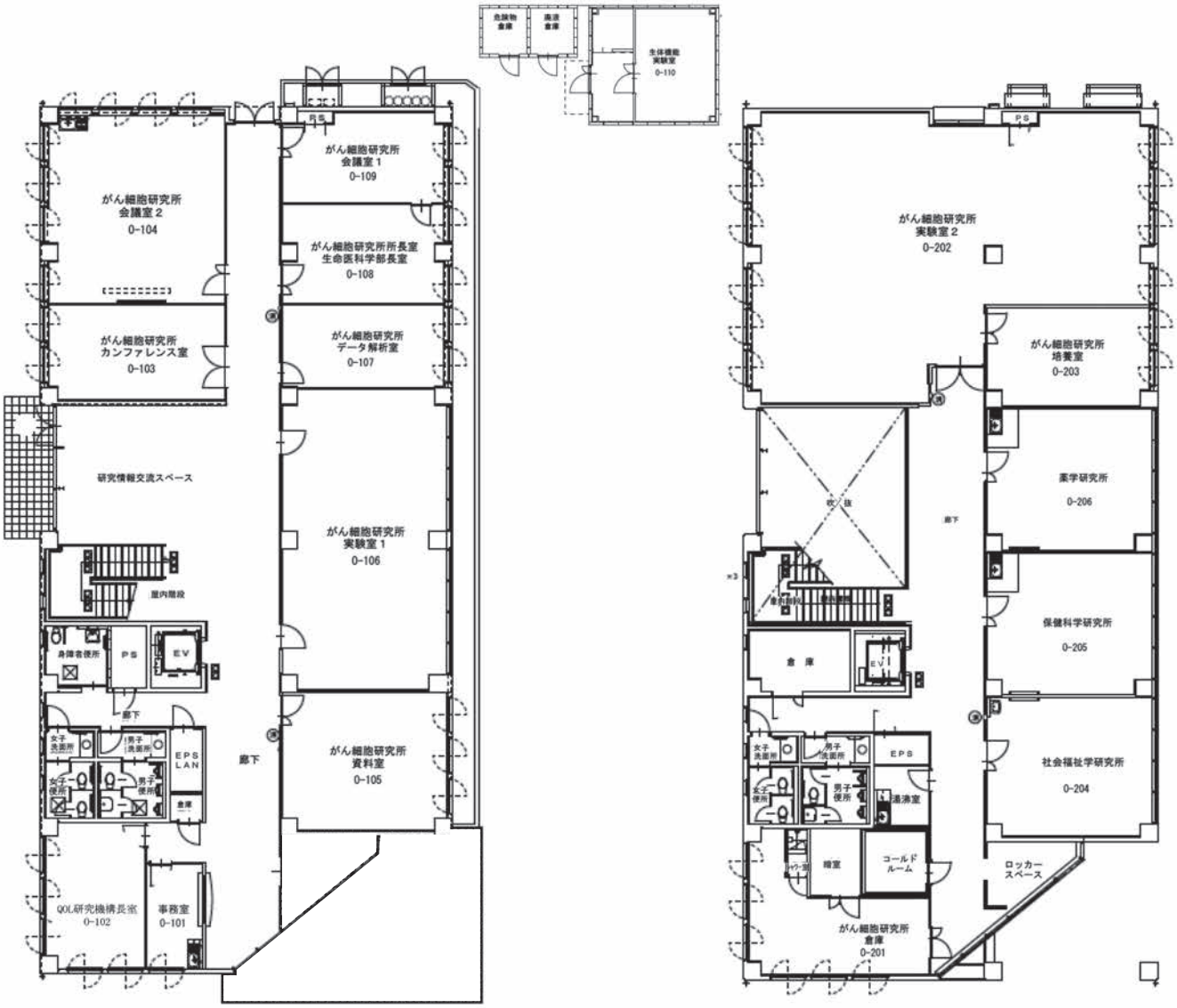

Ｐ－７号棟（薬学）

1 階

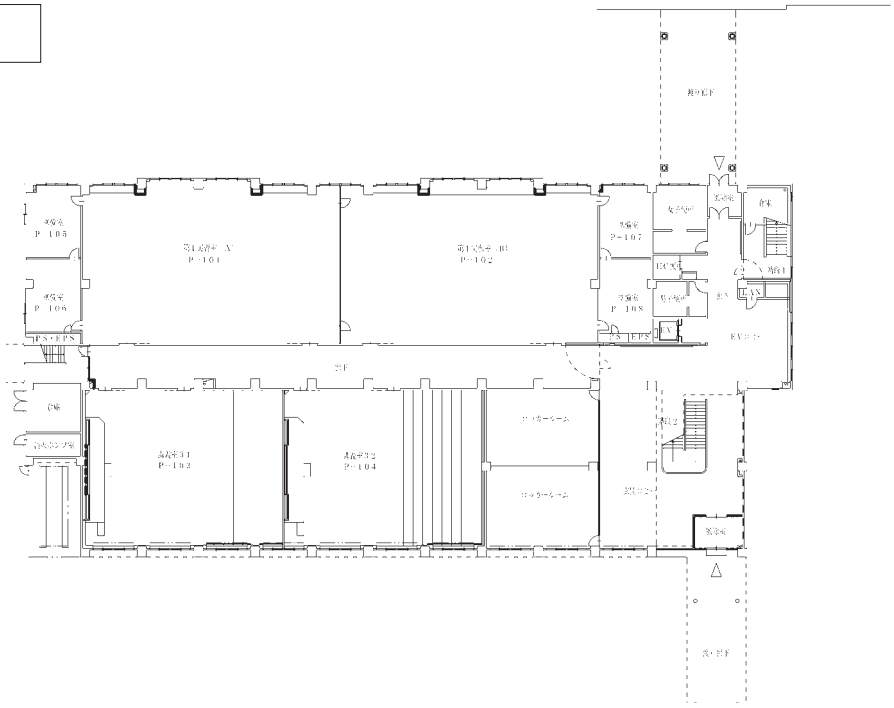

2 階

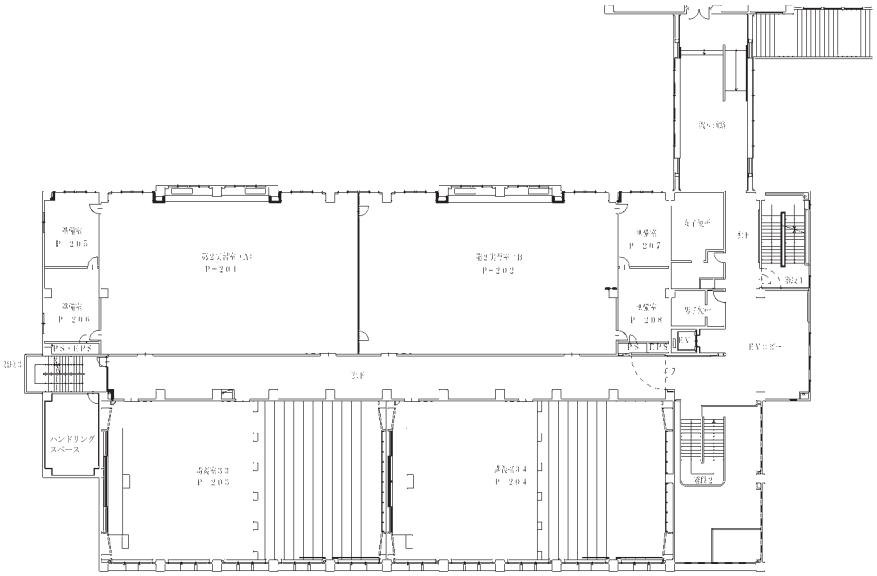

3 階

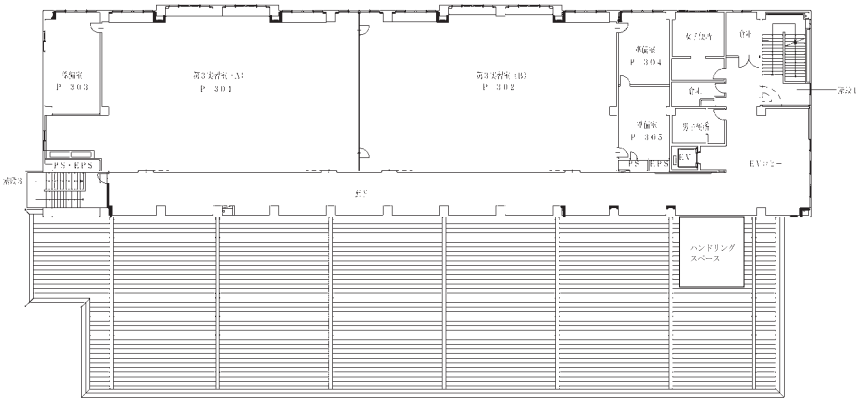

Ｑ－８号棟(臨床工学)

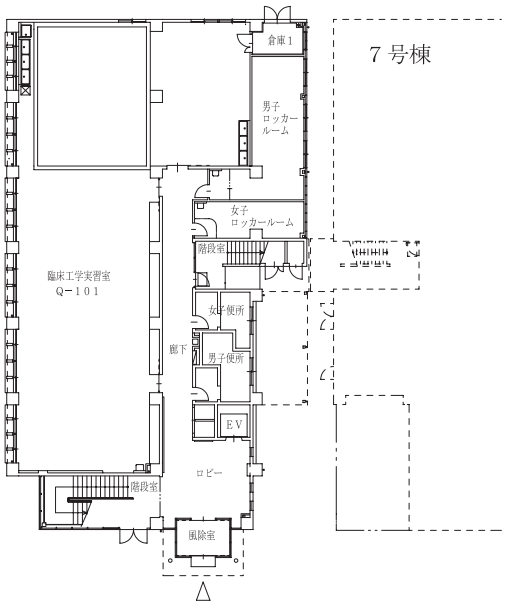

１階

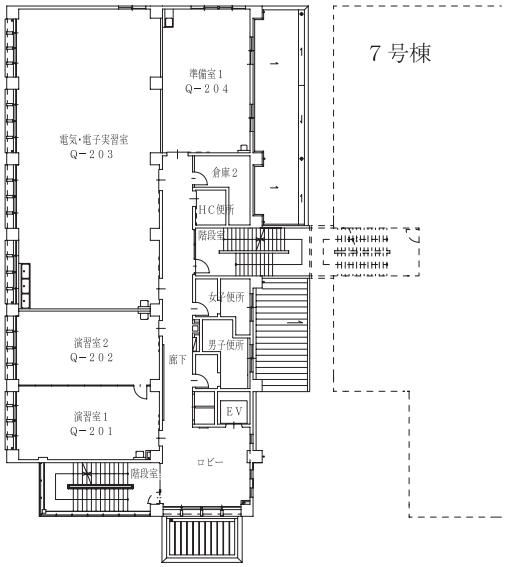

２階

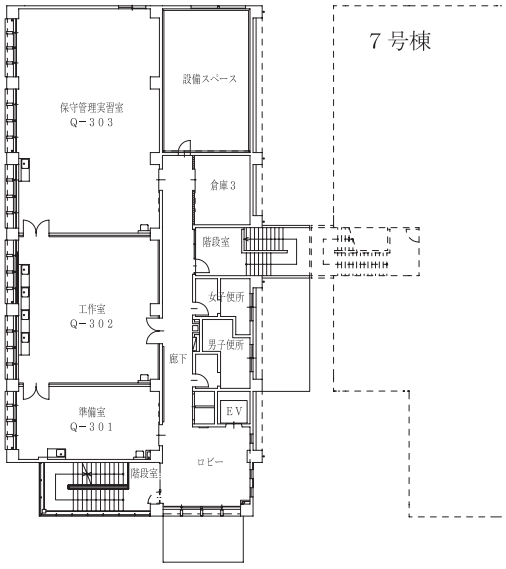

３階

Ｒ－９号棟(動物療法)

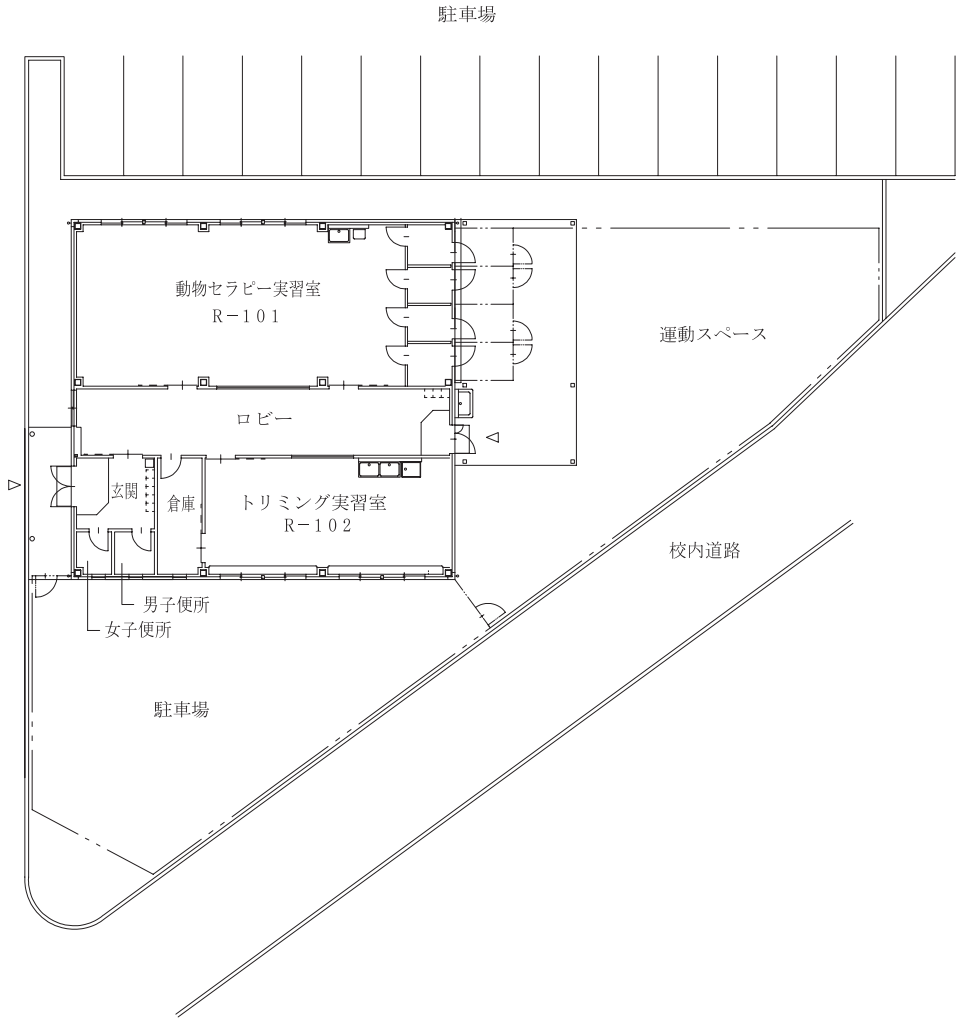
駐車場
動物セラピー実習室
R－101
運動スペース
ロビー
玄関
倉庫
トリミング実習室
R－102
校内道路
男子便所
女子便所
駐車場

１階

S－10 号 棟

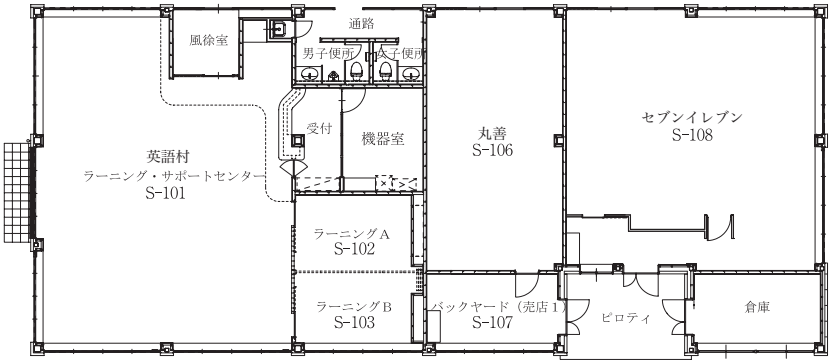
風徐室
通路
男子便所
女子便所
受付
機器室
丸善
S-106
セブンイレブン
S-108
英語村
ラーニング・サポートセンター
S-101
ラーニングA
S-102
ラーニングB
S-103
バックヤード（売店1）
S-107
ピロティ
倉庫

Ｔ－１１号棟（生命医科学）

１階

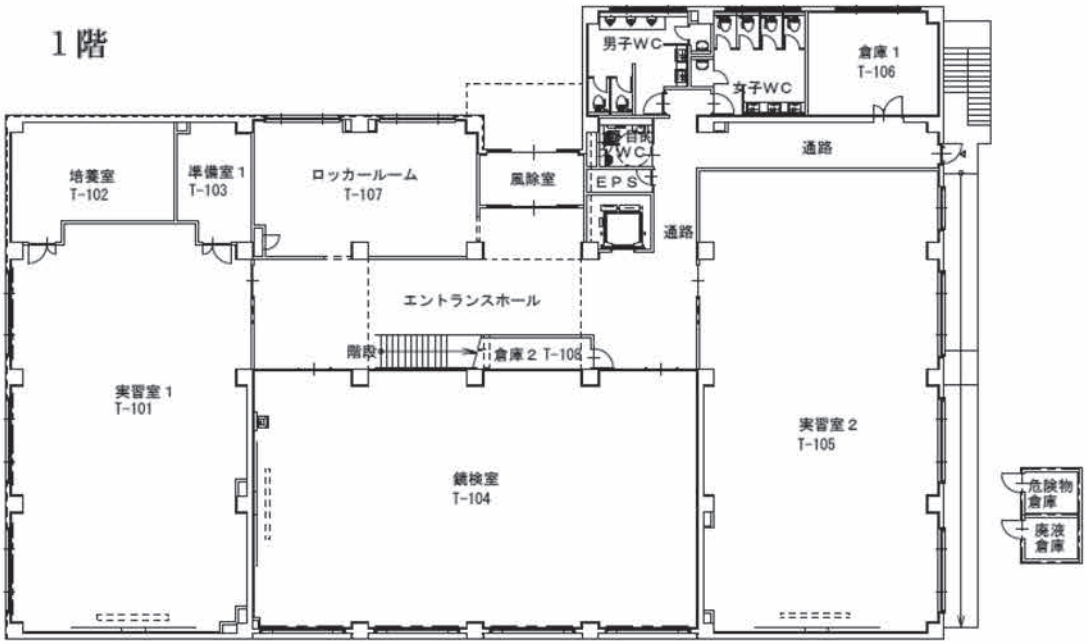

２階

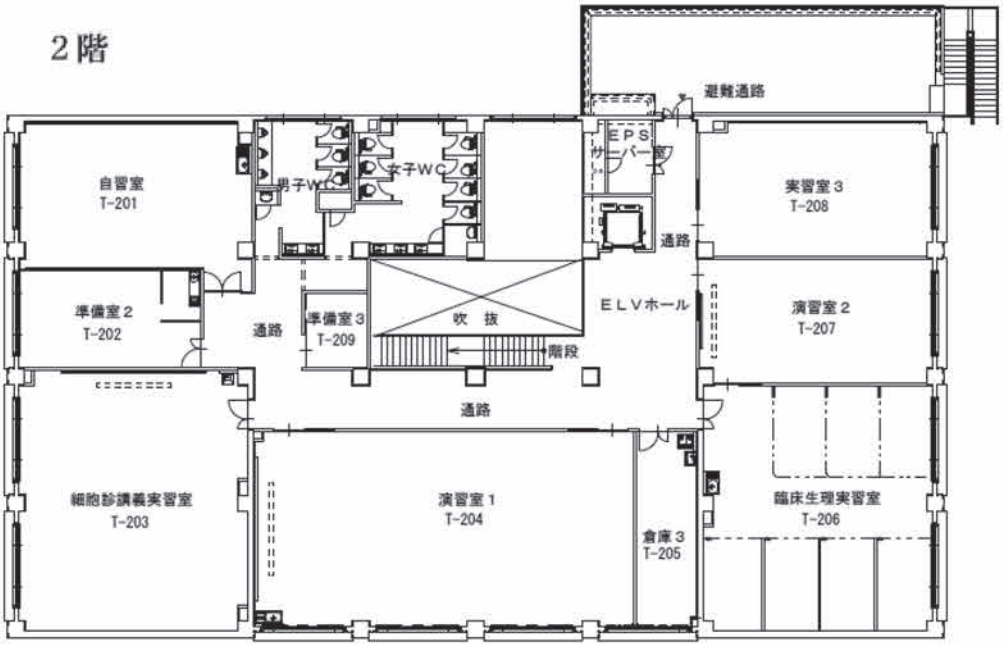

Ⅰ－大学会館

1 階

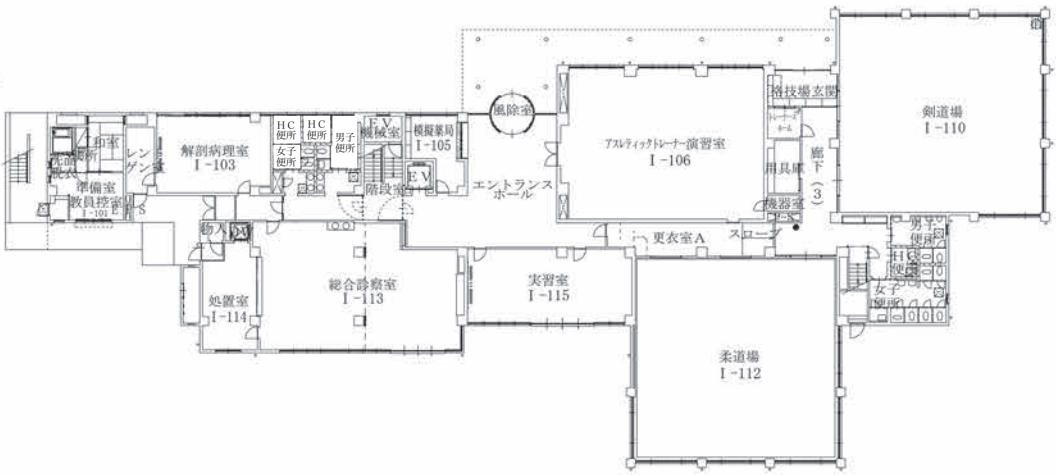

2 階

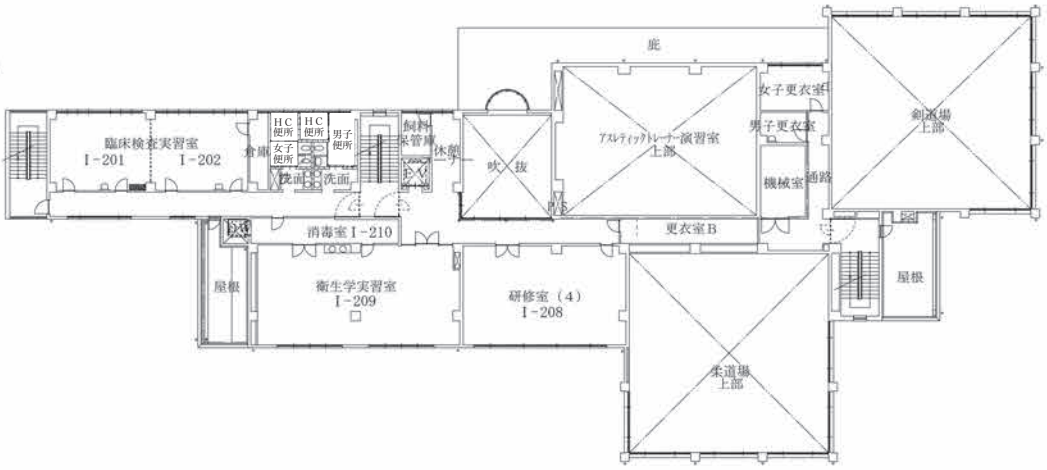

3 階

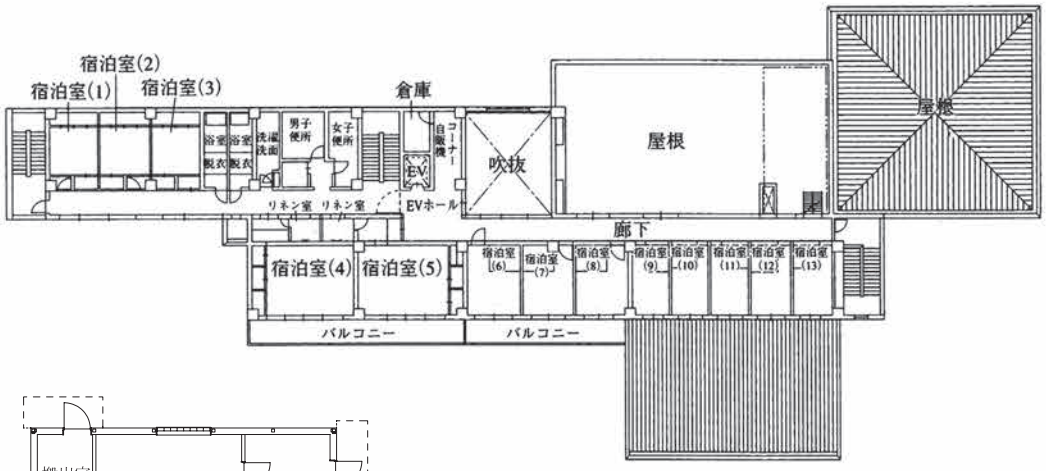

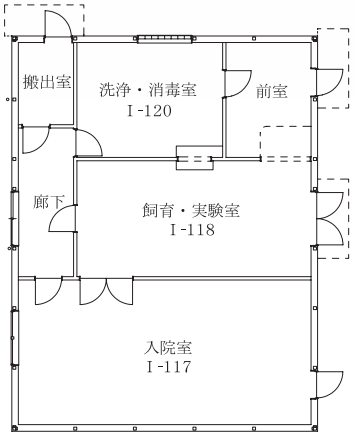

動　物　舎

Ｈ－厚生棟

1 階

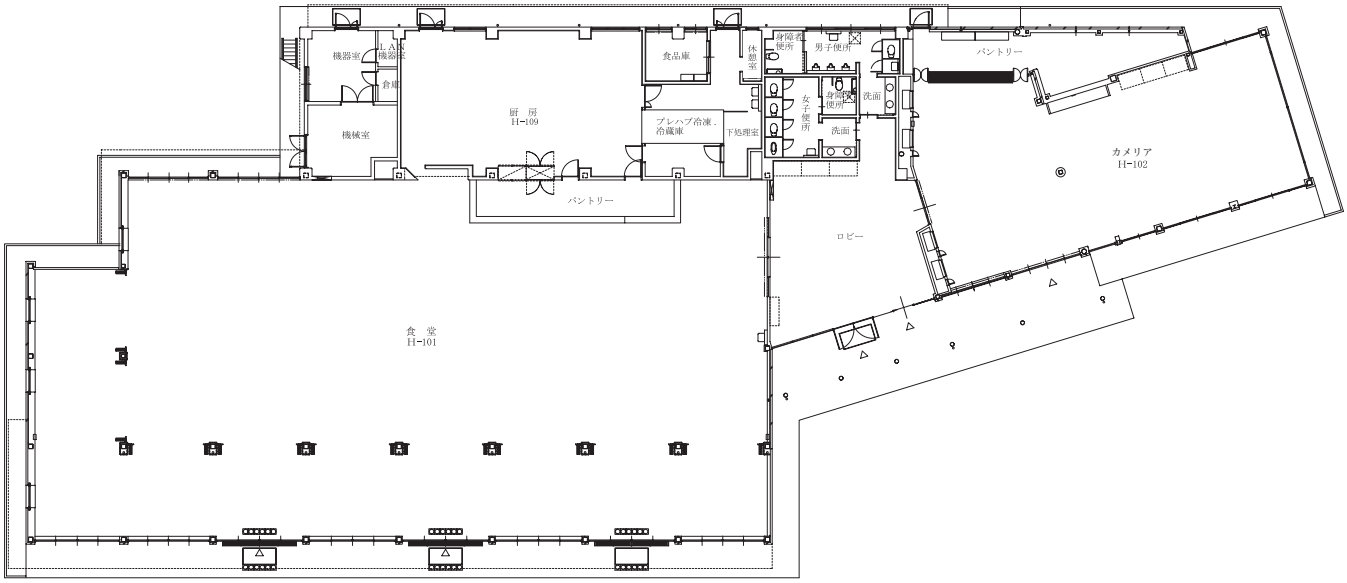
機器室
ＬＡＮ機器室
倉庫
機械室
厨　房
H-109
食品庫
休憩室
身障者便所
男子便所
女子便所
身障者便所
洗面
洗面
プレハブ冷凍・冷蔵庫
下処理室
パントリー
パントリー
ロビー
カメリア
H-102
食　堂
H-101

F－講義棟

1 階

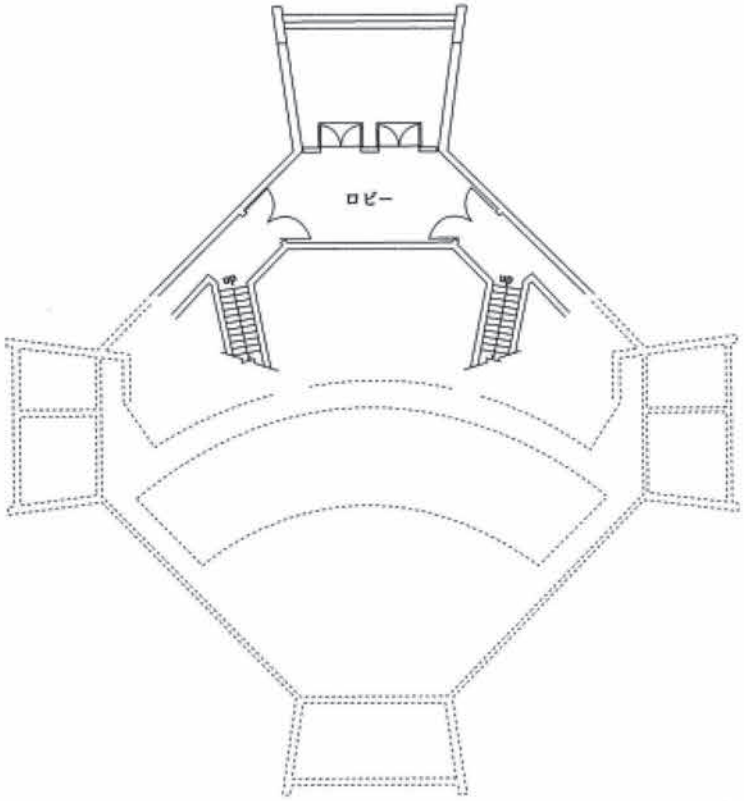

2 階

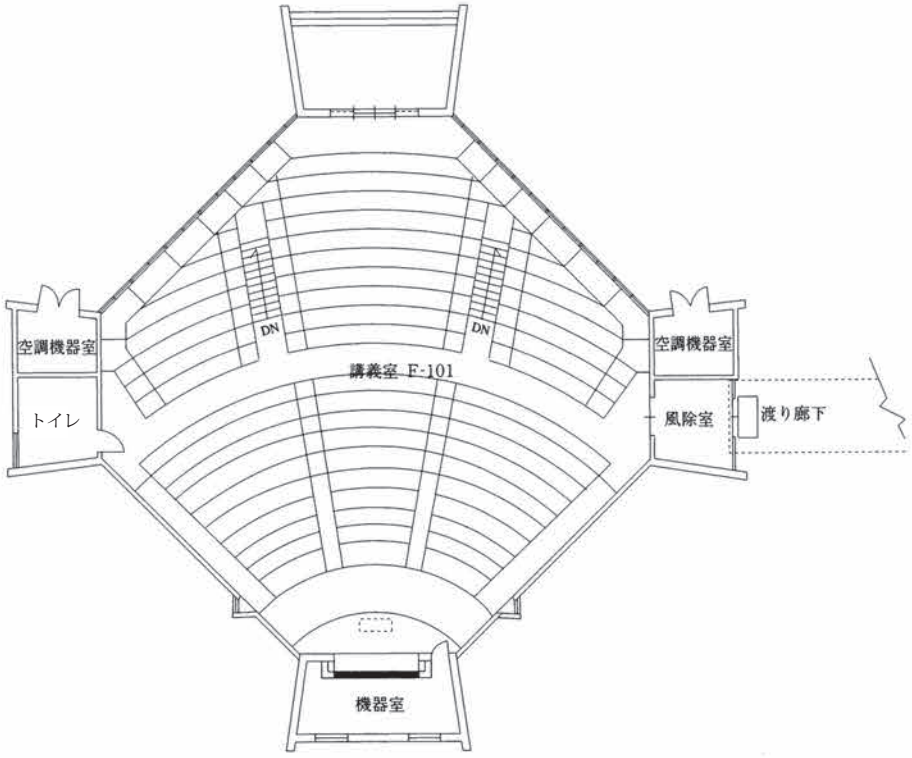

Ｊ－体育館

1 階

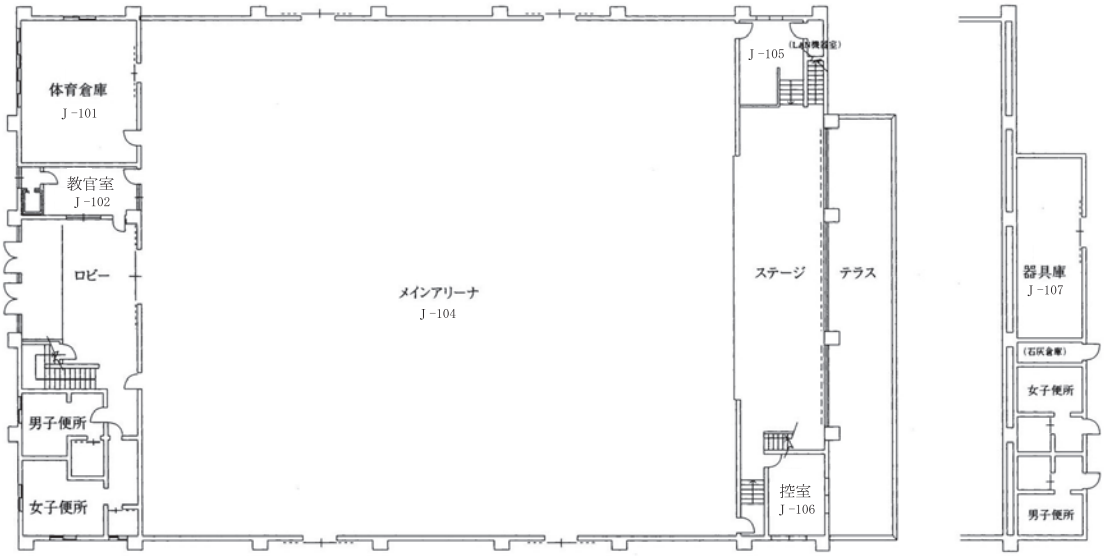
体育倉庫
J－101
教官室
J－102
ロビー
男子便所
女子便所
メインアリーナ
J－104
J－105
ステージ
テラス
控室
J－106
器具庫
J－107
（石灰倉庫）
女子便所
男子便所

2 階

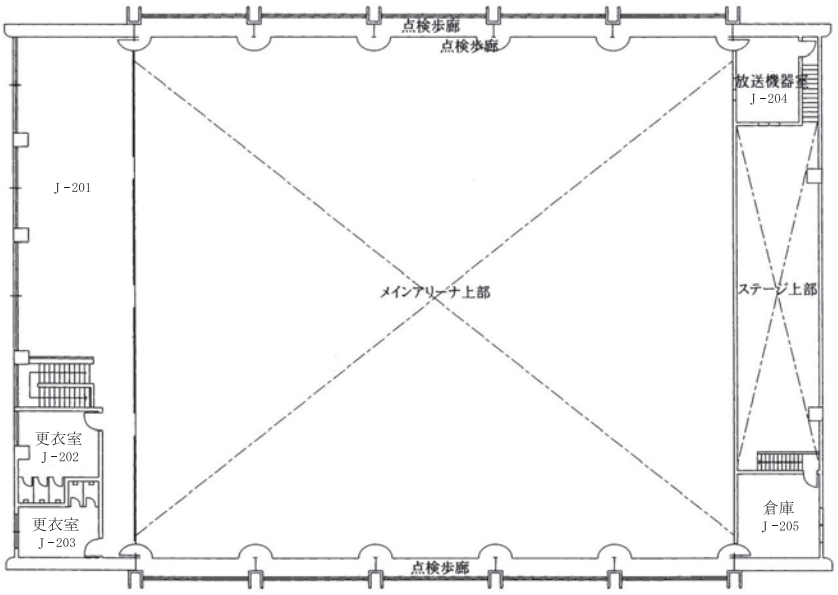
点検歩廊
点検歩廊
放送機器室
J－204
J－201
メインアリーナ上部
ステージ上部
更衣室
J－202
更衣室
J－203
倉庫
J－205
点検歩廊

1 階

K－クラブハウス

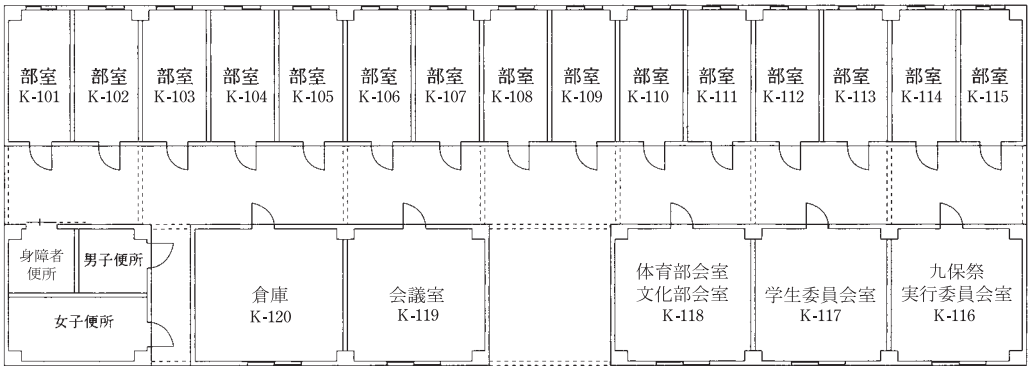
部室 K-101
部室 K-102
部室 K-103
部室 K-104
部室 K-105
部室 K-106
部室 K-107
部室 K-108
部室 K-109
部室 K-110
部室 K-111
部室 K-112
部室 K-113
部室 K-114
部室 K-115
身障者便所
男子便所
女子便所
倉庫 K-120
会議室 K-119
体育部会室 文化部会室 K-118
学生委員会室 K-117
九保祭 実行委員会室 K-116

Ｇ－図書館棟

１ 階

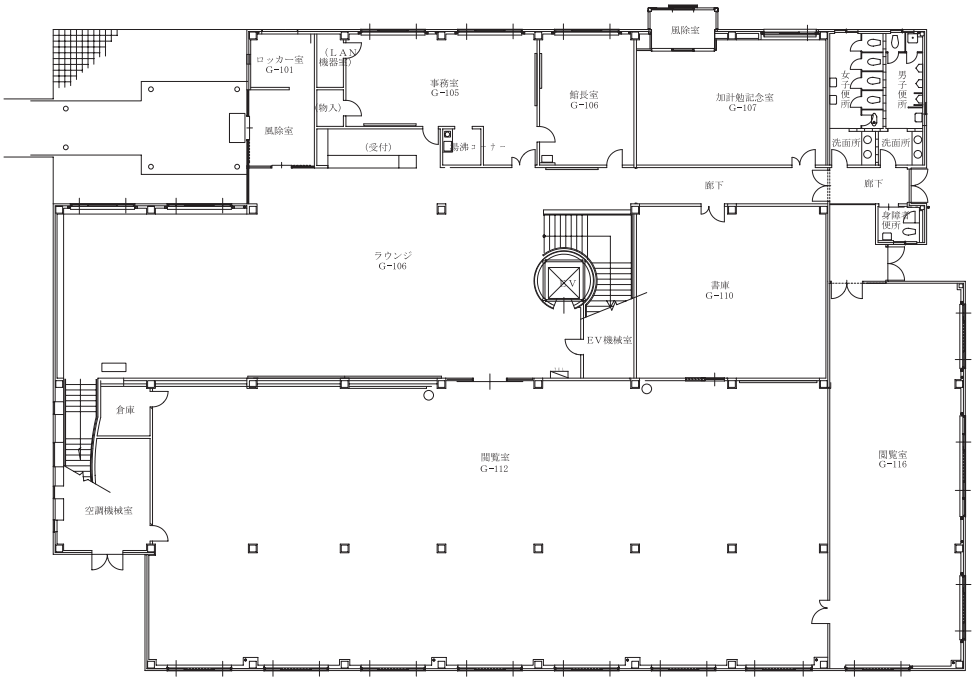
ロッカー室
G-101
（ＬＡＮ機器室）
事務室
G-105
館長室
G-106
風除室
加計勉記念室
G-107
女子便所
男子便所
風除室
（物入）
（受付）
湯沸コーナー
洗面所
洗面所
廊下
廊下
身障者便所
ラウンジ
G-106
書庫
G-110
ＥＶ機械室
倉庫
閲覧室
G-112
閲覧室
G-116
空調機械室

２ 階

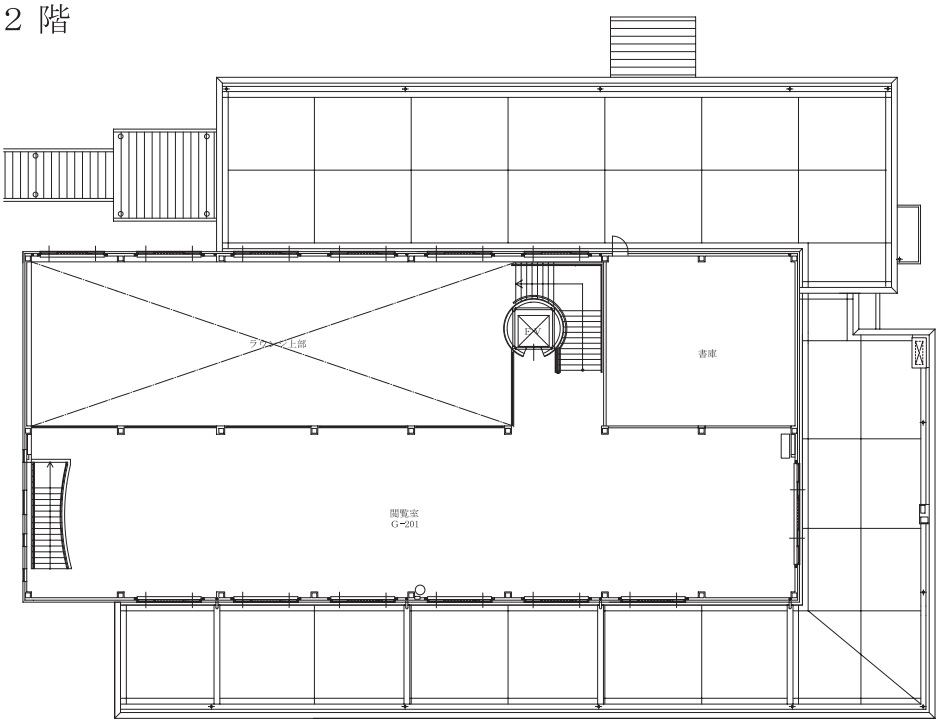
ラウンジ上部
書庫
閲覧室
G-201

学歌・学園歌

学　　歌
学　園　歌
逍　遥　歌

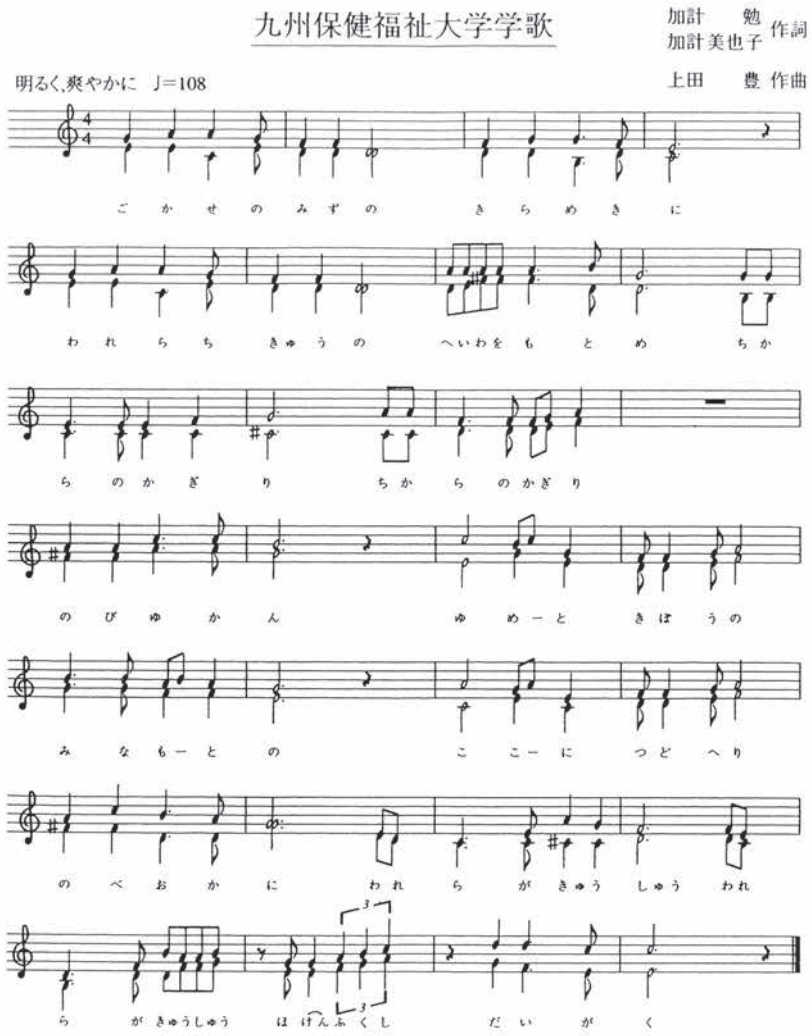

九州保健福祉大学学歌

作詞　加計　勉
作曲　加計美也子
　　上田　豊

一、五ヶ瀬の水の　きらめきに
われら地球の　平和を求め
力の限り　伸びゆかん
夢と希望の　みなもとの
ここに集えり　延岡に
我らが九州保健福祉大学

二、連なる日向の　ふところで
我ら若人　健やか育ち
世界の国の　友たらん
豊かな愛を　育む地
ここに集えり　延岡に
我らが九州保健福祉大学

三、太平洋の　黒潮に
我ら研鑽　鍛錬かさね
明日の希望の　星たらん
愛と癒しの　道目指し
ここに集えり　延岡に
我らが九州保健福祉大学

順正学園　学園歌

作詞　加計　勉
作詞　加計美也子(六番)
作曲　上田　豊

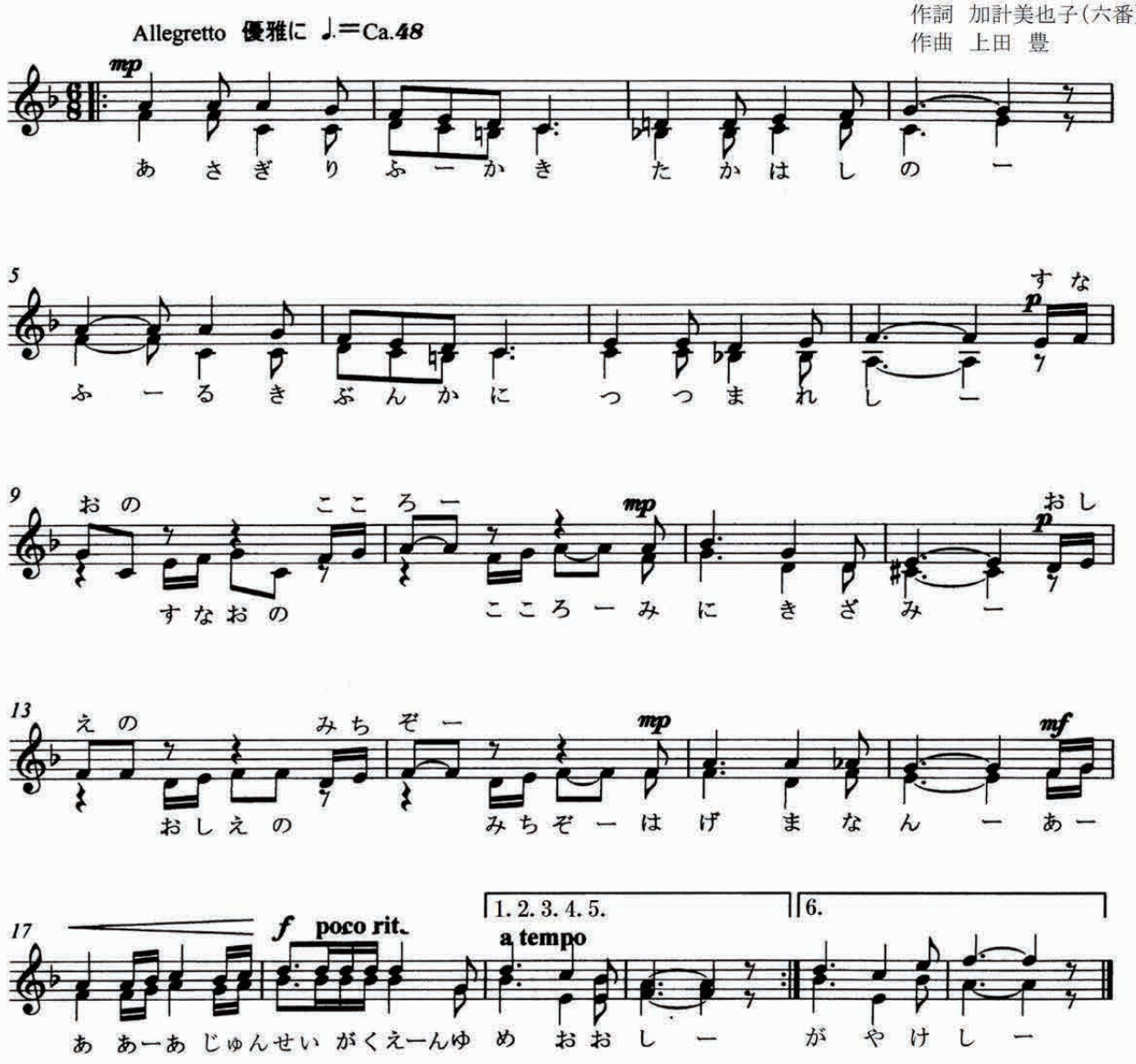

一、朝霧深き高梁の
古き文化に包まれし
順の心身にきざみ
教えの道ぞ励まなん
ああ　順正学園　夢多し

二、流れ変わらぬ旭川
水の純きに洗わるる
願の色は胸にひめ
永遠の幸せ育まん
ああ　順正学園　影きよし

三、遠くそびゆる高梁の
松山城よ濃緑よ
平和の伝統受け継ぎて
徳をぞみがき進まなん
ああ　順正学園　いや高し

四、しのぶも貴き先達の
学びの園は歴史あり
礼節正しき順正の
若き生命のいきづかん
ああ　順正学園　ゆるぎなし

五、歴史ひめたる高千穂の
日向国の山々よ
海出で照らす朝陽受け
気概ぞ胸にいざ立たん
ああ　順正学園　意気強し

六、光溢るる淡路島
はるか大和の神の国
愛の心世につなぎ
慈愛の道を歩まなん
ああ　順正学園　輝けし

順正学園　逍遥歌

清　水　比　庵　作詞
児　玉　順　二　作曲

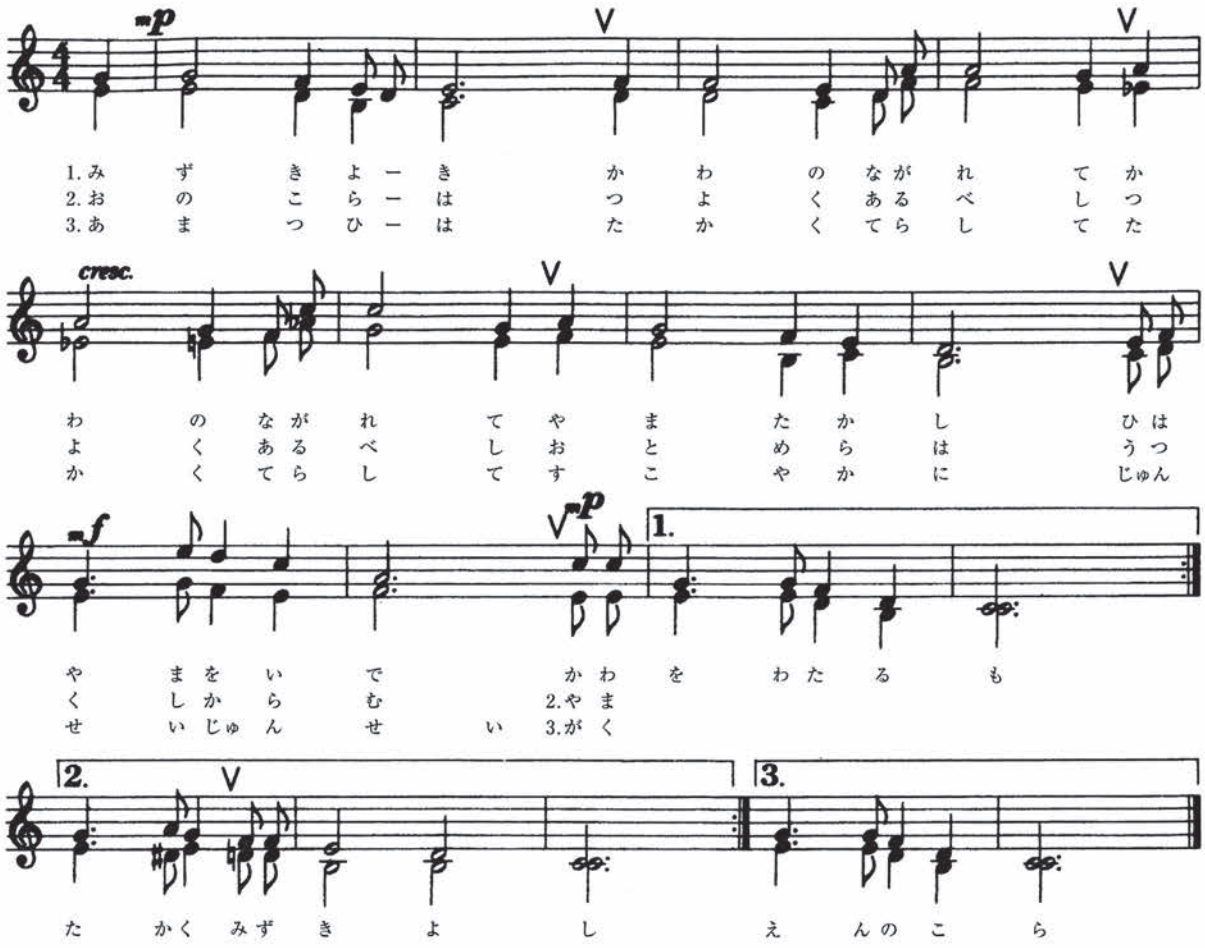

一、水清き
川の流れて山高し
日は山を出で
川をわたるも

二、男の子らは
強くあるべし乙女らは
美しからむ
山高く水清し

三、天つ日は
高く照らしてすこやかに
順正　順正
学園の子ら

九州保健福祉大学は、財団法人大学基準協会の認証評価の結果、「本協会の大学基準に適合している」と認証されました。したがって、2012（平成 24）年 4 月 1 日付で承認され、2019（平成 31）年 3 月 31 日までの期間が認定されたことになります。

再生紙を使用しております。